

はじめに

この冊子は、仙台市内にお住まいの障害者(児)やその家族の方々が利用できる福祉サービスを取りあげ、その内容を紹介したものです。

ご利用上の注意

- 原則として令和 7 年 4 月 1 日時点での情報を掲載しています。最新情報については、仙台市ホームページに掲載しています。
- 記載内容は最小限にとどめてありますので、詳細については、それぞれの窓口におたずねください。また、今後、制度の内容等が変わる場合がありますので、ご確認の上、ご利用ください。
- 「障害程度別対象事業一覧」(P7～10)は目安を示すものとしてご利用ください。
- 問合せ先/FAX 番号の市外局番は、特に記載のない場合は「022」となります。
- 「せんだいふれあいガイド」はこの冊子版のほかに、点字版、CD 版、テープ版、音声コード版を作成しており、各区役所・総合支所で配布しております。
- 仙台市ホームページでは、音声読み上げ、文字の色合い変更、文字の拡大の閲覧支援サービスがご利用できます。各ページ最上部にある「読み上げ」、「色合い変更」、「文字の大きさ」ボタンをクリックして下さい。【問合せ先】総務局広報課【電話】214-1143

【仙台市ホームページ内「健康と福祉(障害のある方)」】

URL <https://www.city.sendai.jp/kurashi/kenkotofukushi/shogai/index.html>
本冊子の内容と、障害福祉に関する情報を掲載しています。

- 表紙を飾ったポスター:小泉 陽矢さん(仙台市立通町小学校 4 年生)
※令和 6 年度 仙台市「障害者週間のポスター」応募当時

— 毎年 12 月 3 日から 12 月 9 日は、「障害者週間」です。 —

障害者週間は、広く障害者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある方の社会参加への意欲を高めることを目的としています。

仙台市では、毎年、障害者週間に合わせて障害の有無にかかわらず、市民の皆さん誰もがお互いの人格と個性を尊重し、ともに支え合う「共生社会」の実現を目指し、「障害者週間事業」を実施しています。

目次

身:身体障害者向け 知:知的障害者向け 精:精神障害者向け 難:難病患者向け

障害福祉サービスの利用	身	知	精	難	
1 サービスの全体像	1	○	○	○	○
2 障害福祉サービスの利用手続き	2	○	○	○	○
3 計画相談支援の流れ	2	○	○	○	○
4 利用者負担等について	3	○	○	○	○
資料 障害福祉サービス等の対象となる難病等376疾病	4				○
資料 障害程度別対象事業一覧	7	○	○	○	○
資料 マイナンバーについて	11				
相談					
<相談の窓口>					
1 保健福祉センター(福祉事務所・保健所)	13	○	○	○	○
2 障害者総合支援センター(ウェルポートせんだい)	13	○			○
3 北部発達相談支援センター(北部アーチル) 南部発達相談支援センター(南部アーチル)	14		○		
4 精神保健福祉総合センター(はあとぽーと仙台)	14			○	
5 障害者の相談支援	15	○	○	○	○
<相談・支援>					
1 高次脳機能障害者の生活相談・支援	18	○		○	
2 進行性神経難病の方など重度障害者の コミュニケーション相談・支援	18	○			○
3 精神障害のある方に対する相談・支援	18			○	
4 精神障害者家族教室	18			○	
5 障害者でんわ相談室	18	○	○	○	
6 民生委員児童委員	18	○	○	○	○
7 障害者相談員	19	○	○	○	○
8 聴覚障害者福祉相談員	19	○			
9 障害者差別解消相談員	19	○	○	○	○
10 仙台市総合コールセンター「杜の都おしえてコール」	19				
<健康に関する相談>					
1 こころの健康相談	20			○	
2 依存関連の相談	20			○	
3 てんかんに関する相談	20			○	
4 HIV(ヒト免疫不全ウイルス)に関する相談	20	○			○
<権利擁護に関する相談>					
1 仙台市権利擁護センター「まもりーぶ仙台」	21		○	○	
2 仙台市成年後見総合センター	21		○	○	
3 成年後見制度利用支援	21		○	○	
4 障害者虐待防止・差別解消相談ダイヤル	22	○	○	○	○
5 宮城県障害者権利擁護センター及び宮城県障害者差別相談 センター	22	○	○	○	○
6 補助犬に関する相談	22	○			
手帳					
1 身体障害者手帳	23	○			
2 療育手帳	23		○		
3 精神障害者保健福祉手帳	24			○	
資料 身体障害者障害程度等級表	25	○			

障害福祉サービス		身	知	精	難
<施設・住居支援>					
1 訪問系	27				
(1) 居宅介護(ホームヘルプ)	27	○	○	○	○
(2) 重度訪問介護	27	○	○	○	○
(3) 同行援護	27	○			
(4) 行動援護	27		○	○	
2 日中活動系	28				
(1) 生活介護	28	○	○	○	○
(2) 自立訓練(機能訓練)	28	○	○	○	○
(3) 自立訓練(生活訓練)	28	○	○	○	○
(4) 宿泊型自立訓練	28	○	○	○	○
(5) 就労選択支援	28	○	○	○	○
(6) 就労移行支援	28	○	○	○	○
(7) 就労定着支援	28	○	○	○	○
(8) 就労継続支援(A・B型)	29	○	○	○	○
3 一時利用	29				
(1) 短期入所(ショートステイ)	29	○	○	○	○
(2) 日中一時支援(日中ショートステイ)	29	○	○	○	○
4 居住系	29				
(1) 施設入所支援	29	○	○	○	○
(2) 共同生活援助(グループホーム)	30	○	○	○	○
(3) 療養介護	30	○	○		○
(4) 宿泊型自立訓練	30	○	○	○	○
5 その他	31				
(1) 自立生活援助	31	○	○	○	○
(2) 重度障害者入院時コミュニケーション支援	31	○	○	○	○
(3) 移動支援(ヘルパーの利用)	31	○	○	○	○
(4) 重度障害者等就労支援特別事業(ヘルパーの利用)	32	○	○	○	○
<生活用具などの給付・貸出>					
1 補装具費の支給	33	○			○
2 難病患者等補装具等賃借費の助成	34	○			○
3 日常生活用具費の支給	34	○	○	○	○
4 難聴児補聴器購入等助成	36				○
5 車椅子の短期貸出	36	○			
<生活>					
1 障害者配食サービス	37	○	○	○	
2 全身性障害者等指名制介護助成	37	○			
3 訪問入浴サービス	37	○			○
4 重度身体障害者寝具洗濯サービス	38	○			
5 地域ごみ出し支援活動促進事業	38				
6 重度身体障害者緊急通報システム	38	○			
7 SOSネットワーク	38				
8 小地域福祉ネットワーク活動	38				
住宅					
1 身体障害者向け市営住宅	39	○			
2 公営住宅等の入居者選考時の優遇措置	39	○	○	○	○
3 住宅改造費等の助成	39	○	○		

外出の支援		身	知	精	難
<外出の手助け>					
1 全身性障害者ガイドヘルパーの派遣	40	○			
2 補助犬の飼料給付	40	○			
<交通手段の割引等>					
1 自動車運転免許取得費用の助成	40	○	○	○	
2 身体障害者自動車改造費用の助成	40	○			
3 交通費助成	41	○	○	○	
4 交通運賃の割引	42				
(1)バス・地下鉄運賃割引	42	○	○	○	
(2)タクシー運賃割引	44	○	○		
(3)JR旅客運賃割引	44	○	○	○	
(4)航空運賃割引	44	○	○	○	
(5)旅客船運賃割引	45	○	○	○	
5 有料道路の通行料金割引	45	○	○		
6 駐輪場定期利用料の減免	47	○	○	○	
7 身体障害者使用自転車の認定	47	○			
8 市営駐車場等駐車料金の減免	47	○	○	○	
9 駐車禁止除外指定車標章の交付	48	○	○	○	○
10 宮城県ゆずりあい駐車場利用制度	49	○	○	○	○
11 リフト付自動車の運行	50	○			
12 スロープ付路線バスの運行	51	○			
13 リフト付タクシー・寝台タクシー	53	○			
情報伝達支援					
<視覚障害のある方への情報伝達支援>					
1 「せんだいふれあいガイド」点訳・音訳版の提供	54	○			
2 市政だより点字版・音声版の提供	54	○			
3 新聞・福祉関係情報の提供	54	○			
4 生活情報提供および点訳・音訳サービス	54	○			
5 リクエスト音訳・点訳	54	○			
6 図書の対象朗読サービス	54	○			
7 宮城県視覚障害者情報センター	55	○			
<聴覚障害のある方への情報伝達支援>					
1 手話通訳者・要約筆記者・要約筆記奉仕員の派遣	55	○			
2 手話通訳相談員の配置及びタブレット端末の設置	55	○			
3 字幕入りビデオ等の貸出	55	○			
4 宮城県聴覚障害者情報センター(愛称「みみサポみやぎ」)	55	○			
5 電話リレーサービス	56	○			
<その他情報伝達支援>					
1 市政だより音声版のYouTube配信	56	○			
2 盲ろう者通訳・介助員の派遣	56	○			
3 ハート・プラスマーク	56	○			
4 ヘルプマーク	57	○	○	○	○
5 図書等の貸出	58				
(1) デイジー図書・マルチメディアデイジーの貸出	58	○			
(2) 図書等の郵送貸出	58	○	○	○	
(3) 大活字本の貸出	58	○			
6 拡大読書器の設置	58	○			

		身	知	精	難
<養成講座>					
1	点訳・朗読・手話奉仕員の養成	59	○		
2	手話通訳者・要約筆記者の養成	59	○		
3	盲ろう者通訳・介助員の養成	59	○		
4	失語症者向け意思疎通支援者の養成	59	○		
防災・減災					
1	災害時要援護者情報登録制度	60	○	○	○
2	福祉避難所	60	○	○	○
3	杜の都防災メール	61			
4	NET(ネット)119緊急通報システム	62	○		
5	FAX119番	62	○		
6	メール119番	62	○		
選挙					
1	選挙公報の点字版・音声版	63	○		
2	投票所入場券の点字シール貼付	63	○		
3	郵便等による不在者投票	63	○		
4	郵便等による不在者投票における代理記載制度	63	○		
訓練					
1	本人活動支援	65			
	(1) 知的障害のある方の本人活動支援	65		○	
	(2) 精神障害のある方のボランティア活動支援	65			○
2	身体障害のある方のための研修・講習会など	65			
	○障害のある方の健康指導教室	65	○		
	○視覚障害のある方の社会生活教室	65	○		
	○聴覚障害のある方の社会生活教室	65	○		
	○中途失聴・難聴の方の生活訓練	65	○		
	○音声機能障害のある方の発声教室・指導者養成	65	○		
	○オストメイト社会適応訓練	65	○		
3	知的障害のある方の販売業務訓練	65		○	
4	みやぎ障害者ITサポートセンター	66	○	○	○
就労					
1	仙台市障害者就労支援センター（はたらポート仙台）	67	○	○	○
2	公共職業安定所（ハローワーク仙台）	67	○	○	○
3	宮城障害者職業センター	67	○	○	○
4	宮城障害者職業能力開発校	68	○	○	○
医療					
1	子どもの保健相談など	69	○	○	○
2	医療の給付など	69			
	○指定難病医療費の助成	69			○
	○小児慢性特定疾病医療費の助成	69			○
	○先天性血液凝固因子障害者治療研究事業	69			○
	○遷延性意識障害者治療研究事業	69			○
	○指定難病在宅人工呼吸器使用患者支援事業	69			○
	○未熟児養育医療給付	70			○
	○療育医療給付	70			○
3	自立支援医療	70	○		
	(1)精神通院医療の支給	70			○
	(2)更生医療の支給	70	○		

		身	知	精	難
(3)育成医療の支給	70	○			
4 心身障害者医療費助成	70	○	○	○	
5 母子・父子家庭医療費助成	71				
6 後期高齢者医療の障害認定(65～74歳)	72	○	○	○	
7 一般社団法人仙台歯科医師会 在宅訪問・障害者・休日夜間歯科診療所(仙台歯科福祉プラザ)	72	○	○	○	
8 身体障害者健康診査	72	○			
9 高齢者の定期予防接種	73	○			
年金・手当など					
1 障害基礎年金	75	○	○	○	
2 障害厚生年金	76	○	○	○	
3 特別障害給付金	77	○	○	○	
4 特別障害者手当	78	○	○	○	
5 障害児福祉手当	78	○	○	○	
6 外国人重度障害者等福祉手当	79	○	○	○	
7 児童扶養手当	80	○	○	○	
8 特別児童扶養手当	81	○	○	○	
9 通院介護費用支給	81				○
10 在宅酸素療法者酸素濃縮器等利用助成	82	○			
11 生活福祉資金の貸付	83	○	○	○	
12 心身障害者扶養共済制度	84	○	○	○	
税金・公共料金の減免など					
<税金の控除・減免>					
1 所得税の障害者控除、市民税・県民税の障害者控除・非課税・減免	86	○	○	○	
(1) 所得税の障害者控除	86				
(2) 市民税・県民税の障害者控除	86				
(3) 市民税・県民税の非課税	87				
(4) 市民税・県民税の減免	87				
2 相続税の障害者控除	87	○	○	○	
3 個人事業税の非課税 一視力障害者の行う事業一	87	○			
4 贈与税の特例	88	○	○	○	
5 少額貯蓄の利子等の非課税	88	○	○	○	
6 心身障害者扶養共済制度掛金の控除・給付金の非課税	88	○	○	○	
7 自動車税(環境性能割・種別割)、 軽自動車税(環境性能割・種別割)の減免	89	○	○	○	
<公共料金等の免除・減免>					
1 ストマ装具・紙おむつ等使用者の家庭ごみ処理手数料の減免	93	○			
2 ニュー福祉定期貯金	93	○	○	○	
3 NHK放送受信料の免除	94	○	○	○	
4 NTT電話番号案内	95	○	○	○	
5 NTTファクス115(FAXによる電報受付)	96	○			
6 NTTふれあいファクス	96	○			
7 携帯電話の障害者割引サービス	97	○	○	○	
8 青い鳥郵便葉書の配付	97	○	○		
9 低廉な郵便サービス	98	○	○		
10 市営施設利用料金の減免	99	○	○	○	

レクリエーション・スポーツ・イベント		身	知	精	難
<レクリエーション>					
1 各種レクリエーション	103				
(1) 身体障害のある方のレクリエーション	103	○			
(2) 知的障害のある方のレクリエーション	103		○		
(3) 精神障害のある方のレクリエーション	103			○	
(4) 障害のある方のレクリエーション	103	○	○	○	
<スポーツ>					
1 身体障害者家族ぐるみ運動会	103	○			
2 仙精連大運動会	103			○	
3 障害者スポーツ教室	103	○	○	○	
4 仙台市障害者スポーツ大会	103	○	○	○	
5 全国障害者スポーツ大会選手団派遣	104	○	○	○	
6 ウェルフェアスポーツ	104	○	○	○	○
<イベント>					
1 福祉まつり ウェルフェア	104	○	○	○	○
2 心の輪を広げる体験作文・障害者週間のポスターコンクール	104				
3 障害のある方による書道・写真・絵画コンテスト	104	○	○	○	○
4 障害者親善国際交流	104	○	○	○	
5 もりのみやこのふれあいコンサート	105	○	○	○	
6 リラックス・パフォーマンス	105	○	○	○	
施 設					
1 児童福祉法関連のサービス利用の流れ・提供施設	106				
(1)障害児入所施設	106				
(2)児童発達支援センター	107				
(3)児童発達支援事業所(児童発達支援センターを除く)・放課後等デイサービス事業所	108				
(4)保育所等訪問支援事業所	117				
2 障害者総合支援法関連のサービスを提供する施設等	118				
(1)障害者支援施設	118				
(2)障害福祉サービス事業所	119				
(3)指定相談支援事業所	135				
3 障害者福祉センター	139				
4 地域生活支援事業等関係の施設	139				
(1)障害者地域活動推進センター(地域活動支援センター等)	139				
(2)障害者小規模地域活動センター(地域活動支援センター)	140				
(3)福祉ホーム	140				
5 障害者(児)短期入所(ショートステイ)	141				
6 グループホーム(共同生活援助事業所)	144				
7 その他の福祉関係施設	150				
(1)仙台市福祉プラザ	150				
(2)ボランティアセンター	150				
(3)視覚障害者情報センター	150				
(4)聴覚障害者情報センター	150				
(5)仙台市健康増進センター	150				
(6)社会福祉協議会	151				
(7)公益財団法人・一般財団法人・公益社団法人・一般社団法人	151				
(8)団体	152				
(9)関係官公署・機関等	154				
さくいん	155				

障害福祉サービスの利用

1 サービスの全体像

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」といいます。)によるサービスと児童福祉法によるサービスで構成されています。

障害者総合支援法

自立支援給付

介護給付

- ・居宅介護(ホームヘルプ) P27
- ・重度訪問介護 P27
- ・行動援護 P27 ・同行援護 P27
- ・短期入所(ショートステイ) P29、141
- ・重度障害者等包括支援
- ・生活介護 P28 ・療養介護 P30
- ・施設入所支援 P29、118

訓練等給付

- ・自立訓練(機能・生活訓練) P28
- ・就労移行支援 P28、就労継続支援 P29
- ・就労定着支援 P28 ・就労選択支援 P28
- ・共同生活援助 P30
- ・自立生活援助 P31

計画相談支援給付

- ・サービス利用支援
- ・継続サービス利用支援

地域相談支援給付

- ・地域移行支援、地域定着支援

補装具 P33

自立支援医療 P70

- ・精神通院医療、更生医療
- ・育成医療

地域生活支援事業

- ・相談支援 P15
- ・意思疎通支援 P31
- ・移動支援 P31
- ・日常生活用具費の支給又は貸与 P34
- ・地域活動支援センター P140
- ・福祉ホーム P140

など

児童福祉法

障害児通所支援給付

- ・児童発達支援 P107
- ・医療型児童発達支援
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス P108
- ・保育所等訪問支援 P117

障害児入所支援給付

- ・福祉型障害児入所支援 P106
- ・医療型障害児入所支援 P106

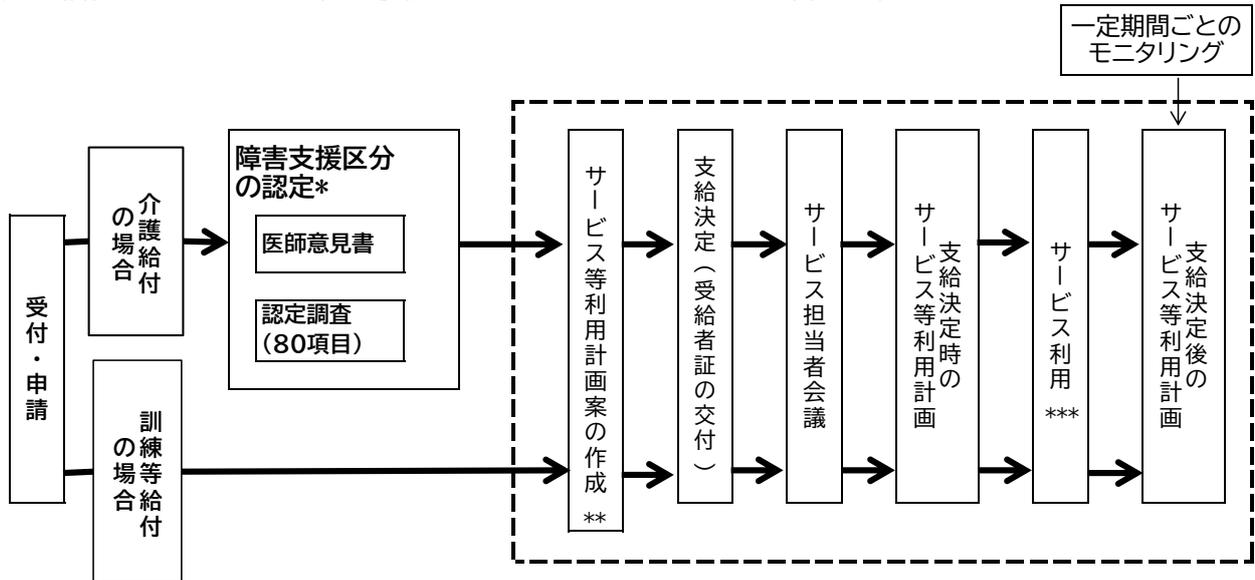
障害児相談支援給付

- ・障害児支援利用援助
- ・継続障害児支援利用援助

2 障害福祉サービスの利用手続き

障害福祉サービスの利用を希望する方は、区役所・宮城総合支所障害高齢課で利用申請を行います。申請の後、下記のような手順で支給決定され利用開始となります。

児童福祉法のサービスの利用手続きについては、106ページ以降をご覧ください。



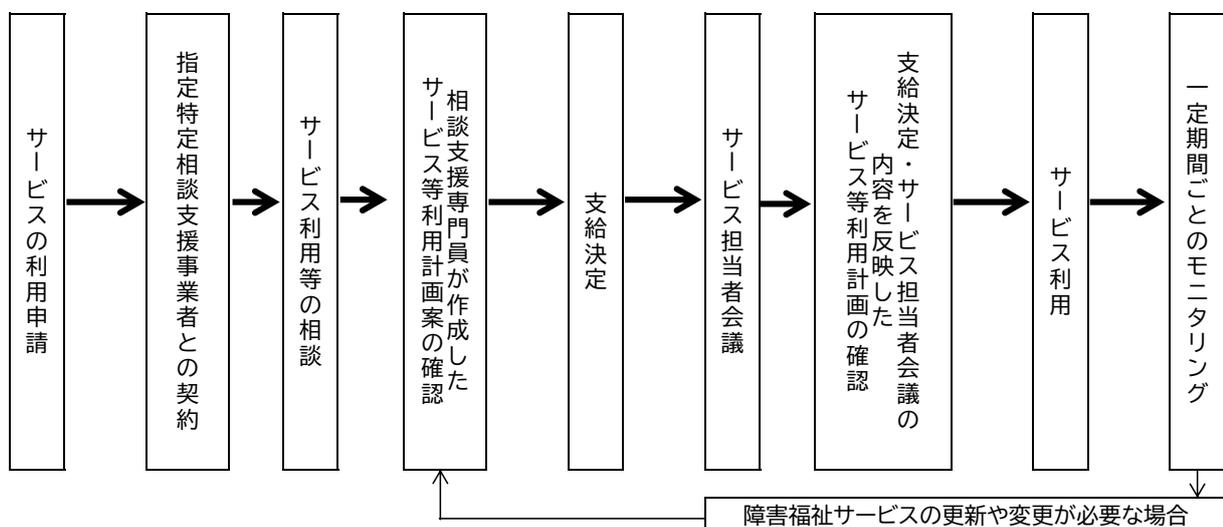
* 障害支援区分とは、障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す区分(非該当、区分1～6:区分6の方が必要とされる度合いが高い)です。障害児の場合は障害支援区分の認定を必要としません。

** 障害福祉サービスを利用する全ての方を対象に、指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が作成します。指定特定相談支援事業所については「施設」のページをご覧ください。ご本人等が作成するセルフプランを提出することもできます。

*** 事業所との利用契約、事業所の個別支援計画の作成が必要です。

3 計画相談支援の流れ

計画相談支援は、利用者の方の状況の変化に応じて、課題の解決や適切なサービスの利用を継続的に支援することを目的としています。サービス等利用計画は、指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が作成します。利用者の費用負担はありません。



4 利用者負担等について

(1) 利用者負担について

① 負担上限月額の設定

障害福祉サービスの利用者負担は、収入や市町村民税所得割額に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

ア 障害者の利用者負担

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割16万円未満) ※ 入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者を除きます。	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

イ 障害児の利用者負担

区分	世帯の収入状況	負担上限月額	
生活保護	生活保護受給世帯	0円	
低所得	市町村民税非課税世帯	0円	
一般1	市町村民税課税世帯 (所得割28万円未満)	通所施設 ホームヘルプ利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般2	上記以外	37,200円	

※ 4月1日時点で満3歳となった児童が就学するまでの間、障害児通所支援給付及び障害児入所支援給付(医療部分を除く)を利用する場合、利用料は無料となります。

●所得を判断する際の世帯の範囲

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者(施設に入所する18、19歳を除く)	障害のある方とその配偶者
障害児(施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

② 高額障害福祉サービス等給付費

同じ世帯で他にも障害福祉サービスを利用している方がいる場合や、補装具、児童福祉法に基づくサービス及び介護保険などの複数のサービスを利用している方について、その複数の利用者負担額の合計額が一定の基準額を超えた場合に、その超えた額を償還します。

また、一定の障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所)を5年以上継続して利用していた非課税世帯に属する障害支援区分2以上の方が、65歳を迎えてから介護保険のサービスの利用を開始した場合、対象となる介護保険のサービス(訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護)の自己負担相当額を償還します。

(2) 実費負担について

入所施設における食費、光熱水費、医療費及び日用品費、通所サービス等における食費は自己負担となります。ただし、収入に応じて減免があります。

入所施設の実費負担減免

低所得者の場合、利用者負担額と実費負担額を支払っても、収入のうち一定額が手元に残るよう減免します。

通所サービスなどの食費軽減

生活保護、市民税非課税及び市民税所得割が16万円未満の世帯の方について負担を軽減します。

○障害福祉サービス等の対象となる難病等376疾病（50音順）

あ	アイカルディ症候群	か	カルニチン回路異常症	こ	広範脊柱管狭窄症
	アイザックス症候群		加齢黄斑変性		膠様滴状角膜ジストロフィー
	I g A腎症		肝型糖尿		抗リン脂質抗体症候群
	I g G 4 関連疾患		間質性膀胱炎（ハンナ型）		極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症
	亜急性硬化性全脳炎		環状20番染色体症候群		コケイン症候群
	アジソン病		関節リウマチ		コステロ症候群
	アッシャー症候群		完全大血管転位症		骨形成不全症
	アトピー性脊髄炎		眼皮皸白皮症		骨髄異形成症候群
	アペール症候群		偽性副甲状腺機能低下症		骨髄線維症
	アミロイドーシス		ギャロウェイ・モフト症候群		ゴナドトロピン分泌亢進症
	アラジール症候群		急性壊死性脳症		5p欠失症候群
	アルポート症候群		急性網膜壊死		コフィン・シリス症候群
	アレキサンダー病		球脊髄性筋萎縮症		コフィン・ローリー症候群
	アンジェルマン症候群		急速進行性糸球体腎炎		混合性結合組織病
アントレー・ピクスラー症候群	強直性脊椎炎	さ	鰓耳腎症候群		
い	イソ吉草酸血症		巨大動脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	再生不良性貧血	
	一次性ネフローゼ症候群		巨大動脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	サイトメガロウィルス角膜内皮炎	
	一次性膜性増殖性糸球体腎炎		巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	再発性多発軟骨炎	
	1 p 36欠失症候群		巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	左心低形成症候群	
	遺伝性自己炎症疾患		筋萎縮性側索硬化症	サルコイドーシス	
	遺伝性ジストニア		筋型糖尿	三尖弁閉鎖症	
	遺伝性周期性四肢麻痺		筋ジストロフィー	三頭筋欠損症	
	遺伝性腭炎		クッシング病	CFC症候群	
	遺伝性鉄芽球形貧血		クリオピリン関連周期熱症候群	シェーグレン症候群	
	う		ウィーバー症候群	クリッペル・トレノナー・ウェーバー症候群	色素性乾皮症
ウィリアムズ症候群			クルーゾン症候群	自己食空胞性ミオパチー	
ウィルソン病			グルコーストランスporter-1欠損症	自己免疫性肝炎	
ウエスト症候群			グルタル酸血症1型	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	
ウェルナー症候群		グルタル酸血症2型	自己免疫性溶血性貧血		
ウォルフラム症候群		クローウ・深瀬症候群	四肢形成不全		
ウルリッヒ病		クローン病	シトステロール血症		
え	HTRA1関連脳小血管病	クローンカイト・カナダ症候群	シトリン欠損症		
	HTLV-1関連脊髄症	痙攣重積型（二相性）急性脳症	紫斑病性腎炎		
	ATR-X症候群	結節性硬化症	脂肪萎縮症		
	ADH分泌異常症	結節性多発動脈炎	若年性特発性関節炎		
	エーラス・ダンロス症候群	血栓性血小板減少性紫斑病	若年性肺気腫		
	エプスタイン症候群	限局性皮質異形成	シャルコー・マリー・トゥース病		
	エプスタイン病	原発性肝外門脈閉塞症	重症筋無力症		
	エマヌエル症候群	原発性局所多汗症	し	修正大血管転位症	
	MECP2重複症候群	原発性硬化性胆管炎		出血性線溶異常症	
	LMNB1関連大脳白質脳症	原発性高脂血症		ジュベール症候群関連疾患	
	遠位型ミオパチー	原発性胆管炎		シュワルツ・ヤンベル症候群	
	円錐角膜	原発性胆汁性胆管炎		神経細胞移動異常症	
	お	黄色靂帯骨化症		原発性免疫不全症候群	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
		黄斑ジストロフィー		顕微鏡的大腸炎	神経線維腫症
大田原症候群		顕微鏡的多発血管炎		神経有棘赤血球症	
オクシピタル・ホーン症候群		高I g D症候群		進行性核上性麻痺	
か	オスラー病	好酸球形消化管疾患		進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	
	カーニー複合	好酸球形多発血管炎性肉芽腫症		進行性骨化性線維異形成症	
	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	好酸球形副鼻腔炎		進行性多巣性白質脳症	
	潰瘍性大腸炎	抗糸球体基底膜腎炎		進行性白質脳症	
	下垂体前葉機能低下症	後縦靂帯骨化症		進行性ミオクローヌステんかん	
	家族性地中海熱	甲状腺ホルモン不応症	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症		
	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)	拘束型心筋症	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症		
	家族性良性慢性天疱瘡	高チロシン血症1型	す	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症	
	カナバン病	高チロシン血症2型		スタージ・ウェーバー症候群	
	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	高チロシン血症3型		スティューンス・ジョンソン症候群	
	歌舞伎症候群	後天性赤芽球癆		スミス・マガニス症候群	
	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症			スモン	

	脆弱×症候群		TSH分泌亢進症		ファイアー症候群
	脆弱×症候群関連疾患	て	TNF受容体関連周期性症候群		ファロー四徴症
	成人発症スチル病		低ホスファターゼ症		ファンコニ貧血
	成長ホルモン分泌亢進症		天疱瘡		封入体筋炎
	腎髄空洞症		特発性拡張型心筋症		フェニルケトン尿症
	腎髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)		特発性間質性肺炎		フォンタン術後症候群
	腎髄髄膜瘤		特発性基底核石灰化症		複合カルボキシラーゼ欠損症
	腎髄性筋萎縮症		特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	い	副甲状腺機能低下症
	セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症		特発性後天性全身性無汗症		副腎白質ジストロフィー
	前眼部形成異常	と	特発性大腿骨頭壊死症		副腎皮質刺激ホルモン不応症
	全身性エリテマトーデス		特発性多中心性キャスルマン病		ブラウ症候群
	全身性強皮症		特発性門脈圧亢進症		ブラダー・ウィリ症候群
	先天異常症候群		特発性両側性感音難聴		プリオン病
	先天性横隔膜ヘルニア		突発性難聴		プロピオン酸血症
	先天性核上性球麻痺		ドラベ症候群		PRL分泌亢進症(高プロラクチン血症)
	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症				
せ	先天性魚鱗癬		中條・西村症候群		閉塞性細気管支炎
	先天性筋無力症候群	な	那須・ハコラ病		β-ケトチオラーゼ欠損症
	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症		軟骨無形成症		パーチェット病
	先天性三尖弁狭窄症		難治頻回部分発作重積型急性脳炎		バスレムミオパチー
	先天性腎性尿崩症		22q11.2欠失症候群		ハパリン起因性血小板減少症
	先天性赤血球形成異常性貧血	に	乳児発症STING関連血管炎		ヘモクロマトーシス
	先天性僧帽弁狭窄症		乳幼児肝巨大血管腫		バリー病
	先天性大脳白質形成不全症	ぬ	尿素サイクル異常症		バルーシド角膜辺縁変性症
	先天性肺静脈狭窄症		ヌーナン症候群		バルオキシノーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)
	先天性風疹症候群	ね	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症		片側巨脳症
	先天性副腎低形成症		ネフロノ癆		片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
	先天性副腎皮質酵素欠損症		脳クレアチン欠乏症候群		芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
	先天性ミオパチー		脳髄黄色腫症		発作性夜間ヘモグロビン尿症
	先天性無痛無汗症		脳内鉄沈着神経変性症	ほ	ホモシスチン尿症
	先天性葉酸吸収不全	の	脳表ヘモジデリン沈着症		ポルフィリン症
	前頭側頭葉変性症		膿瘍性乾癬		マリナスコ・シェーグレン症候群
	線毛機能不全症候群(カルタゲナー(Kartagener)症候群を含む。)		嚢胞性線維症		マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群
そ	早期ミオクロニー脳症		パーキンソン病		慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー
	総動脈幹遺残症		パージャー病		慢性血栓性肺高血圧症
	総排泄腔遺残		肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	ま	慢性再発性多発性骨髄炎
	総排泄腔外反症		肺動脈性肺高血圧症		慢性脾炎
	ソトス症候群		肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)		慢性特発性偽性腸閉塞症
	ダイヤモンド・ブラックファン貧血		肺胞低換気症候群		ミオクロニー欠神てんかん
	第14番染色体父親性ダイソミー症候群		ハッチンソン・ギルフォード症候群		ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
	大脳皮質基底核変性症		バッド・キアリ症候群	み	ミトコンドリア病
	大理石骨病		ハンチントン病		
	ダウン症候群		汎発性特発性骨増殖症		
	高安動脈炎		PCDH19関連症候群		無虹彩症
	多系統萎縮症		PURA関連神経発達異常症	む	無脾症候群
	タナトフォリック骨異形成症		非ケトーシス型高グリシン血症		無βリポタンパク血症
	多発血管炎性肉芽腫症		肥厚性皮膚骨膜炎		メーブルシロップ尿症
	多発性硬化症/視神経脊髄炎		非ジストロフィー性ミオトニー症候群		メチルグルタコン酸尿症
	多発性軟骨性外骨腫症		皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	め	メチルマロン酸血症
	多発性嚢胞腎		肥大型心筋症		メビウス症候群
	多脾症候群		左肺動脈右肺動脈起始症		免疫性血小板減少症
	タンジール病		ビタミンD依存性くる病/骨軟化症		メンケス病
	単心室症	ひ	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症		網膜色素変性症
	弾性線維性仮性黄色腫		ピッカースタッフ脳幹脳炎	も	もやもや病
	短腸症候群		非典型溶血性尿毒症症候群		モワット・ウイルソン症候群
	胆道閉鎖症		非特異性多発性小腸潰瘍症	や	薬剤性過敏症候群
	遅発性内リンパ水腫		皮膚筋炎/多発性筋炎		ヤング・シンブソン症候群
	チャージ症候群		びまん性汎細気管支炎	ゆ	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴
	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群		肥満低換気症候群		遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
	中毒性表皮壊死症		表皮水疱症	よ	4p欠失症候群
	腸管神経節細胞減少症		ヒルシュスブルング病(全結腸型又は小腸型)		ライソゾーム病
て	TRPV4異常症	い	VATER症候群	ら	ラスムッセン脳炎
					ランゲルハンス細胞組織球症
					ランドウ・クレフナー症候群

り	リジン尿性蛋白不耐症
	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
	両大血管右室起始症
	リンパ管腫症/ゴーム病
	リンパ脈管筋腫症
る	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
	ルビシユタイン・テイビ症候群
れ	レーベル遺伝性視神経症
	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
	レット症候群
	レノックス・ガストー症候群
ろ	ロウ症候群
	ロスムンド・トムソン症候群
	肋骨異常を伴う先天性側弯症

経過的に対象となっている疾病について

以下の疾病については、障害者総合支援法の対象外となりましたが、対象外となる前日までにすでに障害福祉サービス等(※)の支給決定等を受けたことがある方は引き続き利用可能です。

※障害福祉サービス・相談支援・補装具及び地域生活支援事業（障害児の場合は、障害児通所支援と障害児入所支援も含む）

①平成27年1月1日以降に対象外になった疾病

疾病名	
劇症肝炎	重症急性膵炎

②平成27年7月1日以降に対象外になった疾病

疾病名		
肝外門脈閉塞症	硬化性萎縮性苔癬	TSH受容体異常症
肝内結石症	好酸球性筋膜炎	突発性血栓症
偽性低アルドステロン症	視神経症	フィッシャー症候群
ギラン・バレ症候群	神経性過食症	メニエール病
グルココルチコイド抵抗症	神経性食欲不振症	
原発性アルドステロン症	先天性QT延長症候群	

③令和元年7月1日以降に対象外になった疾病

疾病名
正常圧水頭症

資料 障害程度別対象事業一覧

※ 表は目安となります。詳しくは各担当窓口にお問い合わせください。○印はおおむね、△印は一部が対象となります。事業によって年齢・所得・等級(程度)等により制限がある場合や障害の状況で○△印がなくても対象となる場合、内容が変更となる場合もあります。必ず担当窓口でご確認願います。

		相談の窓口	施設・住居支援										生活用具などの支給・貸出	生活			住宅		外出の支援		交通					
		障害者の相談支援	視覚障害者の生活訓練 (ヘルパーの利用)	生活介護・自立訓練(機能訓練・生活訓練)	住宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護	障害者(児)短期入所(ショートステイ)	日中一時支援(日中ショートステイ)	共同生活援助(グループホーム)	自立生活援助	重度障害者入院時コミュニケーション支援	移動支援(ヘルパーの利用)	重度障害者等就労支援特別事業(ヘルパーの利用)	補装具費の支給	日常生活用具費の支給	全身性障害者等指名制介護助成	訪問入浴サービス	重度身体障害者寝具洗濯サービス	重度身体障害者緊急通報システム	身体障害者向け市営住宅	公営住宅等の入居者選考時の優遇措置	住宅改造費等の助成	全身性障害者ガイドヘルパーの派遣	補助犬の飼料給付	自動車運転免許取得費用の助成	身体障害者自動車改造費用の助成	
障害者の区分		等級程度	支給対象となる障害の程度は当該法律で別に定められています。詳しくは窓口にお問い合わせください。										○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
身体障害者手帳	視覚障害	1	○	○									○	○			○	○	○	○	○					
		2	○	○									○	○			○	○	○	○	○					
		3	○	○									○	○			○	○	○	○	○					
		4	○	○									○	○			○	○	○	○	○					
		5	○	○									○	○			○	○	○	○	○					
		6	○	○									○	○			○	○	○	○	○					
	平衡機能障害 <small>聴覚・</small>	2	○										○	○			○	○	○	○	○			○	△	
		3	○										○	○			○	○	○	○	○			△	△	
		4	○										○	○			○	○	○	○	○			△	△	
		5	○										○	○			○	○	○	○	○			△	△	
		6	○										○	○			○	○	○	○	○			△	△	
		音声・言語	3	○										○	○			○	○	○	○	○			△	△
	4		○										○	○			○	○	○	○	○			△	△	
	肢体不自由	1	○										○	○	△		○	○	△	○	○	△	○	△	△	△
		2	○										○	○			○	○	△	○	○	△	○	△	△	
		3	○										○	○			○	○	△	○	○			△	△	
		4	○										○	○			○	○	△	○	○			△	△	
		5	○										○	○			○	○	△	○	○			△	△	
		6	○										○	○			○	○	△	○	○			△	△	
	内部機能障害	1	○										○	○	△		○	○	○	○	○			△	△	
2		○										○	○	△		○	○	○	○	○			△	△		
3		○										○	○	△		○	○	○	○	○			△	△		
4		○										○	○	△		○	○	○	○	○			△	△		
療育手帳	A	○											○					○	○				△	△		
	B	○																○	○				△	△		
精神障害者保健福祉手帳	1	○											○					○	○				△	△		
	2	○											○					○	○				△	△		
	3	○											○					○	○				△	△		
難病患者	○											○	○					△	△							
所得制限												有	有					有	有	有		有	有	有		
本文ページ		15	17	27	28	29	29	30	31	31	31	32	33	34	37	37	38	38	39	39	39	40	40	40	40	

資料 障害程度別対象事業一覧

※ 表は目安となります。詳しくは各担当窓口にお問合わせください。○印はおおむね、△印は一部が対象となります。事業によって年齢・所得・等級(程度)等により制限がある場合や障害の状況で○△印がなくても対象となる場合、内容が変更となる場合もあります。必ず担当窓口でご確認願います。

		交通													情報伝達支援										
障害の区分	等級程度	ふれあい乗車証の交付	福祉タクシー利用券の交付	自家用車燃料費助成券の交付	バス・地下鉄運賃割引	タクシー運賃割引	JR旅客運賃割引	航空運賃割引	旅客船運賃割引	有料道路の通行料金割引	駐輪場定期利用料の減免	身体障害者使用自転車車の認定	市営駐車場等駐車料金の減免	駐車禁止除外指定車標章の交付	宮城県ゆずりあい駐車場	リフト付自動車の運行	「せんだいふれあいガイド」点訳・音訳版の提供	市政だより点字版・音声版の提供	新聞・福祉関係情報の提供	生活情報提供および点訳・音訳サービス	図書の対面朗読サービス	宮城県視覚障害者情報センター	字幕入りビデオ等の貸出		
		身体障害者手帳	視覚障害	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
4						○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○		○	○	○	○	○	○	○	
5						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
6						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
平衡機能障害	2		○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○									○
	3					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									○
	4					○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△									○
	5					○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△									○
	6					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									○
	音声・言語		3				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
4						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									○
肢体不自由	1		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	△								△
	2		△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	△	○	△	○	△								△
	3		△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	△	○	△	△	△								△
	4		△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	△	○	△	△	△								△
	5					○	○	○	○	○	○	○	△	○	△	△									△
	6					○	○	○	○	○	○	○	△	○	△	△									△
内部機能障害	1		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△								△
	2		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	△								△
	3		△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△								△
	4		△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△								△
療育手帳	A		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									△
	B	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									△	
精神障害者保健福祉手帳	1	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○									△	
	2	○	○	△	○		○	○	○		○	○	○	○	○									△	
	3	○			○		○	○	○		○	○	○	○	○									△	
難病患者															△								△		
所得制限		有	有	有																					
本文ページ		41	41	41	42	44	44	44	45	45	47	47	47	48	49	50	54	54	54	54	54	55	55		

資料 障害程度別対象事業一覧

※ 表は目安となります。詳しくは各担当窓口にお問合わせください。○印はおおむね、△印は一部が対象となります。事業によって年齢・所得・等級(程度)等により制限がある場合や障害の状況で○△印がなくても対象となる場合、内容が変更となる場合もあります。必ず担当窓口でご確認願います。

		情報伝達支援	防災・減災				選挙	訓練							医療			年金・手当など					
障害の区分		宮城県聴覚障害者情報センター(みみサポみやぎ)	図書等の郵送貸出	災害時要援護者情報登録制度	NET(ネット)119緊急通報システム	FAX119番	メール119番	郵便等による不在者投票	障害のある方の健康指導教室	視覚障害のある方の社会生活教室	聴覚障害のある方の社会生活教室	中途失聴・難聴の方の生活訓練	音声機能障害のある方の発声教室・指導者養成	オストメイト社会適応訓練	知的障害のある方の販売業務訓練	自立支援医療(精神通院医療・更生医療・育成医療)の支給	心身障害者医療費助成	身体障害者健康診査	障害基礎年金	特別障害者給付金	特別障害者手当	障害児福祉手当	外国人重度障害者等福祉手当
身体障害者手帳	視覚障害	1	○						○	○					○	○				△	○	○	
		2	○							○	○					○	○			△	△	○	
		3	○							○	○					○	△						
		4	○						○	○						○							
		5	○						○	○						○							
		6	○						○	○						○							
	平衡機能障害 聴覚・平衡機能障害	2	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○				△	△	○
		3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	△						
		4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○							
		5	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○							
		6	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○							
		音声・言語	3	○	○	○	○	○		○				△			○	△					
	4		○	○	○	○	○		○				△			○							
	肢体不自由	1	○					△	○							○	○	△			△	○	○
		2	○					△	○							○	○	△			△	△	○
		3	○						○							○	△	△					
		4	○						○							○							
		5	○						○							○							
		6	○						○							○							
	内部機能障害	1	○					○	○					△		○	○				△	○	○
		2	○					○	○							○	○				△	○	○
		3	○					○	○					△		○	○						
		4	○					○	○					△		○	○						
	療育手帳	A	○												○		○				△	△	○
B		○												○		△							
精神障害者保健福祉手帳	1	○													○	○				△	△	○	
	2	○													○								
	3	○													○								
難病患者								○															
所得制限															有	有		一部	有	有	有		
本文ページ		55	58	60	62	62	62	63	65	65	65	65	65	65	70	70	72	75	77	78	78	79	

支給対象となる障害の程度は当該法律で別に定められています。詳しくは窓口にお問合わせください。

資料 障害程度別対象事業一覧

※ 表は目安となります。詳しくは各担当窓口にお問合わせください。○印はおおむね、△印は一部が対象となります。事業によって年齢・所得・等級(程度)等により制限がある場合や障害の状況で○△印がなくても対象となる場合、内容が変更となる場合もあります。必ず担当窓口でご確認願います。

		年金・手当など				税金							公共料金の減免など												
障害の区分	等級程度	児童扶養手当	特別児童扶養手当	在宅酸素療法者酸素濃縮器等利用助成	生活福祉資金の貸付	心身障害者扶養共済制度	所得税、市民税・県民税の障害者控除等	相続税の障害者控除	個人事業税の非課税	贈与税の特例	少額貯蓄の利子等の非課税	心身障害者扶養共済制度掛金の控除・給付金の非課税	軽自動車税(環境性能割・種別割)、 軽自動車税(環境性能割・種別割)の減免	自動車税(環境性能割・種別割)	ストマ器具・紙おむつ等使用者の家庭ごみ処理手数料の減免	ニュー福祉定期貯金	NHK放送受信料の免除	NTT電話番号案内	NTT電話設置負担金の分割払い	携帯電話の障害者割引サービス	青い鳥郵便葉書の配付	低廉な郵便サービス	市営施設利用料金の減免		
		身体障害者手帳	視覚障害	1	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	支給決定を受けた方が対象となります。詳しくは窓口にお問合わせください。	対象となる障害者年金を受給している方が対象となります。	△	○	○	○	○	○	○
2	○			○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	△	○			○	○	○	○	○	○	○
3				○	○	○	○	○	△			○	○	○	△	○			○	○					○
4					○	○	○	○			○		○	△	○	○			○						○
5					○	○	○	○			○			△	○	○			○						○
6					○	○	○	○			○			△	○	○			○						○
平衡機能障害 <small>(聴覚、)</small>	2		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	△	△	○			○	○	○	○	○	○	○
	3			○	○	○	○	○			○	○	○	△	△	○			○						○
	4				○	○	○	○			○			△	△	○			○						○
	5				○	○	○	○			○			△		○			○						○
	6				○	○	○	○			○			△	△	○			○						○
	言語		3		○	○	○	○	○			○	○	△	△	○			○	○					
4					○	○	○	○			○			△	○	○			○						○
肢体不自由	1		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	△	△	○			○	○	○	○	○	○	○
	2		△	○	○	○	○	○		○	○	○	△	△	△	○			○	○	○	○	○	○	○
	3			○	○	○	○	○			○	○	△	△		○			○						○
	4			△	○	○	○	○			○		△	△		○			○						○
	5				○	○	○	○			○		△	△		○			○						○
	6				○	○	○	○			○		△	△		○			○						○
内部機能障害	1		○	△	△	○	○	○		○	○	○	○	△		○			○	○	○	○	○	○	○
	2		○	△	△	○	○	○		○	○	○	○	△		○			○	○	○	○	○	○	○
	3			△	△	○	○	○			○	○	○	△		○			○						○
	4			△	△	○	○	○			○		○	△		○			○						○
療育手帳	A		○	○		○	○	○		○	○	○	○	△	○	○			○	○	○	○	○	○	○
	B		△		○	○	○			○	○	○	△	○		○						○			
精神障害者保健福祉手帳	1	○	△		○	○	○		○	○	○	○	△	○	○	○						○			
	2	○	△		○	○	○			○	○		△	○	○	○						○			
	3				○	△	○			○	△		△	○	○	○						○			
難病患者																									
所得制限		有	有	有												有		有							
本文ページ		80	81	82	83	84	86	87	87	88	88	88	88	93	93	94	95	96	97	97	98	99			

資料 障害福祉サービスの手続きに、マイナンバーが必要です

主に下記に関する手続きで、申請書等に個人番号(マイナンバー)の記載が必要です。

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス
(ホームヘルプ、ショートステイなど) ・自立支援医療(更生医療、精神通院医療) ・補装具 ・児童福祉法による通所・入所支援
(放課後等デイサービスなど) | <ul style="list-style-type: none"> ・高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児
(入所・通所)給付費 ・障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当 ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳 ・指定難病医療費の助成 ・心身障害者医療費助成 |
|---|---|

【申請時の必要書類】(※ 郵送の場合は写しを同封してください)

<本人が申請する場合>

個人番号カードをお持ちの方は、個人番号カードをお持ちください。

個人番号
カード・表



個人番号
カード・裏



個人番号カードをお持ちではない方は、個人番号確認書類と本人確認書類をお持ちください。

確認書類一覧表(個人番号カードをお持ちではない方)

<p>個人番号 確認書類 【いずれか1点】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通知カード(記載内容が住民票の情報と一致している場合に限る)  <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号が記載された住民票の写し <p>※ 「個人番号通知書」は個人番号確認書類とはなりません。</p>
<p>本人確認書類 【顔写真つき証明書は1点、それ以外は2点必要です】</p>	<p>《顔写真つき証明書の例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降交付のもの)、パスポート、障害者手帳、在留カード、特別永住者証明書、住民基本台帳カードなど <p>《顔写真の無い証明書の例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険資格情報を確認できるもの、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、生活保護支給票、年金証書など <p>※ サービスの継続利用申請の場合で、氏名と住所、または氏名と生年月日がすでに印字された申請書等を提出する場合は、本人確認書類の提出は不要です。</p>

<代理人が申請する場合>

次の書類をそれぞれお持ちください。

確認書類一覧表	
代理権の確認書類 【いずれか1点】	<p>《法定代理人の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本等(法定代理人の資格を証明する書類) <p>《任意代理人の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委任状(任意様式) <p>《上記での確認が困難な場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の署名・押印及び代理人の氏名・住所(または生年月日)の記載及び押印のある提出書類 ・本人しか持ちえない書類(個人番号カード、運転免許証)
代理人の 身元確認書類 【顔写真つき証明書は1点、それ以外は2点必要】	<p>《顔写真つき証明書の例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降交付のもの)、パスポート、障害者手帳、在留カード、特別永住者証明書、住民基本台帳カードなど <p>《顔写真の無い証明書の例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険資格情報を確認できるもの、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、生活保護受給者証、年金証書など <p>《代理人が法人の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の登記事項証明書・印鑑登録証明書など ・法人との関係を証明するもの(社員証など)
本人の 個人番号 確認書類 【いずれか1点】	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード ・通知カード(記載内容が住民票の情報と一致している場合に限る) ・個人番号が記載された住民票の写し <p>※「個人番号通知書」は個人番号確認書類とはなりません。</p>

※ 申請者本人に代わり、第三者が、記入済申請書を提出するだけの場合は、代理人申請にはあたりませんので、上記の<本人が申請する場合>の確認書類のコピーを添付してください。

※ 意思表示能力が著しく低く、第三者へ代理権を与えることが困難である方に代わって、申請を行う場合は、申請書の個人番号欄を記入せずに提出してください。この場合は、上記の<代理人が申請する場合>の確認書類の提出は不要です。

相 談

相談の窓口

1 保健福祉センター(福祉事務所・保健所)

保健福祉センターは、障害のある方の相談に応じ、各種福祉サービスの窓口となります。

区	担当課	所在地	電話番号	FAX
青葉区	障害高齢課 障害者支援係 地域支援係	〒980-8701 青葉区上杉 1-5-1 青葉区役所 3F	225-7211	211-5117
宮城野区	障害高齢課 障害者支援係 地域支援係	〒983-8601 宮城野区五輪 2-12-35 宮城野区役所 2F	291-2111	291-2410
若林区	障害高齢課 障害者支援係 地域支援係	〒984-8601 若林区保春院前丁 3-1 若林区役所 1F	282-1111	282-1280
太白区	障害高齢課 障害者支援係 地域支援係	〒982-8601 太白区長町南 3-1-15 太白区役所 2F	247-1111	247-3824
泉区	障害高齢課 障害者支援係 地域支援係	〒981-3189 泉区泉中央 2-1-1 泉区役所東庁舎 1F	372-3111	372-8005

※ 上記のほかに、総合支所においても相談に応じます。

名称	担当課	所在地	電話番号	FAX
青葉区 宮城総合支所	障害高齢課 障害者支援係 保健福祉課 保健係	〒989-3125 青葉区下愛子字観音堂 5	392-2111	392-0250
太白区 秋保総合支所	保健福祉課	〒982-0243 太白区秋保町長袋字大原 45-1	399-2111	399-2580

2 障害者総合支援センター(ウェルポートせんだい)

障害のある方が自立した生活を送れるよう、専門的な相談や支援及び補装具等の判定業務を行っています。

※ 相談は予約制です。あらかじめ電話でお申込みください。

所在地	電話番号	FAX
〒981-3133 泉区泉中央 2-24-1	771-6511	371-7313

3 北部発達相談支援センター(北部アーチル) 南部発達相談支援センター(南部アーチル)

知的障害、重症心身障害、自閉スペクトラム症などあらゆる発達障害の方々の相談・支援を行っています。

※ 相談は予約制です。あらかじめお住まいの区を担当するアーチルへ電話でお申し込みください。担当区域については次の表をご確認ください。

名称	担当区域	所在地	電話番号	FAX
北部アーチル	青葉区・宮城野区・泉区	泉区泉中央 2-24-1	375-0110	375-0142
南部アーチル	若林区・太白区	太白区長町南 3-1-30	247-3801	247-3819

4 精神保健福祉総合センター(はあとぽーと仙台)

(1) 精神保健福祉相談(来所相談)

ご自身やご家族のこころの悩み(ひきこもりやアルコール・薬物・ギャンブル等の依存に関する相談も含む)について、来所による相談を随時お受けいたします。

※ 相談は、予約が必要です。あらかじめ電話でお申し込みください。

【電話】265-2191 月曜日～金曜日 8:30～17:00

※ 土・日・祝日、年末年始(12/29～1/3)はお休みです。

・相談は無料ですが、医師の診察が必要な場合は有料です。(各種健康保険適用)

・秘密は厳守いたします。

(2) 電話相談

こころの悩みに関するさまざまな相談(ひきこもりやアルコール・薬物・ギャンブル等の依存に関する相談も含む)をお受けいたします。

※ 匿名の相談が可能です。秘密は厳守いたします。

名称	電話番号	電話の相談時間
はあとライン	265-2229	月曜日～金曜日 10:00～12:00 13:00～16:00 金曜日の午前中は精神科医師による精神医学相談を実施 ※土・日・祝日、年末年始(12/29～1/3)はお休みです。
ナイトライン	217-2279	年中無休 18:00～22:00

(3) 精神科デイケア

精神科の通院治療の一環として、講座やグループ活動・レクリエーションなどを行っています。

・こころの病気で通院治療している方が、就労や安定した社会生活が送れることを目指す「就労支援・社会参加コース」、うつ病等のために休職中の方が、復職を目指す「リワーク準備コース」、薬物やアルコールへの依存(アディクション)からの回復を目指す「アディクション回復支援コース」があります。

・利用については、あらかじめ電話でご相談ください。

・利用料は各種健康保険及び自立支援医療(精神通院)が適用されます。

(4) こころの絆センター

保健、福祉、医療、労働、教育、司法、その他の関係機関と連携しながら、自死を考えている方などの相談支援を行います。

【相談専用電話番号】 225-5560(こころまる)

【開設時間】 9:00～17:00 ※土・日・祝日、年末年始(12/29～1/3)はお休みです。

(1)～(4)【問合先】

所在地	電話番号	FAX
〒980-0845 青葉区荒巻字三居沢 1-6	265-2191	265-2190

5 障害者の相談支援

(1) 障害者相談支援事業

障害のある方を対象とした地域の相談窓口です。

① 青葉区

事業所名	所在地	電話番号	FAX
障害者相談支援事業所 ふらっと青葉	青葉区二日町 4-3 仙台市役所二日町分庁舎 (青葉区社会福祉協議会内)	265-5320	265-5262
障害者相談支援事業所 ほっとすぱーす	青葉区荒巻字三居沢 12-1	225-6551	212-2520
障害者相談支援事業所 とびら	青葉区支倉町 2-35 (びぼっと支倉内) ※工事期間中は下記住所へ仮移転 しています。 仙台市青葉区木町通1丁目4-15 (仙台市交通局 地下1階) 工事期間:令和7年 10月31日頃 (予定)	261-3664	261-3661

② 宮城野区

事業所名	所在地	電話番号	FAX
障害者相談支援事業所 ハンズ宮城野	宮城野区大槻 16-2 (宮城野障害者福祉センター内)	295-7440	295-7440
障害者相談支援事業所つるが や地域生活支援センター	宮城野区鶴ヶ谷 4-10-9	388-4388	388-4377
障害者相談支援事業所 宮城野雲母倶楽部+らiふ	宮城野区出花 1-3-11	254-6757	254-6757
障害者相談支援事業所 「ホープ」	宮城野区二の森 14-3	293-1051	295-7194

③ 若林区

事業所名	所在地	電話番号	FAX
障害者相談支援事業所 ぴあら若林	若林区遠見塚東8-1 (若林障害者福祉センター内)	282-5188	282-5188
障害者相談支援事業所 てれんこ	若林区石名坂 70	716-8152	716-8118
障害者相談支援事業所 くれよん	若林区遠見塚 2-16-15 (ピボット若林内)	282-4671	282-4672

④ 太白区

事業所名	所在地	電話番号	FAX
障害者相談支援事業所 ハンズ太白	太白区長町南 1-6-10 (太白障害者福祉センター内)	308-8834	308-8834
障害者相談支援事業所 向日葵ライフサポートセンター	太白区袋原 5-17-33	741-2880	741-3735
障害者相談支援事業所 サポートはぎ	太白区大野田 5-23-3	302-7460	746-6882

⑤ 泉区

事業所名	所在地	電話番号	FAX
障害者相談支援事業所 ふらっと泉	泉区七北田字道 48-12 (泉障害者福祉センター内)	771-2728	771-2728
障害者相談支援事業所 ソキウス	泉区南光台 2-14-55	718-0768	718-0769
障害者相談支援事業所 ピース・スマイル	泉区上谷刈字長命 3-2	378-3630	342-5662

(2) その他の相談支援

① 発達障害児(者)

自閉スペクトラム症などの発達障害児(者)を対象に支援を行っています。北部発達相談支援センター(北部アーチル)・南部発達相談支援センター(南部アーチル)と連携して、訪問等による各種相談や支援活動、交流の場の提供など、地域生活に密着した支援を行います。

事業所名	所在地	電話番号	FAX
仙台市自閉症児者相談センター (ここねっと)	若林区遠見塚東 8-1 (若林障害者福祉センター内)	294-0452	285-2430
仙台市第二自閉症児者相談センター(なないろ)	泉区泉中央 2-24-1 (北部発達相談支援センター内)	343-7485	343-7486

② 視覚障害者

視覚障害のある方とご家族を対象に、福祉サービスの利用や日常生活・就労などの生活全般に関する相談を受け付けています。その上で福祉機器の紹介、ICT 機器の活用などの訓練を行っています。また当事者どうしの交流会や各種研修会なども開催します。

事業所名	所在地	電話番号	FAX
仙台市視覚障害者支援センター (アイサポート仙台)	仙台市泉区泉中央2丁目 24-1 (障害者総合支援センター内)	341-1728	341-1729

視覚障害のある方の社会参加・社会復帰を支援するため、歩行訓練士が家庭などを訪問して、白杖を使用した歩行訓練などの生活訓練を行います。

事業所名	所在地	電話番号	FAX
日本盲導犬協会仙台訓練センター	青葉区茂庭字松倉 12-2	226-3910	226-3990

③ 就労

P67「就労」をご参照ください。

④ ひきこもり

ひきこもりでお悩みのご本人やご家族からの相談をお受けします。電話相談、面接相談のほか、家庭訪問も行っています。

- ① 電話相談：月曜日～金曜日 10:00～17:00(祝日、年末年始を除く)
- ② 面接相談：要予約
- ③ 家族教室：母親教室(月 3 回)、父親教室(月1回)

事業所名	所在地	電話番号	FAX
仙台市ひきこもり地域支援センター「ほわっと・わたげ」	若林区遠見塚 1-18-48 (社会福祉法人わたげ福祉会内)	285-3581	285-7505

⑤ 難病

市内で生活する難病患者やご家族の方からの相談に対し、難病相談支援員が電話や面談、訪問等による支援を行います。また、就労相談や難病に関する情報提供を行います。

事業所名	所在地	電話番号	FAX
仙台市難病サポートセンター	青葉区木町通 1-4-15 交通局本局庁舎7階	796-9131	211-1781

県内で生活する難病患者やご家族の方からの相談に対し、難病相談支援員が応じます。
宮城県難病相談支援センター 【電話】 212-3351 【FAX】 211-1781

相談・支援

1 高次脳機能障害者の生活相談・支援

脳の病気や頭のけがによる後遺症「高次脳機能障害」がある方とその家族の相談に応じ、地域生活の支援を行います。

【問合先】 障害者総合支援センター(ウェルポートせんだい)

【電話】 771-6511 【FAX】 371-7313

2 進行性神経難病の方など重度障害者のコミュニケーション相談・支援

会話や筆談が困難な重度障害者の方を対象に、コミュニケーションの確保に向けた相談支援、また重度障害者用意思伝達装置等の適切な使用を図るための技術的支援を行います。

【問合先】

障害者総合支援センター(ウェルポートせんだい) 【電話】 771-6511 【FAX】 371-7313

仙台市重度障害者コミュニケーション支援センター 【電話】 779-6873 【FAX】 779-6874

3 精神障害のある方に対する相談・支援

精神保健福祉相談員や保健師などが精神障害のある方とご家族の状況に応じ、医療の継続や受診の勧め、生活環境の調整など、生活支援を行います。

【問合先】 各区役所 障害高齢課、総合支所 保健福祉課

4 精神障害者家族教室

精神障害のある方のご家族を対象に、精神障害についての学習や話し合いなどを通して、本人とのよりよい関係づくりや家族同士の交流を図ります。

【問合先】 各区役所 障害高齢課、宮城総合支所 保健福祉課

5 障害者でんわ相談室

障害のある方が地域で自立した生活が送れるよう、身体の高齢や財産侵害に関すること、家族や職場での人間関係など、生活全般にわたる様々な相談に応じています。

【相談時間】 日・月曜日 12:30～17:00 精神障害のある方の相談日

火曜日 定休日(留守番電話とファクスで受付します。)

水・木曜日 12:30～17:00 身体障害のある方の相談日

金・土曜日 12:30～17:00 知的障害のある方の相談日

※ 上記時間外と祝日及び年末年始は留守番電話とファクスで受付します。

【問合先】 障害者でんわ相談室 【電話】 296-5053 【FAX】 296-5053

6 民生委員児童委員

民生委員児童委員は、厚生労働大臣の委嘱を受け、地域において各種の相談・支援活動を行うとともに、区役所保健福祉センターその他関係機関等への協力活動を行っています。

【問合先】 各区役所 保健福祉センター管理課

7 障害者相談員

市長より委嘱された見識の高い民間の協力者です。身体障害・知的障害・精神障害また、難病や高次脳機能障害の相談と助言を行っています。

【問 合 先】 仙台市障害者福祉協会【電話】 266-0294【FAX】 266-0292

8 聴覚障害者福祉相談員

聴覚障害のある方の福祉の増進を図るため、相談員が相談と助言を行っています。

【問 合 先】 健康福祉局障害企画課【電話】 214-8151【FAX】 223-3573

9 障害者差別解消相談員

障害を理由とした差別(不当な差別的取扱い・合理的配慮の不提供)に関する相談について、専門の相談員が対応します。

不当な差別的取扱い:障害があるというだけで、正当な理由もなく、サービスの提供をしないことや障害のない人と異なる不利な取り扱いをすること

合理的配慮の不提供:障害のある人から、社会の中にある困りごとを取り除くために、何らかの対応が必要としているとの意思が伝えられたにもかかわらず対応しないこと(負担が過重である場合は除く)

【問 合 先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課

10 仙台市総合コールセンター「杜の都おしえてコール」

仙台市総合コールセンター「杜の都おしえてコール」では、市役所・区役所のさまざまな制度や手続きなど、市政に関するお問い合わせを年中無休で受け付けています。どの部署に問い合わせたらいいのかわからないときでも、安心してご利用ください。

あわせて、市民の皆さまが必要な情報をより手軽に入手できるよう、専用ホームページに市政に関する「よくある質問と回答(FAQ)」を掲載しています。また、有人チャットや AI チャットボットでもお問い合わせを受け付けておりますので、ご利用ください。

※ 個人情報が必要となるお問い合わせや、申請に対する許可といった担当部署の判断を要するお問い合わせなど、コールセンターで回答を完結できない場合は、担当部署に取り次ぎます。

【受付時間】 午前 8 時から午後 8 時まで(年中無休)

(土曜日・日曜日・祝休日および年末年始(12月29日~1月3日)は午後5時まで)

「よくある質問と回答(FAQ)」

【URL】 <https://faq.callcenter.city.sendai.jp/>

【問 合 先】 仙台市総合コールセンター「杜の都おしえてコール」

【電話】 398-4894【FAX】 398-5070



▲二次元コード

健康に関する相談

1 こころの健康相談

精神科医、精神保健福祉相談員、保健師などが、こころの健康や精神障害者の日常生活・社会参加に関する各種相談をお受けします。

※ 相談を希望される方は、あらかじめ電話で予約をお願いします。

【問 合 先】 各区役所 障害高齢課、総合支所 保健福祉課

2 依存関連の相談

アルコール・薬物(違法・合法問わず)・ギャンブルなど、依存関連のご相談をお受けします。また、家族を対象にミーティングも実施していますのでお問い合わせください。

【問 合 先】 各区役所 障害高齢課、総合支所 保健福祉課、精神保健福祉総合センター

3 てんかんに関する相談

てんかんによる悩みを解決するための相談を行っています。

【問 合 先】

・日本てんかん協会宮城県支部 【電話】247-0356 【FAX】247-0356

・カーレ仙台(てんかん情報・相談センター仙台)

【電話】 0223-24-1362 【E-mail】 ten-joho@cello.ocn.ne.jp

【FAX】 0223-24-2265 【URL】 <https://www.sendai-care.org>

4 HIV(ヒト免疫不全ウイルス)に関する相談

HIV感染者・エイズ患者の方に対する相談支援を行っています。支援団体や当事者団体等の紹介も行っています。

【問 合 先】 各区役所 管理課

権利擁護に関する相談

1 仙台市権利擁護センター「まもりーぶ仙台」

認知症や知的障害、精神障害などで判断能力の十分でない方が、地域で福祉サービスなどを適切に利用し自立した生活が送れるよう、本人との契約に基づいて下記のサービスを提供します。(利用料負担あり。ただし、生活保護受給者・市民税非課税の方には減免制度があります。)

名称	内容
利用援助サービス	福祉サービスの情報提供や申し込み手続きの支援、事業者から提供されるサービス内容の確認、福祉サービスについての苦情解決制度を利用する際の支援、区役所等から送付される通知などの確認
金銭管理サービス	日常的な生活費のための預貯金の払戻、公共料金の支払などの代行・代理
あずかりサービス	通帳、証書、実印などを預かり金融機関の貸金庫に保管

【相談方法】 面接・電話・FAX ご本人またはご家族、関係者からの相談に応じます。(無料)

※ 面接による相談は、電話での事前予約をお勧めします。

【相談時間】 月曜日～金曜日 9:30～16:00(土日、祝日、12/29～1/3 は休館日)

【問 合 先】 仙台市権利擁護センター

【所 在 地】 〒980-0011 青葉区上杉 1-6-10 EARTH BLUE 仙台勾当台ビル6階

【電 話】 217-1610 【FAX】 213-6457

2 仙台市成年後見総合センター

認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な状態になっても、地域で自立した生活を送れるよう、地域包括支援センター等の支援者と連携し、市民の成年後見制度の利用を支援します。

【相談方法】 面接・電話・訪問により、成年後見制度に精通している専門の相談員が対応します。

(無料・要予約)

【相談時間】 月曜日～金曜日 9:00～17:00(土日、祝日、12/29～1/3 は休館日)

【問 合 先】 仙台市成年後見総合センター

【所 在 地】 〒980-0011 青葉区上杉 1-6-10 EARTH BLUE 仙台勾当台ビル6階

【電 話】 223-2118 【FAX】 213-6457

3 成年後見制度利用支援

(1) 市長による後見等開始の審判請求

次のような場合で、特に必要と認められるときに、家庭裁判所に対して後見等開始の審判の請求をします。

判断能力が不十分な知的障害や精神障害のある方で

- ① 配偶者及び4親等内の親族がいないとき ② 親族による申立が期待できないとき

(2) 後見人等報酬の助成

市長が家庭裁判所に対して後見等開始の審判の請求を行った場合や、親族が審判の請求を行う者のうち、一定の条件を満たした場合で、本人が成年後見人等に対して報酬支払い能力がないときは、一定の基準により後見人等の報酬を助成します。

【助成対象者】 生活保護受給者及びそれに準ずる方(親族等が後見等開始の審判請求を行う場合は、仙台市成年後見総合センターから後見人候補者の推薦を受けた方)

【問 合 先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課

4 障害者虐待防止・差別解消相談ダイヤル

障害のある方が、「家族・親族・同居している人」や「障害者施設・障害福祉サービス事業所の職員」、「精神科病院の職員」、「事業主」から虐待を受けている場合の相談・通報等を受け付けます。また、事業者から障害を理由とする差別的取扱いを受けたり、合理的配慮を得られずに困っているときも相談を受け付けます。

【問 合 先】 障害者虐待防止・差別解消相談ダイヤル

【電話】 214-8551(24 時間 365 日対応) 【FAX】 214-8552

上記に加え、以下でも相談を受け付けます。

【メール】fuk005330@city.sendai.jp(障害企画課メールアドレス)

各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、秋保総合支所 保健福祉課、

障害者総合支援センター、精神保健福祉総合センター、

北部発達相談支援センター、南部発達相談支援センター

5 宮城県障害者権利擁護センター及び宮城県障害者差別相談センター

障害のある方に対する虐待や障害を理由とする差別に関する県の相談窓口です。障害のある方やその御家族はもちろんのこと、障害者福祉施設や企業等からの相談にも随時応じます。

【相談時間】 月曜日～金曜日 9:00～17:00(土日、祝日、年末年始を除く)

【問 合 先】 宮城県社会福祉士会 【電話】 727-6101 【FAX】 727-6102

6 補助犬に関する相談

公共の施設等における補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)の同伴や使用についての苦情相談をお受けしています。

【問 合 先】 健康福祉局障害企画課 【電話】 214-8163 【FAX】 223-3573

手帳

1 身体障害者手帳

各種の福祉サービスを受けるために必要な手帳です。

【対象】 身体(視覚、聴覚・平衡、音声・言語・そしゃく、肢体不自由、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、免疫、肝臓)に永続する障害がある方

【障害程度】 障害の程度によって、1級(重度)から6級(軽度)までに区分されます。

【交付申請手続】

各区役所・宮城総合支所障害高齢課に申請し、障害者総合支援センターで認定を行います。

【手続に必要なもの】

- ① 申請書(用紙は各区役所・宮城総合支所障害高齢課にあります。また、障害者総合支援センターのホームページからダウンロードできます。)
- ② 指定医師の診断書(用紙は各区役所・宮城総合支所障害高齢課にあります。また、障害者総合支援センターのホームページからダウンロードできます。)
- ③ 写真2枚(無帽、上半身、真正面 タテ4cm×ヨコ3cm、1年以内に撮影したもの)
- ④ マイナンバーがわかるもの(通知カード、個人番号カードなど)
- ⑤ 本人確認書類(運転免許証など)

※ ④と⑤の詳細については、11～12ページをご確認ください。

【問合先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課

2 療育手帳

知的障害のある方が各種の福祉サービスを受けやすくなります。

【対象】 知的な発達の遅れにより、日常生活に支障がある方

【障害程度】 「A」(重度)と「B」(中・軽度)に区分されます。

【交付申請】 各区役所・宮城総合支所障害高齢課に申請し、原則として、青葉区、宮城野区、泉区にお住いの方は北部発達相談支援センター(北部アーチル)で、若林区、太白区にお住いの方は南部発達相談支援センター(南部アーチル)で判定を行います。

※18歳未満の方は保護者の居住地、18歳以上の方は本人の居住地で申請してください。

【手続に必要なもの】

- ① 申請書(用紙は各区役所・宮城総合支所障害高齢課にあります。)
- ② 相談調査票(用紙は各区役所・宮城総合支所障害高齢課にあります。また、アーチルのホームページからダウンロードできます。)
- ③ 写真2枚(無帽、上半身、真正面 タテ4cm×ヨコ3cm、1年以内に撮影したもの)
- ④ マイナンバーがわかるもの(通知カード、個人番号カードなど)
- ⑤ 本人確認書類(運転免許証など)

※ ④と⑤の詳細については、11～12ページをご確認ください。

【問合先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課

3 精神障害者保健福祉手帳

各種の福祉サービスが受けやすくなります。

【対象】 精神障害(※)のため、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方

※ 統合失調症、気分(感情)障害、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質性精神障害(高次脳機能障害を含む)、発達障害、その他の精神疾患

【障害程度】 障害の程度によって、1級(重度)から3級(軽度)までに区分されます。

【有効期間】 2年間

(更新を希望される方は有効期間終了の3ヶ月前から更新手続きを行うことができます。)

【交付申請手続】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、秋保総合支所 保健福祉課に申請し、精神保健福祉総合センターで判定を行います。

【手続に必要なもの】

① 申請書(※)

② ア～ウのいずれかの書類

ア 精神障害者保健福祉手帳用診断書(※)

(初診日から6ヶ月以上経過しているもので、作成日から3ヶ月以内のもの。)

イ 障害年金証書等の写し(または、直近の年金振込通知書)

障害年金等に係る照会同意(確認)書(※)

ウ 特別障害給付金受給資格者証の写し

障害年金等に係る照会同意(確認)書(※)

※ イ、ウの場合、精神障害を支給事由として現に障害年金を受給している場合に限りません。

※ イ、ウの場合、精神障害を支給事由とする障害年金の等級と同じ等級になります。

(※) 申請用紙等は各区役所・宮城総合支所障害高齢課、秋保総合支所保健福祉課にあります。また、仙台市のホームページからダウンロードできます。

③ 写真2枚(無帽、上半身、真正面 タテ4cm×ヨコ3cm、1年以内に撮影した同一のもの)
手帳の受取時にご提出ください。

④ マイナンバーがわかるもの(通知カード、個人番号カードなど)

⑤ 本人確認書類(運転免許証など)

※ ④と⑤の詳細については、11～12ページをご確認ください。

【問合先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課・秋保総合支所 保健福祉課

資料 身体障害者障害程度等級表【太実線より上は第1種を、下は第2種を表す。】

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害	肢体不自由	
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢
1級	視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの				1. 両上肢の機能を全廃したものの 2. 両上肢を手関節以上で欠くもの	1. 両下肢の機能を全廃したものの 2. 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
2級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2. 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度(I/4 視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(I/2 視標による。以下同じ。)が28度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)			1. 両上肢の機能の著しい障害 2. 両上肢のすべての指を欠くもの 3. 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4. 一上肢の機能を全廃したものの	1. 両下肢の機能の著しい障害 2. 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの
3級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2. 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失	1. 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2. 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの 3. 一上肢の機能の著しい障害 4. 一上肢のすべての指を欠くもの 5. 一上肢のすべての指の機能を全廃したものの	1. 両下肢をシヨバー関節以上で欠くもの 2. 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3. 一下肢の機能を全廃したものの
4級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。) 2. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3. 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1. 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話語を理解し得ないもの) 2. 両耳による普通話語の最良の語音明瞭度が50%以下のもの		音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害	1. 両上肢のおや指を欠くもの 2. 両上肢のおや指の機能を全廃したものの 3. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したものの 4. 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したものの 8. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1. 両下肢のすべての指を欠くもの 2. 両下肢のすべての指の機能を全廃したものの 3. 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4. 一下肢の機能の著しい障害 5. 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したものの 6. 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの
5級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2. 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3. 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5. 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害		1. 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3. 一上肢のおや指を欠くもの 4. 一上肢のおや指の機能を全廃したものの 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1. 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2. 一下肢の足関節の機能を全廃したものの 3. 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1. 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの) 2. 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1. 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2. ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したものの	1. 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2. 一下肢の足関節の機能の著しい障害
7級					1. 一上肢の機能の軽度の障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3. 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5. 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6. 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したものの	1. 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2. 一下肢の機能の軽度の障害 3. 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4. 一下肢のすべての指を欠くもの 5. 一下肢のすべての指の機能を全廃したものの 6. 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの
備考	<p>1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。</p> <p>2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。</p> <p>3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。</p> <p>4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。</p> <p>5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害を含むものとする。</p> <p>6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。</p> <p>7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。</p>					

級別	肢 体 不 自 由			内 部 機 能 障 害						
	体 幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心 臓 機能障害	じ ん 臓 機能障害	呼 吸 器 機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	小 腸 機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝 臓 機能障害
		上肢機能	移動機能							
1級	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級	1. 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2. 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)
4級		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの							
6級		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの							
7級		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							
備考										

障害福祉サービス

施設・住居支援

1 訪問系

(1) 居宅介護(ホームヘルプ)

障害等のために日常生活を営むのに支障のある身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者(児)、難病患者等の居宅において身体介護や家事援助等のサービスを行います。

例:① 食事、入浴などの介護 ② 調理、洗濯、買い物などの家事

※ 介護保険の対象者は原則として利用できませんが、一定の条件を満たしている方については、介護保険との併用ができる場合があります。

【対 象】 介護給付費のうち居宅介護の支給決定を受けた方

【利用できる日・時間】 支給決定を受けた時間数での利用になります。

※ 事業者により対応できない曜日・時間があります。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者または重度の知的障害や精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常に介護が必要な方に、身体介護や家事援助、見守りの支援、外出時の移動の介護等を総合的に行います。

※ 介護保険の対象者は原則として利用できませんが、一定の条件を満たしている方については、介護保険との併用ができる場合があります。

【対 象】 介護給付費のうち重度訪問介護の支給決定を受けた方

【利用できる日・時間】 支給決定を受けた時間数での利用になります。

※ 事業者により対応できない曜日・時間があります。

(3) 同行援護

視力障害・視覚障害・夜盲等により、移動に著しい困難を有する重度視覚障害者(児)が外出する際に、ヘルパーが同行し、代筆・代読を含め、外出中の必要な支援を行います。

【対 象】 介護給付費のうち同行援護の支給決定を受けた方

【利用できる日・時間】

特に制限はありません。ただし、通勤・通学・通所等には利用できません。また、利用は原則として月50時間以内で必要な時間数になります。

※ 事業者により対応できない曜日・時間があります。

(4) 行動援護

知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を要する知的障害者(児)、精神障害者(児)が外出する際に、ヘルパーが同行し、危険回避など外出中の必要な支援を行います。

【対 象】 介護給付費のうち行動援護の支給決定を受けた方

【利用できる日・時間】

特に制限はありません。ただし、通勤・通学・通所等には利用できません。また、利用は原則として月50時間以内で必要な時間数になります。

※ 事業者により対応できない曜日・時間があります。(1)～(4)

【利 用 料】 P3をご覧ください。

【問 合 先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課

(1) 生活介護

日中、常時介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会を提供します。

【利用方法】 事前に介護給付費支給申請手続きが必要

※ 本市は利用調整を行っているため、利用開始日は原則として毎年4月1日になります。
年央に利用を始めたい場合や申請方法等はお問い合わせください。

【対象者】 障害支援区分が区分3以上(年齢が50歳以上の方は区分2以上)で、生活介護に係る介護給付費の支給決定を受けた方

【利用期間】 特になし

(2) 自立訓練(機能訓練)

自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間、理学療法、作業療法など、身体機能向上のために必要な訓練を行います。

【利用方法】 事前に訓練等給付費支給申請手続きが必要

【対象者】 自立訓練に係る訓練等給付費の支給決定を受けた方

【利用期間】 1年6ヶ月

(3) 自立訓練(生活訓練)

自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間、生活能力向上のために必要な訓練を行います。

【利用方法】 事前に訓練等給付費支給申請手続きが必要

【対象者】 自立訓練に係る訓練等給付費の支給決定を受けた方

【利用期間】 2年

(4) 宿泊型自立訓練

P30 4-(4)をご覧ください。

(5) 就労選択支援

就労移行支援もしくは就労継続支援の利用や企業などで働くことを希望される方が、適切な支援を利用できるよう支援を行います。

【利用方法】 事前に訓練等給付費支給申請手続きが必要

【利用期間】 原則1ヵ月

(6) 就労移行支援

企業などで働きたい方に、働く上で必要な知識・能力向上のために必要な支援を行うとともに、一人ひとりに合った職場選びをはじめとする求職活動に関する支援を行います。

【利用方法】 事前に訓練等給付費支給申請手続きが必要

【利用期間】 2年

(7) 就労定着支援

就労継続支援・就労移行支援・生活介護・自立訓練を利用して一般就労に移行し、6か月経過した方について、働く中で生じた生活面の課題に対して必要な相談や助言などを行い、本人が働き続けられるよう支援を行います。

【利用方法】 事前に訓練等給付費支給申請手続きが必要

【利用期間】 3年

(8) 就労継続支援(A型・B型)

企業などで働くことが難しい方に働く場を提供するとともに、働く上で必要な知識・能力の向上のため、必要な支援を行います。

- ・就労継続支援 A 型…雇用契約を結びます。
- ・就労継続支援 B 型…雇用契約を結びません。

【利用方法】 事前に訓練等給付費支給申請手続きが必要

【利用期間】 特になし

(1)～(7) 【利用料】 P3 をご覧ください。

【問合先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、秋保総合支所 保健福祉課

3 一時利用**(1) 短期入所(ショートステイ) (実施施設 P.141～)**

介護給付費のうち短期入所の支給決定を受けた身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者(児)、難病患者等を介護している家族が、病気や休養などのため家族で介護できなくなった場合、一時的に施設でお預かりします。

※ 介護保険の対象者は原則として利用できません。

【利用方法】 ・事前に介護給付費支給申請手続きが必要 ・利用は原則として月 7 日間
吸引、経管栄養などの医療的ケアが必要な場合には申請の際にご相談ください。

【利用料】 P3 をご覧ください。

【問合先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、秋保総合支所 保健福祉課

(2) 日中一時支援(日中ショートステイ)

知的障害者(児)、精神障害者(児)、身体障害者(児)、難病患者等を介護している家族が、病気や休養などのため家族で介護できなくなった場合、日中時間帯に一時的にお預かりします。

【利用方法】 ・事前に申請手続きが必要 ・利用は原則として月 56 時間以内

【利用料】 所得に応じて月ごとに負担する額の上限が決まります。ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。詳しくはお問い合わせください。

【問合先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、秋保総合支所 保健福祉課

4 居住系**(1) 施設入所支援 (実施施設 P.118)**

夜間や休日に、施設に入所する人へ入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【利用方法】 事前に介護給付費支給申請手続きが必要

【対象者】 次のいずれかに該当する方

- ① 障害支援区分4以上(年齢が 50 歳以上の方は区分3以上)で生活介護を利用している方
- ② 自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援B型を利用しており、入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる方、又は通所によって訓練を受けることが困難な方

【利用料】 P3 をご覧ください。

【問合先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、入所を希望される各障害者支援施設

(2) 共同生活援助(グループホーム) (実施施設 P.144～)

地域の中にある共同生活住居(グループホーム)での生活を望む障害のある方に対し、主として夜間において、共同生活住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行います。

【対象者】 障害者(身体障害者にあつては、65歳未満の方又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある方)

【利用料】 P3をご覧ください。

【問合せ先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、入居を希望される共同生活援助事業所を運営する団体

(3) 療養介護

医療を要する障害のある方で常時介護が必要な方について、主として昼間に病院や施設で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行います。

【対象者】

- ① 障害支援区分6で、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方
- ② 障害支援区分5以上で、重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者
- ③ 障害支援区分5以上で、高度な医療的ケアを必要とする方
- ④ 障害支援区分5以上で、強度行動障害があり医療的ケアを必要とする方
- ⑤ 障害支援区分5以上で、遷延性意識障害があり医療的ケアを必要とする方
- ⑥ 上記①～⑤に準じる状態と市町村が認めた方

【利用料】 P3をご覧ください。

なお、医療費については心身障害者医療費助成の対象となる場合があります。

【問合せ先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課

(4) 宿泊型自立訓練 (実施施設 P.119～)

自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間、居住の場を提供して家事などの生活能力向上のために必要な訓練を行います。

【利用方法】 事前に訓練等給付費支給申請手続きが必要

【対象者】 P28 ②-(3)自立訓練(生活訓練)の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方等

【利用期間】 2年

【利用料】 P3をご覧ください。

【問合せ先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課

5 その他

(1) 自立生活援助（実施施設 P.119～）

一人暮らしを希望する障害者の一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うため、定期的な巡回訪問や随時の相談、電話などの対応により、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

【対象者】

- ① 障害者支援施設若しくは共同生活援助(グループホーム)等を利用していた方
- ② 同居家族の死亡や入院等の事情により急遽単身での生活をするようになった方
- ③ 居宅において単身であるため若しくは同居家族等が障害や疾病等のため、居宅における自立した日常生活を営む上で支援が必要な方
- ④ 同居する家族に障害、疾病がない場合であっても、地域移行支援を利用して退院・退所した方、精神科病院の入退院を繰り返している方、強度行動障害や高次脳機能障害等の状態にある方等、地域生活を営むための支援を必要としている方。

【利用料】 P3 をご覧ください。

【問合せ先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、秋保総合支所 保健福祉課、自立生活援助事業所を運営する団体

【利用方法】 事前に訓練等給付費支給申請手続きが必要

(2) 重度障害者入院時コミュニケーション支援

意思の疎通が困難な重度の障害がある方が入院した場合に、コミュニケーション支援員を入院先に派遣します。

【対象】 次の全てにあてはまる方

- ① 仙台市内在住の在宅の方(入所施設に入所している方、グループホームの入居者は除く。)
- ② 居宅介護または重度訪問介護(障害者のホームヘルプサービス)を現に利用している方
- ③ 自力で意思疎通を図ることが困難で、病院スタッフとの間でコミュニケーション支援が必要な方
- ④ 単身世帯の方または家族が障害や病気、仕事等がある世帯の方

【利用料】 所得に応じて月ごとに負担する額の上限が決まります。ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。詳しくはお問い合わせください。

【問合せ先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課

(3) 移動支援(ヘルパーの利用)

障害等のために屋外での移動が困難な全身性身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者(児)、難病患者等にヘルパーが同行し、外出中の必要な支援を行います。

【利用できる日・時間】

特に制限はありません。ただし、通勤・通学・通所・通院等には利用できません。また、利用は原則として月 50 時間以内で必要な時間数になります。

※ 業者により対応できない曜日・時間・場所があります。

※ 大学に通う方については、大学への通学中及び大学の敷地内における支援を提供する「大学修学支援事業」を実施しております。詳しくはお問い合わせください。

【利用料】

所得に応じて月ごとに負担する額の上限が決まります。ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。詳しくはお問い合わせください。

【問合せ先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課

(4) 重度障害者等就労支援特別事業(ヘルパーの利用)

重度障害をお持ちの方の就労機会を拡大し社会参加を促進するため、その居宅または勤務先等にヘルパーを派遣し、通勤支援や職場等における支援を実施します。

【対象】 次の全てにあてはまる方

- ① 仙台市内在住で、重度訪問介護、同行援護、行動援護のいずれかの支給決定を受けている方
- ② 民間企業に雇用されている方(※1)または自営業の方(※2)
- ③ 1週間の所定労働時間が10時間以上である方(※3)

※1 就労継続支援 A 型事業所の利用者を除く

※2 法人の代表者・役員等を含み、公務員等を除く

※3 被雇用者の場合、今後10時間以上の勤務となることが見込まれる方でも可

なお、就労場所は本市内に限定しません。

【利用できる日・時間】

特に制限はありませんが、利用は原則として1日あたり8時間かつ1週間あたり40時間(通勤時間を除く)以内で必要な時間数になります。

※ 業者により対応できない曜日・時間・場所があります。

【利用料】

所得に応じて月ごとに負担する額の上限が決まります。ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。詳しくはお問い合わせください。

【問合せ先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課

生活用具などの給付・貸出

1 補装具費の支給

身体障害者手帳をお持ちの方または難病患者等の方が、身体機能を補完または代替するために必要な補装具の購入、修理等に要する費用を支給します。

- ※ 原則として、基準額に基づいた費用の1割の自己負担があります(生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料)。
- ※ 医療機関において医師が行う治療の一環として、治療材料費(療養費)扱いで健康保険などから支給される医療用装具や他の法律(労働者災害補償保険法・介護保険法など)に基づいて交付、修理または貸与が可能な場合は、この制度の対象となりません。
- ※ 18歳以上の場合、利用者の世帯(本人または配偶者)に当年度の市民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は、この制度の対象となりません。
- ※ 事前申請がない場合は、この制度の対象となりません。

【補装具の種類】

障害部位	種 目
肢体不自由	義肢(義手・義足)、装具、姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ(松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、多脚つえ、プラットホーム杖)※ 18歳未満のみ:座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
心臓機能障害 呼吸器機能障害	車椅子、電動車椅子
重度の肢体不自由 かつ音声・言語障害	重度障害者用意思伝達装置
視覚障害	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡(矯正用、遮光用、コンタクトレンズ、弱視用)
聴覚障害	補聴器〔高度難聴用(ポケット型、耳かけ型)、重度難聴用(ポケット型、耳かけ型)、耳あな型(レディメイド、オーダーメイド)、骨導式(ポケット型、眼鏡型)〕

【手続に必要なもの】

- ① 身体障害者手帳等(難病患者等の方は指定難病登録者証等難病名が分かる書類)
- ② <18歳以上の方>

原則として障害者総合支援センターの判定が必要です。判定を要しない種目や、主治医の意見書をもって判定に代えることができる種目があります。詳しくは問合先にお尋ねください。

<18歳未満の方>

原則として指定医療機関の医師の意見書及び補装具製作者の見積書などが必要ですので問合先にお尋ねください。

- ③ その他(健康保険証などを確認させていただく場合があります。)

【問 合 先】 障害者総合支援センター(ウエルポートせんだい)、各区役所・宮城総合支所 障害高齢課

2 難病患者等補装具等賃借費の助成

難病患者等の方、または重度身体障害をお持ちの方が、心身の状態に応じて速やかに補装具等を利用できるよう、他の制度等による利用が可能となるまでの間について、補装具等を賃借する費用の助成を行います。賃借する期間は、原則として3か月以内です。詳しくは、問合先にお尋ねください。

※ 原則として、基準額に基づいた費用の1割の自己負担があります(生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料)。また、18歳以上の場合、利用者世帯(本人または配偶者)の中に当年度の市民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は、この制度の対象になりません。

※ 事前申請がない場合は、支給対象となりませんのでご注意ください。

種 目	対 象
張力調整付上肢装具	ポータブルスプリング バランスー等 ・上肢に障害がある難病患者等
歩行補助用具	歩行器、歩行車、杖 (一本杖を除く) ・下肢に障害があり、自力での移動、移乗が困難な 難病患者等
車椅子	電動車椅子、クッションを含む ・下肢や体幹に障害があり、自力での移動が困難 な難病患者等
段差解消用具	昇降機、スロープ等 ・下肢に障害があり、自力での移動、移乗が困難な 難病患者等
移動用リフト	移動用リフト、つり具 ・下肢や体幹機能障害2級以上の身体障害者手帳 の交付を受けているか申請中の方
特殊寝台	電動ベッド (付属品を含む) ・寝たきりの状態にある難病患者等 ・下肢や体幹機能障害2級以上の身体障害者手帳 の交付を受けているか申請中の方

【問 合 先】 障害者総合支援センター(ウエルポートせんだい)

3 日常生活用具費の支給

障害者(児)・難病患者等の方の日常生活をより快適にして利便を図るため、日常生活用具の購入(修理)や貸与の費用を支給します。対象者の障害の程度や年齢などによって支給要件が異なります。また、支給される日常生活用具の種目別に基準額がありますので問合先にお尋ねください。

※ 原則として、基準額に基づいた費用の1割の自己負担があります(生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料)。また、18歳以上の場合、利用者世帯(本人または配偶者)の中に当年度の市民税所得割額が46万円以上の方がいる場合はこの制度の対象になりません。

※ 介護保険対象者や施設入所中の方、入院中の方などは一部品目の支給が受けられない場合があります。

※ 事前申請がない場合は、支給対象となりませんのでご注意ください。

障害の種類	種 目
視覚障害	視覚障害者用体温計(音声式)、視覚障害者用体重計、情報・通信支援用具(パソコン、タブレット、スマートフォンの周辺機器やアプリケーションソフト)、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、DAISY 図書プレーヤー、視覚障害者用読書器、視覚障害者用時計、視覚障害者等用図書(点字図書、大活字図書、DAISY 図書)、暗所視支援眼鏡(貸与)

障害の種類	種 目
聴覚障害	聴覚障害者用屋内信号装置、ファクシミリ、聴覚障害者用情報受信装置
音声・言語機能障害	携帯用会話補助装置、人工喉頭、ファクシミリ
上肢機能障害	洗浄機能付便座、情報・通信支援用具(パソコン、タブレット、スマートフォンの周辺機器やアプリケーションソフト、DAISY 図書プレーヤー、視覚障害者等用図書(DAISY 図書))
下肢または 体幹・移動機能障害	電動ベッド、体圧分散マット、特殊尿器、体位変換用クッション、移動用リフト等、入浴補助用具、ポータブルトイレ等、歩行補助つえ(T 字状・棒状の一本つえ)、移動・移乗支援用具、頭部保護帽、住宅改修費、紙おむつ等(※1)
心臓機能障害	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)
じん臓機能障害	透析液加温器
呼吸器機能障害	ネブライザー(吸入器)、吸引器、動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)
ぼうこう機能障害	ストマ装具、紙おむつ等(※2)、収尿器
直腸機能障害	ストマ装具、洗腸装具、紙おむつ等(※2)
脊髄損傷等による肢体 不自由で排尿機能障害	収尿器
知的障害	頭部保護帽、洗浄乾機能付便座(重度に限る)
精神障害	頭部保護帽
読字障害	情報・通信支援用具(パソコン、タブレット、スマートフォンのアプリケーションソフトで DAISY 図書の再生に必要なもの)、DAISY 図書プレーヤー、視覚障害者等用図書(DAISY 図書)

※1 脳原性運動機能障害のある方で、以下の①～④をすべて満たす場合に、紙おむつの支給を受けることができます。

- ① 排尿もしくは排便の意思表示が困難である
- ② 自力でトイレに行けない
- ③ 自力で便座(原則排便補助具の使用を含む)に座ることができない
- ④ 介助による定時排泄をすることができない

* 脳原性運動機能障害とは、乳幼児期以前に発現した非進行性脳病変によってもたらされた姿勢及び運動の異常をいう。具体的には、脳性麻痺や乳幼児期以前に発症した脳症または脳外傷、無酸素脳症等の後遺症による全身性障害を有する者をいう。

※2 特定の条件に該当する場合は、ストマ装具に代えて紙おむつ等の支給を受けることができます。

【問 合 先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、秋保総合支所 保健福祉課

4 難聴児補聴器購入等助成

身体障害者手帳の対象とならない軽・中等度難聴児のきこえの確保と言語の発達を支援するため、補聴器の購入費用に対する助成をしています。

【対 象】 次の条件の全てに当てはまる方

- (1) 市内に住所を有する 18 歳未満
- (2) 両耳の平均聴力レベルが 30 デシベル以上
- (3) 身体障害者手帳の交付対象とならない
- (4) 医師が補聴器を必要と認めている

【種 目】 高度・重度難聴用ポケット型、高度・重度難聴用耳かけ型、耳あな型(レディメイド/オーダーメイド)、骨導式ポケット型/眼鏡型、補聴システム(受信機/ワイヤレスマイク、オーディオシュー)、イヤモールド交換

【助 成 額】 当制度で定められている種目毎の基準により一部(原則3分の2)を助成します。

【問 合 先】 障害者総合支援センター(ウエルポートせんだい)

5 車椅子の短期貸出

外出などで車椅子を必要とする方に、原則として1ヶ月まで貸出をしています。

【問 合 先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課

生活

1 障害者配食サービス

栄養バランスのとれた食事を提供するとともに安否を確認します。

【対象】 心身の障害により食事を用意することが困難な65歳未満の方で次のいずれかに該当する方

- (1) 一人暮らしの方
- (2) 65歳未満の障害のある方だけの世帯で同居者が入院、病気等により食事の準備ができない方
- (3) 65歳以上の高齢者のみと同居していて同居者が入院、病気等により食事の準備ができない方

【利用回数】 1日1食(昼食または夕食のいずれか)、週7回まで

【利用料】 1食544円

【問合せ先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、秋保総合支所 保健福祉課

2 全身性障害者等指名制介護助成

脳性麻痺等により全身に障害のある方等に、自ら選んだ介護人を登録してもらい、その介護にかかる費用の一部を助成し、自立と社会参加を支援します。

【対象】

- (1) 肢体不自由で身体障害者手帳1級をお持ちの方で、両上下肢または体幹に障害があり、家族の介護が受けられない在宅の方
- (2) 在宅の方で、呼吸器の機能障害で身体障害者手帳1級または3級をお持ちの方、または同程度の呼吸器の機能障害を有している方で、人工呼吸器を装着している方、または人工呼吸器を装着していないが常時吸引器を必要としている方

※ 呼吸器の機能障害については、常時介護を行う者があっても認められます。

【介護人】 原則として、障害者ご本人の選任により登録を行います。

【介護時間】 1ヶ月60時間まで

【助成額】 生計中心者の前年の所得税額に応じて助成します。

【問合せ先】 仙台市障害者福祉協会【電話】266-0294【FAX】266-0292

3 訪問入浴サービス

入浴に全面介助を必要とする重度の身体障害のある方、難病患者等の家庭を訪問し、訪問入浴車の設備により、入浴の介助をします。

※ 介護保険の対象者は除きます。

【対象】 原則として在宅の18歳以上の身体障害のある方のうち身体障害者手帳1級、2級をお持ちの方または難病患者等で、家庭では入浴介助が難しい方

【利用回数】 1月あたり9回まで

【利用料】 所得に応じて月ごとに負担する額の上限が決まります。ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。詳しくはお問い合わせください。

【問合せ先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課

4 重度身体障害者寝具洗濯サービス

委託業者が寝具をお預かりして、丸洗いを行います。

【対 象】 身体障害者手帳1級、2級をお持ちの在宅の方(視覚・聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能障害による方は除きます。)で、寝具の衛生管理が困難な方

【利用回数】 1年間(4月から翌年3月まで)3回まで。申請時期により回数は異なります。

【利用料】 生計中心者の市県民税額に応じた費用負担があります。

【問 合 先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、秋保総合支所 保健福祉課

5 地域ごみ出し支援活動促進事業

ごみ出しが困難な世帯のごみ出し支援活動を行う団体に、活動実績に応じて奨励金を交付します。お住まいの地域で活動している団体の有無を知りたい場合や、新たに団体として支援活動を行いたい場合には家庭ごみ減量課までお問い合わせください。(掲載許可をいただいた団体は市ホームページに掲載しています。)

【奨励金額】

・家庭ごみ等(玄関先から集積所までのごみ出し支援)1回につき 140 円

・粗大ごみ等(住居又はその敷地から指定場所までのごみ出し支援)1回につき280円

※上限額があります。

【奨励金交付対象となる支援世帯の要件】

世帯の全員が以下のいずれかに該当していることが必要です。

- ① 申請時に満 75 歳以上の方
- ② 要介護 1～5 の認定を受けている方
- ③ 身体障害者手帳の交付を受けている方
- ④ 療育手帳の交付を受けている方
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

【問 合 先】 環境局家庭ごみ減量課【電話】 214-8226【FAX】 214-8277

6 重度身体障害者緊急通報システム

常時の緊急通報をするための受信機・小型無線発信器などをお貸しします。緊急時の通報は仙台市が委託する民間警備会社が受信し、警備員へ電話で連絡し、必要な処置を行います。

【対 象】 原則として身体障害者手帳 1 級、2 級をお持ちの方のうち、在宅で一人暮らしの方

【問 合 先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、秋保総合支所 保健福祉課

7 SOSネットワーク

徘徊等により行方が分からなくなったお年寄り等を事件・事故から守るために、地域の関係機関が連携して、早期発見・保護に努めるシステムです。

【問 合 先】 お近くの交番または警察署

8 小地域福祉ネットワーク活動

障害を抱えるなどして支援を必要とする方々が地域で自立した生活が送れるよう、地区社会福祉協議会が主体となって地域住民などで見守る体制をつくり、必要な支援を行います。

【問 合 先】 社会福祉協議会 各区・支部事務所(P141 参照)

住 宅

1 身体障害者向け市営住宅

(1) 高齢者及び軽度身体障害者世帯向け住宅

【設 備】 手すり、外部への非常通報ブザー、室内段差解消

【対 象】 次のいずれかに該当する方 ※ 所得制限があります。

- ① 60歳以上の方
- ② 下肢または体幹機能障害を有していることにより身体障害者手帳1級から4級をお持ちの方を含む世帯
- ③ 戦傷病者手帳の交付を受け、その障害の程度が上記の身体障害者と同程度の方

【問 合 先】 (公財)仙台市建設公社募集課 【電話】 214-3604 【FAX】 214-8592

(2) 重度身体障害者世帯向け車椅子住宅

【設 備】 手すり、室内段差解消、車椅子利用者用の流し台

【対 象】 車いすを必要とする方で、次のいずれかに該当する方 ※ 所得制限があります。

- ① 下肢または体幹機能障害を有していることにより身体障害者手帳1級から4級をお持ちの方を含む世帯
- ② 戦傷病者手帳の交付を受け、その障害の程度が上記の身体障害者と同程度の方
(注) 身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする方で、常時の介護を受けることができない方は、単身での入居ができません。

【問 合 先】 (公財)仙台市建設公社募集課 【電話】 214-3604 【FAX】 214-8592

2 公営住宅等の入居者選考時の優遇措置

市営住宅及び県営住宅への入居が、一般の方より有利な当選確率で抽選が受けられる場合があります。

【対 象】 仙台市営住宅の場合

心身障害者世帯、ひとり親世帯、高齢者世帯、多子世帯、引揚者世帯、多数回落選者世帯、戦傷病者世帯、原爆被爆者世帯、ハンセン病療養所入所者世帯、配偶者等からの暴力被害者世帯、未就学児童のいる子育て世帯、犯罪被害者等世帯

※ なお、ほかの公営住宅につきましては、問合先にお尋ねください。

【問 合 先】 <市営住宅> (公財)仙台市建設公社募集課

【電話】 214-3604 【FAX】 214-8592

<県営住宅> 宮城県住宅供給公社 【電話】 224-0014

3 住宅改造費等の助成

浴室やトイレなどの改造にかかる費用の一部を助成します。

※ 工事前の相談・申請が必要です。

※ 介護保険及び日常生活用具(P34参照)の住宅改修費支給が優先になります。

【助 成 額】 費用の3/4(限度額:60万円)

【対 象 者】 所得税非課税で、市税の滞納がない世帯の重度の身体障害者または重度の知的障害者とその保護者

【問 合 先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、秋保総合支所 保健福祉課

外出の支援

外出の手助け

1 全身性障害者ガイドヘルパーの派遣

脳性麻痺等による全身性障害のある方にガイドヘルパーを派遣し、病院や公的機関に行く場合などの付添いを行っています(ヘルパーの交通費は負担していただきます)。重複障害者等のため、ヘルパー1人では付添いが困難な方に対しては、必要に応じヘルパーを2人派遣できます。

【対象者】

肢体不自由で身体障害者手帳1級または2級をお持ちの方で、上下肢または体幹に障害があり、家庭に適切な付添いをする人がいないため、外出・社会参加に支障のある方。

【問合せ先】 仙台市障害者福祉協会【電話】266-0294【FAX】266-0292

2 補助犬の飼料給付

補助犬(介助犬、盲導犬、聴導犬)の飼料の給付を現物により行っています。(年額42,000円以内)

【対象者】 市内に住所を有する身体障害者補助犬の使用方で、市県民税非課税世帯の方

【問合せ先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、秋保総合支所 保健福祉課

交通手段の割引等

1 自動車運転免許取得費用の助成

普通自動車第1種運転免許を初めて取得する場合、またはやむを得ない理由で普通自動車第1種運転免許を失効して再取得した場合、教習を受けるために必要な費用の一部を助成します。免許取得日から30日以内に申請してください。

【対象】 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

【助成額】 教習を受けるために要した費用の2/3(限度額10万円)

【所得制限】 障害のある方本人の所得が一定額を超える場合は助成の対象となりません。

【手続きに必要なもの】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、印鑑、運転免許証のコピー、免許取得に要した費用に関する書類

【問合せ先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、秋保総合支所 保健福祉課

2 身体障害者自動車改造費用の助成

身体障害のある方が、自ら所有し運転する自動車の改造(操向装置及び駆動装置等の一部改造)に必要な費用を助成します。改造発注前に申請してください。

【助成額】 改造に要した費用(限度額10万円)

【所得制限】 障害のある方本人の所得が一定額を超える場合は助成の対象となりません。

【手続きに必要なもの】

改造発注前:身体障害者手帳、改造を行う業者の見積書、改造箇所の図面

改造後:自動車改造費の明細書、車検証のコピー、自動車検査証記録事項(電子車検証の場合)、
印鑑

【問合せ先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、秋保総合支所 保健福祉課

3 交通費助成

各種障害者手帳をお持ちで、障害の等級・程度の要件に該当する方は、下記①～③からいずれか1つの利用券を選んでご利用いただけます。また70歳以上の方は、敬老乗車証と各障害者交通費助成からいずれか1つを選択していただきます。(両方の利用は不可。)

※ 所得による制限があります。転入者等、税情報が確認できない場合は所得証明等を提出していただきます。

【利用券】

① ふれあい乗車証	市バス、宮城交通バス、地下鉄の市内区間を無料で利用できるICカード方式の乗車証を交付します。
② 福祉タクシー利用券	年間助成額を 30,000 円とし、1枚 500 円の利用券を60枚交付します。(申請月により減額有)
③ 自家用車燃料費助成	年間助成額を 30,000 円とし、1枚 1,000 円の利用券を30枚交付します。(申請月により減額有)

【対 象】

利用券	障害要件等	所得制限
①ふれあい乗車証	(1) 身体障害者手帳をお持ちの方で、次に該当する方 (対象部位が対象等級であることが必要です。) ・身障手帳1級:障害部位に関係なく1障害1級である方 ・身障手帳2級:視覚・聴覚・下肢・体幹・移動・内部機能障害のある方 ・身障手帳3級:(ア) 下肢・体幹・移動機能障害のある方 (イ) 内部機能障害のある方のうち車椅子を使用している方または在宅酸素療法を実施している方 ・身障手帳4級:下肢・体幹・移動・内部機能障害のある方のうち車椅子を使用している方または在宅酸素療法を実施している方 (2)療育手帳をお持ちの方 (3)精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	利用する障害のある方本人の所得が一定額以下の方
②福祉タクシー利用券	(1)身体障害者手帳をお持ちの方で、次に該当する方 (対象部位が対象等級であることが必要です。) ・身障手帳1級:視覚・上肢・下肢・体幹・移動・内部機能障害のある方 ・身障手帳2級:視覚・下肢・体幹・移動・内部機能障害のある方 ・身障手帳3・4級:下肢・体幹・移動・内部機能障害のある方のうち車椅子を使用している方または在宅酸素療法を実施している方 (2)療育手帳 A をお持ちの方 (3)精神障害者保健福祉手帳1級または2級をお持ちの方	・20歳以上 →利用する障害のある方本人の所得が一定額以下の方 ・20歳未満 →利用する障害のある方の保護者の所得が一定額以下の方

利用券	障害要件等	所得制限
③自家用車燃料費助成券	② 福祉タクシー利用券の交付対象でかつ、次のいずれかの条件を満たす方 (ア) 障害のある方本人が所有する車を本人が運転すること (イ) 障害のある方本人が所有する車を同居の家族が運転すること (ウ) 同居の家族所有の車を同居の家族が運転する場合は、身体障害者手帳をお持ちの方で18歳未満の方、療育手帳Aをお持ちの方、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方に限ります。 ※ 施設入所者は対象から除きます。	②福祉タクシー利用券と同じ

【手続に必要なもの】 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

※ ③ 自家用車燃料費助成券は手帳に加え、車検証、自動車検査証記録事項(電子車検証の場合)と運転免許証が必要。

【問 合 先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、秋保総合支所 保健福祉課

4 交通運賃の割引

(1) バス・地下鉄運賃割引

〈身体障害者手帳または療育手帳等をお持ちの方〉以下の提示により、運賃の割引が受けられます。

① 身体障害者手帳 ② 療育手帳 ③ 特別運賃割引証 ④ 福祉児童運賃割引証

※市バス・地下鉄では障害者手帳アプリなど手帳の交付を受けていることを証するものの提示でも割引が受けられます。

【対 象】

交通機関	運賃の種別	本人	介護者・付添人(※)
市バス	普通旅客運賃	50%引	50%引
	定期旅客運賃	30%引(大人のみ)	30%引(大人のみ) ※大人通学定期は割引対象外
地下鉄	普通旅客運賃	50%引	50%引
	定期旅客運賃	23.1%引(大人のみ) ※大人通学定期は割引対象外	23.1%引(大人のみ) ※大人通学定期は割引対象外
宮城交通	普通旅客運賃	50%引	50%引(所有者本人が2種の場合を除く)
	定期旅客運賃	30%引(大人のみ)	30%引(大人のみ。所有者本人が2種の場合を除く)

※ 特別運賃割引証または福祉児童運賃割引証をお持ちの方の付添人は、付添人用の割引証が必要。
 〈精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方〉

精神障害者保健福祉手帳(宮城交通は、宮城県または仙台市が発行する手帳に限る)の提示により、運賃の割引が受けられます。

※市バス・地下鉄では障害者手帳アプリなど手帳の交付を受けていることを証するものの提示でも割引が受けられます。

【対 象】

交通機関	運賃の種別	本人	介護者
市バス	普通旅客運賃	50%引	50%引
	定期旅客運賃	30%引(大人のみ)	30%引(大人のみ) ※ 大人通学定期は割引対象外
地下鉄	普通旅客運賃	50%引	50%引
	定期旅客運賃	23.1%引(大人のみ) ※ 大人通学定期は割引対象外	23.1%引(大人のみ) ※ 大人通学定期は割引対象外
宮城交通	普通旅客運賃	50%引	—

【問 合 先】 仙台市交通局案内センター【電話】 222-2256 【FAX】 224-5126
宮城交通本社【電話】 771-5310

〈福祉割引用 **icsca**〉

仙台市交通局で発売している IC カード乗車券で、市バス・地下鉄をご利用になる際に、自動的に福祉割引が適用された運賃のお支払いができます。

【対 象】

次のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ・被爆者健康手帳をお持ちの方
- ・児童福祉施設等に入所などを行っている方



▲二次元コード
(交通局ホームページ)

【購 入】

・仙台市交通局の定期券発売所、バス営業所・出張所にて、1,000 円(チャージ額 500 円+デポジット 500 円)からご購入いただけます。

※発売場所や営業時間等は二次元コードからご参照ください

- ・購入や更新時には、身体障害者手帳などの本人確認のための証明書が必要です。
- ・代理人の方が購入する場合には、代理人の本人確認のための証明書(運転免許証など)も必要です。

【注意事項】

- ・お一人様 1 枚のみの発行になります。
- ・宮城交通・ミヤコーバスでご利用になる際には、福祉割引の対象者が仙台市交通局と異なるため、自動精算できませんので、運賃箱にタッチする前にバス乗務員に身体障害者手帳などを提示ください。また、JR 線・仙台空港アクセス線では、福祉割引の対象者が異なるため、福祉割引用 **icsca** を利用することができません。
- ・福祉割引用 **icsca** には有効期限(毎年 10 月 31 日)があります。有効期限の更新は、10 月 1 日以降、地下鉄駅窓口(通用期間内の定期券の場合を除く)、仙台市交通局の定期券発売所、バス営業所・出張所で行うことができます。更新時には、身体障害者手帳などの本人確認のための証明書が必要です。
- ・ご乗車の際に、身体障害者手帳などの提示をお願いする場合があります。手帳などは必ず携帯してください。
- ・福祉割引用 **icsca** には、小児用、介護人や付添人用がありません。お手数ですが、小児のお客様は小児用 **icsca** を、介護人や付添人のお客様は大人用 **icsca** をご購入のうえ、降車の際に地下鉄駅係員またはバス乗務員へお申し付け、割引運賃の適用を受けてください。

【問 合 先】 仙台市交通局案内センター【電話】 222-2256 【FAX】 224-5126

(2) タクシー運賃割引

身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方の運賃が1割引になります。

【利用方法】 乗車時に手帳所持者である旨を告げ、運賃支払い時、運転手に手帳を提示してください。

※ 手帳に貼付されている写真による本人確認ができない場合は、割引の対象になりません。

【問 合 先】 宮城県タクシー協会仙台地区総支部 【電話】 256-0356

(3) JR旅客運賃割引

身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳を提示することにより、乗車券等の額が5割引になります。

【対 象】

種別	割引適用乗車券	割引率			備 考
		単独	介護付		
			本人	介護者	
第1種	普通乗車券	5割	5割	5割	単独時は片道100kmを超える場合
	定期乗車券 (12歳以上) 普通急行券 普通回数乗車券	—	5割	5割	急行券は特別急行券を除く
	定期乗車券 (12歳未満)	—	—	5割	障害者が12歳未満の小児の場合、本人の小児定期乗車券は割引の対象外
	普通乗車券	5割	—	—	片道100kmを超える場合
第2種	定期乗車券 (12歳未満のみ)	—	—	5割	障害者が12歳未満の小児の場合、本人の小児定期乗車券は割引の対象外

〈第1種〉 身体障害者手帳：視覚1～3級、4級の一部、聴覚2～3級、肢体1級、2・3級の一部、ぼうこう、直腸の4級を除く内部障害1～4級

・療育手帳A ・精神障害者保健福祉手帳：1級

〈第2種〉 ・第1種以外の身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

※ 詳細については、P25～26の【身体障害者障害程度等級表】の項目をご覧ください。

【問 合 先】 JR 東日本お問い合わせセンター

【電 話】 050-2016-1600(6:00～24:00、年中無休)

(他の民営鉄道についてもJRに準じて割引を行っているところもありますので、利用の際は各会社にお問い合わせください。)

(4) 航空運賃割引

一部の航空会社の国内線区間の航空運賃が割引になります。割引額が区間等によって異なる場合や、他の割引サービスとの併用ができない場合もありますので、詳しくは各航空会社にお問い合わせください。

【対 象】 満12歳以上の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳所持者とその介護者1名

【手 続】 航空券の購入及び搭乗手続きの際、割引適用に必要な手帳または「身体障害者手帳確認登録済み」のマイレージカードを提示。(※)

※ 手帳の提示を求められる場合があるため、手帳は常に携帯してください。

【問 合 先】 各航空会社

(5) 旅客船運賃割引

国内の各旅客航路を利用する場合に、運賃が割引されます。ただし、船会社により割引の内容が異なりますので利用の際は各船会社へお問い合わせください。

- 【対 象】 (1) 身体障害者手帳をお持ちの方及び介護者(おひとりまで)
 (2) 療育手帳をお持ちの方及び介護者(おひとりまで)
 (3) 精神障害者保健福祉手帳(1～3級)をお持ちの方及び介護者(おひとりまで)

【問 合 先】 各船会社

5 有料道路の通行料金割引

前もって各区役所・宮城総合支所障害高齢課から通行料金割引の認定を受けている身体障害者手帳または療育手帳を料金所係員に提示することにより、有料道路の通行料金の割引を受けられます。(ETCご利用の場合は、あらかじめETCの利用登録を行う必要があります。)

【対 象】

(1) 運転形態

- ① 身体障害者手帳をお持ちの方が運転する場合
- ② 第1種障害者が同乗する場合
- ※ 第1種障害者についてはP44【JR旅客運賃割引】の項目をご覧ください

(2) 自動車

原則として障害のある方本人または本人の親族等が所有するもの。障害のある方1人につき1台に限ります。ただし、自動車を保有されていない又は事前登録された自動車がやむを得ず使用できない場合等を考慮し、自動車を事前登録されない場合でも、要件を満たす自動車は割引の対象となります。

詳細な要件等については、問合先をご確認いただき、お問い合わせください。

※ 車種要件等により、登録できない自動車があります。(事業用自動車、乗合タクシー、デマンドタクシー、軽トラック等)

【割 引 率】 通常料金の約 50%(通常料金を半額にした際に、端数が生じる場合は、お支払い額を10円単位で切り上げます。)

なお、重複して適用されない割引があります。

【手 続】

(1) ETCを利用しない場合

前もって各区役所・宮城総合支所障害高齢課に申請(有料道路障害者割引申請書兼ETC利用申請書)し、所定の手続(手帳の所定の箇所に、自動車ナンバー及び割引有効期限を記載したシール)を受けてください。

※ 自動車を事前登録されない場合は「自動車登録なし」とシールに記載されます。

(2) ETCを利用する場合

「(1)ETCを利用しない場合」の手続に加え、「有料道路障害者割引申請書兼ETC申請証明書」の発行を受け、ETC利用申請の手続を行ってください。「(1)ETCを利用しない場合」と同一の申請書において、使用するETCカード、ETC車載器を登録していただきます。

【手続に必要なもの】

- ① 身体障害者手帳または療育手帳
- ② 登録を希望する自動車の自動車検査証(車検証)
- ③ 住民票等(要否は手続きいただく窓口を確認)
- ④ 割賦契約書またはリース契約書(車が割賦購入または長期リース車両の場合)
- ⑤ ETC カードまたは ETC パーソナルカード(原則として障害のある方本人名義のもの)
- ⑥ ETC 車載器の「ETC 車載器セットアップ申込書・証明書」等
- ⑦ 運転免許証(障害のある方本人が運転する場合のみ)
- ※ ⑤、⑥は ETC を利用する場合のみ
- ※ 新規の場合①～⑦(自動車を登録しない場合は①・⑦)、変更の場合①～⑥(自動車を登録しない場合は①)、更新の場合①～④(自動車を登録しない場合は①)が必要です。
- ※ オンラインによる申請
各種申請(新規・変更・更新)手続きが、ETC 利用申請者を対象にオンラインで申請できます。
オンライン申請受付サイト <https://www.expressway-discount.jp>

【利用方法】

(1) ETCを利用しない場合

有料道路を手帳に記載された自動車で行き、料金を支払う際に手帳を提示して、料金所係員の確認を受けたいので、所定の料金をお支払いください。

(2) ETCを利用する場合

「有料道路障害者割引申請書兼ETC利用申請書」で登録したETCカード、ETC車載器、自動車で行ってください。なお、ETCレーンが点検等により使用できない場合は、ETCカードと通行券と手帳を料金所係員に提示してください。手帳の提示がない場合は、割引となりませんので必ず手帳を携帯するようにしてください。

(3)事前に登録されていない自動車で行く場合

ETC 登録の有無に関わらず、料金所の係員に手帳を提示してご利用ください。ETC 専用レーンやスマートインターチェンジは利用できません。

また、ETC 利用登録者は、登録済みの ETC カードを必ず携帯してください。料金所係員から提示を求められる場合があります。

※ [(1)、(2)、(3)に共通] 出口で料金精算機を利用する場合は、手帳をご準備いただき、料金精算機に設置している係員呼出しレバーを下げ、インターホンによる係員の説明にそって通行料金の精算をしてください。

※ ETCでのご利用が可能となる日(書面にて通知する日)より前に有料道路を利用する場合は、出口料金所で係員のいるブースで手帳を提示し、割引を受けてください。出口をETCで走行した場合は、障害者割引が適用されませんので、ご注意ください。

【問 合 先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課

【制度に関する問合先】 NEXCO 東日本お客さまセンター 【電話】 0570-024-024

(IP電話からのお問合せは【電話】 03-5308-2424)

6 駐輪場定期利用料の減免

市営駐輪場の定期利用料が半額に減免されます。(一時利用、回数券利用は減免対象になりません)

【対 象】 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

【手 続】 定期利用を申請(受付期間 当月 25 日から翌月 5 日まで)する際、駐輪場の管理人に手帳を提示し手続きしてください。

【問 合 先】 建設局道路管理課 【電話】 214-8371

7 身体障害者使用自転車の認定

対象となる自転車は、仙台市自転車等放置防止条例に基づく撤去の対象から2時間に限り除外されます。ただし、交通に支障のある場所への駐輪は除外されません。また、利用可能な駐輪場がある場合は、必ず駐輪場をご利用ください。

【対 象】 下肢・体幹・移動・心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・免疫・肝臓機能の身体障害者手帳をお持ちの方(等級区分なし)

【手 続】 お住まいの区の区役所・宮城総合支所障害高齢課・秋保総合支所保健福祉課に利用者として自転車を事前に申請し、審査を受けてください。認定された方には、利用者を確認する「自転車証」と自転車に貼付するステッカーが郵送されます。自転車証の有効期間は発行日から3年間で、更新には再度申請が必要です。対象となる自転車は、防犯登録されている必要があります。

【問 合 先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、秋保総合支所 保健福祉課

8 市営駐車場等駐車料金の減免

市営駐車場または市営施設等の有料駐車場の駐車料金が、一部減免となる場合があります。

【対 象】 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が運転または同乗する自動車

(1) 1 時間分無料

駐車場	電話番号
二日町駐車場	261-6036
勾当台公園地下駐車場	266-3813
八木山動物公園駅駐車場	397-6228
泉中央駅前駐車場	218-2650

※ 上記駐車場(泉中央駅前駐車場地下階を除く)にはエレベーターを設置しておりますが、移動に際してご不便をお感じになる場合は、場内の係員にご相談ください。

(2) 施設利用の際に無料

※一部除外とさせていただくことがありますので窓口にてご確認ください。

駐車場	電話番号
カメイアリーナ仙台(仙台市体育館)	244-1111
本山製作所青葉アリーナ(青葉体育館) 本山製作所仙台市武道館(仙台市武道館)	717-1191
新田東総合運動場(元気フィールド仙台)	231-1221

【手 続】 駐車場管理室または施設事務室に、駐車券と手帳を提示してください。
障害者手帳アプリ「ミライロ ID」のご提示でも利用が可能です。

9 駐車禁止除外指定車標章の交付

歩行困難と認められる身体に障害のある方等が使用または利用する自動車に対して駐車禁止除外指定車標章を交付し、公安委員会及び警察署長が道路標識、道路標示により駐車禁止とした道路において、付近に駐車する場所がないなどのやむをえない場合に限り、駐車を認めています。交付された「駐車禁止除外指定車標章」は車の前面の外部から見えやすい位置に掲示しなければなりません。

※ 標章の交付を受けた身体に障害のある方等が現に車両を使用しているときまたは、乗車しているときに限り駐車することが認められます。ただし、法定の駐車禁止場所及び駐停車禁止場所については対象外となります。

【有効期間】 最長 3 年

【対 象】

(1) 身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方で、歩行が困難と認められる方(本人に標章交付となります)

障害の区分		障害の級別(身体障害者)	重度障害の程度(戦傷病者)
視覚障害		1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1	特別項症から第四項症までの各項症
聴覚障害		2 級及び 3 級	
平衡機能障害		3 級	
上肢不自由		1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2	特別項症から第三項症までの各項症
下肢不自由		1 級から 4 級までの各級	
体幹障害		1 級から 3 級までの各級	特別項症から第四項症までの各項症
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1 級及び 2 級(一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)	—
	移動機能	1 級及び 2 級	—
心臓機能障害		1 級及び 3 級	特別項症から第三項症までの各項症
じん臓機能障害			
呼吸器機能障害			
ぼうこうまたは直腸の機能障害			
小腸機能障害			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1 級から 3 級までの各級	—
肝臓機能障害			特別項症から第三項症までの各項症

以上のほか、

- ・下肢機能障害(5級及び6級)
- ・脳病変運動機能障害(3級及び4級)
- ・平衡機能障害(5級)

の方につきましては、医師の『意見書』により前表の障害者と同程度の歩行困難と認められた場合に交付の対象となりますので、あらかじめ最寄りの警察署にお問い合わせください。

(2) 療育手帳Aをお持ちの方(本人に標章交付となります)

(3) 精神障害者保健福祉手帳(1級)をお持ちの方(本人に標章交付となります)

- (4) 紫外線要保護者(色素性乾皮症患者)で昼間(日出時から日没時まで)に移動される方
(本人に標章交付となります)

【申請に必要なもの】

- ・紫外線要保護者以外の方は、当該手帳の写し1部
- ・紫外線要保護者の方は、小児慢性特定医療費医療受給者証の写し1部
- ・車検証の写し1部
- ・主に運転する方の運転免許証の写し1部
- ※ 申請書は警察署交通課に備えてあります。
- ※ 申請時に手帳等の原本を確認されることがありますので持参してください。

【注意事項】

駐車により交通に危険を生じさせる場所、または交通を著しく阻害する場所には駐車しないでください。交通の状況により、車の移動が必要になる場合がありますので、連絡先を記載したメモを標章とともに提示してください。本来の目的に反し、不正に使用された場合、標章の返納を求める場合があります。

【問 合 先】 管轄警察署交通課

名称	電話番号
仙台中央警察署	222-7171
仙台南警察署	246-7171
仙台北警察署	233-7171
仙台東警察署	231-7171
泉警察署	375-7171
若林警察署	390-7171

10 宮城県ゆずりあい駐車場利用制度

「宮城県ゆずりあい駐車場利用制度」は、公共施設や商業施設などの障害者等用駐車区画について対象者の方以外の不適正な利用の抑止を図るために、歩行が困難な障害者の方などに障害者等用駐車区画の利用証を宮城県が交付する制度です。対象となる駐車区画を利用する際には、車内に宮城県から交付された利用証を掲示する必要があります。

【対 象 者】 身体障害者や要介護認定を受けた者、妊産婦、けが人などに該当する方で歩行が困難な方など

【対象区画】 駐車区画(対象区画)は、「車いす使用者優先区画(幅広の区画)」と「ゆずりあい区画(通常幅の区画)」の 2 種類があります。駐車区画(対象区画)には、対象区画であることを標示するステッカーが掲示されています。

【申請方法】 ① 郵送での申請: 県庁で受付

② 窓口での申請: 県庁及び県の各保健福祉事務所(地域事務所)で受付

※ 申請手数料は無料です

○利用証を交付する対象者の基準

対象者区分			交付要件	有効期間	
身体障害者	視覚障害		4級以上	なし	
	聴覚障害		3級以上		
	平衡機能障害		5級以上		
	肢体不自由	上肢			2級以上
		下肢			6級以上
		体幹			5級以上
		乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能		2級以上
	移動機能		6級以上		
	内部障害	心臓機能障害			4級以上
		じん臓機能障害			4級以上
		呼吸器機能障害			4級以上
		ぼうこう又は直腸の機能障害			4級以上
		小腸機能障害			4級以上
		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害			4級以上
肝臓機能障害		4級以上			
知的障害者			療育手帳「A」	なし	
精神障害者			精神障害者保健福祉手帳「1級」		
難病患者			特定疾患医療受給者 特定医療費(指定難病)受給者 小児慢性特定疾病医療受給者	なし	
要介護認定を受けた者			要介護状態区分が「要介護1」以上	なし	
妊産婦			妊婦7か月～産後1年 ※産後は乳児同乗の場合に限る	同左	
けが人または病気の者等			医師の診断書等により、移動に配慮が必要であることを確認できる者	医師の診断書等による必要期間以内	

【問 合 先】 宮城県社会福祉課地域福祉推進班 【電話】 211-2519 【FAX】 211-2594

11 リフト付自動車の運行

公共交通機関の利用が困難な方を対象に、車椅子を乗せられるリフト付き自動車による送迎を行っています。

※ 利用にはあらかじめ登録が必要です。

【料 金】 走行距離に基づく利用料等

【問 合 先】 仙台市障害者福祉協会 【電話】 266-0294 【FAX】 266-0292

12 スロープ付路線バスの運行

車椅子利用のための事前予約は必要ございませんが、事前にお申し込みいただいた場合には低床車両(ワンステップ・ノンステップ)を手配いたします。ご利用日時が決まっている場合は、できる限り担当している営業所に電話またはFAXでご連絡をお願いいたします。

低床車両(ワンステップ・ノンステップ)は、車椅子に乗車したままスロープ板を使用してご利用いただけます。

鶴ヶ谷南光台線・南光台循環線の小型コミュニティバスでは、車椅子の方が乗り降りできるバスを運行しています。乗車可能なバス停は、南光台循環線(コミュニティバス)経路図でご確認ください。詳しくは七北田出張所(【電話】372-3201)へお問い合わせください。

【注意事項】

ツースtep車両は、スロープ板がありませんので、ご同行の方や他のお客様に乗降のご協力をお願いしております。ただし、車内のお客様からご協力が得られないときは、運転者ひとりで車椅子利用者の安全な乗車を行うことが難しいため、その旨を説明しお断りする場合がございます。

車内が満員の場合や既に車椅子のお客様がご乗車している場合は、ご利用いただけない場合がございます。

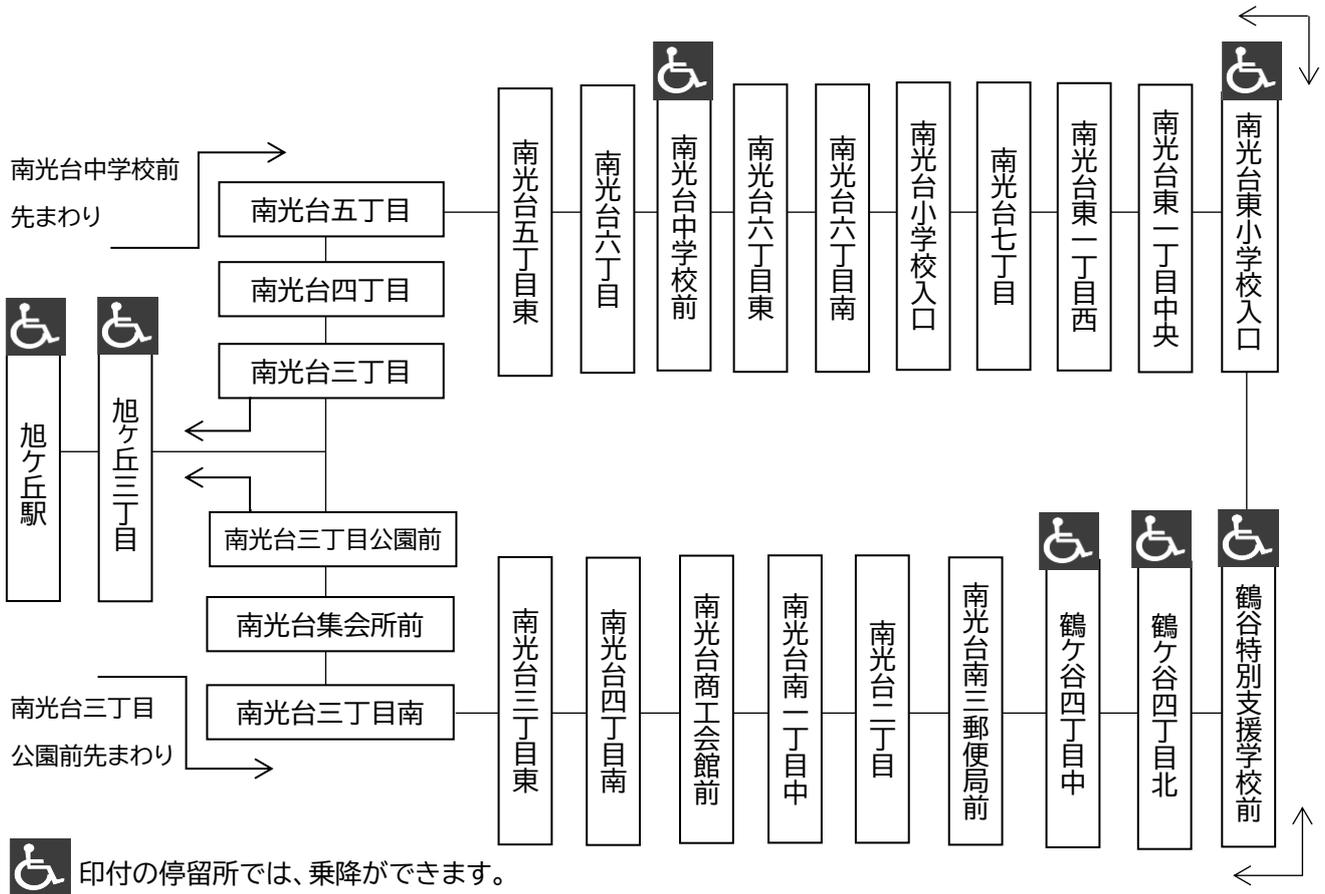
道路や歩道幅の状況により安全にご乗車いただけない場合は、お断りする場合がございます。シニアカー(電動三輪車・四輪車)は、車内で安全に固定・移動することが困難ですので、ご乗車はご遠慮ください。

【問 合 先】 仙台市交通局自動車部

名称	電話番号	FAX
自動車部運輸サービス課	712-8318	224-5510
川内営業所	221-3326	213-9122
長町営業所	248-2514	248-1551
実沢営業所	379-2422	379-2423
霞の目営業所	286-2131	286-2132
東仙台営業所	251-1420	251-2045
白沢出張所	392-2557	392-2557
七北田出張所	372-3201	372-3202

※ FAXの場合は、お名前・ご連絡先の他、ご利用日、ご利用バス停、ご利用時間並びに行き先を記入してください。

◆ 南光台循環線(コミュニティバス)経路図

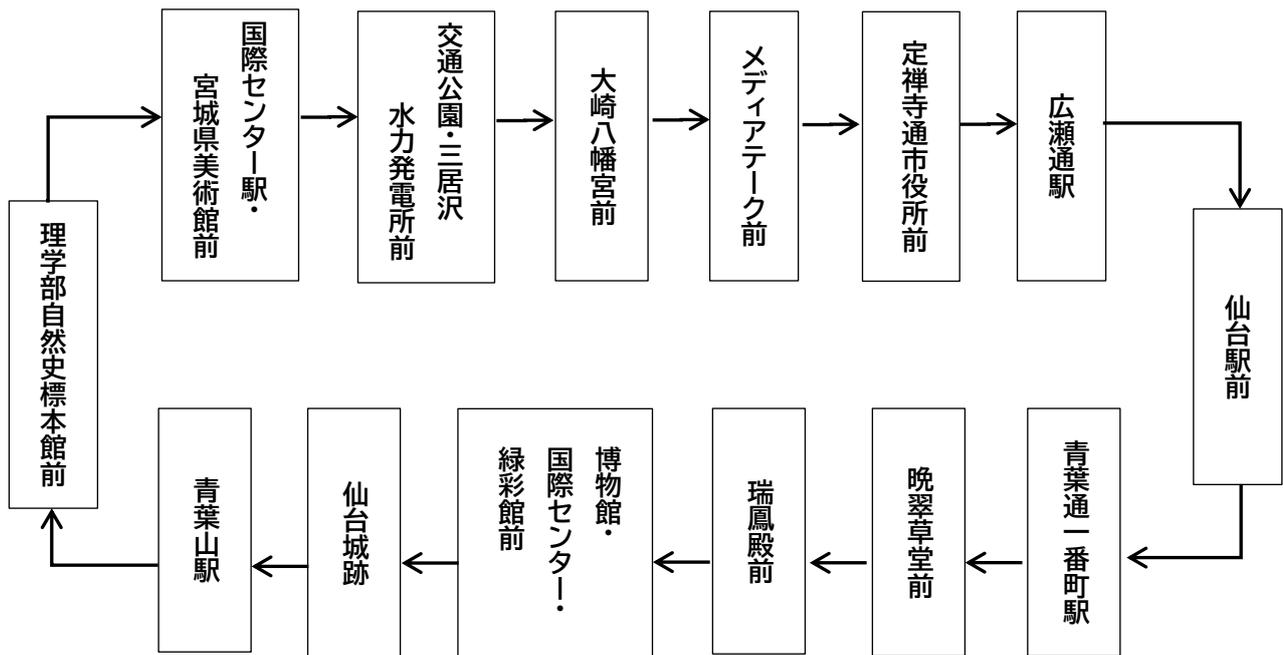


印付の停留所では、乗降ができます。

【お 願 い】 複数でご利用の場合、ご乗車になれない場合もございますので、お手数でも乗車日、時刻、区間、人数等を事前にご連絡いただければ幸いです。

【連 絡 先】 七北田出張所【電話】 372-3201

◆ 「るーぐる仙台」運行経路図



※ 仙台駅前のバス停留所は、仙台駅西口バスターミナル16番のりばとなります。

※ るーぐる仙台も車椅子に乗車したままで、ご利用いただけます。

13 リフト付タクシー・寝台タクシー

車椅子や移動用ベッドのまま利用できるタクシーがあります。乗車定員・料金の詳細は各タクシー会社へお問い合わせください。(福祉タクシー利用券及び身体障害者手帳・療育手帳提示による割引が利用できます。)

	会社名	電話番号	備考
青葉区	介護福祉タクシーアクセス	0120-701-676	スロープ付あり
	介護福祉タクシーダックス	080-1851-1566	スロープ付あり ストレッチャーあり
	(合同)サポートサービスオレンジ	090-6626-1911	リフト及びスロープ付あり
	宮城県仙台市救急患者搬送センター 介護タクシー.com	022-200-2346	スロープ付あり、標準車イス無料貸出あり、 寝台ストレッチャーあり
	福祉タクシー FORESTHOPE	090-9749-7709	標準車椅子及びフルリクライニング車椅子あり AED 装備
	民間救急介護タクシーあいベリー	090-8336-2323	スロープ付あり、寝台ストレッチャーあり 酸素・AED あり、車イス無料貸出あり
宮城野区	仙台民間救急サービス	022-218-2233	ストレッチャーあり、車いすでの乗車可能
	(株)仙台介護タクシー	022-290-0014	リフト及びスロープ付あり
	仙台中央タクシー(株)	022-232-5744	リフト及びスロープ付あり
	たかさごケアタクシー	070-1146-1285	スロープ付あり、ストレッチャー及びリクライニ ング車イスあり、標準車イス無料貸出あり
	(株)フタバタクシー	022-236-9361	リフト及びスロープ付あり
	仙台民間救急サービス	022-218-2233	ストレッチャーあり、車いすでの乗車可能
若林区	介護タクシーすだちの里	080-2812-3627	リフトあり ストレッチャーあり 車いす無料貸出あり
	介護福祉タクシーせせらぎ	0120-954-161	スロープ付あり ストレッチャーあり
	介護福祉タクシー ハナミズキ	0120-055-038	スロープ付あり、ストレッチャー及びリクライニ ング車イスあり、標準車イス無料貸出あり
	さくら介護タクシー仙台	0120-925-848	リフトあり、ストレッチャーあり 標準車イス無料貸出あり
	(有)三ツ矢交通	022-762-7899	リフト及びスロープ付あり、寝台車あり
太白区	(株)イーズ	022-393-8104	リフト及びスロープ付あり、寝台車あり
	SENDAI CARE TAXI 山	070-4572-0804	スロープ付き、院内付添い可能
泉区	介護タクシーつばさ	022-347-3633	リフト及びスロープ付あり、寝台車あり
	さくらのタクシー	090-7070-7055	リフト及びスロープ付あり、ストレッチャー及び フルリクライニング車イスあり、 標準車イス無料貸出あり
	宮城アンビュランスサポート	070-5321-0524	スロープ付あり、寝台ストレッチャーあり リクライニング車イス無料貸出あり 酸素・吸引器・AED 標準装備、24 時間対応可能

情報伝達支援

視覚障害のある方への情報伝達支援

1 「せんだいふれあいガイド」点訳・音訳版の提供

「せんだいふれあいガイド」を点字及び朗読テープ、デージー方式 CD、音声コードで提供しています。
【問 合 先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、秋保総合支所 保健福祉課

2 市政だより点字版・音声版の提供

仙台市からのお知らせ(市政だよりからの抜粋)をお届けします。点字版か音声版(デージー方式 CD)のうち、いずれかを選べます。

【発 行 日】〔市政だより点字版〕毎月 3 日、15 日〔市政だより音声版〕毎月 5 日

【問 合 先】 総務局広報課【電話】214-1150【FAX】211-1921

3 新聞・福祉関係情報の提供

最新の新聞情報と福祉関係情報を月曜日から金曜日の毎日、提供します。

電話音声版 申込み不要【電話】0570-021802

【問 合 先】 宮城県視覚障害者福祉協会【電話】257-2022【FAX】293-9135

4 生活情報提供および点訳・音訳サービス

生活に役立つ身近な情報を点字又は朗読テープ、デージー方式CDで毎月お届けしています。また、視覚障害のある方からの希望に応じて、各種情報・資料等を点訳又は音訳して提供しています。

【問 合 先】 仙台市障害者福祉協会【電話】266-0294【FAX】266-0292

5 リクエスト音訳・点訳

視覚障害等のある方に、活字資料を音訳(デージー図書)及び点訳し提供しています。

【問 合 先】

宮城野図書館(リクエスト音訳)【電話】256-7361【FAX】256-7363

せんだいメディアテーク(リクエスト音訳・点訳)【電話】713-4484【FAX】713-4485

6 図書の対面朗読サービス

視覚障害等で活字資料を利用できない方のために、ボランティアの協力を得て、図書館朗読室において朗読のサービスを行います。

【対 象】 ① 視覚障害で身体障害者手帳をお持ちの方

② ①と同程度の障害や疾病等のため資料の閲覧が困難な方

【利用方法】 希望日の1週間前までに電話等で朗読を受けたい図書名と希望日時を予約してください。

※ せんだいメディアテークでは、毎週水曜日と金曜日の午後1時から3時まで、ボランティアが常駐しており、予約なしでご利用いただけます。

【問 合 先】

名称	電話番号	FAX
宮城野図書館	256-7361	256-7363
若林図書館	282-1175	282-1176
太白図書館	304-2742	304-2526

泉図書館	375-6161	375-6165
せんだいメディアテーク	713-4484	713-4485

7 宮城県視覚障害者情報センター

宮城県が設置する「視覚障害者情報提供施設」です。主として点字図書約1万3千タイトル、録音図書約1万3千タイトルを蔵書し、貸し出しをしています。そのほかに情報誌の提供、プライベートサービス、対面音訳、点字指導、音声パソコン・デジ再生機等情報機器の操作体験及び講習、相談支援等種々の福祉サービスを行っています。

【対 象】 視覚障害のある方

【問 合 先】 宮城県視覚障害者情報センター 【電話】 234-4047 【FAX】 219-1642

聴覚障害のある方への情報伝達支援

1 手話通訳者・要約筆記者・要約筆記奉仕員の派遣

聴覚障害のある方などに対し、手話通訳者・要約筆記者・要約筆記奉仕員を派遣します。

【問 合 先】 仙台市障害者福祉協会 【電話】 266-0294 【FAX】 266-0292

【E-mail】 sotsu@shinsyou-sendai.or.jp

2 手話通訳相談員の配置及びタブレット端末の設置

市役所、区役所、宮城総合支所に手話通訳相談員を配置し、聴覚障害のある方の各種通訳、相談などに応じています。なお、手話通訳相談員不在時にも、各窓口に設置したタブレット端末を活用し、遠隔手話による対応が可能です。

【相談時間】	健康福祉局障害企画課	月曜日～金曜日(水曜日を除く)	8:30～17:00
	各区役所障害高齢課	月曜日～金曜日	9:15～16:15
	宮城総合支所障害高齢課	月曜日～金曜日(木曜日を除く)	8:45～17:00

【問 合 先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課
健康福祉局障害企画課 【電話】 214-8151 【FAX】 223-3573

【E-mail】 fuk005330@city.sendai.jp

3 字幕入りビデオ等の貸出

テレビ番組などに字幕・手話を挿入したビデオテープ及び DVD の貸し出しを行っています。(郵送での貸し出しも行います。)

【問 合 先】 せんだいメディアテーク 【電話】 713-4484 【FAX】 713-4485

4 宮城県聴覚障害者情報センター(愛称「みみサポみやぎ」)

聴覚障害者やその家族が地域で安心して暮らすため、情報発信、相談支援、手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員の養成・研修などのさまざまな支援を行っています。

【対 象】 宮城県内に居住する聴覚障害のある方等

【問 合 先】 宮城県聴覚障害者情報センター

【電話】 393-5501 【FAX】 393-5502

【E-mail】 info@mimisuppo-miyagi.org 【HP】「みみサポみやぎ」で検索



▲二次元コード

5 電話リレーサービス

「電話リレーサービス」は、聴覚や発話に困難がある方ときこえる方を、通訳オペレータが手話・文字と音声とを通訳することにより、24時間365日、電話で双方向につなぐサービスです。

【問合先】電話リレーサービスカスタマーセンター

【電話】03-6275-0912 【FAX】03-6275-0913

【HP】<https://nftrs.or.jp/lp/>

手話・文字チャット・メールでのお問い合わせはHPをご確認ください。

その他情報伝達支援

1 市政だより音声版のYouTube配信

仙台市からのお知らせ(市政だよりからの抜粋)の音声版を、YouTubeで配信しています。YouTubeのチャンネル名は「仙台市政だより音声版」で、市ホームページ(サイト内検索で「市政だより音声版 YouTube」と検索)からもお聞きいただけます。

【配信日】毎月5日頃

【問合先】総務局広報課【電話】214-1150【FAX】211-1921

2 盲ろう者通訳・介助員の派遣

視覚と聴覚の両方に障害のある方に通訳介助員を派遣し、コミュニケーションや情報入手に関する支援並びに外出する際の移動介助を行います。

【対象者】身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載された障害の内容が視覚障害と聴覚障害に該当し、障害程度が1級又は2級に該当する方。

※ 事前に利用登録が必要となります。

【問合先】みやぎ通訳派遣センター(一般社団法人 宮城県聴覚障害者福祉会)

【電話】393-5504【FAX】393-5504

【E-mail】miyagimourou.haken@gmail.com



▲二次元コード

3 ハート・プラスマーク



身体内部(心臓、呼吸器、じん臓、肝臓、ぼうこう・直腸、小腸、免疫機能)に障害があることを示すマークです。内部障害は外見から分かりにくいいため、誤解を受けることがあり、自発的にこのマークを表示することで周囲の理解や配慮を得ることを目的としています。

【入手方法】下記ホームページからダウンロードしていただくか、ご住所・お名前を記載した返信用封筒を下記事務局までご郵送ください。(事務局で作成したカードをお送りします)

【問合先】特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 事務局

〒572-0848 大阪府寝屋川市秦町41番1号 寝屋川市立市民会館4階

寝屋川市立市民活動センター内

【電話】080-4824-9928【E-mail】info@heartplus.org

※ お問合せの際は、できるだけE-mailをお願いします。

4 ヘルプマーク



義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方などが身に着けることで、周囲からの配慮を必要としていることを知らせるマークです。

【対象者】 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、精神、知的、発達障害の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方

【配布窓口】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、秋保総合支所 保健福祉課
障害者総合支援センター(ウェルポートせんだい)
精神保健福祉総合センター(はあとぼーと仙台)
北部発達相談支援センター(北部アーチル)
南部発達相談支援センター(南部アーチル)
市立病院総合サポートセンター、各障害者福祉センター
地下鉄南北線泉中央駅(北・南改札)
地下鉄南北線勾当台公園駅(北・南改札)
地下鉄南北線仙台駅改札(北・南改札)
地下鉄南北線五橋駅
地下鉄南北線長町南駅
地下鉄東西線八木山動物公園駅
地下鉄東西線仙台駅改札(西・東改札)
地下鉄東西線薬師堂駅

【配布方法】 ご利用される方からの申し出により、窓口でお渡しさせていただきます。
・障害種別・等級、病名などにかかわらず、配慮を必要としている方は、どなたでも無料でご利用いただけます。
・申請書類などの提出は不要ですが、原則として、窓口での配布とさせていただきます。

5 図書等の貸出

(1) デイジー図書・マルチメディアデイジーの貸出

視覚障害等のある方に、活字資料を音訳したデイジー図書・マルチメディアデイジーの貸出を行っています。(郵送での貸し出しも行います。)

(2) 図書等の郵送貸出

図書館に来館することが困難な方のために、本や雑誌、DVD や CDなどを郵送で貸し出します。

【対 象】 ① 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

② ①と同程度の障害、疾病のため来館が困難な方

【手 続】 次の書類により、図書館に登録されます。手続きは郵送でもできます。

・所定の申込書 ・手帳の写し又は診断書など障害程度を証明する書類

(3) 大活字本の貸出

一般に刊行されている図書の文字サイズでは読みにくい方に向けて、小説を中心に大きな活字で印刷した大活字本の貸出を行っています。

【問 合 先】

名称	デイジー図書、 マルチメディア デイジー	図書等の 郵送貸出	大活字本 の貸出	電話番号	FAX
市民図書館	○	○(※1)	○	261-1585	213-3524
広瀬図書館	—	—	○	392-8421	391-6113
宮城野図書館	○	○	○	256-7361	256-7363
榴岡図書館	—	—	○	295-0880	295-0891
若林図書館	○	○	○	282-1175	282-1176
太白図書館	○	○	○	304-2742	304-2526
泉図書館	○	○	○	375-6161	375-6165
せんだい メディアテーク	○	○(※2)	—	713-4484	713-4485

(※1) 図書のみ (※2) 映像音響資料のみ

6 拡大読書器の設置

自己資料も含め、資料を拡大して画面に映し出すことのできる拡大読書器を設置しています。

【問 合 先】

名称	電話番号	FAX
市民図書館	261-1585	213-3524
広瀬図書館	392-8421	391-6113
宮城野図書館	256-7361	256-7363
榴岡図書館	295-0880	295-0891
若林図書館	282-1175	282-1176
太白図書館	304-2742	304-2526
泉図書館	375-6161	375-6165
せんだいメディアテーク	713-4484	713-4485

養成講座

1 点訳・朗読・手話奉仕員の養成

点訳奉仕員・朗読奉仕員・手話奉仕員の養成講座を実施しています。各奉仕員養成講座修了者で同意された方には奉仕員として登録し、活動していただきます。

【問合先】 仙台市障害者福祉協会【電話】 266-0294【FAX】 266-0292

2 手話通訳者・要約筆記者の養成

手話通訳者・要約筆記者の養成講座を実施しています。各養成講座修了者で登録試験に合格した方には、手話通訳者・要約筆記者として登録し、活動していただきます。

【問合先】

宮城県聴覚障害者情報センター【電話】 393-5501【FAX】 393-5502

【E-mail】info@mimisuppo-miyagi.org【HP】「みみサポみやぎ」で検索



▲二次元コード

3 盲ろう者通訳・介助員の養成

盲ろう者通訳・介助員の養成講座を実施しています。養成講座修了者で同意された方には通訳・介助員として登録し、活動していただきます。

【問合先】

宮城県聴覚障害者情報センター【電話】 393-5501【FAX】 393-5502

【E-mail】info@mimisuppo-miyagi.org【HP】「みみサポみやぎ」で検索



▲二次元コード

4 失語症者向け意思疎通支援者の養成

失語症者向け意思疎通支援者の養成講座を実施しています。養成講座修了者で同意された方には失語症者向け意思疎通支援者として登録し、活動していただきます。

【問合先】 宮城県言語聴覚士会

【E-mail】shitsugo.miyagi@gmail.com

【URL】 <https://www.miyagi-gengo.com>

防災・減災

1 災害時要援護者情報登録制度

災害時に安否確認や避難支援といった地域の支援を必要とする方々に「災害時要援護者」として事前に登録いただき、その情報を町内会などの地域団体等へ提供する制度です。この制度は、情報を受け取った地域団体等が対象者を訪問して日頃からの関係づくりを進めるなど、地域による支援体制づくりに活かしていただくものです。

【対象】 次の(1)～(4)に該当する在宅の方のうち、災害が発生したとき、「自分の力だけでは避難できない」「目や耳が不自由なために災害情報が入手できない」などの理由で、地域の支援を希望する方が対象となります。地域団体等に情報提供することについて、同意していただくことが必要です。

- (1) 障害者手帳をお持ちの方
- (2) 要介護認定を受けている方(要支援も含む)
- (3) 65歳以上の高齢者で、一人暮らしの方や高齢者のみの世帯の方、またはご家族のお勤めなどにより、日中(夜間)の長い時間にわたり一人暮らしの状態になる方
- (4) 上記(1)～(3)に準ずる方や、病気等により、地域による支援を必要としている方

【問合せ先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、秋保総合支所 保健福祉課

2 福祉避難所

災害発生時に指定避難所での生活が困難な高齢者、障害者等の要配慮者を受け入れるため、仙台市内の福祉施設の一部を「福祉避難所」としています。

このうち、市と協定を結んだ福祉施設を「協定福祉避難所」といいます。協定福祉避難所は、災害時に必要に応じて開設される二次的避難所であり、災害発生直後から必ず開設されるものではありません。災害時にはまず指定避難所へ避難していただき、避難所では、本人の状況により必要な配慮を行うこととしております。その後、保健師などが、本人の状況や要介護認定の有無などを確認し、協定福祉避難所への避難の必要性を判断することとなります。

また、令和7年度以降、新たに「指定福祉避難所」の制度を設け、一定の基準に適合し市が指定した施設については、あらかじめ要配慮者との間で避難についての合意をしていただくことで、災害発生時にはその施設への直接の避難ができる施設の指定を進めていきます。

【問合せ先】 健康福祉局総務課 【電話】 214-8161 【FAX】 268-2937

3 杜の都防災メール

火災等の災害発生情報や防災気象情報、地震・津波情報、避難情報等を電子メール(携帯電話、パソコン等)でお知らせします。

また令和7年3月から、上記の情報を LINE で受信することができるようになりました。

【対 象】 特に制限はありませんが、電子メールアドレスの登録(LINE は仙台市公式アカウントへの友だち登録)が必要です。

【登 録】

[杜の都防災メール]

一般的な検索サイトのトップページから「杜の都防災メール」を検索し、登録をお願いします。

二次元コードに対応した携帯電話やスマートフォンをお持ちの場合は、右記二次元コードを携帯電話やスマートフォンのカメラ機能などでお読み取りください。



▲杜の都防災メール

[仙台市公式 LINE-消防情報]

LINE で仙台市公式アカウントを友だち登録し、(メインメニュー)-(受信設定)-(消防)から受信を希望する情報及び区域の設定をお願いします。

二次元コードに対応した携帯電話やスマートフォンをお持ちの場合は、右記二次元コードを携帯電話やスマートフォンのカメラ機能などでお読み取りください。



▲仙台市公式 LINE

【問 合 先】 消防局管理課 【電話】 234-1111(代表) 【FAX】 728-9590

4 NET(ネット)119緊急通報システム

スマートフォンや携帯電話を使い、画面操作により119番通報する方法です。

【対象】

次の三項目を全て満たす方は、利用登録の手続き後、NET119緊急通報システムを利用できます。

- ・聴覚や言語機能に障害または疾病のある方で、音声による119番通報が難しい
- ・仙台市内に住んでいるまたは仙台市に通勤若しくは通学している
- ・スマートフォン(または携帯電話)を持っている

【利用登録】

下記のいずれかの方法で申し込みをお願いします。

①窓口での登録申請(消防局庁舎6階(指令課)に来庁しての申請)

スマートフォン(または携帯電話)をお持ちになり、窓口へお越しください。(消防局指令課で、利用登録します。)

②Webでの登録申請(ご自宅などからインターネットを用いての申請)

右記二次元コードを読み取り、空メールを送信してください。(iphoneをご使用の場合は、空メール送信時に1文字以上入力してください。)

※右記二次元コードが読み取れない場合は、メールの宛先に、

entry_4100@entry.web119.info と入力してメールを送信してください。

※いたずらや間違いの登録を防ぐため、申請情報の「備考(申請理由)」の入力をお願いします。



▲二次元コード

【問合先】 消防局指令課【電話】234-1111(代表)【FAX】234-2364

5 FAX119番

電話(音声通話)での119番通報が難しい方は、ファクスを利用した「火事・救急」の通報も受け付けております。(事前の登録は必要ありません。)

ファクスに必要な事項(住所・氏名・ファクス番号と「火事か救急か」)を記入した用紙をセットして、119をダイヤル後「スタート」ボタンを押してください。

【注 意】 ① ファクスの送信が正常に完了したことを必ず確認してください。

送信できない場合は、ご近所に助けを求めてください。

② IP電話をご利用の方は、ファクスが利用できない場合があります。

加入している通信事業者などに確認をしてください。

③ 仙台市ホームページ「ファクスからの119番通報について」に119番ファクス通報用紙がありますのでご利用ください。他の用紙も使えます。

④ 消防局でファクスを受信した場合、受信した旨のファクスが送信番号宛に届きます。

⑤ 「火事」の場合は通報後すぐに避難するなど、身の安全を守ってください。

【問合先】 消防局指令課【電話】234-1111(代表)【FAX】234-2364

6 メール119番

携帯電話から電子メールにより、市内で発生した火災・救急・救助等の通報を行うことができます。

【対象】 本市に住所を有し聴覚、言語機能又は音声機能に障害があり、電話等で緊急通報することが難しい方(事前の登録が必要となります。)

【窓口】 健康福祉局障害企画課、各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、秋保総合支所 保健福祉課

【問合先】 健康福祉局障害企画課【電話】214-8151【FAX】223-3573

選 挙

1 選挙公報の点字版・音声版

市長選挙及び市議会議員選挙において、「選挙のお知らせ」(選挙公報の点字版・音声版)を送付します。希望する方はお問い合わせください。

【問 合 先】 市選挙管理委員会事務局選挙管理課 【電話】 214-2023 【FAX】261-5932

2 投票所入場券の点字シール貼付

視覚障害のある方へ、投票所入場券に点字による選挙名等のシールを貼って送付します。希望する方はお問い合わせください。

【問 合 先】 お住まいの区の選挙管理委員会事務局選挙課(各区役所総務課)

3 郵便等による不在者投票

身体に重度の障害のある方は、郵便等により自宅等で不在者投票をすることができます。

【対 象】

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証をお持ちの方で、次のいずれかに該当する方

(1) 身体障害者手帳をお持ちの方

ア 両下肢、体幹又は移動機能の障害の程度:1 級または 2 級

イ 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障害の程度:1 級または 3 級

ウ 免疫又は肝臓の障害の程度:1 級から 3 級

(2) 戦傷病者手帳をお持ちの方

ア 両下肢又は体幹の障害の程度:特別項症から第 2 項症

イ 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸または肝臓の障害の程度:特別項症から第3項症

(3) 介護保険被保険者証をお持ちの方

要介護状態区分が「要介護 5」と記載されている方

(4) 両下肢等に障害がある方で、その障害の程度につき、(1)または(2)の障害の程度に該当するとして都道府県知事または指定都市若しくは中核市の長の書面による証明を受けた方

※ あらかじめお住まいの区の選挙管理委員会に申請して郵便等投票証明書の交付を受けてください。

【不在者投票の方法】

投票用紙及び投票用封筒の請求は、選挙期日の公示(告示)日の前からできます。ただし、投票日の4 日前までに請求書が各区選挙管理委員会事務局に到着している必要があります。

【問 合 先】 お住まいの区の選挙管理委員会事務局選挙課(各区役所総務課)

4 郵便等による不在者投票における代理記載制度

郵便等による不在者投票において、障害により自ら投票の記載をすることができない方は、代理記載人に投票等の記載をしてもらうことができます。

【対 象】 郵便等による不在者投票ができる方で、次のいずれかに該当する方

(1) 身体障害者手帳をお持ちの方:上肢または視覚の障害の程度が1 級の方

(2) 戦傷病者手帳をお持ちの方:上肢または視覚の障害の程度が特別項症、第1項症、第2項症のいずれかの方

(3) 上肢又は視覚の障害がある方で、その障害の程度につき、(1)または(2)の障害の程度に該当するとして都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の書面による証明を受けた方

※ あらかじめお住まいの区の選挙管理委員会に申請して郵便等投票証明書に代理記載人となるべき者等の記載を受けてください。

【不在者投票の方法】

投票用紙及び投票用封筒の請求は、選挙期日の公示(告示)日の前からできます。ただし、投票日の4日前までに請求書が各区選挙管理委員会事務局に到着している必要があります。

【問 合 先】 お住まいの区の選挙管理委員会事務局選挙課(各区役所総務課)

訓練

1 本人活動支援

(1) 知的障害のある方の本人活動支援

知的障害のある方によるボランティア活動や交流会などの社会参加活動を支援します。

【問合先】 仙台市知的障害者関係団体連絡協議会【電話】 211-5030【FAX】 211-7071

(2) 精神障害のある方のボランティア活動支援

精神障害のある方を対象に、創作活動等を通じたボランティア活動に関する講座を開催します。

【問合先】 仙台市精神保健福祉団体連絡協議会【電話】 224-9390【FAX】 224-9390

2 身体障害のある方のための研修・講習会など

身体障害のある方の健康管理や社会生活に役立つ知識・能力の習得を目的に、各種の研修・講習会を開催しています。

名称	内容
障害のある方の健康指導教室	身体障害のある方を対象に、日常の健康管理や二次障害予防に役立つ体操、ウォーキングなどの各種講習会を開催します。
視覚障害のある方の社会生活教室	視覚障害のある方を対象に、社会生活上必要な知識の習得、体験交流などの講習会を開催します。
聴覚障害のある方の社会生活教室	聴覚障害のある方を対象に、社会生活に役立つ講習会などを開催します。
中途失聴・難聴の方の生活訓練	中途失聴・難聴の方を対象に、手話・読話等のコミュニケーション手段などの講習会を開催します。

【問合先】 仙台市障害者福祉協会【電話】 266-0294【FAX】 266-0292

名称	内容
音声機能障害のある方の発声教室・指導者養成	喉頭を摘出した音声機能障害のある方を対象に、発声訓練とその他必要事項の講習会を開催します。また、その指導に熱意のある方を指導者として養成します。

【問合先】 宮城県喉頭摘出者福祉協会立声会【電話】 293-5305【FAX】 293-5305

名称	内容
オストメイト社会適応訓練	人工肛門・人工膀胱保有者の術後のストーマケアと日常生活のアドバイスをを行います。

【問合先】 公益社団法人日本オストミー協会宮城県支部【電話】 080-5567-3348

3 知的障害のある方の販売業務訓練

知的障害のある方の自立と社会参加を促進し、市民や事業者の理解を深めることを目的として、一般店舗の一角において障害のある方の製作した製品等の販売や接客訓練を行います。

【対象者】 15歳以上の知的障害のある方

【問合先】 仙台市手をつなぐ育成会【電話】 211-5030

4 みやぎ障害者ITサポートセンター

障害のある方のIT活用を支援するため、パソコン等ITに関する各種相談、IT講習会の企画開催及び就労に向けたスキルアップ研修等を行っています。

【開所時間】 月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日、年末年始を除く)

【問 合 先】 みやぎ障害者 IT サポートセンター

【E-mail】 saposen21@gmail.com 【URL】 <https://saposen.san.or.jp>

【電話】 781-7488

就 労

1 仙台市障害者就労支援センター(はたらポート仙台)

障害のある方の就労について、関係機関と連携を図りながら総合相談とサポートを行っています。

【障害のある方への支援】

仙台市内にお住いの障害のある方で、就労を希望している方または就労中の方を対象に、就職活動や就労継続について支援を行います。

【企業・事業主への支援】

障害のある方を雇用したい、雇用をしているという企業・事業主の方に向けて、採用前の準備から採用後の安定した就労まで支援しています。

【就労支援事業所への支援】

仙台市内の事業所を対象に、支援者のスキルアップに向けた講座や研修会の開催、支援者同士のネットワーク形成等により、就労支援体制の充実を図ります。

名称	所在地	電話番号	FAX
仙台市障害者 就労支援センター	泉区泉中央 2-1-1 泉区役所東庁舎 5 階	772-5517	772-5519

2 公共職業安定所(ハローワーク仙台)

障害のある方に対する職業紹介、就職後のアフターケアなどを行っています。

名称	所在地	電話番号	FAX
仙台公共職業安定所	宮城野区榴岡 4-2-3 仙台MTビル 4 階	299-8811	-

3 宮城障害者職業センター

ハローワークをはじめとする関係機関と連携し、下記のサービスを実施しています。

【障害のある方への相談・支援】

就職や職場適応、職場復帰を希望する障害のある方を対象として、職業に関する相談・職業評価を行い、同意を得て、職業リハビリテーション計画(支援計画)を策定します。職業リハビリテーション計画(支援計画)に基づき、職業準備支援(基本的な労働習慣についての確認及び障害特性に応じたプログラム)や職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援等を行います。

また、うつ病などの精神的疾患で民間企業等を休職されている方に対し、主治医・所属事業所と連携して円滑な職場復帰を目指し復帰に向けた課題の整理や各種ウォーミングアップを図るための職場復帰支援(リワーク支援)を行います。

【事業主に対する雇用支援】

障害のある方を雇用している、また雇用を始めようという企業の方の相談に応じ、雇入れ計画、雇用管理等に関する助言・情報提供等を行います。また、ジョブコーチによる支援やリワーク支援での個別支援でも、職場定着や職場復帰に関する企業の方の対応方法等について助言を行います。

【関係機関に対するサービス】

関係機関に対して、職業リハビリテーションの技術的事項に関する助言・援助や実務的研修等を行っています。 ※ 利用に関しては、直接センターにお問い合わせください。相談は予約制となります。

名称	所在地	電話番号	FAX
宮城障害者職業センター	宮城野区幸町 4-6-1	257-5601	257-5675

4 宮城障害者職業能力開発校

障害のある方の職業的自立を目的とした訓練を行っています。授業料は無料です(ただし、教科書購入費などは自己負担)。公共職業安定所長の受講指示のある方は、雇用保険の延長や訓練手当が支給される場合があります。寄宿舎を併設していますので、通校が困難な方はご相談ください。

名称	所在地	電話番号	FAX
宮城障害者職業能力開発校	青葉区台原 5-15-1	233-3124	233-3125

対象者	訓練職種	定員	訓練期間
身体障害者 精神障害者 その他の障害者 (知的を除く)※	OAビジネス科 ※	10	1年
	Web デザイン科 ※	10	
身体障害者	オフィス実務科	20(10×2回)	5カ月
重度視覚障害者	パソコン基礎科	10(5×2回)	6カ月
精神障害者	職域開発科 ・オフィスワークコース ・物流サービスコース	20 (10×2回)	6カ月
知的障害者	総合実務科	20	1年
委託訓練	企業、社会福祉法人、NPO 法人、民間教育訓練機関等に委託して行う短期の職業訓練(集合訓練、在宅訓練、実践能力習得訓練等)		

※「その他の障害者」とは難病・高次脳機能障害等の診断を受けている方で、障害者手帳をお持ちでない方も対象となります。

※ OA ビジネス科および Web デザイン科は、高等学校卒業(見込み)又は同等以上の学力のある方が応募対象です。

※ 委託訓練の対象者は、訓練内容により異なります。訓練の詳細等については、随時ホームページでお知らせいたします。

【問 合 先】 宮城障害者職業能力開発校

【E-mail】syokn@pref.miyagi.lg.jp

【URL】<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/miyashou/>



▲二次元コード

医 療

1 子どもの保健相談など

制度	対象者	内容	問合せ先
遺伝カウンセリング(遺伝相談)	遺伝についての不安や悩みを持つ方	遺伝についての不安や悩みをお持ちの方に対して、専門の医師(遺伝カウンセラー)が相談に応じます。	各区役所家庭健康課及び総合支所保健福祉課
先天性代謝異常等検査	新生児	フェニルケトン尿症などの疾患を早期に発見し、早期の治療につなげるために、血液によるマス・スクリーニング検査を行います。	
新生児聴覚検査	新生児	聞こえにくさを早期に発見し、適切な支援や治療につなげるために実施する新生児聴覚検査について、その費用を助成します。(上限額あり)	

2 医療の給付など

制度	対象者	内容	問合せ先
指定難病医療費の助成	指定難病と診断された方のうち一定の要件を満たす方	指定難病にかかる医療費のうち、保険診療による自己負担分を助成します。	各区役所、宮城総合支所障害高齢課、秋保総合支所保健福祉課
小児慢性特定疾病医療費の助成	国指定の疾患群に罹患した18歳未満の方(20歳到達まで延長可)	医療費のうち、保険診療による自己負担分を助成します。(自己負担上限額あり)	各区役所保育給付課、宮城総合支所保健福祉課
先天性血液凝固因子障害者治療研究事業	20歳以上の先天性血液凝固因子欠乏症と診断された方及び血液凝固因子製剤の投与に起因する HIV 感染症と診断された方	医療費のうち、保険診療による自己負担分を助成します。(本人負担はなし)	各区役所、宮城総合支所障害高齢課
遷延性意識障害者治療研究事業	遷延性意識障害に関する治療研究を行う医療機関	医療機関に対して、治療研究に要する費用として介護料、褥瘡予防費を支払います。	障害者総合支援センター 【電話】 725-7853
指定難病在宅人工呼吸器使用患者支援事業	指定難病と診断され、在宅で人工呼吸器を使用している方のうち、1日に4回以上訪問看護が必要な方等	訪問看護ステーション等に対して、訪問看護費用の一部を助成します。	

未熟児養育医療 給付※	出生体重 2,000g以下の未熟 児	未熟児が指定養育医療機関 に入院し、養育を受ける際の 費用を公費負担します。	各区役所保育 給付課及び宮 城総合支所保 健福祉課
療育医療給付※	結核にかかっている児童	指定療育医療機関に入院し、 治療を受ける際の費用を公 費負担します。	

※世帯の課税状況等に応じた自己負担額があります。

3 自立支援医療

(1) 精神通院医療の支給

精神疾患があるために、継続的に通院が必要な方に対し、医療費の支給を行っています。詳しくは問合先にお尋ねください。

※ 自己負担は所得や疾病・症状等に応じて上限額が設定されます。なお一定所得以上の世帯に属する方で症状が「重度かつ継続」に該当しない場合には、公費負担の対象外となります。

【問 合 先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、秋保総合支所 保健福祉課

(2) 更生医療の支給

18歳以上で身体障害者手帳をお持ちの方に対し、障害の軽減や職業能力の増進を図るために必要な医療費の支給を行っています。(例：腎臓機能障害による人工透析、心臓機能障害によるペースメーカー植込術、変形性膝・股関節症による膝・股関節の人工関節置換術 等)

詳しくは問合先にお尋ねください。

※ 自己負担は所得や疾病・症状等に応じて上限額が設定されます。なお一定所得以上の世帯に属する方で症状が「重度かつ継続」に該当しない場合には、公費負担の対象外となります。

【問 合 先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、秋保総合支所 保健福祉課

(3) 育成医療の支給

身体に障害のある18歳未満の児童で、確実な治療効果が期待できる場合に、その障害の除去もしくは軽減を図るために必要な医療費の支給を行っています。詳しくは問合先にお尋ねください。

※ 自己負担は所得や疾病・症状等に応じて上限額が設定されます。なお、一定所得以上の世帯に属する方は、公費負担の対象外となる場合があります。

【問 合 先】 各区役所 保育給付課、宮城総合支所 保健福祉課

4 心身障害者医療費助成

通院や入院治療などにかかった医療費のうち、保険診療による自己負担相当分の一部または全部を助成する制度です。所得制限及び障害の程度・種別により年齢制限があります。

※ 入院時食事療養費の自己負担相当分や、介護保険は助成の対象になりません。

【対 象 者】

各種健康保険に加入している方(生活保護を受けている方は除く)で、次のいずれかに該当する方。

- (1) 身体障害者手帳1～3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかをお持ちの方
- (2) 特別児童扶養手当の1級または2級の支給対象となる児童
- (3) 療育手帳Bをお持ちの方で、知的障害者福祉法に定める職親のもとで指導を受けている方
- (4) 療育手帳Bをお持ちの方で、かつ障害基礎年金などを受給している方

(5) 知的障害者福祉法に定める職親のもとで指導を受けている方

※ 身体障害者手帳 1・2 級の方は総合的な等級、3 級の方は部位ごとの等級が基準になります。

※ 身体障害者手帳 3 級(内部障害 3 級の方を除く)をお持ちの方及び(4) (5)に該当する方については 65 歳未満の年齢制限があります。

【手続に必要なもの】

① 上記の対象条件にあたる身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当認定通知書、障害基礎年金証書など

② 各種健康保険等の加入状況がわかるもの(資格確認書等)(障害者本人のもの)

③ 預金通帳または貯金通帳(障害者が20歳未満の場合は保護者名義、20歳以上の場合は障害者本人名義のもの)

※ マイナンバー用同意書または所得証明書が必要となる場合があります。

※ 事実の発生日(手帳の交付、転入等)を含めて 30 日以内に申請をしてください。(30 日を過ぎた場合は、申請月の初日から助成開始となります。)

【問 合 先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、秋保総合支所 保健福祉課

5 母子・父子家庭医療費助成

ひとり親家庭(父または母が重度の障害のある方である場合を含む)の方の、通院や入院治療などにかかった医療費のうち、保険診療による自己負担相当分の一部を助成する制度です。所得制限及び年齢制限があります。

※ 入院時の食事療養費の自己負担相当分は助成の対象になりません。

【対 象 者】

各種健康保険に加入しているひとり親家庭(父または母が重度の障害のある方である場合を含む)の方で、次のいずれかに該当する方。

(1) 母子家庭の母・父子家庭の父

配偶者と死別または離別、配偶者が生死不明または重度障害、配偶者から遺棄されている等の状況にある方で、18歳になった年の年度末までの児童を扶養している方

※ 重度障害とは、概ね身体障害者福祉法による2級程度以上になります。

(2) 母子家庭の児童・父子家庭の児童

母子家庭の母または父子家庭の父に扶養されている18歳になった年の年度末までの児童

(3) 父母のない児童

父母と死別または離別、父母が生死不明または重度障害、父母から遺棄されている等の状況にある18歳になった年の年度末までの児童

【手続に必要なもの】

① 受給者と児童の各種健康保険の加入状況が確認できるもの(資格確認書や資格情報のお知らせ等)

② 受給者名義の口座が分かるもの(預金通帳等)

③ その他必要な書類(児童扶養手当証書、戸籍謄本、身体障害者手帳等)

個々の状況により必要書類が異なりますので、詳しくは窓口にお問合せください。

【問 合 先】 各区役所 保育給付課、各総合支所 保健福祉課

6 後期高齢者医療の障害認定(65～74歳)

65歳～74歳で一定の障害のある方は、65歳の誕生日以降、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。後期高齢者医療制度に加入することで、健康保険料や医療機関を受診する際の負担が軽減される場合があります。

- 【対象者】(1) 身体障害者手帳1から3級、療育手帳 A をお持ちの方
(2) 身体障害者手帳4級のうち音声機能または言語機能等の著しい障害、下肢障害1号(両下肢のすべての指を欠くもの)・3号(一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの)・4号(一下肢の機能の著しい障害)に該当する方
(3) 精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方
(4) 障害年金証書1・2級をお持ちの方

【手続に必要なもの】

- ① 上記対象条件に該当する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害年金証書
- ② 各種健康保険等の加入状況がわかるもの(資格確認書等)
- ③ 現在お持ちの特定疾病療養受療証(人工透析が必要な慢性腎不全、血友病、血液製剤に起因するHIVに該当する場合)

【問合せ先】 各区役所・宮城総合支所 保険年金課、秋保総合支所 保健福祉課

7 一般社団法人仙台歯科医師会 在宅訪問・障害者・休日夜間歯科診療所

障害があるために一般の歯科医院での治療が難しい方への診療や通院が困難な方のための在宅訪問歯科診療を行っています。

※ 障害者歯科診療及び在宅訪問歯科診療は予約制です。詳細は下記問合せ先にご確認ください。

【診療受付時間】

〔障害者歯科診療〕 月曜日～金曜日 9:00～11:00 / 13:00～15:30
土曜日 9:00～11:00

〔在宅歯科診療〕 月曜日～金曜日 9:00～11:00 / 13:00～15:00
土曜日 9:00～11:00

【問合せ先】 (一社)仙台歯科医師会 在宅訪問・障害者・休日夜間歯科診療所

【電話】 261-7345 【URL】 <https://s-da.or.jp> 【E-mail】 plaza@s-da.or.jp

8 身体障害者健康診査

常時車いすを使用する身体障害のある方に対して、褥瘡、筋肉の硬直、排尿障害などの二次障害を予防するため、健康診査を行います。

【対象】

脊髄損傷、脳性麻痺、脳血管障害などに起因する身体上の障害のため身体障害者手帳をお持ちで、日常生活において常時車いすを使用している方。

ただし、次に該当する場合は対象となりません。

- (1) 18歳未満
- (2) 施設などに入所中
- (3) 医療機関に入院中
- (4) 当年度中に特定健診などを受診済

【健診料】 無料

【診査項目】 問診、身体計測、理学的検査、血圧、尿、心電図、脂質、貧血、肝機能、腎機能、尿酸、血糖、胸部X線、眼底検査

【実施時期】 10月から11月頃を予定しています。

【受診方法】 市政だよりなどで事前に実施時期についてお知らせします。

- ① 各区役所・宮城総合支所障害高齢課窓口申請し、受診券の交付を受けます。
- ② 登録医療機関の中から希望の医療機関を選び、直接予約をします。
- ③ 医療機関窓口を受診券を提示して受診します。
- ④ 医療機関より健診結果を受け取り、必要な助言指導を受けます。

【問 合 先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課

9 高齢者の定期予防接種

予防接種法に基づき、障害のある方等に一部自己負担で予防接種をおこないます。

(1) インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症・肺炎球菌感染症予防接種(定期接種)

表1	インフルエンザ	新型コロナウイルス感染症	肺炎球菌感染症 (注)
対象者 (市内に住 民票がある 方)	(1) 接種日時点で60～64歳の方で、心臓・腎臓・呼吸器の機能に日常生活が極度に制限される程度の障害を有する方、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方(身体障害者手帳1級相当程度)		
	(2) 接種日時点で65歳以上の方		(2) 接種日時点で65歳の方
実施期間	令和7年10月～令和8年1月(予定)		通年
接種費用	1,500円(予定)	未定	5,000円
自己負担金 免除対象者	次の方は、接種時に確認書類を登録医療機関に提示することで無料となります。		
	対象者区分	確認書類	
	生活保護世帯に属する方	生活保護費支給票	
	市民税非課税世帯に属する方	仙台市が発行する最新の介護保険料決定通知書(保険料所得段階が1～4のもの)または、確認通知書(事前に仙台市への申請が必要)	
中国残留邦人等支援給付制度受給者の方	同制度の本人確認証		

(注) 過去に23価肺炎球菌ワクチンを接種したことがある方は、定期接種の対象外です。

(2) 带状疱疹ワクチン予防接種(定期接種)

令和7年4月から带状疱疹ワクチンが定期接種となります。令和7年度から令和11年度まで経過措置が設けられており、現在65歳以上の方は、令和11年度までに一度定期接種として接種できます。

表2	令和7年度の概要は以下のとおりです。	
対象者 (市内に住 民票がある 方)	(1) 60～64歳の方で、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方(身体障害者手帳1級相当程度) ※ 令和7年度中に(1)の対象者として定期接種を接種した場合、令和8年度以降は(2)の対象者からは除かれます。 (2) 令和7年度中(令和8年3月31日まで)に次の年齢になる方 ※ 令和7年度の対象者は、令和7年度中に限り定期接種として接種可能です。 ・65歳(昭和35年4月2日～昭和36年4月1日生まれ) ・70歳(昭和30年4月2日～昭和31年4月1日生まれ) ・75歳(昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生まれ) ・80歳(昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生まれ) ・85歳(昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生まれ) ・90歳(昭和10年4月2日～昭和11年4月1日生まれ) ・95歳(昭和5年4月2日～昭和6年4月1日生まれ) ・100歳以上(大正15年4月1日以前生まれ)	
実施期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日	
ワクチン	生ワクチン	不活化(組換え)ワクチン
接種回数	1回	2回(2カ月以上の間隔が必要) ※免疫不全の方等は、医師が必要と判断した場合、接種間隔を1カ月まで短縮できます。
接種費用	5,000円	11,000円(1回あたり)
自己負担金 免除対象者	対象者および確認書類は、表1と同様です。	

【接種場所】それぞれの予防接種登録医療機関

【問合せ先】杜の都おしえてコール P74 (担当課)予防企画課

年金・手当など

1 障害基礎年金

国民年金に加入中または加入していた方が病気やけがによって65歳の誕生日の前々日までに障害者となり医療機関を受診していたとき、または20歳前に障害者となった方が20歳に達したとき等に、障害等級表のいずれかの状態にあれば、障害基礎年金が支給されます。障害の程度により1級と2級に分けられます。

【支給要件】 (1) 一定の保険料の納付期間があること

(2) 20歳前の障害によって支給される場合は、所得制限(※)あり

※ 年金受給者本人の所得が一定額以上の場合は、年金額の半額または全額が支給停止となります。

※ 老齢基礎年金の繰り上げ請求をした場合は、障害年金を受給することはできません。

※ 所得が一定の額以下の方に対し、年金生活者支援給付金が支給されます。

【年金額】 1級:年額 1,039,625 円(月額 86,635 円)〔令和7年度〕

2級:年額 831,700 円(月額 69,308 円)〔令和7年度〕

* 18歳未満の子がいる場合の加算(障害の状態にある子は20歳未満)

※ 市区町村から支給される児童扶養手当と支給額の調整がされます。

2人目の子まで1人につき年額 239,300 円(月額 19,941 円)〔令和7年度〕

3人目以降1人につき年額 79,800 円(月額 6,650 円)〔令和7年度〕

【支給方法】 年6回(2、4、6、8、10、12月)に2ヶ月分ずつ本人に支払われます。

※ 請求手続きが可能かどうか納付要件の確認が必要となります。病名が判明していない場合でも、障害の原因となった病気やけがについて、はじめて医師または歯科医師の診療を受けた日(初診日)をご確認の上ご相談願います。

【手続に必要なもの】

① 年金請求書(国民年金障害基礎年金)、申立書(用紙は窓口にあります。)

② 病歴・就労状況等申立書(用紙は窓口にあります。)

③ 医師の診断書(用紙は窓口にあります。※ 所定の様式となっております。)

④ 受診状況等証明書(初診日等の証明)(用紙は窓口にあります。)

⑤ 年金手帳(基礎年金番号通知書)またはマイナンバーカード

⑥ 身体障害者手帳等をお持ちの方はその手帳

⑦ 戸籍謄本および世帯全員の住民票など

⑧ 預金通帳または貯金通帳(本人名義)

※ 状況により他に必要なものがある場合もあります。まずは窓口にてご相談ください。

※ 代理人が相談を行う場合は委任状と代理人の方の身分証明書(運転免許証など)が必要です。

【手続時期】 初診日から1年6ヶ月を経過した日または初診日後の症状が固定した日以降

(20歳前に障害者となった方については、20歳に達した日)

※ 20歳時点で初診日から1年6ヶ月を経過していなければ1年6ヶ月を経過した日。

【問合先】 ① 20歳前の期間に初診日がある方

② 第1号被保険者(自営業、学生など)の期間に初診日がある方、60歳以上65歳未満で国内在住中に初診日がある方

- ③ 第3号被保険者(厚生年金などの加入者に扶養されている配偶者)の期間に初診日がある方
- ①・②の窓口 各区役所・宮城総合支所 保険年金課、秋保総合支所 保健福祉課
- ③の窓口 年金事務所 →P154(関係官公署・機関等一覧参照)

2 障害厚生年金

厚生年金保険に加入中の病気やけがによって障害者となり障害の程度が障害等級表のいずれかの状態になっている場合、障害の程度により、1級から2級の場合は障害基礎年金と障害厚生年金、3級の場合は障害厚生年金、軽度の場合は障害手当金(一時金)が支給されます。

【支給要件】 一定の保険料の納付期間があること

※ 請求手続きが可能かどうか納付要件の確認が必要となります。病名が判明していない場合でも、障害の原因となった病気やけがについて、はじめて医師または歯科医師の診療を受けた日(初診日)をご確認の上ご相談願います。

【年金額】 平均標準報酬月額、厚生年金保険加入期間などからそれぞれ算出されます。1級、2級には配偶者の加給年金があります。

【支給方法】 年6回(2、4、6、8、10、12月)に2ヶ月分ずつ本人に支払われます。

【手続に必要なもの】

- ① 年金請求書(国民年金・厚生年金保険障害給付)(用紙は窓口にあります。)
- ② 病歴・就労状況等申立書(用紙は窓口にあります。)
- ③ 医師の診断書(用紙は窓口にあります。※所定の様式となっております。)
- ④ 受診状況等証明書(初診時の医療機関と診断書を作成した医療機関が異なる場合。)
- ⑤ 年金手帳(基礎年金番号通知書)またはマイナンバーカード
- ⑥ 身体障害者手帳等をお持ちの方はその手帳
- ⑦ 戸籍謄本や世帯全員の住民票など
- ⑧ 配偶者の所得証明書(配偶者の加給年金がある場合)
- ⑨ 預金通帳または貯金通帳(本人名義)
- ⑩ その他

※ 状況により他に必要なものがある場合もあります。窓口にてご相談ください。

※ 代理人が相談を行う場合は委任状と代理人の方の身分証明書(運転免許証など)が必要です。(委任状は日本年金機構のホームページをご覧ください。)

【手続時期】 初診日から1年6ヶ月を経過した日または初診日後の症状が固定した日以降

【問合せ先】 ねんきんダイヤル 0570-05-1165

※ 年金事務所、街角の年金相談センター仙台でのご相談・お手続きを希望される場合は、事前にご予約が必要です。

ご予約は予約受付専用番号にて承ります。

【予約受付専用電話】 0570-05-4890

※ 公務員の方は所属する官公署の共済組合にお問い合わせください。

3 特別障害給付金

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給できない障害者の方に対し、福祉的措置として創設された制度です。

- 【対象】 (1) 平成3年3月以前に国民年金任意加入の対象だった学生
(2) 昭和61年3月以前に国民年金任意加入の対象だった被用者等の配偶者(厚生年金・共済組合等の加入者の配偶者、厚生年金・共済組合等の老齢給付受給権者の配偶者)
(3) (1) (2)の方で、任意加入していなかった期間内に傷病の初診日があり、65歳に達する日の前日までに障害基礎年金1級、2級相当の障害になった方

【支給額】 1級 月額 56,850円、2級 45,480円〔令和7年度〕

【支給方法】 年6回(2、4、6、8、10、12月)に2ヶ月分ずつ本人に支払われます。

【支給制限】

- ・本人の所得が一定額以上の場合、特別障害給付金の全額または半額が支給停止になります。また、日本国内に住所を有しない場合や、刑事施設等に拘禁されている場合、故意に障害等を生じさせた場合などにも、支給制限があります。
- ・老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給している場合、その受給額分を差し引いた額が支給されます。(その受給額が特別障害給付金の額を上回る場合には、特別障害給付金は支給されません。)
- ・経過的福祉手当を受給している方は、特別障害給付金が支給される場合、経過的福祉手当の受給資格がなくなります。

【手続に必要なもの】

- ① 年金手帳(基礎年金番号通知書)またはマイナンバーカード
- ② 特別障害給付金請求書(用紙は窓口にあります。)
- ③ 医師の診断書(用紙は窓口にあります。)
- ④ 病歴等申立書(用紙は窓口にあります。)
- ⑤ 受診状況等証明書(用紙は窓口にあります。)
- ⑥ 所得証明書
- ⑦ 戸籍謄本(初診日において被用者等の配偶者だった方)
- ⑧ 年金加入期間確認通知書(共済用)(初診日において配偶者が共済保険に加入していた方)
- ⑨ 住民票または戸籍謄本(初診日において学生だった方)
- ⑩ 在学(籍)証明書(初診日において学生だった方)
- ⑪ 預金通帳または貯金通帳(本人名義)

※ 状況により他に必要なものがある場合もあります。窓口にてご相談ください。

【問合先】 各区役所・宮城総合支所 保険年金課、秋保総合支所 保健福祉課

4 特別障害者手当

20歳以上で極めて重度の障害があり、日常生活に常時特別の介護を必要とする在宅の方(おおむね身体障害者手帳1級、2級、療育手帳A程度の障害が重複する方、あるいは極めて重度な精神障害、内部疾患、難病の方など)に支給します。

【支給制限】 次のいずれかにあたる方は受給できません。

- ① 施設等に入所している
- ② 病院・診療所・介護老人保健施設等に継続して3ヶ月を超えて入院している
- ③ 障害のある方本人またはその扶養者の所得が一定額を超えている

【手 当 額】 月額 29,590 円 ※ 手当額は変更になる場合があります。

【支給方法】 認定後、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、年4回(2、5、8、11月)に3ヶ月分ずつ本人の口座に振り込まれます。

【手続に必要なもの】

- ① 所定の様式の診断書(用紙は窓口にあります。)
 - ② 預金通帳または貯金通帳(本人名義)
 - ③ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方はその手帳
- ※ 所得額や公的年金等の受給額を証明する書類等が必要となる場合があります。

【問 合 先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課

5 障害児福祉手当

20歳未満で重度の障害があり、日常生活に常時の介護を必要とする在宅の方(おおむね身体障害者手帳1級、2級の一部、療育手帳Aの一部、あるいは極めて重度な精神障害、内部疾患、難病の方など)に支給します。

【支給制限】 次のいずれかにあたる方は受給できません。

- ① 施設等に入所している
- ② 障害を理由とする公的年金を受給している
- ③ 障害児本人またはその扶養義務者等の所得が一定額を超えている

【手 当 額】 月額 16,100 円 ※ 手当額は変更になる場合があります。

【支給方法】 認定後、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、年4回(2、5、8、11月)に3ヶ月分ずつ本人の口座に振り込まれます。

【手続に必要なもの】

- ① 所定の様式の診断書(用紙は窓口にあります。)
 - ② 預金通帳または貯金通帳(本人名義)
 - ③ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方はその手帳
- ※ 所得額を証明する書類等が必要となる場合があります。

【問 合 先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課

6 外国人重度障害者等福祉手当

国籍要件や住所要件によって国民年金に加入できなかった期間があるため障害基礎年金等を受給できない重度障害のある方(身体障害者手帳1級、2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方)で、次のいずれかに該当する方に支給します。

※ 下記の「在日外国人」には昭和57年1月2日以降に日本国に帰化した方も含みます。

- ① 国民年金法の国籍条項が撤廃された昭和57年1月1日に20歳を過ぎて、既に障害者になっていた在日外国人の方
- ② 国民年金法の国籍条項が撤廃された時から、老齢年金等の受給資格要件となる加入期間等が緩和された昭和61年4月1日の前日までの間に障害者となった在日外国人の方で、国籍条項撤廃時に35歳を過ぎていた方
- ③ 国民年金制度開始から国籍条項が撤廃されるまでの間に日本に帰化した方のうち、帰化した時に20歳を過ぎ、既に障害者であった方
- ④ 外国に住む邦人の国民年金加入が認められた昭和61年4月1日より前に、海外在住中に障害が発生した日本人の方で、障害が発生した時に日本国内に住所がなく20歳を過ぎていた方、または20歳前に障害が発生し、20歳になった時に日本国内に住所がなかった方

【支給制限】 次のいずれかにあたる方は受給できません。

- ① 障害を支給理由とする公的年金を受給している
- ② 年額432,000円以上の公的年金を受けている
- ③ 生活保護を受けている
- ④ 障害者本人の所得が一定額を超えている
- ⑤ 当制度と同じ趣旨で支給される他の手当を受給している

【手 当 額】 月額36,000円(年額432,000円)

ただし、月額36,000円未満の公的年金を受給している方は、36,000円からその受給額を差し引いた額。

【支給方法】 年3回(4月、8月、12月)に4ヶ月分ずつ本人の口座に振り込まれます。

【手続に必要なもの】

- ① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ② 本人分の住民票の写しまたは戸籍抄本
- ③ 日本国籍取得者、帰国者として申請される方は、その事実を確認できる書類
(日本国籍取得時の戸籍謄本、海外渡航を示す戸籍の附票など)
- ④ 前年の所得額を証明する書類
(扶養親族の人数が記載されているもの、市・県民税課税証明書など)
- ⑤ 預金通帳または貯金通帳(本人名義)
- ⑥ その他(障害の初診日がわかる母子手帳、通院記録など)

【問 合 先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課

7 児童扶養手当

ひとり親(父または母が重度の障害のある方である場合を含む)で児童を養育している父または母や父母に代わってその児童を養育している方に支給します。

【対 象】 次のいずれかに該当する児童(18歳に達する年度末までの間にある児童または20歳未満で心身に一定の障害のある児童)を養育している父または母または養育者

- (1) 父母が婚姻を解消した(事実上の婚姻関係の解消を含む)
- (2) 父または母が死亡した
- (3) 父または母が重度の障害の状態である
- (4) 父または母が生死が明らかでない
- (5) 父または母から1年以上遺棄されている
- (6) 父または母が1年以上拘禁されている
- (7) 未婚の母が出産した子である
- (8) 父または母が保護命令を受けた

【支給制限】 次のような場合は支給されません。

- ① 対象者または児童が日本国内に住所がない場合
- ② 父子家庭の場合は母と、母子家庭の場合は父と生計が同じとき(父または母が重度障害の場合を除く)
- ③ 児童の父または母が事実婚状態にあるなど、婚姻可能な異性と同居しているとき
- ④ 児童が里親に委託されている、または児童福祉施設に入所しているとき

【手当額(令和7年4月分～)】

	全部支給額	一部支給額
児童1人目	月額 46,690 円	所得に応じて月額 46,680 円～11,010 円 (10円きざみの額)
児童2人目以降	月額 11,030 円加算	所得に応じて月額 11,020 円～5,520 円 (10円きざみの額)

※ 手当を受けようとする方または同居している家族の所得が一定額以上の場合、手当の一部または全額が支給停止となります。

※ 手当を受給してから5年経過後に働く意欲がない等の場合は、手当が2分の1に減額されます。減額が適用されないためには、書類の提出が必要です。

※ 対象児童が障害基礎年金等の加算対象となっている場合は、加算額部分の額が児童扶養手当額より低いときに、その差額分を児童扶養手当として受給できるように改正されました。改正により手当の対象となる方は、お住まいの区の区役所または総合支所への申請が必要です。

【支給方法】 認定後、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、各奇数月に前月までの2か月分の手当が、指定の口座へ振り込まれます。

【手 続】 戸籍の全部事項証明書、その他必要な書類。(個々の状況により必要書類が異なります。)詳しくは窓口にお問い合わせください。

【問 合 先】 各区役所 保育給付課、各総合支所 保健福祉課

8 特別児童扶養手当

精神や身体に中度以上の障害のある児童の父または母(主として児童の生計を維持するいずれか1人)、父母に代わってその児童を養育している方に支給します。

【対 象】

精神や身体に中度以上の障害がある 20 歳未満の児童を監護している父または母、養育者。

◎ 対象となる障害の程度は次のとおり。

障害の程度により1級または2級に認定されます。

1 級:身体障害者手帳 1 級・2 級の一部、療育手帳 A およびこれらと同程度の障害

2 級:身体障害者手帳 3 級・4 級の一部、療育手帳 B の一部およびこれらと同程度の障害

【支給制限】 次のような場合は支給されません。

- ① 児童が児童福祉施設等に入所しているとき
- ② 児童が障害を支給事由とする公的年金を受給できるとき

【手当額(令和 7 年 4 月分～)】

手当額は、認定された児童の障害の程度に応じて支給されます。

1 級:児童 1 人につき月額56,800円

2 級:児童 1 人につき月額37,830円

※ 手当を受けようとする方または同居している家族の所得が一定額以上の場合、手当は支給停止となります。

【支給方法】 認定後、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、年3回(4、8、11 月)、支給月の前月分までの4ヶ月分(11 月の支給は当月分まで)が、指定の口座へ振り込まれます。

【手続に必要なもの】

- ① 所定の様式の申請書(用紙は窓口にあります。)
 - ② 申請者の口座がわかるもの(預金通帳やキャッシュカードなど。)
 - ③ 申請者の個人番号(マイナンバー)がわかるもの
- その他必要な書類。(個々の状況により必要書類が異なります。)

※ 詳しくは窓口にお問い合わせください。

【問 合 先】 各区役所 保育給付課、各総合支所 保健福祉課

9 通院介護費用支給

指定難病、小児慢性特定疾病または特定疾患の認定を受けている 20 歳未満の方のうち、次のいずれかに該当する方に通院介護費用を支給します。

【対 象】 ① 身体障害者手帳 1、2 級の交付を受けている方

② 13 歳未満の方

③ 上記以外で通院に介護が必要と医師が認めた方

【手 当 額】 月 1 日通院:月額 1,500 円、月 2 日通院:月額 3,000 円

月 3 日通院:月額 4,500 円、月 4 日以上通院:月額 6,000 円

【問 合 先】 指定難病の方:各区役所・宮城総合支所 障害高齢課

小児慢性特定疾病の方:各区役所 保育給付課、宮城総合支所 保健福祉課

10 在宅酸素療法者酸素濃縮器等利用助成

呼吸器または心臓機能障害の方、および難病等により全身性の障害をお持ちの方で、在宅酸素療法を実施しているか、常時人工呼吸器を装備している方に対し、酸素濃縮器または人工呼吸器の使用にかかる電気料金の一部を助成します。

【対 象】

- ① 呼吸器機能障害および心臓機能障害で身体障害者手帳をお持ちの方
- ② 指定難病、進行性筋萎縮症、重症心身障害等により全身性の障害のある方で身体障害者手帳をお持ちの方

【支給制限】 次のいずれかにあたる方は助成を受けられません。

- ① 施設等に入所している
- ② 病院・診療所に継続して3ヶ月を超えて入院している
- ③ 障害者本人またはその扶養者の所得が一定額を超えている

【助 成 額】 月額 3,000 円

(認定月から支給され、年4回に分けて3ヶ月分ずつ指定の口座に振り込まれます。)

【手続に必要なもの】

- ① 酸素濃縮器等使用証明書等、在宅酸素療法を行っているか常時人工呼吸器を必要とすることを証明する書類(2ヶ月以内)
- ② 本人名義の預金通帳
- ③ その他(生活保護受給証明書等)

【問 合 先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課

11 生活福祉資金の貸付

資金の貸付と必要な支援を行うことにより、世帯の経済的自立と生活の安定向上を目的とする制度です。

【要件等】 ・貸付には審査があります。

・福祉費は、原則として、連帯保証人が必要です。

※ 連帯保証人を立てられない場合でも貸付を申し込むことができます。

・緊急小口資金は、連帯保証人は不要です。

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の資金です。

※ 原則として、自立相談支援事業を利用することが必要です。

・他の貸付制度の利用が優先です。

・民生委員が援助活動を行います。

・このほかに、教育支援資金等の貸付もありますが、所得等の要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

		種類	限度額	据置期間	償還期間
福祉資金	福祉費	① 生業を営むのに必要な経費	4,600,000 円	貸付の日 (分割による 交付の 場合は最 終貸付日) から6ヶ月 以内	20年以内
		② 技能習得に必要な諸経費	期間による		8年以内
		③ 住宅の増改築等に必要な諸経費	2,500,000 円		7年以内
		④ 福祉用具等の購入に必要な経費	1,700,000 円		8年以内
		⑤ 障害者用自動車の購入に必要な経費	2,500,000 円		8年以内
		⑥ 中国残留邦人に係る国民年金保険料 の追納に必要な経費	5,136,000 円		10年以内
		⑦ 負傷または疾病の療養に必要な経費	療養期間による		5年以内
		⑧ 介護サービス・障害者サービス等を受 けるのに必要な経費	サービスを受け る期間による		5年以内
		⑨ 災害を受けたことにより臨時に必要 となる経費	1,500,000 円		7年以内
		⑩ 冠婚葬祭に必要な経費	500,000 円		3年以内
		⑪ 住居の移転、給排水設備等の設置に 必要な経費	500,000 円		3年以内
		⑫ 就職・技能習得等の支度に必要な経費	500,000 円		3年以内
		⑬ その他日常生活上一時的に必要な経費	500,000 円		3年以内

種 類		限度額	据置期間	償還期間	
福 社 資 金	緊 急 小 口 資 金	① 医療費または介護費の支払等、臨時の生活費が必要なとき	100,000 円	貸付の日から2ヶ月以内	12ヶ月以内
		② 火災等被災によって生活費が必要なとき			
		③ 年金・保険・公的給付金等の支給開始までに生活費が必要なとき			
		④ 会社からの解雇・休業等による収入減のため生活費が必要なとき			
		⑤ 滞納していた税金・国民健康保険料・年金保険料の支払いにより支出が増加したとき			
		⑥ 公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき			
		⑦ 生活困窮者自立支援法に基づく支援や実施機関および関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき			
		⑧ 給与等の盗難によって生活費が必要なとき			

【問 合 先】 社会福祉協議会 各区・支部事務所(P151 参照)

12 心身障害者扶養共済制度

障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給します。

【障害のある方の範囲】

次のいずれかに該当する障害のある方で、将来独立生活することが困難であると認められる方

- ・知的障害
- ・身体障害者手帳を所持し、その障害が1級から3級までに該当する方
- ・精神または身体に永続的な障害のある方(統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など)で、その障害の程度が上記の方と同程度と認められる方

【加入資格】

障害者を扶養している65歳未満の保護者で、特別の疾病または障害がなく、生命保険に加入できる健康な方

※ 障害者1人につき、2口まで加入できます。

※ 障害者1人に対して複数の保護者が加入することはできません。

【1口分の掛金月額】

掛金の月額は、加入時(口数追加時)の年度(4月1日から翌年3月31日まで)の4月1日時点の加入者の年齢に応じて決まります。具体的な金額は下表のとおりです。

加入時の年度の4月1日時点の年齢	掛金月額(1口あたり)
35歳未満	9,300円
35歳以上40歳未満	11,400円
40歳以上45歳未満	14,300円
45歳以上50歳未満	17,300円
50歳以上55歳未満	18,800円
55歳以上60歳未満	20,700円
60歳以上65歳未満	23,300円

【優遇措置】

所得状況に応じ、掛金を減免する制度があります。掛金、給付金は、税制上の優遇措置を受けられます。(P88 心身障害者扶養共済制度掛金の控除・給付金の非課税参照)

【給付金】

年金	加入者がお亡くなりになったときまたは重度の身体障害となったとき、その月から障害者に支給されます。1口につき月額20,000円
弔慰金	年金を受ける前に障害者がお亡くなりになったとき、加入者に一時金として支給されます(ただし、1年以上加入した場合に限る)。
脱退一時金	加入者が途中で制度からの脱退を希望した場合に支給されます(ただし、5年以上加入した場合に限る)。

【加入手続に必要なもの】

① 加入等申込書

② 住民票

※ 保護者および障害のある方それぞれに必要です。市内に住所を有する方で、①で住民基本台帳の本人確認情報等の閲覧について同意する場合は添付不要です。

③ 申込者(被保険者)告知書(保護者の健康状態を告知する書類です)

④ 障害証明書、障害の種類および程度を証明する書類

⑤ 年金管理者指定届書(障害のある方が年金を管理することが困難なとき)

⑥ 障害状況告知書

⑦ 印鑑

※ ①、③、④、⑤、⑥は窓口で配付します。

【問合先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、秋保総合支所 保健福祉課

税金・公共料金の減免など

税金の控除・減免

1 所得税の障害者控除、市民税・県民税の障害者控除・非課税・減免

本人、同一生計配偶者または扶養親族が、障害をお持ちの場合、所得税及び市民税・県民税額の算出の際、次表の障害者控除が受けられます。

障害者控除	身体障害者手帳3級～6級である者、重度以外の知的障害者、精神障害者保健福祉手帳2級・3級である者
特別障害者控除	身体障害者手帳1級・2級である者、重度の知的障害者、精神障害者保健福祉手帳1級である者、身体の障害により寝たきりの状態で複雑な介護を受けている者

※ 年齢65歳以上で、要介護認定を受けている方は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちでない方でも、同程度の状態にあると認められる場合、福祉事務所長が発行する「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることにより、障害者控除の申告が可能です。

詳しくはお住まいの区の区役所・宮城総合支所の障害高齢課へお問い合わせください。

(1) 所得税の障害者控除

区分	対象	控除額
障害者	本人、同一生計配偶者、扶養親族	27万円
特別障害者		40万円
同居特別障害者	特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族で申告者本人などとの同居を常況としている者	75万円

【手続】 確定申告の場合は、障害者手帳等の交付を受けた年分以降の確定申告書第一表「障害者控除」欄に控除額、確定申告書第二表「本人に関する事項」欄または「配偶者や親族に関する事項」欄の所定の箇所に○を記入。

給与所得者等の場合は、障害者手帳等の交付を受けた年分以降の扶養控除等申告書の「障害者」欄に記入。

【問合せ先】 確定申告の場合：所轄の税務署（P154参照）

給与所得者等の場合：お勤め先などの給与担当

(2) 市民税・県民税の障害者控除

区分	対象	控除額
障害者	本人、同一生計配偶者、扶養親族	26万円
特別障害者		30万円
同居特別障害者	特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族で申告者本人などとの同居を常況としている者	53万円

【手続】 障害者手帳等の交付を受けた翌年以降の市民税・県民税申告書の「障害者控除」の欄に記入。（所得税の確定申告または年末調整で手続きが済んでいる方は不要です。）

【問合せ先】 財政局市民税課

青葉・泉区にお住まいの方【電話】214-8637【FAX】214-8613

宮城野・若林・太白区にお住まいの方【電話】214-8638【FAX】214-8613

(3) 市民税・県民税の非課税

納税義務者本人が障害のある方で前年の合計所得金額が135万円以下の場合、市民税・県民税が課されません。

(注)市民税・県民税に森林環境税を含みます。

【手続】 障害者手帳等の交付を受けた翌年以降の市民税・県民税申告書の「障害者控除」の欄に記入。(所得税の確定申告または年末調整で手続きが済んでいる方は不要です。)

【問合せ先】 財政局市民税課

青葉・泉区にお住まいの方【電話】 214-8637【FAX】 214-8613

宮城野・若林・太白区にお住まいの方【電話】 214-8638【FAX】 214-8613

(4) 市民税・県民税の減免

・納税義務者本人が災害により特別障害者、普通障害者となった場合。

・納税義務者等が特別障害者、普通障害者となった場合で、生活が著しく困難であると認められる場合。(ただし、合計所得金額が750万円を超える場合は減免対象になりません。)

(注1) 減免申請された方の生活状況など(例えば、ご家族の状況、資産の保有状況など)をお聞きし、減免に該当するかどうかを判断することになります。詳しくは、下記問合せ先にお尋ねください。

(注2) 市民税・県民税に森林環境税を含みます。

(注3) 市民税・県民税と森林環境税の減免要件が異なる場合があります。

【手続】 減免申請書及び関係書類の提出(納期未到来分の税額が減免対象となります。)

【問合せ先】 財政局市民税課

青葉・泉区にお住まいの方【電話】 214-8637【FAX】 214-8613

宮城野・若林・太白区にお住まいの方【電話】 214-8638【FAX】 214-8613

2 相続税の障害者控除

相続または遺贈により財産を取得した相続人に障害のある方がいるときは、相続税の算出の際、障害者控除が受けられます。

【控除額】 10万円(特別障害者である場合は20万円)×障害者が相続開始から85歳に達するまでの年数

【手続】 相続税申告書に障害者控除の金額を記載して提出

【問合せ先】 被相続人の住所地を所轄する税務署(P154参照)【FAX】711-5135(聴覚障害者用)

3 個人事業税の非課税 - 視力障害者の行う事業 -

重度の視力障害のある方が、あんま、マッサージまたは指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業を行う場合、個人事業税が課せられません。

【対象】 失明した方または両眼の視力(矯正視力)が0.06以下の視力障害のある方

【問合せ先】 所轄の県税事務所

窓口	電話番号	FAX
(青葉区の一部、宮城野区の一部、若林区) 仙台中央県税事務所 課税第一班	715-0621	215-1585
(青葉区の一部、宮城野区の一部、泉区) 仙台北県税事務所 課税第一班	275-9112	273-9929
(太白区) 仙台南県税事務所 課税第二班	248-2962	249-4098

4 贈与税の特例

国内に居住する特定障害者(特別障害者または特別障害者以外で精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあるなど、その他の精神に障害がある者として一定の要件に当てはまる人)が、特定障害者扶養信託契約に基づいて信託受益権を贈与により取得した場合には、信託財産の価額のうち6,000万円(特定障害者のうち特別障害者以外の者は3,000万円)までは、贈与税が非課税となります。

【手続】 信託の際に「障害者非課税信託申告書」を信託銀行等の営業所を経由して特定障害者の納税地の所轄の税務署あてに提出

【問合せ先】 特定障害者の納税地を所轄する税務署 (P154)

【FAX】 711-5135(聴覚障害者用)

※ 扶養信託契約については、各金融機関にお問い合わせください。

5 少額貯蓄の利子等の非課税

身体障害者手帳等の交付を受けている方が受け取る一定の預貯金等の利子等については、一定の手続を要件に非課税の適用を受けることができます。

≪非課税となる預貯金等と非課税貯蓄限度額≫

預貯金等の種類	非課税貯蓄限度額
預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託など(マル優)	350万円
国債および地方債(特別マル優)	350万円

【手続】 非課税貯蓄申告書、特別非課税貯蓄申告書を金融機関の営業所等を経由して所轄の税務署あてに提出

【問合せ先】 所轄の税務署(P154 参照)

【FAX】 711-5135(聴覚障害者用)

6 心身障害者扶養共済制度掛金の控除・給付金の非課税

心身障害者扶養共済制度加入者が支払う掛金は、所得税及び市民税・県民税の算出の際に全額所得控除(小規模企業共済等掛金控除)されます。また、この制度の給付金(脱退一時金を除く)には所得税及び市民税・県民税が課されません。

【手続】 毎年10月に交付される掛金払込証明書を給与所得者の保険料控除申告書または確定申告書、市民税・県民税申告書に添付して提出します。

【問合せ先】 ・給与所得者:お勤めの会社などの給与担当

・確定申告者:所轄の税務署(P154 参照)

・市民税・県民税:財政局市民税課

青葉・泉区にお住まいの方【電話】 214-8637 【FAX】 214-8613

宮城野・若林・太白区にお住まいの方【電話】 214-8638 【FAX】 214-8613

7

自動車税(環境性能割・種別割)、
軽自動車税(環境性能割・種別割)の減免

(1)自動車税(環境性能割・種別割)、軽自動車税(環境性能割)の減免

【対象】 4月1日時点で、次のいずれかに該当する方(以下、「障害のある方」といいます。)1人につき、自家用の自動車または軽自動車等(原動機付自転車、軽二輪車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車のことをいいます。)1台について税の減免を受けることができます。

① 身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方で、一定の等級に該当する方
(P86の表に記載)

② 療育手帳Aをお持ちの方

③ 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

※ 介護保険被保険者証のみをお持ちの方は該当しません。

【対象となる自動車・軽自動車等】

所有者(取得者)	運転者
障害のある方本人	障害のある方本人
障害のある方(※1)と生計を一にする家族の方	
障害のある方本人	障害のある方と生計を一にする家族の方(※2)
障害のある方(※1)と生計を一にする家族の方	
障害のある方のみで構成される世帯で生活する障害のある方	障害のある方を常時介護する方(※2)

※1:身体障害者(18歳未満に限る)・知的障害者・精神障害者が対象になります。

※2:専ら障害のある方の通学(通所)、通院または生業のために運転する場合に限ります。

【手続に必要なもの】

共通	① 減免申請書 ② 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳のいずれか原本 ③ 運転する方の運転免許証(原本または表裏両面が鮮明に写っている写し) ④ 自動車検査証(原本)または自動車検査証記録事項(書面)
運転者が「障害のある方と生計を一にする家族の方(同居)」の場合	上記①～④に加え、 ⑤ 生計を一にしていることを証明する書類(福祉事務所長または保健所長の証明書。仙台市にお住まいの方は各区役所・宮城総合支所障害高齢課で発行しますので、上記②～④の書類をお持ちください。)
運転者が「障害のある方と生計を一にする家族の方(別居)」の場合	上記①～④に加え、 ⑥ 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)・戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)・住民票謄本のいずれか(原本) ⑦ 生計を一にしていることを証する書類(健康保険証・源泉徴収票・確定申告書の控え等) ⑧ 申立書

運転者が「障害のある方を常時介護する方」の場合	前頁①～④に加え、 ⑨ 常時介護していることを証明する書類(福祉事務所長または保健所長の証明書。仙台市にお住まいの方は各区役所・宮城総合支所障害高齢課で発行しますので、前頁②～④の書類と「運行計画書」「通学先もしくは通院先等で発行する証明書」「誓約書」をお持ちください。詳しくは、事前に各区役所・宮城総合支所障害高齢課へお問い合わせください。)
-------------------------	---

【申請時期】

既に取得している自動車の自動車税(種別割)	納期限までに申請 ※ 年度途中で減免対象に該当することとなった場合や納期限を過ぎている場合は、申請の翌月から月割で減免となります。
新たに取得する自動車・軽自動車等の自動車税(環境性能割・種別割)・軽自動車税(環境性能割)	登録日に減免要件を満たしている場合は、自動車・軽自動車等を登録(取得)した日から30日以内に申請 ※ 申請時期は、新たに取得する自動車の状況や、すでに減免を受けている自動車の状況によって異なる場合がありますので、事前に所轄の県税事務所へお問い合わせください。

※ 自動車税(種別割)は、すでに減免を受けている車を買替えた場合などは改めて減免申請が必要となります。

【問 合 先】 所轄の県税事務所

窓口	電話番号	FAX
(青葉区の一部、宮城野区の一部、若林区) 仙台中央県税事務所 課税部課税第四班	715-0623	215-1585
(青葉区の一部、宮城野区の一部、泉区) 仙台北県税事務所 課税第二班	275-9116	273-9929
(太白区) 仙台南県税事務所 課税第一班	248-2961	249-4098

(2) 軽自動車税(種別割)の減免

【対 象】 4月1日時点で、次のいずれかに該当する方(以下、「障害のある方」といいます。)は、自家用の軽自動車等(原動機付自転車、軽二輪車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車のことをいいます。)について税の減免を受けることができます。ただし、自動車または軽自動車等が複数台ある場合は、障害のある方1人につき1台に限ります。

- ① 身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方で、一定の等級に該当する方(P92の表に記載)
- ② 療育手帳Aをお持ちの方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
- ※ 介護保険被保険者証のみをお持ちの方は該当しません。

【対象となる軽自動車等】

所有者	運転者
障害のある方本人	障害のある方本人
障害のある方(※1)と生計を一にする方	
障害のある方本人	障害のある方と生計を一にする方(※2)
障害のある方(※1)と生計を一にする方	
障害のある方のみで構成される世帯で生活する 障害のある方	障害のある方を常時介護する方(※2)

※1:自動車税(環境性能割・種別割)、軽自動車税(環境性能割)とは異なり、身体障害者手帳をお持ちの方に対する年齢要件はありません。

※2:専ら障害のある方の通学(通所)、通院または生業のために運転する場合に限りです。

※ また、構造上、身体障害者等が使用するために製造、改造された軽自動車等についても軽自動車税(種別割)が減免になる場合があります。必要書類等は市民税企画課諸税係にお問い合わせください。

【手続に必要なもの】

共通	① 減免申請書 ② 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(原本) ③ 運転する方の運転免許証 ④ 自動車検査証
所有者または運転者が「障害のある方と生計を一にする方(同居)」の場合	上記①～④ ※「生計を一にしていることを証明する書類」は、令和3年度から不要となりました。
所有者または運転者が「障害のある方と生計を一にする方(別居)」の場合	上記①～④に加え、生計を一にしていることを証する書類が必要となる場合があります。詳しくは市民税企画課諸税係にお問い合わせください。
運転者が「障害のある方を常時介護する方」の場合	上記①～④に加え、 ⑤ 常時介護していることを証明する書類(福祉事務所長または保健所長の証明書。仙台市にお住まいの方は各区役所・宮城総合支所障害高齢課で発行しますので、上記②～④の書類と「運行計画書」「通学先もしくは通院先等で発行する証明書」「誓約書」をお持ちください。詳しくは、事前に各区役所・宮城総合支所障害高齢課へお問い合わせください)

【申請時期】 納期限までに申請

※ 自動車税(種別割)と異なり、月割での減免はありません。

※ 軽自動車税(種別割)の減免については、毎年度申請が必要です。

【問 合 先】 財政局市民税企画課 諸税係 【電話】 214-8625 【FAX】 214-1119

【別表】 身体障害者手帳・戦傷病者手帳をお持ちの方で、自動車税(環境性能割・種別割)、軽自動車税(環境性能割・種別割)の減免の対象となる方

	身体障害者手帳をお持ちの方						戦傷病者手帳をお持ちの方										
	1	2	3	4	5	6	項症						款症				
	級	級	級	級	級	級	特	1	2	3	4	5	6	1	2	3	
視覚障害	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎						
聴覚障害		◎	◎				◎	◎	◎	◎	◎						
平衡機能障害			◎				◎	◎	◎	◎	◎						
音声・言語機能障害	※1		◎				◎	◎	◎								
	※2		○				○	○	○	喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る							
上肢不自由		◎	◎				◎	◎	◎	◎							
											※1						
											◎						
下肢不自由		◎	◎	◎	○	○	◎	◎	◎	◎							
											※1						
											◎						
体幹不自由		◎	◎	◎		○	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	◎	◎ 注1				注1:一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。										
	移動機能	◎	◎	◎ 注2	○	○	○	注2:一下肢のみに運動機能障害がある場合は本人自ら運転する場合に限る。									
心臓機能障害	◎		◎				◎	◎	◎	◎							
じん臓機能障害	◎		◎				◎	◎	◎	◎							
呼吸機能障害	◎		◎				◎	◎	◎	◎							
ぼうこうまたは直腸機能障害	◎		◎				◎	◎	◎	◎							
小腸機能障害	◎		◎				◎	◎	◎	◎							
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	◎	◎	◎														
肝臓機能障害	◎	◎	◎				◎	◎	◎	◎							

◎ 身体障害のある方、戦傷病者本人または「生計を一にする方」、「常時介護する方」が運転する場合に減免

○ 身体障害のある方、戦傷病者本人が運転する場合に減免

※1 自動車税(環境性能割・種別割)、軽自動車税(環境性能割) ※2 軽自動車税(種別割)

(注) 二つ以上の障害が重複する場合の障害の級については、身体障害者手帳に記載された総合の級により判定します。

公共料金等の免除・減免

1 ストマ装具・紙おむつ等使用者の家庭ごみ処理手数料の減免

申請により年度に1回、減免相当分として家庭ごみ指定袋(中サイズ)50枚を申請者の自宅にお送りします。

【対象】 重度障害者(児)日常生活用具給付事業においてストマ装具・紙おむつ等を受給している方

【手続】 ストマ装具・紙おむつ等給付決定通知に同封される申請書に必要事項を記入して提出してください。(申請書に記載の二次元コードから、電子申請サービスをご利用いただけます。)

【申請時期】 随時

【問合せ先】 環境局家庭ごみ減量課【電話】214-8226【FAX】214-8277

2 ニュー福祉定期貯金

障害基礎年金、遺族基礎年金などを受給している方や、ゆうちょ銀行所定の方がご利用いただけます。利率が優遇される預入期間1年の定期貯金です。

【適用金利】 預入期間1年の定期貯金の約定利率+ゆうちょ銀行所定の利率※

※ 最新の適用金利については、ゆうちょ銀行・郵便局の貯金窓口もしくは「ゆうちょ銀行 Web サイト」でご確認ください。

【要件】 貯金のご利用限度額内でお一人さま300万円まで。全国のゆうちょ銀行・郵便局の貯金窓口で利用できます。預入期間内に払い戻す場合には、預入期間内払戻利率を適用します。なお、障害のある方等は、他の金融機関での非課税扱いの預貯金と合わせて、350万円の範囲内で預入したものの利子を非課税とすることができ、「少額預金の利子所得の非課税制度(マル優)」をご利用いただけます。

対象となる主な年金・手当等

(1) 障害基礎年金、遺族基礎年金などの障害・遺族年金(国民・厚生・共済年金)

(2) 特別児童扶養手当

(3) 特別障害者手当

(4) 障害児福祉手当

(5) 普通扶助料

(注) 上記以外の対象となる年金・手当等については、ゆうちょ銀行・郵便局の貯金窓口へお問合せください。

【手続】 それぞれの年金、手当の証書等をゆうちょ銀行・郵便局の貯金窓口にて提示(非課税扱いとする場合は、あわせてマイナンバー確認書類(※1)を提示してください。)

(1) 「年金証書」

(2) (3) (4) 「手当証書」または「受給者証明書(※2)」

(5) 「恩給証書」

※1 マイナンバーカード／通知カード等。別にご住所・お名前・生年月日の記載のある証明書類をご提示いただく場合があります。

※2 お住まいの区の区役所・宮城総合支所障害高齢課窓口にて申請すると交付されます。

【問合せ先】 ゆうちょ銀行・郵便局の貯金窓口

3 NHK放送受信料の免除

【全額免除】次の方は放送受信料が全額免除になります。

- (1) 生活保護法に規定する公的扶助を受けている場合
- (2) 障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
- (3) 社会福祉法に規定する社会福祉事業を行う施設または事業所に入所されている場合
- (4) 年間収入が一定額以下等の別住居の学生

【半額免除】次の方は放送受信料が半額免除になります。

- (1) 視覚障害または聴覚障害により障害者手帳をお持ちの方が世帯主で受信契約者の場合
- (2) 次のいずれかの障害者手帳をお持ちの方が世帯主で受信契約者の場合
 - ・身体障害 身体障害者手帳 1 級または 2 級
 - ・知的障害 療育手帳A
 - ・精神障害 精神障害者手帳 1 級
- (3) 戦傷病者手帳をお持ちの方で、障害の程度が、特別項症から第一款症に相当する方が世帯主で受信契約者の場合

【手 続】

<区役所の窓口を利用する場合>

お住まいの区の区役所・宮城総合支所障害高齢課の窓口にある放送受信料免除申請書に、免除の対象世帯であることの証明を受け、NHKに提出(郵送)してください。

<区役所等の窓口を利用しない場合>

①免除申請書の記入

障害者手帳をお持ちで、放送受信料免除基準に該当される場合は、お住いの区の窓口で証明を受けなくても、放送受信料免除申請書と免除基準に該当することを証明する書類をNHKに直接郵送することでお手続きが可能です。

NHKのホームページ「受信料の窓口」のお申込みフォームに氏名・住所等を入力し、免除申請書と専用の返信用封筒をお取り寄せしてください。

※ ホームページ上の流れ

「受信料の窓口」→「受信料免除の対象となる方」→「申請書による受信料免除手続方法へ」→

「※NHKへ郵送で申請される場合は、申請書をお送りいたします。[こちら](#)からお申し込みください」

→「[こちら](#)をクリック」→「放送受信料免除申請書の郵送申し込みのお手続き」

②各種証明書類の準備

証明に必要な書類は、該当する免除基準によって異なり、以下のすべての書類が必要です。

免除基準	必要書類
全額免除	住民票(世帯全員用)、市町村民税非課税証明書等(世帯全員分)、障害者手帳の写しまたは手帳所持証明書
半額免除	住民票(世帯全員用など、世帯主がわかるもの)、障害者手帳の写しまたは手帳所持証明書

③郵送申請

申請書に必要な事項を記入し、各種証明書類とあわせて、NHKに郵送してください。

④免除受理通知

NHKは郵送された免除申請書等の内容を確認し、免除基準に該当する場合は、免除申請者へ免除

受理通知書を送付します。免除基準の該当性が確認できない場合は、その旨をお知らせします。

【問 合 先】NHKふれあいセンター(ナビダイヤル) 0570-077-077

【受付時間】9:00~18:00(土日祝日も受付)

お客様のお使いの電話から上記のナビダイヤルにつながらない場合は
050-3786-5003

【受付時間】9:00~18:00(土日祝日も受付)

4 NTT電話番号案内

(1) ふれあい案内(無料番号案内)

視覚・聴覚・上肢などの不自由な方、知的障がい、精神障がいのある方を対象に無料で電話番号をご案内します。(ご利用には事前に登録が必要です)

【対 象】

(1) 身体障害者手帳をお持ちで、次のいずれかの障がいのある方

- ① 視覚障がい 1級から6級
- ② 肢体不自由(上肢、体幹、乳幼児期前の非進行性の脳病変による運動機能障がい)1級または2級
- ③ 聴覚障がい 2級、3級、4級、6級(1級、5級はなし)
- ④ 音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい 3級、4級(1級、2級はなし)

(2) 戦傷病者手帳をお持ちで、次のいずれかの障がいのある方

- ① 視覚障がい 特別項症から第6項症
- ② 肢体不自由(上肢) 特別項症から第2項症
- ③ 聴覚障がい 第2項症、第4項症
- ④ 音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい 第1項症、第2項症、第4項症

(3) 療育手帳をお持ちの方

(4) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

【問 合 先】【電 話】フリーダイヤル 0120-104174(全国共通)

【FAX】フリーダイヤル 0120-104134(全国共通)

【FAXによるお問合せの注意事項】

お問い合わせ内容・お客様のお名前・折り返しのファクス番号をお手持ちの用紙に記載して送信してください。お申込書、障害者手帳等は送付いたいただいても受付られません。誤って送付された場合は破棄させていただきます。

返信はFAXで行いますので、FAXを受信できる方のみのお問合せとさせていただきます。お客様が送信してから、3営業日以上折り返しが無い場合は通信機器のトラブル等が考えられますので再度送信をお願いします。050から始まる電話番号、ならびに携帯電話、衛星電話、公衆電話からのFAX送付は受け付けておりません。なお、申込書は郵送でお送りします。

【受付時間】平日 午前9時~午後5時 ※ 土曜・日曜・祝日及び年末年始(12/29~1/3)を除く

(2) NTTファクス 104(FAXによる番号案内)

お客様のお名前、ファクス番号とお問い合わせ先の情報(名前<フリガナ>・住所<フリガナ>・業種など)を記入して、ファクスで番号案内をお申込みいただけます。折り返し、お問い合わせた電話番号がNTT電話番号案内からファクスで電話番号をご案内します。1回に15件までお問い合わせできます。

【対 象】耳や言葉が不自由なため電話で104番へのお問い合わせが困難な方

【料 金】 104 の番号案内料と同じ

通話料無料(コンビニエンスストアなどに設置されているファクスを利用する場合は、別途ファクスの使用料が必要な場合があります。)

【申 込】 フリーダイヤル 0120-000104(FAX)(全国共通) (24 時間受付 年中無休)

【問 合 先】 フリーダイヤル 0120-104140(全国共通) (24 時間受付 年中無休)

【そ の 他】 2026 年 3 月 31 日をもってサービス提供終了いたします。

サービス提供終了後もふれあい案内にご登録の方は FAX によるご案内が可能です。

5 NTTファクス115(FAXによる電報受付)

電報をファクスでお申込みできるサービスです。お手元の用紙にお客様の名前とファクス番号、電報発信ご希望の旨を記入(用紙の大きさや書き方は自由です)して、電報申込番号宛にファクスで送っていただくと、折り返し指定の電報申込用紙・ご利用方法の案内書などをファクスにてお送りいたします。

※ あらかじめ電報料金ご請求先の電話番号(注 1)を確認させていただきます。

【対 象】 聴覚障がい、音声・言語機能障がいなどのため電話の使用が困難な方

【料 金】 電報の種類や文字数により所定の料金が必要です。なお、料金については申込後に受付手続きが完了次第、電報料金通知書をファクスで送付いたします。通話料無料(コンビニエンスストアなどに設置されているファクスを利用する場合は、別途ファクスの使用料が必要な場合があります。)

【電報申込番号】 フリーダイヤル 0120-789379(FAX) (全国共通)8:00~19:00

インターネット受付(D-MAIL)(24 時間お申込み可能)

パソコン <https://www.ntt-east.co.jp/dmail/>

スマートフォン <https://www.ntt-east.co.jp/dmail/s/>

※ インターネットでのお申込みで電話番号へのご請求をご希望の場合は、事前の会員登録(注 2)が必要です。

(注 1) NTT 東日本回線に限ります。

(注 2) 会員登録完了には 5 営業日ほどかかり、NTT 東日本回線に限ります。

6 NTTふれあいファクス

電話の移転、ご注文、故障などのご相談をはじめ、サービスのお問い合わせなど、NTT東日本へのご相談をファクスでお申込みできるサービスです。

【対 象】 聴覚障がい、音声、言語機能障がいなどのために電話の使用が困難な方

【料 金】 通話料無料(コンビニエンスストア等に設置されているファクスを利用する場合は、別途ファクスの使用料が必要な場合があります。)

【利用手順】 名前、返信先ファクス番号、ご相談内容を記入し、ふれあいファクス番号に送信ください。(用紙や書式は自由)

注文・故障の問合せ先 フリーダイヤル 0120-700133(FAX)

受付時間 24 時間(年末年始を除く)

※ お客様へのご回答(ご連絡)につきましては、順次対応させていただいておりますが、内容等によりお時間を頂戴する場合がございますのでご了承ください。

7 携帯電話の障害者割引サービス

会社名	NTTドコモ	Softbank(ソフトバンク)	au(エーユー)
サービスの名称	ハートィ割引	ハートフレンド割引	スマイルハート割引
内容	携帯電話の基本使用料金等のサービスが割引になります。(サービス内容については各社によって違いがあり、併用できないサービス等もありますので、詳しくは問合せ先、ホームページにてご確認ください。)		
対象	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証、特定疾患登録者証、特定医療費(指定難病)受給者証のいずれかの交付を受けている方 ※ 携帯電話会社により、他にも割引が受けられる場合があります。詳しくは問合せ先、ホームページにてご確認ください。		
申込	ドコモショップ等	ソフトバンクショップ等	auショップ等
	※ 申し込みの際は、手帳(原本)等必要なものがありますので、事前に問合せ先にてご確認ください。		
問合せ先 (無料)	ドコモの携帯からは局番なしの151	ソフトバンクの携帯電話からは局番なしの157	auの携帯電話からは局番なしの157
	一般電話等からは0120-800-000	一般電話等からは0800-919-0157	一般電話等からは0077-7-111
ホームページ	https://www.nttdocomo.co.jp/	https://www.softbank.jp/	https://www.au.com/

8 青い鳥郵便葉書の配付

希望される方に、青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に通常郵便葉書(無地、インクジェット紙またはくぼみ入り等)一種類、20枚を入れて無償で配付します。※ 配布にあたっては受付期間等の定めがあります。

【対象】 ① 重度の身体障害のある方(1級または2級の方)

② 重度の知的障害のある方(療育手帳に「A」(または1度、2度)と表記されている方)

【問合せ先】 各郵便局

※ 上記内容は2024年度のものとなります。2025年度の内容につきましては3月頃に決定し周知されますので、日本郵便ホームページをご確認ください。

9 低廉な郵便サービス

郵便物の種類		大きさ・重量・料金	対象となるもの
第四種郵便物(開封)	点字郵便物	大きさ:長さ=60cm 以内 長さ+幅+厚さ=90cm 以内	点字のみを掲げたものを内容とするもの
	特定録音物等郵便物	重量:3kg 以内 料金:無料	盲人用の録音物または点字用紙を内容とする郵便物で、日本郵便株式会社が指定する施設からの差し出しまたは受け取りとなるもの
心身障がい者団体の発行する定期刊行物を内容として発行人から差し出される低料第三種郵便物(開封)	毎月3回以上発行する新聞紙	大きさ:長さ=60cm 以内 長さ+幅+厚さ=90cm 以内 重量:1kg 以内 料金:8円(50g以内の場合) (50gまたはその端数ごとに3円増)	申請を行い、各種条件を満たし、承認を受けたもの
	その他	大きさ:長さ=60cm 以内 長さ+幅+厚さ=90cm 以内 重量:1kg 以内 料金:15円(50g以内の場合) (50gまたはその端数ごとに5円増)	
点字ゆうパック		大きさ:長さ+幅+厚さ=170cm 以内 重量:30kg 以内 運賃:【別表1】	点字のみを掲げたものを内容とするもの
聴覚障がい者用ゆうパック		大きさ:長さ+幅+厚さ=170cm 以内 重量:30kg 以内 運賃:【別表1】	聴覚障がい者用のビデオテープその他の録画物を内容とし、聴覚障がい者と、日本郵便株式会社が指定する施設との間で発受されるもの
心身障がい者用ゆうメール		大きさ:長さ+幅+厚さ=170cm 以内 重量:3kg 以内 運賃:【別表2】	身体に重度の障がいのある方または知的障がいの程度が重い方と図書館法に規定する図書館との間で発受されるもの

【別表1】

サイズ	60	80	100	120	140	160	170
運賃額	100円	210円	320円	420円	520円	630円	730円

【別表2】

重量	150gまで	250gまで	500gまで	1kgまで	2kgまで	3kgまで
運賃額	92円	110円	150円	180円	230円	310円

【問 合 先】 各郵便局

10 市営施設利用料金の減免

- 【対象者】 ① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
 ② 身体障害者手帳 1 級または 2 級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に付き添う満 18 歳以上の介護人 1 名(介護人の年齢制限を設けていない施設もあります。詳しくは各施設にお問い合わせください。)
- ※ スポーツ施設は原則、個人使用に限ります(シルバーセンター及び健康増進センターについては、備考欄の対象者)。団体使用・専用使用については各施設にご相談ください。
- ※ 利用する施設によって対象となる方が異なる場合があります。詳しくは各施設にお問い合わせください。
- ※ 障害者手帳アプリ「ミライロ ID」のご提示でも利用が可能です。

区分	施設名	減免内容	備考	電話番号 (FAX 番号)
文化施設	天文台	無料	特別展は半額	391-1300 (391-1301)
	仙台市科学館	無料	特別展は半額	276-2201 (276-2204)
	博物館	無料	特別展は半額(当日券のみ。減免内容は変更になる場合があります。)	225-3074 (225-2558)
	歴史民俗資料館	無料	イベント時参加費の実費負担がある場合あり	295-3956
	富沢遺跡保存館	無料	イベント時参加費の実費負担がある場合あり	246-9153
	縄文の森広場	無料	入場料以外は実費負担	307-5665
	戦災復興記念館資料展示室	無料		263-6931
	野草園	無料		222-2324 (222-9155)
	八木山動物公園フジサキの杜	無料	入場料以外は実費負担	229-0631 (229-8419)
	仙台文学館	無料	特別展は半額	271-3020 (271-3044)
	秋保大滝植物園	無料		399-2761 (797-2645)

区分	施設名	減免内容	備考	電話番号 (FAX 番号)
スポーツ施設	カメイアリーナ仙台 (仙台市体育館) ※ 令和 7 年 5 月から令和 9 年 3 月中旬(予定)まで改修工事のため休館	無料	第一競技場、第二競技場、軽運動場、温水プール、トレーニング室、体力測定室	244-1111 (244-1115)
	若林体育館	無料	競技場、小体育室、トレーニング室	236-0011 (236-0012)
	本山製作所青葉アリーナ (青葉体育館)	無料	競技場、トレーニング室	717-1191 (717-1533)
	本山製作所仙台市武道館 (仙台市武道館)	無料	柔道場、剣道場、弓道場	717-1191 (717-1533)
	仙台環境開発スポーツパーク宮城広瀬 (宮城広瀬総合運動場)	無料	競技場、温水プール、庭球場(3面)	392-5340 (392-1731)
	秋保体育館	無料	競技場	399-2757 (399-2793)
	泉総合運動場	無料	競技場、トレーニング室、武道館、弓道場、庭球場(18面)	372-1019 (372-0151)
	泉海洋センター	無料	競技場	373-9561 (373-9562)
	屋内グラウンド (シェルコムせんだい)	無料	競技場	218-5656 (776-1090)
	新田東総合運動場 (元気フィールド仙台)	無料	第一競技場、第二競技場、サウンドテーブルテニス室、アーチェリー場、ボルダリング室、スケートボードパーク、温水プール、トレーニング室	231-1221 (231-1230)
	出花体育館	無料	競技場	786-3446 (786-3447)
	弘進ゴムアスリートパーク仙台 (仙台市陸上競技場) ※令和 7 年 12 月から令和 9 年 10 月中旬(予定)まで改修工事のため休館(令和 8 年 4 月中旬以降はトラックのみ使用可)	無料	競技場	256-2488 (299-3895)
	根白石温水プール	無料	温水プール、トレーニング室	376-5124 (376-5109)

区分	施設名	減免内容	備考	電話番号 (FAX 番号)
スポーツ施設	今泉運動場	無料	温水プール、庭球場(7面)	289-4235 (289-4786)
	TAC 葛岡ウォーターパーク (葛岡温水プール)	無料	温水プール	277-8598 (277-8659)
	中田温水プール	無料	温水プール、トレーニング室	306-5971 (306-5972)
	TAC 鶴ヶ谷ウォーターパーク (鶴ヶ谷温水プール)	無料	温水プール	252-1186 (252-1189)
	TAC 水の森ウォーターパーク (水の森温水プール)	無料	温水プール	277-2713 (277-2883)
	七北田公園体育館	無料	競技場、トレーニング室	375-9914 (375-9913)
	海岸公園パークゴルフ場	無料	パークゴルフ場	288-0390 (288-0390)
	海岸公園馬術場	無料	馬術馬場・練習馬場 (自己所有馬をお持ちの方)	349-5038 (349-5248)
	青葉山公園庭球場	無料	庭球場(22面)	263-7486 (263-7486)
	桜ヶ丘公園庭球場	無料	庭球場(4面)	263-7486 (263-7486)
	評定河原公園庭球場	無料	庭球場(4面)	263-7486 (263-7486)
	海岸公園庭球場	無料	庭球場(10面)	254-5700 (254-5700)
	高砂中央公園庭球場	無料	庭球場(8面)	781-9331 (781-9332)
	卸町東二丁目公園庭球場	無料	庭球場(4面)	236-1919 (236-1919)
	湯元公園庭球場	無料	庭球場(3面)	398-2578 (398-4110)
	中田中央公園庭球場	無料	庭球場(4面)	398-2578 (398-4110)
	向陽台五丁目緑地庭球場	無料	庭球場(1面)	375-4704 (375-4704)
	住吉台西四丁目公園庭球場	無料	庭球場(2面)	375-4704 (375-4704)
	寺岡中央公園庭球場	無料	庭球場(2面)	375-4704 (375-4704)

区分	施設名	減免内容	備考	電話番号 (FAX 番号)
スポーツ施設	長命ヶ丘公園庭球場	無料	庭球場(3面)	375-4704 (375-4704)
	松陵公園庭球場	無料	庭球場(2面)	375-4704 (375-4704)
	七北田公園庭球場	無料	庭球場(8面)、壁打ちコート	375-4704 (375-4704)
	将監公園庭球場	無料	庭球場(2面)	375-4704 (375-4704)
	虹の丘公園庭球場	無料	庭球場(2面)	375-4704 (375-4704)
	高砂庭球場	無料	庭球場(2面)	786-3446 (786-3447)
	川内庭球場	無料	庭球場(10面)	216-3861 (216-3863)
	茂庭庭球場	無料	庭球場(4面)	398-2578 (398-4110)
	シルバーセンター ※ 令和6年4月から令和8年3月未(予定)まで改修工事のため休館	無料	プール、浴室、サウナ 対象:身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方とその付添人	215-3191
	健康増進センター	無料	施設利用、健康度測定、教室等トレーニングエリア、支援プラン作成、運動指導等、全てのサービス(利用日についてはお問合せ願います) 対象:身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方とその付添人(ただし身体障害者の付添は重度身体障害者の付添に限る)	374-6661

レクリエーション・スポーツ・イベント

レクリエーション

1 各種レクリエーション

(1) 身体障害のある方のレクリエーション

身体障害のある方を対象にした各種レクリエーションを行っています。

○俳句教室など

【問 合 先】 仙台市障害者福祉協会【電話】 266-0294【FAX】 266-0292

(2) 知的障害のある方のレクリエーション

知的障害のある方を対象にした各種レクリエーションを行っています。

○料理、スポーツ、絵画等の創作、合気道、音楽教室など

【問 合 先】 仙台市知的障害者関係団体連絡協議会【電話】 211-5030【FAX】 211-7071

(3) 精神障害のある方のレクリエーション

精神障害のある方を対象にしたレクリエーションを行っています。

○健康教室など

【問 合 先】 仙台市精神保健福祉団体連絡協議会【電話】 224-9390【FAX】 224-9390

(4) 障害のある方のレクリエーション

障害のある方(身体、知的、精神)を対象にしたレクリエーションを行っています。

○写真教室、スケッチ教室など

【問 合 先】 仙台市障害者福祉協会【電話】 266-0294【FAX】 266-0292

スポーツ

1 身体障害者家族ぐるみ運動会

身体障害のある方とご家族を対象に、運動を通して相互の交流と健康増進を図ります。

【問 合 先】 仙台市障害者福祉協会【電話】 266-0294【FAX】 266-0292

2 仙精連大運動会

精神障害のある方を対象に日頃の運動不足を解消でき、参加者全員が楽しめる競技を用意しています。

【問 合 先】 仙台市精神保健福祉団体連絡協議会【電話】 224-9390【FAX】 224-9390

3 障害者スポーツ教室

障害のある方を対象に各種のスポーツ教室を開催しています。

【問 合 先】 仙台市障害者スポーツ協会【電話】 236-8690【FAX】 236-8691

4 仙台市障害者スポーツ大会

障害のある方(身体障害、知的障害、精神障害)を対象に、陸上競技、卓球、水泳、ボッチャなどの個人競技のほか、サッカー、フットソフトボール、バレーボールなどの団体競技の各種大会を開催しています。

【問 合 先】 仙台市障害者スポーツ協会【電話】 236-8690【FAX】 236-8691

5 全国障害者スポーツ大会選手団派遣

毎年10月に開催される「全国障害者スポーツ大会」に仙台市選手団を派遣します。

【問合先】

仙台市障害者スポーツ協会【電話】236-8690【FAX】236-8691

6 ウェルフェアスポーツ

障害のある方もない方も関係なく、どなたでもご参加いただけるスポーツ交流イベントです。パラリンピック種目などを体験いただけます。

○ボッチャ、車いすテニス、卓球、バドミントン、フライングディスク、車いすバスケットなど

【問合先】仙台市障害者スポーツ協会【電話】236-8690【FAX】236-8691

イベント

1 福祉まつり ウェルフェア

障害のある方の社会参加と芸術文化活動の推進を図るとともに、障害者福祉について広く市民の方に理解いただくため、障害のある方もない方も一緒に楽しめるイベントを開催します。

① 屋外開催

障害者グループなどによるステージ発表のほか、障害のある方の絵画・写真などの作品展、障害者施設で製作しているふれあい製品の展示・販売、障害者スポーツ体験など、様々な催し物を行います。

② 屋内開催(障害者週間記念式典)

12月3日(国際障害者デー)から12月9日までの「障害者週間」を記念して「心の輪を広げる体験作文・障害者週間のポスターコンクール」「障害のある方による書道・写真・絵画コンテスト」の入賞者表彰等を行います。

【問合先】仙台市障害者福祉協会【電話】266-0294【FAX】266-0292

2 心の輪を広げる体験作文・障害者週間のポスターコンクール

障害の有無に関わらず、誰もが共に生きる社会づくりの一環として、広く市民の方から作文とポスターを募集します。各部門最優秀作品は、内閣府が実施する全国コンクールに推薦します。

【作品募集】市政だよりなどで募集します。

【問合先】仙台市障害者福祉協会【電話】266-0294【FAX】266-0292

3 障害のある方による書道・写真・絵画コンテスト

仙台市内にお住まいの障害のある方を対象としたコンテストです。書道・写真の部の優秀作品は、全国コンテストに推薦することがあります。

【作品募集】市政だよりなどで募集します。

【問合先】仙台市障害者福祉協会【電話】266-0294【FAX】266-0292

4 障害者親善国際交流

障害のある方が国際社会の一員として、海外の実情を知り、国際的な視野に立って活動できるように福祉やスポーツを通じた国際交流を行っています。

【問合先】仙台市障害者福祉協会【電話】266-0294【FAX】266-0292

5 もりのみやこのふれあいコンサート

障害のある方やその付き添いの方を対象に、仙台フィルハーモニー管弦楽団による本格的なオーケストラのコンサートを開催します。

【問 合 先】 文化観光局文化振興課 【電話】 214-6137 【FAX】 213-3225
健康福祉局障害企画課 【電話】 214-8151 【FAX】 223-3573

6 リラックス・パフォーマンス

小さなお子さまも障害のある方も一緒に音楽鑑賞体験ができるコンサートを開催します。

【問 合 先】 文化観光局文化振興課 【電話】214-6137 【FAX】213-3225
仙台市市民文化事業団 【電話】301-7405 【FAX】727-1874

施設

1 児童福祉法関連のサービス利用の流れ・提供施設

児童福祉法関連のサービス・施設の利用を希望する方は、サービス毎に下記の窓口で相談・利用手続きを行います。申請の後、支給決定され利用開始となります。

(1) 障害児入所施設

福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。

【利用手続】 ①青葉区・宮城野区・泉区にお住まいの方：北部発達相談支援センター(P14)にご相談ください。
②若林区・太白区にお住まいの方：南部発達相談支援センター(P14)にご相談ください。

① 福祉型障害児入所施設

18歳未満の知的障害のある児童が入所し、独立自活に必要な知識や技能を習得するための指導や援助を受けることを目的とする施設です。

【実施施設】

施設名	経営(設置)主体	定員	郵便番号	所在地	電話番号	FAX	設置年月日
宮城県啓佑学園	(社福)宮城県社会福祉協議会(宮城県)	60	981-3213	泉区南中山5-2-1	379-5001	379-5010	H5.10.1

② 医療型障害児入所施設

ア 主に肢体不自由児を対象とする施設

18歳未満の肢体不自由のある児童が入所して治療を受けるとともに、独立自活に必要な知識・技能を習得するための指導や援助を受けることを目的とする施設です。

【実施施設】

施設名	経営(設置)主体	定員	郵便番号	所在地	電話番号	FAX	設置年月日
宮城県立拓桃園	地方独立行政法人宮城県立こども病院	81	989-3126	青葉区落合4-3-17	391-5111	391-5118	H28.3.1

※重症心身障害児、自閉症児の受入れも行っています。

イ 主に重症心身障害児を対象とする施設

重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している児童(者)が入所して、必要な治療や日常生活の指導を受けることを目的とする施設です。

【実施施設】

施設名	経営(設置)主体	定員	郵便番号	所在地	電話番号	FAX	設置年月日
仙台エコー医療療育センター	(社福)陽光福祉会	110	989-3212	青葉区芋沢字横前1-1	394-7711	394-7714	H5.4.1

※通所サービスについては、同敷地内の施設「みつばち」で放課後等デイサービスと生活介護を提供しています。

③ 指定発達支援医療機関

重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している児童(者)が入所して、必要な治療や日常生活の指導を受けることを目的とする施設です。

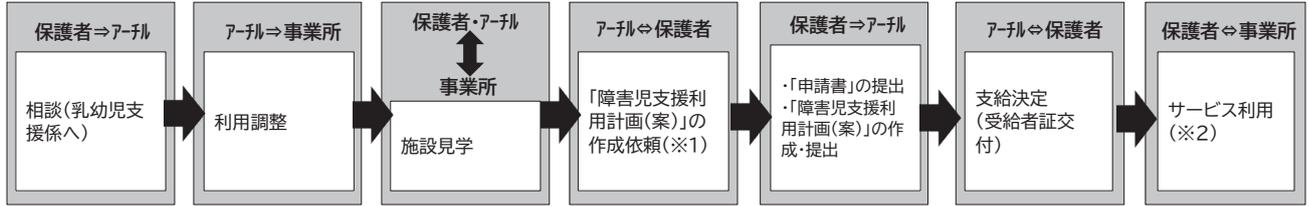
【実施施設】

施設名	経営(設置)主体	定員	郵便番号	所在地	電話番号	FAX	設置年月日
独立行政法人国立病院機構 仙台西多賀病院	独立行政法人国立病院機構	240	982-8555	太白区鉤取本町2-11-11	245-2111	243-2530	S47.4.1

(2) 児童発達支援センター

就学前の発達に心配のある児童等が通園して、発達の援助、生活指導等を受けるとともに、保護者への療育相談を行う施設です。また、地域相談員による保護者への療育相談や保育所・幼稚園等への訪問支援等も行っています。

【利用手続】 ①青葉区・宮城野区・泉区にお住まいの方：北部発達相談支援センター(P14)にご相談ください。
 (主な流れ) ②若林区・太白区にお住まいの方：南部発達相談支援センター(P14)にご相談ください。



(※1) 障害児支援利用計画(案)は、指定相談支援事業所(P135)の相談支援専門員が作成します。

なお、障害児支援利用計画に代えて、ご本人等が作成するセルフプランを提出することもできます。

(※2) 支給決定後、サービス担当者会議や障害児支援利用計画の作成を経て、利用を開始します。

なお、事業所との利用契約、事業所の個別支援計画の作成が必要です。

【実施施設】

施設名	経営(設置)主体	定員	郵便番号	所在地	電話番号	FAX	設置年月日
仙台市なかよし学園	(社福)なのはな会(仙台市)	30	983-0824	宮城野区鶴ヶ谷5-22-1	252-4222	251-8916	S34.8.1
仙台市立町たんぼぼホーム	(社福)仙台はげみの会(仙台市)	20	980-0822	青葉区立町18-3	266-8810	266-0521	S47.10.1
仙台市サンホーム	(NPO)グループゆう(仙台市)	30	981-3132	泉区将監8-9-1	373-1306	703-1255	S50.4.10
仙台市大野田たんぼぼホーム	(社福)仙台はげみの会(仙台市)	30	982-0014	太白区大野田5-23-4	246-2956	395-8861	S52.10.1
仙台市あおぞらホーム	(社福)なのはな会(仙台市)	20	983-0824	宮城野区鶴ヶ谷5-22-1	252-4220	251-8916	S53.4.1
なのはな園	(社福)なのはな会	30	982-0003	太白区郡山6-7-1	246-7810	246-7818	H3.4.1
仙台市上飯田たんぼぼホーム	(社福)仙台はげみの会(仙台市)	20	984-0838	若林区上飯田3-27-23	289-6835	289-6835	H6.4.1
仙台市なのはなホーム	(社福)なのはな会(仙台市)	30	981-0902	青葉区北根4-10-10	275-3878	275-3885	H14.4.1
仙台市西花苑たんぼぼホーム	(社福)仙台はげみの会(仙台市)	20	989-3162	青葉区西花苑2-10-1	302-2180	302-2180	H14.4.1
仙台市袋原たんぼぼホーム	(社福)仙台はげみの会(仙台市)	30	981-1102	太白区袋原4-32-7	393-9085	242-8980	H23.12.1
仙台市田子西たんぼぼホーム	(社福)仙台はげみの会(仙台市)	30	983-0026	宮城野区田子西1-11-3	258-8825	258-8825	H26.3.1

(3) 児童発達支援事業所(児童発達支援センターを除く)・放課後等デイサービス事業所

【児童発達支援】

障害のある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を提供する事業所です。

【放課後等デイサービス】

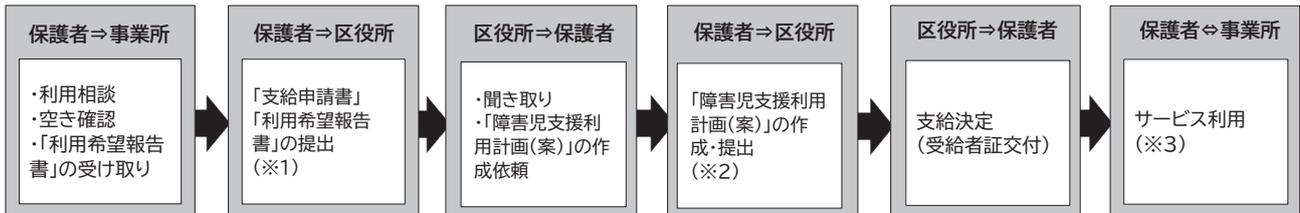
学校に就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する事業所です。

- ・「主として重心児を受入れ」欄に(○)がある事業所:主として重症心身障害児を受け入れている事業所です。
※(○)がない事業所でも受入れている場合がありますので、各事業所にご相談ください。
- ・「送迎」欄に(○)がある事業所:学校から事業所、事業所と家庭間等の送迎を実施しています。

【利用手続】(主な流れ)

【児童発達支援】前掲の【児童発達支援センター】と同一です。

【放課後等デイサービス】



(※1) お住まいの区の区役所・宮城総合支所の障害高齢課・秋保総合支所の保健福祉課(P13)にご相談ください。

(※2) 障害児支援利用計画(案)は、指定相談支援事業所(P135)の相談支援専門員が作成します。

なお、障害児支援利用計画に代えて、ご本人等が作成するセルフプランを提出することもできます。

(※3) 支給決定後、サービス担当者会議や障害児支援利用計画の作成を経て、利用を開始します。

なお、事業所との利用契約、事業所の個別支援計画の作成が必要です。

【実施事業所】

※ 送迎可能な地域範囲等は事業所ごとに異なりますので、各事業所にお問い合わせください。

※ 事業: 児発 = 児童発達支援、放デイ = 放課後等デイサービス、共生型 = 共生型障害児通所支援事業

(共生型: 介護保険法によりサービスの指定を受けた事業者が、基準の特例により障害児通所支援事業者の指定を受けたもの)

(青葉区)

事業所名	経営(設置)主体	定員	所在地	電話番号(FAX)	事業	主として重症心身障害児を受入れ	送迎	設置年月日
ばるけ中山	(NPO)アフタースクールばるけ	10	〒981-0952 青葉区中山4-1-32	725-6685 (725-6676)	放デイ		○	H17.4.1
せんだんの杜 社の子ハウス	(社福)東北福祉会	10	〒989-3201 青葉区国見ヶ丘1-6-16	303-5170 (303-5178)	放デイ		○	H17.4.1
せんだんの杜 遊杜家	(社福)東北福祉会	10	〒989-3201 青葉区国見ヶ丘6-149-1	279-2750 (279-2751)	放デイ		○	H17.10.1
おり〜ぶ五橋	(社福)仙台市手をつなぐ育成会	10	〒980-0022 青葉区五橋2-12-2	211-5030 (211-7071)	児発 放デイ		○	H18.7.1
放課後ひろば じゃんぱ	(有)ひだまり介護	10	〒982-0261 青葉区折立6-9-19	302-1082 (302-1083)	放デイ		○	H18.7.19
ぬくもりすべいす 「虹っ子」	(NPO)みやぎ発達障害サポートネット	10	〒981-0904 青葉区旭ヶ丘3-20-16	341-0885 (341-0895)	児発		○	H20.3.1
ぱーとなーくらぶ	(社福)幸生会	10	〒989-3122 青葉区栗生2-10-10	070-5598-9801 (391-6725)	放デイ		○	H22.10.1
And You スポーツパーク	(一社)悠優会	10	〒981-0923 青葉区東勝山3-7-38	344-8465 (343-6117)	放デイ		○	H25.1.1
チャレンジアカデミー 台原	(株)秀賀会	10	〒981-0911 青葉区台原1-7-40-1F	070-6998-6427 (774-2796)	放デイ		○	H25.2.1
YMCAみらい	(NPO)仙台YMCAファミリーセンター	10	〒980-0822 青葉区立町9-7	222-7645 (222-4651)	放デイ		○	H25.5.1
And You クッキングハウス	(一社)悠優会	10	〒981-0923 青葉区東勝山3-32-10	344-8465 (343-6117)	放デイ		○	H25.9.1

(青葉区)つづき

事業所名	経営(設置)主体	定員	所在地	電話番号 (FAX)	事業	主として 重症心身 障害児を 受入れ	送迎	設置 年月日
チャレンジアカデミー 北四番丁	(株)秀賀会	10	〒980-0802 青葉区二日町13-26 ネオハイツ勾当台201	070-5372-0643 (774-2796)	放デイ		○	H26.4.1
放課後等デイサービス 「kibidango」	(株)kibidango	40	〒989-3205 青葉区吉成1-24-3	090-2955-7871 (725-7030)	放デイ		○	H27.7.1
放課後等デイサービス NICO小松島	(株)ベレーロ	10	〒981-0905 青葉区小松島2-6-27	342-1480 (342-1481)	放デイ		○	H27.8.1
ぶりずむ	(株)満天の星	10	〒989-3216 青葉区高野原4-13-30	796-8172 (796-8173)	放デイ		○	H28.2.1
YMCAきぼう	(NPO)仙台 YMCAファミリーセ ンター	10	〒980-0822 青葉区立町9-10 桜ヶ岡ハイツ102	090-6853-7808 (222-4651)	放デイ		○	H28.4.1
せんだんの杜 国見ヶ丘の家	(社福)東北福祉会	10	〒989-3201 青葉区国見ヶ丘7-123-28	208-5960 (208-5959)	放デイ		○	H29.2.1
カラット国見	ドリームクライム (株)	10	〒981-0943 青葉区国見1-6-48 国見パーソナルメインビル1F	341-7895 (341-7988)	児発 放デイ		○	H29.3.1
放課後等デイサービス ひなぎく	(NPO)彩り	10	〒981-0952 青葉区中山2-7-8	341-1830 (341-1832)	放デイ		○	H29.7.1
Rickeyアカデミー 仙台青葉通	(株)ミツイ	10	〒980-0021 青葉区中央2-2-10 仙都会館ビル7F	398-3931 (398-3932)	放デイ			H30.2.1
ぼらりす	(株)満天の星	10	〒989-3211 青葉区赤坂1-11-9	724-7656 (724-7657)	放デイ		○	H30.4.1
オルタナプレイス八幡	(株)オルタナウェイ ズ	10	〒980-0871 青葉区八幡4-1-6	343-9222	放デイ		○	H30.5.1
ハビー仙台教室	ウェルビー(株)	10	〒980-0803 青葉区国分町3-9-1 庄子ビル3F	796-6592 (796-6593)	児発 放デイ			R2.2.1 R3.1.1
チャレンジアカデミー 愛子	(株)秀賀会	10	〒989-3127 青葉区愛子東1-6-19	080-9456-1034 (774-2796)	放デイ		○	R2.2.1
デイサービスゆっ歩	(株)ロバの耳	10	〒980-0014 青葉区本町1-13-32 オーロラビル312	346-6117 (346-6118)	共生型 放デイ		○	R2.4.1
日本重症心身障害児 支援協会 多機能型ス テーション 望 青葉	(株)中川	5	〒980-0003 青葉区小田原4-2-18	264-1202 (264-1225)	児発 放デイ	○	○	R2.8.1
ポータルラボ	(NPO)フレーム・ラ ボ	10	〒981-0914 青葉区堤通雨宮町4-11	344-7190 (344-7199)	放デイ		○	R2.12.1
HIYOKO STUDY 栗生教室	(株)ひよこグルー プ	10	〒989-3122 青葉区栗生5-8-10 ロワールTN1F	724-7475 (724-7476)	放デイ		○	R6.7.1
放課後等デイサービス ぶらう	(NPO)燈の会	10	〒981-0961 青葉区桜ヶ丘1-5-18	725-5169	放デイ		○	R3.4.1
ブロッサムジュニア仙 台木町教室	(株)ティワイコーポ レーション	10	〒981-0932 青葉区木町4-8 滝田ビル1F	779-5581 (779-5582)	児発 放デイ		○	R3.5.1
LITALICOジュニア仙 台五橋教室	(株)LITALICO パートナーズ	10	〒980-0022 青葉区五橋1-6-2 KJビルディング7F	212-2351 (212-2352)	児発			R3.9.1
HIYOKO MUSIC 栗生教室	(株)ひよこグルー プ	10	〒989-3122 青葉区栗生5-8-10 ロワールTN2階	395-8640 (395-8650)	児発 放デイ		○	R6.7.1
くろわーる療育園 愛子駅前	(株)ソーシャルライズ	10	〒989-3128 青葉区愛子中央1-7-6	302-4582 (302-4583)	児発 放デイ		○	R4.2.1
くろわーる療育園 愛子	(株)ソーシャルライズ	10	〒983-0047 青葉区下愛子字町3-3	070-1170-0891 (352-3557)	児発 放デイ		○	R7.2.1
チャレンジアカデミー 愛子Part.2	(株)秀賀会	10	〒989-3125 青葉区下愛子町19-3 1F	070-5373-6716 (774-2796)	放デイ		○	R2.3.1
放課後等デイサービス ウィズ・ユース仙台	(株)qualia	10	〒981-0932 青葉区木町10-7 ホープレジデンス木町1F	343-0568 (343-0569)	児発 放デイ		○	R4.4.1

(青葉区)つづき

事業所名	経営(設置)主体	定員	所在地	電話番号 (FAX)	事業	主として 重症心身 障害児を 受入れ	送迎	設置 年月日
てらびあぼけっと 仙台教室	(株)Irevotion	10	〒980-0801 青葉区木町通2-2-8 第6ダイワビル2階	342-1450 (342-1450)	児発			R4.4.1
LEIF仙台上杉	リーフラス(株)	10	〒980-0011 青葉区上杉1-12-20 グランデージュ上杉1階	397-6827 (397-6837)	放デイ		○	R4.4.1
カラットプラス	ドリームクライム (株)	10	〒981-0944 青葉区子平町1-15 グレイスハイツ子平町102	346-9766 (346-9768)	放デイ		○	R4.4.1
らいぶMOTTOクラブ	(一社)MOTTO	5	〒989-3123 青葉区錦ヶ丘1-3-1	080-5368-9657	児発 放デイ	○	○	R4.5.1 R6.4.1
発達支援トレーニング ジム「しゃ〜れ」	(社福)想伝舎	10	〒980-0804 青葉区大町2-6-27 岡元ビル4F	263-1402 (748-7718)	放デイ		○	R4.6.1
あいぐらんアップ花京 院教室	(株)アイグラン	10	〒980-0013 青葉区花京院2-2-71 フラ ワーンティンブラボン2F	748-5497 (748-5498)	児発			R4.8.1
コパルプラス 仙台愛子教室	(株)クラ・ゼミ	10 10	〒989-3122 青葉区栗生4-5-1 コナカ仙台愛子店内	738-8395 (738-8398)	児発 放デイ			R6.9.1 R7.4.1
Jff ヴォスクオーレ	(一社)スポーツブ ロジェクト東北	10	〒981-0931 青葉区北山1-5-13	707-2279 (702-4259)	放デイ		○	R5.4.1
HIYOKO SPORTS 北仙台教室	(株)ひよこグループ	10	〒981-0917 青葉区葉山町2-5 ハママンション1F	050-5538-6846 (050-3135-5358)	児発 放デイ		○	R6.8.1
ブロッサムジュニア 柏 木教室	(株)ティワイコーポ レーション	10	〒981-0932 青葉区柏木2-5-9 Tハウス久賀1F	341-6870 (341-6872)	児発 放デイ		○	R6.1.1
くろわーる療育園 愛子東	(株)ソーシャルライ ズ	10	〒989-3127 青葉区愛子東1-6-12	352-3836 (352-3557)	児発 放デイ		○	R6.2.1
放課後等デイサービス リュミエール仙台	(一社)リュミエール 仙台	10	〒981-0904 青葉区旭ヶ丘1-42-55 グリーンロードビル105	080-4075-5582	放デイ		○	R6.2.1
ミッキーサポート プラス	(株)ウェルフェア プラス	10	〒981-0907 青葉区高松1-7-17	346-6266 (794-9216)	児発 放デイ		○	R6.3.1
たからばこ	(合同)れかん	10	〒989-3128 青葉区旭ヶ丘3-6-11	080-8256-2877	放デイ		○	R7.3.1
ゆいまーる	(株)糸&吉	10	〒981-0965 青葉区荒巻新明町16-52	343-6830 (343-6831)	放デイ		○	R6.10.1
きあーろ	Felicielo(株)	10	〒989-3126 青葉区落合6-13-15	080-9637-5689	放デイ		○	R7.4.1
放課後等デイサービス CLOVER	(株)教育システム For kids	10	〒980-0011 青葉区上杉2-5-9	796-5128	放デイ		○	R7.4.1
虹色のたね 台原	合同会社AIWA	10 10	〒981-0912 青葉区堤町1-5-22	343-1422	児発 放デイ		○	R7.4.1

(宮城野区)

事業所名	経営(設置)主体	定員	所在地	電話番号 (FAX)	事業	主として 重症心身 障害児を 受入れ	送迎	設置 年月日
特定非営利活動法人 コスモクラブ つるがや	(NPO)コスモスク ラブ	10	〒983-0824 宮城野区鶴ヶ谷3-17	251-7333	放デイ		○	H17.4.1
特定非営利活動法人 コスモクラブ にこにこの家	(NPO)コスモスク ラブ	10	〒983-0826 宮城野区鶴ヶ谷東4-17-31	252-9331	放デイ		○	H17.10.1
特定非営利活動法人 コスモクラブ のびのびの家	(NPO)コスモスク ラブ	10	〒983-0826 宮城野区鶴ヶ谷東2-2-20	718-6313	放デイ		○	H26.4.1
特定非営利活動法人 コスモクラブ どんぐり	(NPO)コスモスク ラブ	10	〒983-0821 宮城野区岩切字入山83-92	255-7001	放デイ		○	H22.11.1
るーぶ	(NPO)桑の木	10	〒983-0834 宮城野区松岡町10-7 大倉ビル2F、3F	295-4730 (353-9020)	放デイ		○	H25.5.1
放課後等デイサービス かなめ・叶夢	(一社)かなめ・叶夢	10	〒983-0824 宮城野区鶴ヶ谷6-25-6	354-1321	放デイ		○	H25.9.1

(宮城野区)つづき

事業所名	経営(設置)主体	定員	所在地	電話番号 (FAX)	事業	主として 重症心身 障害児を 受入れ	送迎	設置 年月日
まーちゃんち	(NPO)幸創	10	〒983-0821 宮城野区岩切字余目2-7	349-4969	放デイ		○	H26.4.1
ま〜ぶる・び〜と	まーぶる(株)	10	〒983-0021 宮城野区田子字新入10-1 JKビル21 302	354-0704 (354-1418)	児発			H27.1.1
放課後クラブ ルンバルンバ	DOLPHIN・ DREAM.(株)	10	〒983-0832 宮城野区安養寺1-28-8	725-8683 (725-8618)	放デイ		○	H27.3.1
幸ちゃん家	(NPO)幸創	10	〒983-0828 宮城野区岩切分台1-4-4	369-3254	放デイ		○	H27.9.1
児童デイサービス・ アニマートせんだい みやぎの	(株)マグネッツ	10	〒983-0005 宮城野区福室3-16-22	253-7595 (253-7598)	放デイ		○	H27.12.1
子どもサポート教室 「クラ・ゼミ」 仙台榴ヶ岡校	(株)クラ・ゼミ	10	〒983-0852 宮城野区榴岡5-3-21 コーポ小松1F	353-7330	児発 放デイ			H28.4.1
太陽の子 鶴ヶ谷	東北福祉ビジネス (株)	10	〒983-0824 宮城野区鶴ヶ谷2-8-7 鶴ヶ谷ビル2F	355-6888 (205-1101)	放デイ		○	H28.4.1
ぞうさんの家 小田原	(NPO)ぞうさんの 家	10	〒983-0803 宮城野区小田原3-4-25	355-8065	放デイ		○	H28.4.1
日本重症心身障害児 支援協会 多機能型 ステーション 望 仙台	(株)中川	5	〒983-0868 宮城野区鉄砲町中3-4 プラザ和光ビル1F	256-1931 (281-8617)	児発 放デイ	○	○	H29.8.1 H28.7.1
放課後等デイサービス るびなす	(NPO)彩り	10	〒983-0824 宮城野区鶴ヶ谷4-28-2	349-4284	放デイ		○	H29.4.1
放課後クラブ ルンバルンバ 原町	DOLPHIN・ DREAM.(株)	10	〒983-0841 宮城野区原町2-4-50	349-5882 (725-8618)	放デイ		○	H29.11.1
デイサービス NAKAGAWA	(株)中川	18	〒983-0868 宮城野区鉄砲町中3-4 プラザ和光ビル1F	299-2510 (355-6499)	共生型児発 共生型放デイ		○	H31.4.1
みらい宮城野	(株)グローブ	10	〒983-0005 宮城野区福室1-8-20	357-0345 (357-0346)	放デイ		○	R1.5.1
子どもみらいアイビー	(合同)anemos	10	〒983-0005 宮城野区福室7-4-11-101	765-5226 (706-8448)	児発 放デイ		○	R1.8.1
ぞうさんの家 清水沼	(NPO)ぞうさんの 家	10	〒983-0803 宮城野区小田原2-2-25 第2飯田コーポ106	766-8905 (766-8906)	放デイ		○	R1.9.1
ふお〜り〜ふ中野	(株)H&S JAPAN	10	〒983-0013 宮城野区中野3-2-21	766-9846 (766-9847)	放デイ		○	R1.11.1
LEIF 東仙台	リーフラス(株)	10	〒983-0833 宮城野区東仙台2-17-5 ロックスビル1階	355-4675 (355-4676)	放デイ		○	R2.4.1
Athletics jam	(株)ウェルフェア フォレスト	10	〒983-0824 宮城野区鶴ヶ谷7-10-7	794-9775 (794-9776)	放デイ		○	R7.3.1
杜のつぐみ療育園 新田東園	(株)プリサート	10	〒983-0039 宮城野区新田東1-1-2 アスコット新田東1F	762-8714 (762-8738)	児発 放デイ		○	R2.10.1
グリーン	(株)Growing Works	10	〒983-0823 宮城野区燕沢1-19-5 2階	355-9696 (355-9680)	児発 放デイ		○	R3.2.1
子どもサポート教室 「クラ・ゼミ」仙台中野 校	(株)クラ・ゼミ	10	〒983-0013 宮城野区中野1-4-9-103	369-3616	児発 放デイ			R3.3.1
放課後等デイサービス (重症心身障がい児) もりのひろば	(株)かるみあ	5	〒983-0836 宮城野区幸町2-22-37	385-7792 (792-5792)	放デイ	○	○	R3.4.1
スパークランド 仙台宮城野	(株)アオバヤ ホールディングス	10	〒983-0043 宮城野区萩野町3-14-1	372-6116 (372-6103)	児発 放デイ		○	R3.6.1
るふれ宮城野	(株)グローブ	10	〒983-0024 宮城野区鶴巻1-22-50-103	762-6346 (762-6347)	放デイ		○	R3.4.1
運動学習支援教室 そら・ふね 高砂	(株)ウェルリソース	10	〒983-0014 宮城野区高砂1-1-15-102	290-9561 (290-9562)	児発 放デイ		○	R4.8.1
HIYOKO MUSIC 新田教室	(株)ひよこグルー プ	10	〒983-0038 宮城野区新田4-9-27-1F	355-8484 (355-8468)	児発 放デイ		○	R4.8.1
児童デイサービス アニマートせんだい Opera	(株)マグネッツ	10	〒983-0005 宮城野区福室2-6-11-2F	352-1916 (352-1923)	放デイ		○	R4.10.1

(若林区)

事業所名	経営(設置)主体	定員	所在地	電話番号 (FAX)	事業	主として 重症心身 障害児を 受入れ	送迎	設置 年月日
放課後等デイサービス キラキラ宮千代	(有)エフ・ピー	10	〒983-0044 宮城野区宮千代3-9-10	290-6888 (290-6893)	放デイ		○	R5.6.1
放課後等デイサービス キラキラ東仙台	(有)エフ・ピー	10	〒983-0833 宮城野区東仙台5-20-34	355-2718 (355-2719)	放デイ		○	R5.6.1
放課後等デイサービス キラキラ萩野町	(有)エフ・ピー	10	〒983-0043 宮城野区萩野町5-18-5	353-6472 (353-6473)	放デイ		○	R5.7.1
放課後等デイサービス MOKSHA	ジェイタス(株)	10	〒983-0836 宮城野区幸町2-11-2 ノーブル幸町101	354-7086 (354-7087)	放デイ		○	R5.9.1
放課後等デイサービス Bridge鶴ヶ谷	(有)AKI	5	〒983-0824 宮城野区鶴ヶ谷東4-21-1	352-5497 (352-5498)	放デイ	○	○	R5.9.1
スパークネクスト仙台 宮城野	(株)アオバヤホール ディングス	10	〒983-0043 宮城野区萩野町3-14-1-2F	781-5782	放デイ		○	R6.3.1
NICO.Preschool	(株)ベレーロ	10	〒983-0043 宮城野区萩野町2-24-2	762-5709 (762-5710)	児発 放デイ		○	R6.4.1
ままはぐ 仙台宮城野事務所	シャインブライ ター(合同)	5	〒983-0824 宮城野区鶴ヶ谷4-3-1	355-6728 (355-6187)	児発 放デイ	○	○	R6.4.1
放課後等デイサービス Jupiter陸前高砂	(株)ウェルリソース	10	〒983-0014 宮城野区高砂1-1-15-202	349-5891 (349-5892)	放デイ		○	R6.4.1
放課後等デイサービス NICO萩野町	(株)ベレーロ	10	〒983-0043 宮城野区萩野町2-24-2-3F	385-5361	放デイ		○	R7.4.1
児童発達支援・放課後 等 デイサービス てくてく	(株)526	10 10	〒983-0044 宮城野区宮千代3-1-9	090-6987-8384	児発 放デイ			R7.4.1
あゆみ	(NPO)自閉症ピア リンクセンターここ ねっと	10	〒984-0826 若林区若林5-6-5	393-5311 (797-7034)	放デイ		○	H19.4.1
みのり	(NPO)自閉症ピア リンクセンターここ ねっと	10	〒984-0063 若林区石名坂57	302-3234 (797-7034)	放デイ		○	H21.4.1
めぐみ	(NPO)自閉症ピア リンクセンターここ ねっと	10	〒984-0831 若林区沖野7-38-28	393-5311 (797-7034)	児発 放デイ		○	H22.10.1
アクティブ・ぼ〜と	(NPO)アクティブ	10	〒984-0037 若林区蒲町11-21	762-7112	放デイ		○	H23.4.1
アフタークラブ あおぞら中倉	(NPO)あんしんど う福祉会	10	〒984-0821 若林区中倉1-15-1	283-6140 (782-6671)	放デイ		○	H26.4.1
(従たる事業所:アフ タークラブあおぞら宮 城野)		10	〒983-0047 宮城野区銀杏町20-1	292-5790 (292-5791)				
And You ほけっと	(一社)悠優会	10	〒984-0827 若林区南小泉1-9-16	385-5034 (050-1362- 8401)	放デイ		○	H26.4.1
放課後等デイサービス ぼっぼハウス	(NPO)ぼっぼハウ ス	10	〒984-0821 若林区中倉3-13-18	208-2361	放デイ		○	H30.4.1
アスノバ	(株)未来企画	10	〒984-0030 若林区荒井東1-8-4-G号室	762-8586 (762-8587)	放デイ		○	H31.4.1
ビックママスーパ ー キッズ	(株)ビック・ママ	10	〒984-0072 若林区東八番丁183	090-2035-6520 (211-7156)	児発 放デイ		○	R3.6.1 R1.11.1
ラグーン	(株)Growing Works	10	〒984-0037 若林区蒲町29-15	369-3933 (369-3932)	児発 放デイ		○	R2.1.1
てるてる園	(一社)祐紀会	5	〒984-0036 若林区長喜城字山神56-1	797-8288 (797-8143)	児発 放デイ	○	○	R4.5.1 R2.5.1
アスノバ なないろの里	(株)未来企画	10	〒984-0017 若林区なないろの里1-19-4 メテルなないろの里3階東	762-9745 (762-9746)	児発 放デイ		○	R3.3.1
児童発達支援・放課後 等デイサービス Sketch book	(株)健生	10	〒984-0042 若林区大和町5-6-17 第二吉田店マンション101	357-0454 (357-0464)	児発 放デイ		○	R3.7.1
社のつぐみ療育園 荒井園	(株)プリサート	10	〒984-0030 若林区荒井東1-6-1 アクロスプラザ荒井東2階	369-3860 (369-3506)	児発 放デイ		○	R3.7.1

(太白区)

事業所名	経営(設置)主体	定員	所在地	電話番号 (FAX)	事業	主として 重症心身 障害児を 受入れ	送迎	設置 年月日
HIYOKO MUSIC 荒井教室	(株)ひよこグルー プ	10	〒984-0038 若林区伊在2-17-7-102	781-6748 (781-6749)	児発 放デイ		○	R6.7.1
ちゃいるどらんど さぼーとくらぶ	(株)ちゃいるどら んど	10	〒984-0011 若林区六丁の目西町3-41 白山ビル2F	288-6132 (288-6124)	児発 放デイ		○	R4.4.1 R4.10.1
アスノバ 福ちゃん の家	(株)未来企画	10	〒984-0032 若林区荒井7-4-1	352-7296 (352-7623)	放デイ		○	R4.8.1
放課後等デイサービス ウィズ・ユ-仙台五橋	(合)来夢舎	10	〒984-0074 若林区東八番丁160-1 沼田ビル101	797-9216 (797-9217)	児発 放デイ		○	R4.9.1 R4.9.1
さくら療育園	(株)ささゆう	10	〒984-0032 若林区荒井5-1-11-1F	050-3091-2730 (050-3091- 0728)	児発 放デイ		○	R5.4.1 R5.4.1
コベルプラス荒井教室	(株)コベル	10	〒984-0030 若林区荒井東1-6-5 サウチビバ荒井1F	762-6081 (762-6082)	児発			R5.4.1
放課後等デイサービス キラキラ沖野	(有)エフ・ピー	10	〒984-0831 若林区沖野2-15-10	781-5627 (781-5628)	放デイ		○	R7.3.1
ぽっぷあつぷ	学校法人 ろりぽっぷ学園	10	〒984-0831 若林区沖野7-40-69	290-4792 (290-4793)	児発 放デイ		○	R6.7.1
キッズサポートセン ター MOKSHA	ジェイタス(株)	10	〒984-0042 若林区大和町4-13-25 松田ビル2F・3F	385-7967	児発 放デイ		○	R7.4.1
おり〜ぶ上野山	(社福)仙台市手をつ なぐ育成会	10	〒982-0812 太白区上野山1-11-1	743-3555	児発 放デイ		○	H18.5.1
おり〜ぶ鉤取	(社福)仙台市手をつ なぐ育成会	10	〒982-0804 太白区鉤取2-4-2	244-0950	放デイ		○	H18.10.1
ばるけ西中田	(NPO)アフタース クールばるけ	10	〒981-1106 太白区柳生2-9-2-2-F	707-4187	放デイ		○	H19.1.1
ばるけ南仙台	(NPO)アフタース クールばるけ	10	〒981-1105 太白区西中田5-18-3	741-2397 (707-1484)	放デイ		○	H19.4.1
長町そら	(NPO)ワーカーズ コープ	10	〒982-0012 太白区長町南3-13-19 パーシモン長町1F	393-9430 (393-9431)	放デイ		○	H22.5.1
西多賀そらまめ	(NPO)ワーカーズ コープ	10	〒982-0034 太白区西多賀1-23-29	398-8878 (398-8879)	放デイ		○	H22.10.1
特定非営利活動法人 生活支援サービス・ えぼつく	(NPO) 生活支援サービス・ えぼつく	10	〒981-1105 太白区西中田5-27-22	306-5476	放デイ		○	H23.7.1
太白だんだん	(NPO)ワーカーズ コープ	10	〒982-0012 太白区長町南3-35-10	796-7261 (796-7266)	放デイ		○	H26.8.1
パッソン西多賀	(株)ピアヒロ	10	〒982-0034 太白区西多賀5-17-12-2F	797-4048 (797-4049)	放デイ		○	H27.2.1
ジュニアサポート リンク	(有)あおぞら	10	〒982-0832 太白区八木山緑町20-4	208-5413 (208-5414)	放デイ		○	H27.4.1
リッキー西多賀	(株)ミツイ	10	〒982-0034 太白区西多賀2-7-30	281-8491 (281-8492)	放デイ		○	H27.12.1
こどもサポート教室 「クラ・ゼミ」仙台富沢 校	(株)クラ・ゼミ	10	〒982-0014 太白区大野田5-28-1 ポナールミキ202	796-5573	児発 放デイ			H28.2.1
みいんななかよし	きらきらひかる (株)	10	〒981-1107 太白区東中田5-17-19	796-2942 (796-2943)	放デイ		○	H28.2.1
リッキー柳生	(株)ミツイ	10	〒981-1106 太白区柳生6-4-5	797-1407 (797-1408)	放デイ		○	H28.4.1
放課後等デイサービス poppy	(NPO)Thyme	10	〒982-0821 太白区松が丘18-13	393-4456 (393-4789)	放デイ	○	○	H28.4.1
And You 楽楽	(一社)悠優会	10	〒981-1105 太白区西中田7-6-3	344-8465 (050-1033- 3204)	放デイ		○	H28.5.1
放課後等デイサービス ココア(心愛)	(NPO)環	5	〒981-1104 太白区中田2-27-9	393-4360 (393-5082)	児発 放デイ	○	○	H29.11.1 H29.7.1

(太白区)つづき

事業所名	経営(設置)主体	定員	所在地	電話番号 (FAX)	事業	主として 重症心身 障害児を 受入れ	送迎	設置 年月日
Rikeyアカデミー& リッキーガーデンジュ ニアあすと長町	(株)ミツイ	10	〒982-0003 太白区郡山6-7-20 DPL長町1階	796-9623 (796-9624)	児発 放デイ		○	R6.2.1 H30.9.1
リッキーガーデン あすと長町	(株)ミツイ	10	〒982-0003 太白区郡山6-7-20 DPL長町1階	395-9843 (395-9844)	児発 放デイ		○	H30.9.1
おり〜が太白	(社福)仙台市をつなぐ育成会	10	〒982-0026 太白区土手内1-21-5	398-5815 (398-5816)	放デイ		○	H31.4.1
And You わくわくハウス	(一社)悠優会	10	〒981-1106 太白区柳生4-4-12 Y4ビル 3F	797-2399	放デイ		○	R1.5.1
放課後等デイサービス ココア(心愛)Ⅱ	(NPO)環	5	〒981-1104 太白区中田2-27-9-2F	393-7285 (393-7286)	児発 放デイ	○	○	R1.6.1
And You フレンドパーク みなみせんだい	(一社)悠優会	10	〒981-1104 太白区中田7-1-1	797-2399	放デイ		○	R2.4.1
リッキー南仙台	(株)ミツイ	10	〒981-1106 太白区柳生7-2-5 シャトルプラザF3 1階	399-9181 (399-9182)	放デイ		○	R2.4.1
Rickeyアカデミー 長町南	(株)ミツイ	10	〒982-0012 太白区長町南3-3-36 Kビル2階201	724-7973 (724-7974)	放デイ			R3.2.1
放課後等デイサービス さくら	(合同)さくら	10	〒981-1104 太白区中田5-16-17	241-9107	放デイ		○	R3.4.1
Rickeyアカデミー ジュニア仙山西中田	(株)ミツイ	10	〒981-1106 太白区柳生2-10-13 シャイン仙台柳生第2 T001号	797-4541 (797-4542)	放デイ		○	R3.4.1
HIYOKO MUSIC 長町南教室	(株)ひよこグループ	10	〒982-0012 太白区長町南1-10-1 啓陽ビル1F	796-5063 (796-5053)	児発 放デイ		○	R6.7.1
HIYOKO MUSIC& SPORTS 富沢教室	(株)ひよこグループ	20	〒982-0014 太白区大野田4-20-14 IMGビル101、102	398-9463 (398-9463)	児発 放デイ		○	R6.7.1
らいとはうす南仙台	(一社)ライトハウス	10	〒981-1105 太白区西中田6-4-54	775-9385 (797-2745)	放デイ		○	R3.7.1
リッキーガーデン 長町南	(株)ミツイ	10	〒982-0012 太白区長町南3-3-36 Kビル2階202	796-9825 (796-9826)	児発 放デイ		○	R4.3.1
杜のつぐみ療育園 四郎丸園	(株)プリサート	10	〒981-1101 太白区四郎丸字大宮69-15	796-4255 (796-4257)	児発 放デイ		○	R4.4.1
時のひかり	(NPO)時のひかり	5	〒982-0011 太白区長町5-9-13-2F	248-5858 (226-7198)	児発 放デイ	○	○	R4.4.1
facil	(一社)facil	5	〒982-0816 太白区山田本町16-1	080-7496-2180	児発 放デイ	○	○	R4.8.1
放課後等デイサービス 「kibidango 太白」	(株)kibidango仙南	10	〒982-0221 太白区日本平7-18	738-7919 (738-7929)	放デイ		○	R4.10.1
パッソソ長町インター	(株)ピアヒロ	10	〒982-0006 太白区東郡山2-7-6	080-4198-2366 (797-4049)	放デイ		○	R5.4.1
チャレンジアカデミー 青山	(株)秀賀会	10	〒982-0834 太白区青山2-33-21	080-3736-1918 (774-2796)	児発 放デイ		○	R5.4.1
児童発達支援・放課後 等デイサービス トレス ポ南仙台	(株)リアリノ	10	〒981-1104 太白区中田3-1-46 サキュービル2F	398-4514 (398-4515)	児発 放デイ		○	R5.5.1
ブライト仙台	(特非)時のひかり	10	〒982-0012 太白区長町南4-5-28 長町南パークホームズ104	797-6155 (797-6154)	児発 放デイ		○	R5.6.1
ハビー仙台東長町南駅前 教室	ウェルビー(株)	10	〒982-0012 太白区長町南3-1-50 Bonds&R長町南3F	302-5897 (302-5898)	児発 放デイ			R5.8.1
くろわーる療育園 かぎとり	(社福)うえるかむ	10	〒982-0818 太白区山田新町84	797-6518 (797-6519)	児発 放デイ		○	R5.9.1
くろわーる療育園 にしたが	(社福)うえるかむ	10	〒982-0804 太白区西多賀1-15-28	070-1170-0868 (352-3557)	児発 放デイ		○	R7.2.1
ロビンスエッグ1号店	(合同)千仁会	10 7	〒981-1107 太白区東中田3-1-1 キャ ロットⅡ1階	302-5906 (302-5907)	放デイ	○	○	R5.12.1 R6.8.1
ロビンスエッグ2号店	アスプラス(株)	10	〒981-1107 太白区東中田4-11-45	748-4966 (748-4967)	放デイ		○	R5.10.1

(泉区)

事業所名	経営(設置)主体	定員	所在地	電話番号 (FAX)	事業	主として 重症心身 障害児を 受入れ	送迎	設置年月 日
ロビズエッグ3号店	(合同)千仁会	10	〒981-1107 太白区東中田3-13-20	398-5841 (398-5842)	放デイ		○	R5.10.1
ロビズエッグ4号店	アスプラス(株)	10	〒981-1107 太白区東中田3-27-15	748-7347 (748-7374)	放デイ		○	R7.3.1
HIYOKO STUDY & SPORTS 長町南教 室	(株)ひよこグルー プ	20	〒982-0012 太白区長町南4-12-1 ciel長町南101	399-7761 (399-7753)	児発 放デイ		○	R6.7.1
放課後等デイサービス ウィズ・ユース南仙台	(株)hymn	10	〒981-1104 太白区中田5-6-6	395-6358 (395-6168)	児発 放デイ		○	R5.12.1
ひこうきぐも	(一社)ひこうき雲	10	〒982-0006 太白区東郡山2-15-3	797-8153	放デイ		○	R6.4.1
Plus+days仙台富沢 校	(株)NOVAキン ダー	10	〒982-0037 太白区富沢西2-17-21	796-7231 (796-7232)	児発 放デイ		○	R6.4.1
ティーンズ長町	(株)Kaiken	10	〒982-0011 太白区長町6-4-51 SY長町 ビル4F B	050-2018-5847	放デイ			R7.3.1
放課後等デイサービス piece長町	(株)piece	10	〒982-0011 太白区長町5-2-43	022-398-8683	放デイ		○	R7.3.1
ピーターパンふくおか	(NPO)グループゆ う	10	〒981-3225 泉区福岡字堰添44-8	208-5527	児発 放デイ		○	H17.4.1
泉中央つばめっこ	(社福)つばめっこ	10	〒981-3133 泉区泉中央2-19-10 日泉パーキングビル1階	371-0760	放デイ		○	H19.9.1
七北田つばめっこ	(社福)つばめっこ	10	〒981-3133 泉区泉中央3-27-3	372-0031 (739-7236)	放デイ		○	H21.5.1
And You フレンドパーク	(一社)悠優会	10	〒981-3215 泉区北中山2-25-19	344-8465 (343-6117)	放デイ		○	H23.12.1
放課後ひろばきり住 吉台	(有)ひだまり介護	10	〒981-3222 泉区住吉台東3-2-4	341-4721 (341-4722)	放デイ		○	H25.9.1
パッソン泉中央	(株)ピアヒロ	10	〒981-3133 泉区泉中央4-1-3 セントレアカマV B-105	725-2690 (725-2691)	児発 放デイ		○	H26.4.1
にじのわ松森	(一社)宮城県手を つなぐ育成会	10	〒981-3117 泉区市名坂字檜町201-1 C号室	725-6850 (725-6048)	放デイ		○	H27.8.1
運動療育と体験学習 「びーすの杜」北高森1 号館	(株)びーすの杜	10	〒981-3202 泉区北高森2-1-101	346-0901 (774-1909)	児発 放デイ		○	H27.10.1
放課後等デイサービス もりのひろば	(株)かるみあ	10	〒981-3111 泉区松森字沢目14-2	779-7256 (779-7257)	放デイ		○	H27.12.1
こどもサポート教室「ク ラ・ゼミ」仙台泉中央校	(株)クラ・ゼミ	10	〒981-3133 泉区泉中央3-16-3 氏家ビル2F	344-7331	児発 放デイ			H28.1.1
アバンツアーレスポー ツイずみ	(株)ゼンシン	10	〒981-3132 泉区将監9-6-5	725-5291 (725-5292)	放デイ		○	H28.3.1
放課後等デイサービス ゆらリズム南光台教室	(株)ゆらリズム	10	〒981-8001 泉区南光台東1-2-23	357-0592 (253-2770)	放デイ		○	H28.4.1
放課後等デイサービス ゆらリズム南光台	(株)ゆらリズム	10	〒981-8003 泉区南光台7-2-11	385-6281 (385-6282)	放デイ		○	H30.4.1
太陽の子 泉中央	東北福祉ビジネス (株)	10	〒981-3133 泉区泉中央2-15-5 セントレアカマⅢ1階	346-7125 (346-7126)	放デイ		○	H30.4.1
ふれ・すと	(NPO)UBUNTU	5	〒981-3121 泉区上谷刈字赤坂7-6	765-7339 (765-7339)	児発 放デイ	○	○	H31.1.1
放課後等デイサービス ゆらリズム南光台3号 店	(株)ゆらリズム	10	〒981-8003 泉区南光台7-2-11 2F	251-1008 (352-1665)	放デイ		○	R1.6.1
And You せんだい	(一社)悠優会	10	〒981-3212 泉区長命ヶ丘4-31-16	344-8465 (343-6117)	放デイ		○	R1.11.1
仙台泉地域福祉事業 所 高森杜っこ	(NPO)ワークス コープ	10	〒981-3203 泉区高森3-4-131	347-4424 (347-4426)	放デイ		○	R2.2.1

(泉区)つづき

事業所名	経営(設置)主体	定員	所在地	電話番号 (FAX)	事業	主として 重症心身 障害児を 受入れ	送迎	設置年月 日
仙台泉地域福祉事業 所 八乙女杜っこ	(NPO)ワーカーズ コープ	15	〒981-8003 泉区南光台5-19-1	274-2411 (341-0451)	放デイ		○	R2.2.1
仙台泉地域福祉事業 所 長命ヶ丘杜っこ	(NPO)ワーカーズ コープ	10	〒981-3212 泉区长命ヶ丘1-19-22	346-1537 (346-1538)	放デイ		○	R2.2.1
運動学習支援教室 そら・ふね 黒松	(株)ウェルリソース	10	〒981-8004 泉区旭丘堤2-21-1 リーバンス黒松A101	344-7318 (344-7319)	児発 放デイ		○	R3.4.1
つなぐ松森	(株)春幸会	5	〒981-3111 泉区松森字台24-1	739-9830 (739-9831)	放デイ	○	○	R3.4.1
運動療育と体験学習 「ぴーすの杜」南光台	(株)ぴーすの杜	10	〒981-8001 泉区南光台東1-52-21	725-6184 (774-1909)	放デイ		○	R3.6.1
あいの実クランバリー	(社福)あいの実	5	〒981-3217 泉区実沢字中山北100-2	785-9403 (774-2807)	児発 放デイ	○	○	R3.9.1
ウィズ・ユ-泉中央	(株)qualia	10	〒981-3133 仙台市泉区泉中央3-19-1 リシュールブルST 1F	341-8157 (341-8158)	放デイ		○	R3.11.1
あいの実ラズベリー	(社福)あいの実	5	〒981-3215 泉区北中山4-33-13	785-9058 (774-2807)	児発 放デイ	○	○	R3.12.1
こどもみらいアイビー 向陽台	(合同)anemos	10	〒981-3102 泉区向陽台5-19-22	725-4940 (725-4941)	児発 放デイ		○	R4.2.1
ふらっと	(合同)ことのは	10	〒981-3133 泉区泉中央1-9-3 クレセール泉中央201号室	341-0972 (341-0974)	放デイ		○	R4.4.1
児童発達支援・放課後 等デイサービス ぶっくらぼう	(株)Neko	10	〒981-8003 泉区南光台2-9-55	725-2480 (725-2485)	児発 放デイ		○	R4.6.1
スパークランド仙台泉	(株)アオバヤホール ディングス	10	〒981-3212 泉区长命ヶ丘5-1-10	725-4576 (725-4577)	児発 放デイ			R4.10.1
虹色のたね	(合同)AIWA	20	〒981-3121 泉区上谷刈6-3-55	771-5771 (771-5772)	児発 放デイ		○	R4.11.1
こどもサポート教室 「クラ・ゼミ」仙台加茂 校	(株)クラ・ゼミ	10	〒981-3122 泉区加茂4-4-1	341-5323	児発 放デイ			R5.4.1
にじの空	(株)夢絆	10	〒981-3135 泉区八乙女中央4-8-16	341-4315 (341-4316)	放デイ		○	R5.4.1
ココモ ヴォスクオーレ	(一社)スポーツ プロジェクト東北	10	〒981-3215 泉区北中山1-1-16	725-8130 (725-8178)	放デイ		○	R5.4.1
あるく ヴォスクオーレ	(一社)スポーツ プロジェクト東北	10	〒981-3212 泉区长命ヶ丘3-31-10	725-5607 (725-5608)	放デイ		○	R5.4.1
HIYOKO SPORTS 南中山教室	(株)ひよこグループ	10	〒981-3213 泉区南中山2-2-5	050-5536-3585 (050-3131-0615)	児発 放デイ		○	R6.8.1
あるひ南光台	あるひ(株)	10	〒981-8003 泉区南光台2-9-69-1F	344-9783 (344-9784)	児発 放デイ		○	R5.6.1
あすとらいキャンドル ハウス	(合同)もも佳	10	〒981-3203 泉区高森4-2-196	765-0783 (765-0783)	児発 放デイ		○	R5.9.1 R5.6.1
カムカムせんだい	(特非)くもりのち 晴れ	10	〒981-3103 泉区山の寺2-15-14	346-9163 (346-9163)	放デイ		○	R5.7.1
こどもサポート教室 「クラ・ゼミ」富谷校	(株)クラ・ゼミ	10	〒981-3137 泉区大沢1-5-1 イオンタウン 仙台泉大沢2F244区画	347-3225 (347-3225)	児発 放デイ			R5.12.1
児童発達支援・放課後 等デイサービス ばれっと八乙女ルーム	(株)rear-child	10	〒981-3112 泉区八乙女1-11-1 1F	725-8642 (725-8643)	児発 放デイ		○	R5.12.1
にじの空松陵	(株)夢絆	10	〒981-3109 泉区鶴ヶ丘1-101-157-A3	347-4351 (347-4352)	放デイ		○	R6.4.1
放課後等デイサービス らんらん泉中央	(合同)realis	10	〒981-3133 泉中央3-36-1 セントレアカマⅡ2F	341-1723 (344-9803)	児発 放デイ		○	R7.3.1
放課後等デイサービス ココカラLIFE南光台 教室	(株)ピーエイクア	10	〒981-8003 泉区南光台3-24-17	341-0680 (341-0681)	放デイ		○	R6.11.1
あいゆうはうす ひなた	(株)アイ・ユー	10	〒981-3205 泉区紫山4-20-8	341-0680 (341-0681)	放デイ		○	R6.11.1

(泉区)つづき

事業所名	経営(設置)主体	定員	所在地	電話番号 (FAX)	事業	主として 重症心身 障害児を 受入れ	送迎	設置年月 日
LEIF仙台泉	リーフラス(株)	10 10	〒981-3133 泉区泉中央1-30-10 アネシス泉中央101	342-0281	児発 放デイ		○	R7.4.1
アバンツアーレスポーツ いずみ 第2	(株)ゼンシン	10	〒981-3133 泉区泉中央1-44-5	725-8275	放デイ		○	R7.4.1

(4)保育所等訪問支援事業所

保育所、幼稚園、小学校等を訪問し、障害児に対して他の児童との集団生活への適応のための支援その他必要な支援を提供する事業所です。

【利用手続】 事業所にお問い合わせのうえ、未就学児については南北アーチル(P14)、就学児についてはお住まいの区の区役所・宮城総合支所の障害高齢課(P13)にご相談ください。

【実施事業所】

事業所名	経営(設置)主体	郵便番号	所在地	電話番号	FAX	設置年月日
ま〜ぶる・ぴ〜と	ま〜ぶる(株)	983-0021	宮城野区田子字新入10-1 JKビル21 302	354-0704	354-1418	H27.4.1
LITALICOジュニア 仙台五橋教室	(株)LITALICO パートナーズ	980-0022	青葉区五橋1-6-2 KJビルディング7階	212-2351	212-2352	R3.9.1
Rickeyアカデミー &リッキーガーデン ジュニアあすと長町	(株)ミツイ	982-0003	太白区郡山6-7-20 DPL長町1階	796-9623	796-9624	R4.2.1
リッキーガーデン 長町南	(株)ミツイ	982-0012	太白区長町南3-3-36 Kビル2階202	796-9825	796-9826	R4.3.1
ちやいるどらんど さぼーとくらぶ	(株)ちやいるどらんど	984-0011	若林区六丁の目西町3-41 白山ビル2階	288-6132	288-6124	R4.4.1
スパークネクスト仙 台宮城野	(株)アオバヤホール ディングス	983-0043	宮城野区萩野町3-14-1-2F	781-5782		R6.3.1
Plus+days仙台 富沢校	(株)NOVAキン ダー	982-0037	太白区富沢西2-17-21	796-7231	796-7232	R6.4.1
LEIF仙台上杉	リーフラス(株)	980-0011	青葉区上杉1-12-20 グランテージュ上杉1F	397-6827	397-6837	R6.4.1
LEIF東仙台	リーフラス(株)	983-0833	宮城野区東仙台2-17-5 ロックスビル1F	355-4675	355-4676	R6.4.1
放課後等デイサー ビス ウィズ・ユー泉 中央	(株)qualia	981-3133	泉区泉中央3-19-1 リシュ・ルー ブルST 1F	341-8157	341-8158	R6.10.1
放課後等デイサー ビス ウィズ・ユー北 仙台	(株)qualia	981-0932	青葉区木町10-7 ホープレジデ ンス木町1F	343-0568	343-0569	R6.10.1
らいぶMOTTOク ラブ	(一社)MOTTO	989-3123	青葉区錦ヶ丘1-3-1	080-5368-9657		R7.3.1

2 障害者総合支援法関連のサービスを提供する施設等

(1) 障害者支援施設

施設入所支援を行うとともに、施設障害福祉サービスを行う施設です。

施設名	経営(設置)主体	主な対象	事業	定員	所在地	電話番号	FAX	指定年月日
あおば園	(社福)千代福祉会	知的	生活介護	55	〒989-3212 青葉区芋沢字沢田1-5	394-3271	394-3270	H24.4.1
			施設入所支援	50				
おおぞら学園	(社福)千代福祉会	知的	生活介護	55	〒989-3213 青葉区大倉字大原新田16-51	393-2334	393-2335	H24.4.1
			施設入所支援	50				
清風園	(社福)千代福祉会	知的	生活介護	55	〒989-3212 青葉区芋沢字畑前北62	394-5205	394-5204	H24.4.1
			施設入所支援	50				
ひかり苑	(社福)みずぎの郷	特定 なし	生活介護	50	〒989-3124 青葉区上愛子字道上59-4	391-1711	391-1712	H24.4.1
			施設入所支援	50				
ますみ学園	(社福)千代福祉会	知的	生活介護	55	〒989-3212 青葉区芋沢字青野木520	394-5110	394-5114	H24.4.1
			施設入所支援	50				
きぼう園	(社福)家庭福祉会	知的	生活介護	50	〒983-0838 宮城野区二の森14-3	293-1051	295-7194	H24.4.1
			施設入所支援	40				
			就労継続支援B型	20				
啓生園	(社福)宮城県 障がい者福祉協 会	特定 なし	生活介護	50	〒983-0836 宮城野区幸町4-6-2	385-7860	291-1783	H24.4.1
			施設入所支援	40				
仙台 ワークキャンパス	(社福)共生福祉会	身体 (肢体)	生活介護	40	〒981-1102 太白区袋原5-12-1	741-0998	306-2515	H21.5.1
			施設入所支援	35				
			就労継続支援B型	35				
難病ホスピスケア太白 ありのまま舎	(社福)ありのまま 舎	身体	生活介護	40	〒982-0252 太白区茂庭台2-15-30	281-1200	281-1555	H21.4.1
			施設入所支援	40				
禎祥 ワークキャンパス	(社福)共生福祉会	身体 (肢体)	生活介護	30	〒982-0251 太白区茂庭字人来田東10-3	244-4531	244-4532	H24.4.1
			施設入所支援	30				
萩の郷福寿苑	(社福)共生福祉会	身体 (肢体)	生活介護	70	〒982-0804 太白区鉤取字御堂平38	244-0116	244-6746	H21.4.1
			施設入所支援	80				
萩の郷第二福寿苑	(社福)共生福祉会	身体 (肢体)	生活介護	40	〒982-0804 太白区鉤取字御堂平38	244-0118	244-6959	H21.4.1
			施設入所支援	50				
幸泉学園	(社福)愛泉会	知的	生活介護	40	〒981-3131 泉区七北田字道27	375-2675	375-2676	H24.4.1
			施設入所支援	40				
仙萩苑	(社福)一寿会	身体	生活介護	50	〒981-3223 泉区住吉台西2-7-6	379-8030	379-8033	H24.4.1
			施設入所支援	50				
宮城県第二啓佑学園	(社福)宮城県 社会福祉協議会 (宮城県)	知的	生活介護	30	〒981-3213 泉区南中山5-2-1	379-5001	379-5010	H23.11.1
			施設入所支援	30				

(2) 障害福祉サービス事業所(日中活動系)

障害者総合支援法に基づく日中活動の場を提供する施設です。

※事業に「共生型」の記載があるもの:共生型障害福祉サービス事業(介護保険法によりサービスの指定を受けた事業者が、基準の特例により障害福祉サービス事業者の指定を受けたもの)

(青葉区)

事業所名	経営(設置)主体	主な対象	事業	定員	所在地	電話番号	FAX	指定年月日
アート・インクルージョンファクトリー	(一社)アート・インクルージョン	特定なし	就労継続支援B型	30	〒980-0811 青葉区一番町3-8-14 ススキアバンティビル3階	797-3672	797-3673	H27.4.1
アイエスエフネット ベネフィット仙台事業所	(一社)アイエスエフネットベネフィット	特定なし	就労継続支援B型	20	〒980-0802 青葉区二日町8-6	281-9715	281-9716	H28.11.1
			就労定着支援	—	二日町島田ビル4階			R2.7.1
アクセスジョブ仙台	(株)クラ・ゼミ	身体 (肢体) (内部) 知的 精神 難病	就労移行支援	20	〒980-0014 青葉区本町3-5-21 アーカス本町ビル2階	398-5105	398-5105	R3.2.1
			就労定着支援	—	〒980-0014 青葉区本町3-5-21 アーカス本町ビル2階	398-5105	398-5105	R5.5.1
			自立訓練(生活訓練)	6	〒980-0014 青葉区本町3-5-21 アーカス本町ビル2階	398-5105	398-5105	R5.5.1
あしあと	(一社)祐紀会	身体 (内部) 知的 精神 難病	就労継続支援B型	20	〒980-0003 青葉区小田原5-1-16	797-8142	797-8143	R2.5.1
アテンドワーク五橋	(株)PLOW	特定なし	就労継続支援B型	20	〒980-0022 青葉区五橋2-4-1 エクセルジオ五橋3階	226-7893	226-7894	R4.5.1
アテンドワーク北仙台	(株)PLOW	特定なし	就労継続支援B型	20	〒981-0912 青葉区堤町1-6-10 東谷ビル1階	739-8545	739-8546	R5.2.1
アビリティーズジャスコ 仙台センター	アビリティーズ ジャスコ(株)	身体 (肢体) (弱視) (難聴) (言語) (内部) 知的 精神 難病	就労移行支援	20	〒980-0021 青葉区中央3-3-3 三丸ビル7階	726-3077	726-3078	H25.10.1
			就労定着支援	—				H30.10.1
アミークスカレッジ仙台	アミークス(株)	知的 精神	自立訓練(生活訓練)	14	〒980-0821 青葉区春日町7-19 パルトラックス春日町ビル2階	302-5368	302-5378	H27.10.1
			就労移行支援	6	〒980-0821 青葉区春日町7-19 パルトラックス春日町ビル5階			H29.11.1
アミークスZOEN	アミークス(株)	身体 (聴覚) (内部) 知的 精神 難病	就労継続支援B型	20	〒980-0801 青葉区木町通2-1-15 コーポサマン202	341-9337	341-9338	R1.6.1
あんぶれら舎	(学)岩沼学園	身体 (肢体) (聴覚) (内部) 知的 精神	就労継続支援B型	20	〒980-0011 青葉区上杉5-8-73 セントラルコーポ上杉2階	797-7907	797-7908	R2.4.1
imukat Lab.	imukat(株)	知的 精神	就労継続支援B型	20	〒980-0811 青葉区一番町2-2-8 IKIビル202	796-4638	796-4638	R3.6.1
ウインディ広瀬川	(社福)緑仙会 (仙台市)	精神	自立訓練(生活訓練)	20	〒980-0845 青葉区荒巻字三居沢1-8	715-0761	715-0762	H22.4.1
			宿泊型自立訓練	20				
ウェルビー 仙台広瀬通センター	ウェルビー(株)	身体 (内部) 知的 精神 難病	就労移行支援	20	〒980-0014 青葉区本町2-9-5 コア本町ビル2階	302-6903	302-6904	R3.8.1
			就労定着支援	—				R5.4.1
就労定着支援事業所 ウェルビー 仙台広瀬通センター								
S×N おおまち	(合同)SbyN	特定なし	就労継続支援A型	20	〒980-0804 青葉区大町1-3-7 裕ビル4階-南区画	302-7550	302-7551	R2.1.1

(青葉区つづき)

事業所名	経営(設置)主体	主な対象	事業	定員	所在地	電話番号	FAX	指定年月日
Mstyle 北四番丁	(合同)Mstyle	特定なし	就労継続支援A型	20	〒980-0011 青葉区上杉1-6-22 サンビル1階	217-8088	217-8087	R2.5.1
エムズスタイル 北仙台	(合同)M's style	特定なし	就労継続支援A型	20	〒981-0913 青葉区昭和町5-28 ロイヤルオフィス北仙台5階	341-3186	341-3187	R4.4.1
課外塾	(合同)ナンモ企画	知的精神	就労継続支援B型	20	〒981-0931 青葉区北山1-8-25	347-4092	347-4092	R6.12.1
かがやきの社	(社福)一步一步福祉会	知的	生活介護	35	〒989-3121 青葉区郷六字葛岡下26-14	226-3939	226-3968	H23.10.1
Casa Live Well 錦ヶ丘	(株)Live Well	知的精神	自立訓練(生活訓練)	20	〒989-3123 青葉区錦ヶ丘9-2-1	796-0266	796-0267	H30.10.1
			宿泊型自立訓練	20				
株式会社ハート米夢 仙台青葉事業所	(株)ハート米夢	特定なし	就労継続支援B型	10	〒989-3214 青葉区みやぎ台1-18-14	778-6063	765-1592	H29.3.1
			就労継続支援B型 (株式会社ハート米夢 ハートベアー)	10	〒981-3212 泉区長命ヶ丘5-12-8	702-6350	702-6350	R2.12.1
カラース・ラボ仙台	(株)パレット	特定なし	就労移行支援	20	〒980-0014 青葉区本町1-13-24 錦ビル4階	797-1427	797-1428	R6.10.1
		特定なし	就労定着支援	-				R6.10.1
きおっちょら	(NPO)みやぎ学びの作業所ネットワーク・ラルゴ	知的精神	自立訓練(生活訓練)	20	〒980-0011 青葉区上杉1-16-30 東日本ビル5階	796-2064	796-2390	H30.4.1
国見はげみホーム	(社福)仙台はげみ会	知的	生活介護	30	〒981-0943 青葉区国見5-9-40	728-0801	728-0802	H22.4.1
くるみの木	(社福)仙台市手をつなぐ育成会	知的	就労継続支援B型	30	〒980-0003 青葉区小田原4-1-2	223-2483	223-7425	H22.4.1
クローバース・ピアワッセ	(社福)信和会	身体 知的 精神	就労継続支援A型	30	〒981-0901 青葉区北根黒松2-10	727-8907	727-8908	H20.3.1
			就労継続支援B型	30				H28.3.1
グロリアス北仙台	(株)Glorious	特定なし	就労継続支援A型	20	〒981-0913 青葉区昭和町3-40 シーアイマンション北仙台1階	341-9102	341-9107	R6.3.1
Keyaki no Mori	東北福祉ビジネス(株)	特定なし	就労継続支援B型	20	〒981-0904 青葉区旭ヶ丘3-27-5 日立システムズホール仙台1階	343-9141	343-9142	R3.11.1
工房しらかば	(社福)仙台市手をつなぐ育成会	知的	生活介護	40	〒981-0952 青葉区中山3-20-15	278-8099	278-8923	H24.4.1
ココピアワークス仙台	(株)ココピアワークス	精神	就労継続支援A型	20	〒980-0802 青葉区二日町13-26 ネオハイツ勾当台106	778-6732	045-330-4069	R3.6.1
こころや	(NPO)博英舎・こころや	精神	就労継続支援B型	20	〒981-0932 青葉区木町10-3	728-8343	728-8156	H23.4.1
己達会 esse	(一社)己達会	知的精神	就労継続支援B型	20	〒981-0952 青葉区中山4-2-7	725-8025	725-8026	H30.9.1
己達会 hikari	(一社)己達会	知的精神	就労継続支援B型	20	〒989-3216 青葉区高野原4-6-3	797-1670	797-1653	H30.9.1
己達会 rise	(一社)己達会	身体 (視覚) (聴覚) (内部) 知的 精神 難病	就労継続支援B型	10	〒980-0802 青葉区二日町14-14 二日町ゲートビル2階	399-8780	399-8781	R5.10.1
		特定なし	就労継続支援A型	10				R7.4.1

(青葉区つづき)

事業所名	経営(設置)主体	主な対象	事業	定員	所在地	電話番号	FAX	指定年月日
己達会 labo	(一社)己達会	知的精神	就労継続支援B型	20	〒981-0905 青葉区小松島3-3-17 小松島カレッサ103	341-6965	341-6968	R3.9.1
こまくさ苑	(社福)なののはな会	知的	生活介護	33	〒981-0965 青葉区荒巻神明町2-10	301-2335	301-2336	H22.4.1
さくら工房	(株)さくら	知的精神	就労継続支援B型	20	〒981-0966 青葉区荒巻本沢2-14-1	739-9701	739-9702	H28.6.1
サニースポット木町	(株)チャレンジプラットフォーム	特定なし	就労継続支援B型	20	〒981-0932 青葉区木町16-39 昇陽第一ビル1階	725-8186	725-8187	R2.10.1
サブカルビジネスセンター仙台	(株)あるふあおめが	特定なし	就労継続支援B型	20	〒980-0803 青葉区国分町2-2-11 オパール仙台ビルディング5階	397-9950	397-9949	R2.5.1
Schale College	(社福)想伝舎	知的精神	自立訓練(生活訓練)	10	〒980-0804 青葉区大町2-6-27 岡元ビル3階	263-1402	748-7718	R5.6.1
就労移行ITスクール仙台	(株)仙台就労移行ITスクール	精神難病	就労移行支援	20	〒980-0021 青葉区中央4-10-3 JMFビル仙台01-10階	785-8393	774-1524	R4.11.1
就労移行支援事業所カラフル	(株)ウェルズリッチ	特定なし	就労移行支援	10	〒980-0811 青葉区一番町2-5-22 GC青葉通りプラザ4階	797-2531	797-2107	H30.5.1
就労定着支援事業所カラフル			就労定着支援	-				R4.2.1
就労継続支援B型事業所 エンターテインメントアカデミー じじるみ仙台旭ヶ丘	(株)ニチデLab	特定なし	就労継続支援B型	20	〒981-0904 青葉区旭ヶ丘3-15-31 マインド祐1F	343-7188	343-7180	R7.4.1
就労継続支援B型事業所 くにみの風	(社福)国見会	身体(視覚)(聴覚)(内部)知的精神難病	就労継続支援B型	20	〒980-0871 青葉区八幡2-3-4	728-3151	728-3152	H27.6.1
就労継続支援B型 デジタルワークラボ仙台	(株)デジタルワークラボ	特定なし	就労継続支援B型	20	〒980-0021 青葉区中央4-7-17 ベルザ仙台3F	785-8426	774-2349	R6.8.1
就労支援 インクルラボ	(株)イブサム	身体(肢体)(内部)知的精神難病	就労継続支援B型	20	〒981-0952 青葉区中山7-7-17	779-5358	779-5359	R6.8.1
就労支援センター グッジョブ	(株)グッジョブ	知的精神難病	就労移行支援	14	〒980-0011 青葉区上杉1-10-24 コンパウスハウス 上杉第三ビル201	796-8425	796-8635	H28.4.1
就労定着支援センター グッジョブ		特定なし	就労定着支援	-				R1.10.1
生活訓練 グッジョブ		知的精神難病	自立訓練(生活訓練)	6				393-7730
就労準備支援センター あほかぼ	(NPO)ほっぶの森	特定なし	自立訓練(生活訓練)	6	〒980-0014 青葉区本町1-2-5 第3志ら梅ビル4階	797-8801	797-8802	R5.4.1
就労支援センター ほっぶ			就労移行支援	14				H20.2.1
就労定着支援センター ほっぶの実			就労定着支援	-				H30.10.1
ジョブサポートYOU 旭ヶ丘	(株)人材サービスYOU	特定なし	就労継続支援B型	20	〒981-0904 青葉区旭ヶ丘3-6-12 フォレスト旭ヶ丘T101	725-7075	725-7899	R3.4.1
すまいるジョブ	(一社)日本福祉支援協会	特定なし	就労継続支援B型	20	〒981-0904 青葉区旭ヶ丘3-16-21	739-7082	739-7087	R6.8.1

(青葉区つづき)

事業所名	経営(設置)主体	主な対象	事業	定員	所在地	電話番号	FAX	指定年月日
すまいるライフ旭ヶ丘	(一社)日本福祉支援協会	知的精神	自立訓練(生活訓練)	24	〒981-0904 青葉区旭ヶ丘3-16-21	727-2188	727-2189	H30.3.1
			宿泊型自立訓練	24				
せんだい庵	(NPO)せんだいアピリティネットワーク	特定なし	就労継続支援B型	20	〒981-8522 青葉区国見1-8-1	728-7570	728-7580	H29.12.1
仙台青葉自立訓練センターさくなみ	(株)MANA	特定なし	自立訓練(生活訓練)	20	〒989-3431 青葉区作並字元木2-3	200-2339	745-2320	R4.2.1
			宿泊型自立訓練	20				
仙台エコー医療療育センター	(社福)陽光福祉会	-	療養介護	110	〒989-3212 青葉区芋沢字横前1-1	394-7711	394-7714	H24.4.1
仙台自立の家	(社福)仙台市肢体不自由児者父母の会	身体的精神	就労継続支援B型	30	〒989-3206 青葉区吉成台2-12-24	303-0260	719-4055	H22.3.1
仙台2号マーリン	トラスト就労支援(合同)	身体(肢体)(聴覚)(内部)知的精神	就労移行支援	20	〒980-0014 青葉区本町1-13-24 錦ビル2A	796-8790	796-8790	R6.1.1
仙台メンタルヘルスサービス	(医療)原クリニック	知的精神	就労移行支援	6	〒981-0913 青葉区昭和町2-25 HCビル5階	797-5922	797-5922	H18.12.1
			就労継続支援B型	30		343-0718	343-0728	
			就労定着支援	-		797-5922	797-5922	H31.1.1
仙台もぐらの家	(社福)一歩一歩福祉会	知的	就労継続支援B型	20	〒982-0261 青葉区折立1-2-37	226-1441	226-0456	H19.4.1
せんだんの社 社の工房	(社福)東北福祉会	知的	就労継続支援B型	30	〒989-3201 青葉区国見ヶ丘7-141-9	303-5170	303-5178	H31.4.1
多機能型事業所 スペースせんだい	(社福)千代福祉会	知的	生活介護	10	〒989-3127 青葉区愛子東3-9-11	302-3668	391-8240	R3.4.1
			就労継続支援B型	10				
多夢多夢舎中山工房	(NPO)多夢多夢舎中山工房	特定なし	就労継続支援B型	20	〒981-0952 青葉区中山2-18-5	277-0081	277-8809	H23.2.1
たんぼぼハウス	(株)たんぼぼ	身体(内部)知的精神 難病	就労継続支援B型	20	〒989-3125 青葉区下愛子字町20-8-101、 102	226-7033	398-9734	R1.12.1
チャレンジドジャパン 仙台センター	(株)チャレンジド ジャパン	特定なし	就労移行支援	20	〒980-0014 青葉区本町3-5-22 宮城県管工事会館8階	399-8956	399-8961	H21.7.1
			就労定着支援	-				H30.12.1
チャレンジピラ	(株)秀賀会	特定なし	就労継続支援B型	20	〒980-0802 青葉区二日町18-16 アムコ二日町ビル4階	302-5062	302-5063	H25.2.1
ディーキャリア 仙台駅西口オフィス	(株)デアウ	精神	就労移行支援	20	〒980-0021 青葉区中央4-1-26 レインボービル2階	797-3201	797-3402	R3.11.1
			就労定着支援	-				R5.4.1
デイサービス はるの風吉成	(株)飛天	特定なし	共生型生活介護	10	〒989-3205 青葉区吉成3-10-16	341-8336	341-8337	R1.12.1
東北福祉カレッジ	(株)中川	特定なし	就労継続支援B型	20	〒989-3202 青葉区中山台2-60-6 MIPビル2階	256-1931	281-8617	R5.9.1

(青葉区つづき)

事業所名	経営(設置)主体	主な対象	事業	定員	所在地	電話番号	FAX	指定年月日
特定非営利活動法人 ふるれっと	(NPO)ふるれつと	身体 (肢体) (聴覚) (内部) 知的 精神 難病	就労継続支援B型	20	〒989-3434 青葉区新川字佐手山5-607	080-6016- 1208	393-6919	R4.9.1
とちのき	(社福)仙台市手を つなぐ育成会	知的	生活介護	20	〒980-0012 青葉区錦町1-3-9 仙台市役所錦町庁舎1階	224-0551	224-0557	H22.4.1
トモダチ	(一社)トモダチリ ミテッドパート ナーシップ	知的 精神	就労継続支援B型	20	〒980-0014 青葉区本町3-2-3 ダンブランシユビル4階	050-3577 -1135	738-9298	R6.5.1
日本重症心身障害児 支援協会 多機能型ステーション 望(のぞみ)青葉	(株)中川	身体 (肢体) 知的	生活介護	5	〒980-0003 青葉区小田原4-2-18	264-1202	264-1225	R4.4.1
パーソルネクステージ 仙台	パーソルネクス テージ(株)	身体 (肢体) (聴覚) (内部) 知的 精神 難病	就労継続支援A型	20	〒980-0011 青葉区上杉2-1-8 上杉第3平野ビル4F	217-9002	217-9003	R6.10.1
ハッピートワイ	(合同)竹犬ノ傘	知的 精神 難病	就労継続支援B型	20	〒980-0004 青葉区宮町3-7-58	200-2159	200-2158	R6.4.1
ハッピーライフ広瀬通	(合同)MIYABI	特定 なし	就労継続支援A型	20	〒980-0803 青葉区国分町2-2-5 柴崎ビル601	796-0754	796-0762	R6.1.1
ぱーとなー	(社福)幸生会	知的	生活介護	28	〒989-3122 青葉区栗生1-25-1	391-6658	391-6725	H20.4.1
			就労継続支援B型	12				H19.4.1
はまゆう	(社福)なののはな会	知的	生活介護	20	〒981-0923 青葉区東勝山1-26-6	727-2345	272-1013	H19.11.1
パル三居沢	(社福)緑仙会 (仙台市)	精神	就労継続支援B型	20	〒980-0845 青葉区荒巻字三居沢12-1	211-8815	211-8815	H22.4.1
はるのひ文庫	(一社)あび	特定 なし (車椅子の 方は対象 外)	就労継続支援B型	20	〒980-0821 青葉区春日町10-23 1階1A号	796-7430	796-7431	R4.7.1
HELLOS北仙台(A型)	(一社)HELLOS	身体 (視覚) (聴覚) (内部) 知的 精神 難病	就労継続支援A型	20	〒981-0912 青葉区堤町1-1-2 エムズ北仙台2階	346-8913	346-8914	R2.8.1
HELLOS北仙台 (B型)	(一社)HELLOS	特定 なし	就労継続支援B型	20	〒980-0011 青葉区上杉1-6-10 EARTH BLUE 仙台勾当台6 階	217-0738	217-0739	R3.12.1
ぴあにか	(NPO)ぴあいん く	身体 知的	生活介護	20	〒981-0906 青葉区小松島新堤5-31	233-3755	233-3755	H30.11.1
Petit Eclair	(株)MAYURA	知的 精神	就労継続支援A型	10	〒989-3127 青葉区愛子東1-1-10	393-8310	393-8311	H24.4.1
			就労継続支援B型 (青い鳥)	10				H30.4.1
ぶるーびー	(一社)ぶるー びー	特定 なし (車椅子の 方は対象 外)	就労継続支援A型	10	〒980-0811 青葉区一番町2-5-5 東一中央ビルA棟6階	724-7484	724-7484	H29.6.1
			就労継続支援B型	10				R3.8.1

(青葉区つづき)

事業所名	経営(設置)主体	主な対象	事業	定員	所在地	電話番号	FAX	指定年月日
ペガサス	(株)満天の星	知的	就労継続支援B型	10	〒989-3216 青葉区高野原4-13-30	797-1375	797-1376	R1.11.1
			就労継続支援B型 (まんてん食堂)	10	〒989-3211 青葉区赤坂1-1-7	302-6511	302-6576	R3.3.1
ポケット	(社福)一步一步福祉会	知的	生活介護	35	〒989-3123 青葉区錦ヶ丘9-29-59	391-1119	391-1120	H23.10.1
ほっとハート仙台	ほっとファーム(株)	特定なし	就労継続支援B型	20	〒989-3126 青葉区落合2-3-29	281-9448	281-8588	R4.1.1
ほっとファーム仙台	ほっとファーム(株)	身体(肢体) (聴覚) (内部) 知的 精神	就労継続支援A型	40	〒989-3126 青葉区落合2-3-35	797-9618	281-8588	H25.7.1
マナティ五橋	(合同)くじら	身体(肢体) (内部) 知的 精神 難病	就労継続支援B型	20	〒980-0022 青葉区五橋1-4-30-4A	302-6730	302-6740	R4.10.1
manaby CREATORS仙台	(株)manaby	知的 精神	就労継続支援B型	10	〒980-0811 青葉区一番町2-5-1 大一野村ビル8階	302-7932	355-9776	H30.8.1
		知的 精神	就労継続支援B型 (manabyCREATORS 仙台仙台西口サテ ライト)	10	〒980-0021 青葉区中央4-10-3 JMFビル仙台01 13F	080-3755- 5943	217-8777	R7.1.1
Ma rue	(株)MAYURA	知的 精神	就労移行支援	6	〒980-0811 青葉区一番町2-2-8 シエロ南町通7F2	797-7951	797-7952	H26.12.1
Ma rue-Ensemble		特定 なし	就労定着支援	—				R3.9.1
いろは一番町		知的 精神	就労継続支援B型	14				R6.10.1
まるふく	(NPO)桑の木	特定 なし	就労継続支援A型	10	〒980-0012 青葉区錦町1-3-3	796-0215	796-0215	R3.6.1
			就労継続支援B型	10				
マルベリー工房	(NPO)桑の木	身体(聴覚) 知的 精神	就労継続支援B型	20	〒980-0004 青葉区宮町4-2-22	224-2454	222-6767	H21.4.1
みつばち	(社福)陽光福祉会	知的	生活介護	15	〒989-3212 青葉区芋沢字横前1-1	394-1480	394-2888	H24.4.1
みつばちニコニコ工房	(株)みつばちサポート	身体(視覚) (聴覚) (内部) 知的 精神 難病	就労継続支援B型	20	〒980-0802 青葉区二日町6-26 VIP仙台二日町105	393-6838	393-7044	R4.7.1
みんなの広場 (きたやま)	(社福)みんなの広場	精神	生活介護	15	〒981-0931 青葉区北山3-5-18	234-1524	727-6460	R1.9.1
みんなの広場 (くにも工房)			就労継続支援B型	25				〒981-0943 青葉区国見1-17-17
みんなの広場 (工房さまち)	(社福)みんなの広場	精神	就労継続支援B型	20	〒981-0931 青葉区北山1-10-15	275-2101	341-1220	R2.4.1
結っ人	(株)EGAO	特定 なし	就労継続支援A型	10	〒980-0803 青葉区国分町3-6-11 アーク仙台ビル205、401A	398-9445	398-9447	R4.4.1
			就労継続支援B型	20				
メタゲーム仙台	アースプロジェクト(株)	精神	就労継続支援B型	20	〒980-0014 青葉区本町3-5-3 佐新ビル2F	797-1646		R7.2.1

(青葉区つづき)

事業所名	経営(設置)主体	主な対象	事業	定員	所在地	電話番号	FAX	指定年月日
メルヴェイユ仙台	(NPO)創の会	知的	就労継続支援B型	20	〒981-0933 青葉区柏木1-1-30 柏木サトウコーポ1階	342-1502	342-1507	H27.4.1
ゆう貝ヶ森	(社福)仙台つるがや福祉会	知的	生活介護	35	〒981-0942 青葉区貝ヶ森5-6-10	341-2257	341-2258	H31.4.1
リヴァトレ仙台花京院	(株)リヴァ	精神	就労移行支援	20	〒980-0013 青葉区花京院2-1-14 花京院ビルディング2階	738-8948	738-8949	H31.4.1
			就労定着支援	-				R2.6.1
リヴァトレ仙台本町	(株)リヴァ	精神	就労移行支援	20	〒980-0014 青葉区本町1-11-1 HF仙台本町ビルディング3階	738-7940	738-7941	R3.1.1
			就労定着支援	-				R4.6.1
LITALICOフークス 仙台青葉	(株)LITALICO パートナーズ	特定 なし	就労移行支援	20	〒980-0021 青葉区中央4-10-3 JMFビル仙台01 8階	716-6067	716-6068	H24.6.1
			就労定着支援	-				H30.10.1
Rickeyクルーズ 仙台青葉通	(株)ミツイ	特定 なし	就労移行支援	20	〒980-0021 青葉区中央2-2-10 仙都会館ビル7階	738-8434	738-8435	H29.5.1
			就労定着支援	-				H31.2.1
Links青葉	(NPO)Links	特定 なし	就労継続支援B型	20	〒980-0022 青葉区五橋1-6-6 五橋ビル5階	797-3442	797-3443	H30.10.1
るーが	(NPO)桑の木	身体 (聴覚) 知的	生活介護	20	〒980-0004 青葉区宮町4-2-22 2階	226-7211	226-7211	H25.5.1
レストランぴあ	(社福)仙萩の杜	特定 なし	就労継続支援B型	20	〒980-8570 青葉区本町3-8-1-18F	783-3250	783-3251	H28.8.1
わ・は・わ広瀬	(社福)みんなの輪	特定 なし	就労継続支援B型	20	〒989-3126 青葉区落合2-2-41	392-0851	392-0861	H24.4.1

(宮城野区)

事業所名	経営(設置)主体	主な対象	事業	定員	所在地	電話番号	FAX	指定年月日
あすかぜ	(一社)みらい東北	身体 (肢体) 知的 精神	就労継続支援B型	20	〒983-0852 宮城野区榴岡3-6-30 エクセレントイト1階102	292-5681	791-6186	R3.12.1
いずみ授産所	(社福)愛子福祉会	知的	就労継続支援B型	40	〒983-0832 宮城野区安養寺2-1-2	295-8587	295-8594	H20.4.1
いろはまるごと仙台港	(株)MAYURA	知的 精神	就労継続支援B型	10	〒983-0001 宮城野区港3-1-7 みやぎ産業交流センター (夢メッセみやぎ)会議棟1F	259-0737	259-0737	R5.8.1
			就労継続支援B型 (いろは山元)	10				〒989-2203 宮城県亶理郡山元町浅生原 字作田山2-63
ウェルビー 仙台駅前センター 就労定着支援事業所 ウェルビー 仙台駅前センター	ウェルビー(株)	身体 (内部) 知的 精神 難病	就労移行支援	20	〒983-0852 宮城野区榴岡4-12-1 BKテラス4F	355-9548	355-9549	H30.6.1
			就労定着支援	-				R2.4.1
オリーブの小路	(NPO)シャローム の会	知的 精神	就労継続支援B型	10	〒983-0026 宮城野区田子西1-12-4	385-7931	385-7932	H29.9.1
			就労継続支援B型 (エリム事務センター・ 若水)	10				〒983-0852 宮城野区榴岡4-6-22 ノーブルビル3階
ノア			就労移行支援	10		355-8363	355-2308	H25.5.1
Be・さぼーと			就労定着支援	-				H31.2.1

(宮城野区つづき)

事業所名	経営(設置)主体	主な対象	事業	定員	所在地	電話番号	FAX	指定年月日
オリーブの実 キッチンハーモニー・ ポコ	(NPO)シャローム の会	知的 精神	就労継続支援B型	15	〒983-0046 宮城野区西宮城野9-16 パレビル1階301	256-2350	256-2350	R2.4.1
			就労継続支援B型 (洋食厨房 オリーブ の杜)	25	〒984-0015 若林区卸町4-3-1 仙台市中央卸売市場中央棟 2 階	352-1020	352-1020	R2.4.1
キャロット工房	(合同)ふくまる	知的 精神 難病	就労継続支援A型	20	〒983-0047 宮城野区銀杏町1-4	355-9775	397-2817	R5.9.1
工房すびか	(NPO)ヘゼリヒプ ライン	特定 なし	就労継続支援B型	20	〒983-0038 宮城野区新田1-5-44 パルトピア仙台14-1F	781-5272	781-5472	H25.12.1
コキア (就労継続支援A型)	(社福)仙台市手をつなぐ育成会	知的	就労継続支援A型	10	〒983-0032 宮城野区仙石3-1	235-3680	235-3680	H27.4.1
コッパ	(NPO)フルハウ ス	身体 (肢体) 知的 精神	就労継続支援B型	10	〒983-0834 宮城野区松岡町17-1	299-1279	299-1279	H20.4.1
			就労継続支援B型 (コッパ&エフブノ イチ+)	10	〒983-0834 宮城野区松岡町10-7 大倉ビル1F			R6.4.1
COM'S	(一社)COM'S	身体 (肢体) (聴覚) (内部) 精神 難病	就労継続支援B型	20	〒983-0021 宮城野区田子1-26-5	766-9373	766-9373	R3.1.1
CWファーム仙台福田 町	(株)MIJウエルネ ス	特定 なし	就労継続支援B型	20	〒983-0023 宮城野区福田町1-4-20	781-8630	781-8631	R5.5.1
しじゅうからat work	(NPO)生活支援 きょうどう舎	知的	生活介護	20	〒983-0833 宮城野区東仙台2-18-60	354-1302	354-1302	H25.8.1
			就労継続支援B型	10				
障害者日中活動支援 施設あいむ鶴ヶ谷	(社福)愛泉会	身体 知的	生活介護	30	〒983-0824 宮城野区鶴ヶ谷2-1-11	353-6551	353-6552	H29.4.1
障害者日中活動支援 施設かむり学園	(社福)愛泉会	知的	生活介護	30	〒983-0821 宮城野区岩切字三所南1-1	396-5801	396-5802	H23.6.1
ジョブタス 仙台薬師堂事業所	流星舎(株)	特定 なし	就労継続支援B型	20	〒983-0044 宮城野区宮千代1-11-7	766-9854	766-9864	R3.7.1
ジョブタス東仙台 事業所	(株)エフリング	特定 なし	就労継続支援B型	20	〒983-0833 宮城野区東仙台1-7-1 1F-C	355-6325	355-6326	R2.12.1
スイッチ・センダイ 就労定着支援スイッチ	(NPO)Switch	知的 精神	就労移行支援	20	〒983-0852 宮城野区榴岡1-6-3-602	762-5852	762-5853	H23.6.1
			就労定着支援	-				R1.12.1
生活介護事業所 アトリエ北斗七星	(一社)美来みやぎ の	知的 精神	生活介護	20	〒983-0831 宮城野区自由ヶ丘18-30	090-1397- 1130	231-1569	R5.1.1
仙台つどいの家	(社福)つどいの家	知的	生活介護	35	〒983-0836 宮城野区幸町3-12-16	293-3751	293-3752	H25.8.1
第二啓生園	(社福)宮城県障がい者福祉協会	特定 なし	就労継続支援B型	40	〒983-0836 宮城野区幸町4-6-2	385-7861	291-1783	H22.4.1
高砂はげみホーム	(社福)仙台はげみ の会	知的	生活介護	35	〒983-0005 宮城野区福室7-8-20	786-7275	786-7340	H23.10.1
チャレンジドジャパン 仙台中央センター	(株)チャレンジド ジャパン	特定 なし	就労移行支援	20	〒983-0852 宮城野区榴岡4-12-12 L.Biz仙台3階	794-9855	794-9856	H28.4.1
			就労定着支援	-				H30.8.1

(宮城野区つづき)

事業所名	経営(設置)主体	主な対象	事業	定員	所在地	電話番号	FAX	指定年月日
TFU Cafeteria Olive	(NPO)ほっぷの森	特定なし	就労継続支援A型	10	〒983-0852 宮城野区榴岡2-5-26 東北福祉大学 仙台駅東口キャンパス1F・B1	762-7827	762-7828	H31.2.1
			就労継続支援A型 (びすた〜り榴岡)	10	〒983-0851 宮城野区榴岡5 みやぎNPOプラザ1F	299-2888	299-2888	R2.12.1
デイサービス NAKAGAWA	(株)中川	特定なし	共生型生活介護 共生型自立訓練 (機能訓練) 共生型自立訓練 (生活訓練)	18	〒983-0868 宮城野区鉄砲町中3-4 プラザ和光ビル1階	299-2510	355-6499	H30.8.1
特定非営利活動法人 みんなえがお就労継続 支援B型事業所	(NPO)みんなえ がお	知的	就労継続支援B型	20	〒983-0824 宮城野区鶴ヶ谷1-18-5	070-5028 -2937	-	H24.12.1
トコトコベース	(株)トコトコ ファーム	知的 精神	自立訓練(生活訓練)	20	〒983-0006 宮城野区白鳥1-34-41	355-7137	355-7138	R7.1.1
パレスト	(株)千手	身体 (視覚) (聴覚) (内部) 知的 精神 難病	就労継続支援A型	20	〒983-0852 宮城野区榴岡1-7-15 サニービル207	369-3096	369-3097	R2.6.1
ばれった・けやき	(社福)ゆうゆう舎	知的 精神	就労継続支援B型	20	〒983-0835 宮城野区大槻16-2 宮城野障害者福祉センター内	292-8474	292-8476	H19.4.1
ばれった・けやき 宮城野	(社福)ゆうゆう舎	知的 精神	就労継続支援B型	10	〒983-0046 宮城野区西宮城野10-5 ソフィア宮城野1-A	257-5092	257-5092	H27.2.1
			就労継続支援B型 (ばれった・けやき宮 城野(来夢))	10	〒984-0073 若林区荒町122 プラチナスイート五橋Garden Court店舗棟2階201	224-2660	224-2660	R5.4.1
びあ	(社福)仙萩の杜	特定 なし	就労継続支援B型	30	〒983-0035 宮城野区日の出町1-5-30	783-3250	783-3251	H28.4.1
			就労継続支援B型 (びあベーカリー)	10	〒984-0823 若林区遠見塚2-41-15	355-8781	355-2362	R3.6.1
ホープすずかけ	(社福)仙台市手を つなぐ育成会	知的	生活介護	40	〒983-0824 宮城野区鶴ヶ谷5-22-1	252-4640	252-4672	H19.4.1
ほほえみ	(NPO)コスモスク ラブ	知的	生活介護	20	〒983-0826 宮城野区鶴ヶ谷東4-17-31	355-9136	355-9136	R4.4.1
まちワクワーキン	(株)equal	特定 なし	就労継続支援B型	20	〒983-0836 宮城野区幸町2-23-1	725-6815	725-6817	R5.7.1
manaby 仙台駅前事業所	(株)manaby	特定 なし	就労移行支援	20	〒983-0852 宮城野区榴岡1-6-30	290-6026	290-6878	H28.11.1
			就労定着支援	-	ディーグラント仙台ビル7階			R5.10.1
RISEWORKみやぎの	(株)ソーシャルラ イズ	身体 知的 精神	就労移行支援	10	〒983-0047 宮城野区銀杏町13-8 セトル銀杏101、102	762-5831	762-5834	R3.9.1
菓房 ポミエ			就労継続支援B型	10	〒983-0852 宮城野区榴岡5-10-20-2	355-2461	355-2462	R3.9.1
	就労継続支援B型 (菓房 ポミエ サテライト)	10	〒983-0045 宮城野区宮城野1-21-3-201	R4.4.1				
LITALICOワークス 仙台東口	(株)LITALICO パートナーズ	特定 なし	就労移行支援	20	〒983-0852 宮城野区榴岡2-3-15	742-5280	742-5281	H29.10.1
			就労定着支援	-	花本ビル2階			H30.10.1
LITALICOワークス 仙台みやぎの	(株)LITALICO パートナーズ	特定 なし	就労移行支援	20	〒983-0852 宮城野区榴岡2-2-23	292-6730	292-6735	R2.11.1
			就労定着支援	-	名掛丁パルス熊林ビル3階			R3.9.1

(宮城野区つづき)

事業所名	経営(設置)主体	主な対象	事業	定員	所在地	電話番号	FAX	指定年月日
リンクワークス 仙台駅東口	(株)リンクワークス	特定なし	就労継続支援A型	20	〒983-0852 宮城野区榴岡4-1-8 バルシティ仙台1階	354-1995	354-1996	R4.1.1
ワークつるがや	(社福)仙台つるがや福祉会	知的	生活介護	40	〒983-0824 宮城野区鶴ヶ台5-22-1	395-7966	395-7968	H19.4.1
			就労継続支援B型	40				
わ・は・わ宮城野	(社福)みんなの輪	知的 精神 難病	就労継続支援B型	20	〒983-0823 宮城野区燕沢3-1-10	388-4188	388-4191	H19.4.1

(若林区)

事業所名	経営(設置)主体	主な対象	事業	定員	所在地	電話番号	FAX	指定年月日
アスノバ	(株)未来企画	特定なし	就労継続支援B型	20	〒984-0017 若林区なないろの里1-19-2	290-7295	290-7501	H30.8.1
アップルファーム	(株)アップルファーム	身体 知的 精神	就労継続支援A型	20	〒984-0031 若林区六丁目字南97-3 東インター斎喜ビル1階	390-1101	390-1102	H22.11.1
アトリエ・ アンノウンIV仙台	クオリティー(株)	身体 (肢体) (聴覚) (内部) 知的 精神 難病	就労継続支援B型	20	〒984-0038 若林区伊在1-11-3	369-3943	369-3944	R6.4.1
いいね仙台	(株)ゆめ工房	知的	就労継続支援B型	20	〒984-0821 若林区中倉3-17-55	781-5525	781-5535	H30.10.1
WEEDS	(合同)WEEDS	精神	自立訓練(生活訓練)	6	〒984-0057 若林区三百人町100	398-4557	796-5842	R4.5.1
		精神	就労継続支援B型	14				R6.5.1
おもいやライフ	(一社)思筋	特定なし	自立生活援助	-	〒984-0051 若林区新寺1-5-26 レインポー仙台310	352-7046	352-7047	R1.7.1
クリーンキャスト卸町	セブドット(合同)	知的 精神	就労継続支援B型	20	〒984-0015 若林区卸町1-5-5 ルアーナ・エール・レジデンス 卸町3・4号室	200-6613	774-2358	R6.5.1
クワノキ	(NPO)桑の木	身体 (聴覚) 知的 精神	就労継続支援A型	20	〒984-0073 若林区荒町67-1	267-5622	222-6767	H27.4.1
グレース	(NPO)シャロームの会	知的 精神	就労継続支援B型	20	〒984-0051 若林区新寺2-3-1 長屋ビル401, 102	293-4345	293-4346	H20.3.1
			就労継続支援B型 (ゆめの里)	10	〒989-3124 青葉区上愛子字北内8-62	295-2855	293-4346	R3.7.1
みどりの牧場			自立訓練(生活訓練)	10	〒984-0051 若林区新寺2-3-1 長屋ビル402	293-4345	293-4346	H20.3.1
コキア (就労継続支援B型)	(社福)仙台市手をつなぐ育成会	知的	就労継続支援B型	20	〒984-0065 若林区土樋1-11-2	213-6281	213-6281	H27.4.1
ここねっとステップ	(NPO)自閉症ピアリンクセンター ここねっと	特定なし	自立訓練(生活訓練)	20	〒984-0063 若林区石名坂57 TFM1階	302-3228	797-7034	R2.8.1
コスモス@わーくす	コスモスケア(株)	特定なし	就労継続支援B型	20	〒984-0047 若林区木ノ下1-12-28	352-1566	352-1741	R6.12.1
サニースポット連坊	(株)チャレンジブラッドフォーム	特定なし	就労継続支援B型	20	〒984-0812 若林区五十人町77-2	398-8361	398-8362	R7.4.1

(若林区つづき)

事業所名	経営(設置)主体	主な対象	事業	定員	所在地	電話番号	FAX	指定年月日
就労継続支援A型 すずめの里	(合同)ヒカリノミチ	特定なし	就労継続支援A型	20	〒984-0053 若林区連坊小路63 連坊SKビル1階	357-0186	357-0187	R7.3.1
就労継続支援事業所 なでしこ	(株)なでしこ	特定なし	就労継続支援A型	10	〒984-0042 若林区大和町4-13-27	385-7223	385-7289	H29.6.1
			就労継続支援B型	35				
就労継続支援B型事業所 はびかむ	(一社)はびかむ	特定なし	就労継続支援B型	20	〒984-0047 若林区木ノ下5-2-17 パステルコーポ103	355-8127	355-8128	H27.1.1
就労支援B型事業所 ビッグサン	(合同)ビッグママ	特定なし	就労継続支援B型	20	〒984-0012 若林区六丁の目中町7-73 エクセレント庄清205	070-8429 -7260	-	R3.4.1
小規模多機能ホーム 福ちゃんの家	(株)未来企画	特定なし	共生型生活介護	18	〒984-0032 若林区荒井7-4-1	352-7613	352-7623	R5.3.1
ジョブ・グー	(株)ジョブ・グー	身体 (肢体) (聴覚) (内部) 知的 精神 難病	就労継続支援A型	20	〒984-0052 若林区連坊2-1-19 コーポすがい1階	762-8208	762-8208	R4.1.1
ジョブタス仙台 六丁の目事業所	(株)マガジンコン ビニエンス	特定なし	就労継続支援B型	20	〒984-0003 若林区六丁の目北町4-6	794-8525	794-8526	R3.10.1
スパーツ長町	(株)スパーツ	身体 (肢体) (聴覚) (内部) 知的 精神 難病	就労継続支援B型	20	〒984-0816 若林区河原町2-14-6	395-8886	395-8886	H28.10.1
スパーツ若林	(株)スパーツ	身体 (肢体) (聴覚) (内部) 知的 精神 難病	就労継続支援B型	20	〒984-0838 若林区上飯田2-5-28	703-3341	703-3341	H30.5.1
スミールステッド若林	(株)スミールプロ ジェクト	特定なし	就労継続支援B型	20	〒984-0826 若林区若林4-4-13	369-3882	369-3884	R3.10.1
ゼルコバ	(一社)杜の都福祉 事業団	知的 精神	就労継続支援B型	20	〒984-0047 若林区木ノ下2-1-1 ムラカタビル1階、2階	257-0525	257-0525	H29.9.1
仙台マーリン	トラスト就労支援 (合同)	身体 (肢体) (聴覚) (内部) 知的 精神	就労移行支援	10	〒984-0046 若林区二軒茶屋1-6 エスコムビル203	794-8431	794-8431	R5.9.1
			就労継続支援A型	10				
つどいの家・コベル	(社福)つどいの家	知的	生活介護	40	〒984-0838 若林区上飯田1-17-58	781-1571	781-1573	H18.10.1
でじるみ仙台中央	(株)全道警備 センター	特定なし	就労継続支援B型	20	〒984-0051 若林区新寺3-2-32 サンロードマンション 東八番丁1階	781-5639	781-5669	R6.11.1
のぞみ苑	(社福)みずきの郷	特定なし	生活介護	30	〒984-0015 若林区卸町2-12-9	783-8311	783-8319	H24.4.1
			生活介護 (南材ホーム)	10				
ライフの学校 就労支援センター ウェルカム!カフェ 霞目キャンパス	(社福)ライフの学 校	身体 (肢体) (聴覚) (内部) 知的 精神 難病	就労継続支援B型	20	〒984-0035 若林区霞目2-14-26	080-2806 -3740	289-1755	R2.2.1
ライフの学校 共生型デ イサービスセンター 萩の風キャンパス	(社福)ライフの学 校	特定なし	共生型生活介護	18	〒984-0838 若林区上飯田字天神1-1	289-8555	289-1755	R4.10.1

(若林区つづき)

事業所名	経営(設置)主体	主な対象	事業	定員	所在地	電話番号	FAX	指定年月日
ファースト	(株)リレーション	特定なし (車椅子の方は対象外)	就労継続支援A型	20	〒984-0032 若林区荒井7-20-6	355-9829	355-9804	H30.3.1
フォレスターナ若林	(社福)チャレンジドらいふ	特定なし	生活介護	30	〒984-0002 若林区卸町東2-5-16	232-0556	232-0557	H27.4.1
フォンテーヌ	(社福)愛子福祉会	知的	就労継続支援B型	30	〒984-0815 若林区文化町15-12	286-2004	286-2411	H20.4.1
ほっとたいむ	(NPO)ほっとたいむ	知的精神	就労継続支援B型	10	〒984-0821 若林区中倉2-12-15	236-4340	236-4340	R2.6.1
			就労継続支援B型 (栗の木)	10				〒984-0821 若林区中倉1-25-20
マイロ	(一社)MYROマイロ	知的精神	就労継続支援B型	20	〒984-0816 若林区河原町2-5-45-102、201	290-2654	290-2652	R3.7.1
もくもく	(社福)あおぞら	精神	就労継続支援B型	20	〒984-0063 若林区石名坂70	716-8228	716-8188	H24.4.1
Links五橋	(NPO)Links	特定なし	就労継続支援B型	20	〒984-0051 若林区新寺2-1-6 THE ISビル7階	281-9967	281-9968	H27.10.1
ワーキングギルド花梨	(社福)仙台市手をつなぐ育成会	知的	生活介護	30	〒984-0001 若林区鶴代町4-44	237-2220	237-2221	H24.4.1
			就労継続支援B型	10				
わたげの家	(社福)わたげ福祉会	精神	宿泊型自立訓練	10	〒984-0823 若林区遠見塚1-18-48	285-3531	285-7505	H24.4.1
			自立訓練(生活訓練)	20				
わたげの樹	(社福)わたげ福祉会	精神	就労継続支援B型	35	〒984-0823 若林区遠見塚1-18-48	285-3531	285-7505	H24.4.1
わ・は・わ	(社福)みんなの輪	知的精神	就労継続支援B型	20	〒984-0821 若林区中倉2-21-5	283-1408	283-1408	H18.12.1
わ・は・わ沖野	(社福)みんなの輪	知的精神	就労継続支援B型	20	〒984-0831 若林区沖野3-6-55	294-6250	294-6250	H27.4.1
Wonder Workers	(NPO)ワンダーアート	特定なし	就労継続支援B型	20	〒984-0073 若林区荒井172 第一旭ビル2階	724-7255	724-7285	R4.5.1

(太白区)

事業所名	経営(設置)主体	主な対象	事業	定員	所在地	電話番号	FAX	指定年月日
AMZ長町駅前	AMZ(合同)	特定なし	就労継続支援B型	20	〒982-0011 太白区長町5-3-1 たいはっくる1F	393-6571	393-6581	R6.5.1
アンフィニ	(株)ライフビジョン	特定なし	就労継続支援B型	20	〒982-0034 太白区西多賀1-15-28 西多賀パークビル101	302-6560	302-6560	R3.10.1
一寿園	(社福)一寿会	身体知的精神	就労継続支援B型	20	〒982-0033 太白区富田字南ノ西26	243-3447	243-4104	H24.4.1
大野田はぎの苑	(社福)仙台市手をつなぐ育成会	知的	生活介護	40	〒982-0014 太白区大野田5-23-3	249-3611	249-3618	H24.4.1
希望の星	(NPO)ばーる太白社会事業センター	身体(視覚)	就労継続支援B型	10	〒982-0821 太白区松が丘25-2	228-5060	228-5060	H27.10.1
			就労継続支援B型 (梅田クラブ)	10				
グリーンファーム仙台	グリーンライフ(株)	身体(肢体)(聴覚)(内部)知的精神難病	就労継続支援B型	20	〒982-0007 太白区あすと長町1-3-1	304-3193	304-3194	R7.1.1
工房けやき	(社福)仙台市手をつなぐ育成会	知的	生活介護	36	〒981-1107 太白区東中田2-15-1	242-8090	242-8091	H24.4.1
こぶし	(社福)仙台市手をつなぐ育成会	知的	生活介護	35	〒982-0845 太白区門前町12-30	308-2621	308-2622	H24.4.1

(太白区つづき)

事業所名	経営(設置)主体	主な対象	事業	定員	所在地	電話番号	FAX	指定年月日
サンサンファクトリー	(NPO)アグリ・ノーマライゼーションin秋保	身体的 知的 精神	就労継続支援B型	20	〒982-0244 太白区秋保町馬場字深野39-1	399-4868	399-4868	H24.2.1
萩の郷福祉工場	(社福)共生福祉会	身体 (肢体) (聴覚) (内部) 知的	就労継続支援A型	27	〒982-0804 太白区鉤取御堂平38	244-0115	244-7087	H20.3.1
			就労継続支援B型	13				H26.4.1
しごとLabo アシタノ長町	(合同)SIN	特定 なし	就労継続支援A型	20	〒982-0012 太白区長町南1-4-7 エルシャフト1階	796-8704	796-8749	R5.10.1
社会福祉法人 りんごの樹虹の橋	(社福)りんごの樹	特定 なし	就労継続支援B型	20	〒982-0003 太白区郡山6-7-20	304-0294	246-0520	H30.8.1
就労継続支援A型事業 所「なかま」富沢	(社福)ノテ福祉会	特定 なし	就労継続支援A型	10	〒982-0037 太白区富沢西3-10-1	395-8851	395-8858	R5.4.1
就労継続支援B型事業 所 SATORI	(株)SATORI	知的	就労継続支援B型	20	〒982-0811 太白区ひより台31-1	778-3621	778-3621	R5.8.1
就労継続支援B型事業 所 芽ぶき	(NPO)ふるたい む	身体 知的 精神	就労継続支援B型	20	〒982-0244 太白区秋保町馬場字上ノ原32	397-7674	397-7674	R2.6.1
就労継続支援B型 なのはな仙台南	(一社)みなみの風	身体 知的 精神	就労継続支援B型	40	〒982-0032 太白区富沢1-5-1 山本ビル201	702-6475	702-6475	R3.9.1
障害福祉サービス 事業所ビッグママ	(合同)ビッグママ	特定 なし	就労継続支援B型	20	〒982-0011 太白区長町3-9-8	308-3386	393-6799	H23.6.1
四郎丸きぼう園	(社福)家庭福祉会	知的	生活介護	20	〒981-1101 太白区四郎丸字昭和裏45-2	738-8433	738-8438	R3.4.1
SPA NAKAGAWA	(株)中川	特定 なし	共生型生活介護	10	〒982-0843 太白区茂ヶ崎3-11-10	393-8749	355-6499	H30.8.1
			共生型自立訓練 (機能訓練)					
			共生型自立訓練 (生活訓練)					
すびなっち	(NPO)あなたの 街の「三河や」さん	特定 なし	就労移行支援	6	〒982-0011 太白区長町1-3-33-101	304-3110	304-3120	H21.10.1
			就労継続支援B型	14				
			就労継続支援B型 (らでいっしゅ)	20				
すまいるライフ 南仙台	(一社)日本福祉支 援協会	知的 精神	宿泊型自立訓練	30	〒981-1105 太白区西中田4-13-4	306-3023	306-3024	H23.10.1
			自立訓練(生活訓練)	30				
スマールステッドたいは く	(株)サンテック	特定 なし	就労継続支援A型	10	〒982-0003 太白区郡山5-19-15	246-9006	246-9029	H27.10.1
			就労継続支援B型	20				
			就労継続支援B型 (スマールステッド あおば)	10				〒980-0012 青葉区錦町1-6-34 あいあーるビル1階
せんしょう庵	(社福)仙台市障害 者福祉協会	特定 なし	就労継続支援B型	10	〒982-0011 太白区長町3-3-11	247-2940	247-2940	H26.4.1
			就労継続支援B型 (若林喫茶)	10	〒984-0824 若林区遠見塚東8-1 若林障害者福祉センター内			
			就労継続支援B型 (太白喫茶)	10	〒982-0012 太白区長町南1-6-10 太白障害者福祉センター内			
仙台西多賀病院	独立行政法人国 立病院機構	身体	療養介護	260	〒982-8555 太白区鉤取本町2-11-11	245-2111	243-2530	H24.10.1
多機能型事業所 向日葵ファミリー	(社福)ふれあいの 森	知的 精神	自立訓練(生活訓練)	6	〒981-1102 太白区袋原5-17-33	741-2888	741-3725	H24.2.1
			就労継続支援B型	14				
だんでらいおん	(NPO)だんでら いおん	精神	就労継続支援B型	20	〒981-1101 太白区四郎丸字前89-1	741-2541	393-8839	H23.6.1

(太白区つづき)

事業所名	経営(設置)主体	主な対象	事業	定員	所在地	電話番号	FAX	指定年月日
チャレンジドジャパン 仙台長町センター	(株)チャレンジド ジャパン	特定 なし	就労移行支援	20	〒982-0011 太白区長町3-7-13 マスカットビル3階	398-6931	398-6935	H24.3.1
			就労定着支援	-				H30.12.1
チョコさほやま	(有)大裕	特定 なし	就労継続支援B型	20	〒982-0211 太白区佐保山1-28	748-4609	748-4619	R4.3.1
つどいの家・アプリ	(社福)つどいの家	知的	生活介護	35	〒982-0816 太白区山田本町3-20	743-1882	743-1883	H23.4.25
ドゥ サムシング	(NPO)ライフパウ ンド	身体 (視覚) (聴覚) (内部) 知的 精神 難病	就労継続支援B型	20	〒982-0023 太白区鹿野3-1-1	200-6425	200-6425	R4.12.1
Mitte -ミッテ-	アミークス(株)	知的 精神 難病	就労継続支援B型	20	〒982-0011 太白区長町1-12-16 スタインビルド I 101	302-6981	302-6982	R5.4.1
hana hana	(有)クリオネ	知的 精神	就労継続支援B型	20	〒982-0833 太白区八木山弥生町16-22	796-2526	796-2529	R4.7.1
ピアサポートセンター そら	(NPO)ワーカー ズコープ	精神	就労継続支援B型	20	〒982-0012 太白区長町南4-25-3	398-4961	398-4962	H22.4.1
びすた〜り フードマーケット	(NPO)ほっぷの 森	特定 なし	就労継続支援B型	10	〒982-0011 太白区長町1-2-8	738-7231	738-7232	H21.9.1
			就労継続支援B型 (JhoJho)	10				
facil	(一社)facil	身体 難病	生活介護	5	〒982-0816 太白区山田本町16-1	226-8827	226-8947	R5.4.1
フリースペースソレイユ	(NPO)フルハウ ス	特定 なし	生活介護	8	〒981-1101 太白区四郎丸字前92	241-1046	395-9568	H24.4.1
			就労継続支援B型	32				H20.4.1
ふりーらいふ	(株)フリーライフ	知的 精神	就労継続支援B型	20	〒982-0804 太白区鉤取1-10-22	050-6874- 4237	774-1400	R6.7.1
ポッケの森	(社福)ほっけコ ミュニティネット ワーク	特定 なし	就労継続支援B型	30	〒982-0222 太白区人來田2-2-1	243-7280	243-7281	H23.3.1
			就労継続支援B型 (大きなポッケ)	10				
まどか	(社福)仙萩の杜	知的 精神	就労継続支援B型	30	〒981-1102 太白区袋原4-37-1	302-4620	242-3720	H30.5.1
まどか西中田	(社福)仙萩の杜	知的 精神	生活介護	20	〒981-1105 太白区西中田5-21-17	226-7741	226-7742	H31.4.1
manaby CREATORS長町南	(株)アッタカム	特定 なし	就労継続支援B型	20	〒982-0012 太白区長町南3-1-50 Bonds&R長町南3F	395-5071	395-5076	R7.4.1
manaby 長町駅前事業所	(株)manaby	特定 なし	就労移行支援	20	〒982-0011 太白区長町5-1-15 エイ・エヌステーションビル 1階	796-8505	796-8530	H30.11.1
			就労定着支援	-				R3.10.1
みどり工房 長町	(NPO)みどり会	特定 なし	就労継続支援B型	20	〒982-0011 太白区長町1-6-3 グッドライフ長町 3階	762-7610	762-7611	R1.5.1
みんなのおうち 太白だんだん	(NPO)ワーカー ズコープ	特定 なし	生活介護	10	〒982-0012 太白区長町南3-35-10	796-7261	796-7266	R2.9.1
MEGUMI	(一社)恵のもり	特定 なし	就労継続支援B型	20	〒980-0001 太白区東中田3-2-34	393-6603	393-6604	H27.4.1
八木山つどいの家	(社福)つどいの家	知的	生活介護	20	〒982-0801 太白区八木山本町1-41-2	229-0666	229-0661	H28.10.1
Rickeyクルーズ 長町南	(株)ミツイ	特定 なし (車椅子の 方は要相 談)	就労移行支援	10	〒982-0012 太白区長町南3-3-36 Kビルド2階201	748-4620	748-4621	R3.2.1
			自立訓練(生活訓練)	10				R5.4.1

(太白区つづき)

事業所名	経営(設置)主体	主な対象	事業	定員	所在地	電話番号	FAX	指定年月日
わらしべ舎西多賀工房	(社福)わらしべ舎	特定なし	生活介護	30	〒982-0034 太白区西多賀3-1-25	307-6320	743-5582	H22.4.1
			就労継続支援B型	10				
わらしべ舎羽黒台工房	(社福)わらしべ舎	特定なし	生活介護	27	〒982-0817 太白区羽黒台42-6	399-8238	399-8239	R3.4.1

(泉区)

事業所名	経営(設置)主体	主な対象	事業	定員	所在地	電話番号	FAX	指定年月日
あいの実ブルーベリー	(社福)あいの実	身体(肢体)知的難病	生活介護	10	〒981-3224 泉区西田中宇松下23	785-9435	774-2807	R5.4.1
And You マズロ	(一社)悠優会	特定なし	就労継続支援B型	20	〒981-3215 泉区北中山4-13-2	725-7815	725-7816	H30.6.1
エムズスタイル泉中央	(合同)M's style	特定なし	就労継続支援A型	20	〒981-3133 泉区泉中央3-1-2 泉中央SSビル1F	344-8841	344-8842	R7.4.1
エンカレッジ 八乙女	(株)imaru	特定なし	就労継続支援A型	15	〒981-3135 泉区八乙女中央4-8-16	341-8740	341-8746	R5.10.1
オリイロ	(株)Aruku.	身体(視覚)(聴覚)(内部)知的精神難病	就労継続支援B型	20	〒981-8007 泉区虹の丘4-13-16	772-2188	772-2189	R6.9.1
株式会社帆の風 泉中央事業所	(株)帆の風	特定なし	就労継続支援B型	20	〒981-3133 泉区泉中央2-16-9 泉大友ビル201	341-0717	341-0717	R4.5.1
加茂はげみホーム	(社福)仙台はげみの会	知的	生活介護	30	〒981-3122 泉区加茂2-24-1	377-6651	377-6652	H23.9.1
グリーンファーム八乙女	グリーンライフ(株)	身体(肢体)(聴覚)(内部)知的精神難病	就労継続支援B型	20	〒981-3112 泉区八乙女中央1-6-45 産電八乙女中央ビル1階	341-5731	341-5732	R7.1.1
県中央地域福祉サービスセンター生活介護事業所「ひだまり」	(社福)宮城県社会福祉協議会	知的	生活介護	30	〒981-3212 泉区長命ヶ丘4-31-22	343-6904	343-6905	H18.10.1
工房かやの実	(社福)仙台市手をつなぐ育成会	知的	就労継続支援B型	40	〒981-3131 泉区七北田字日野3-4	771-7766	773-8055	H24.4.1
ココア・泉中央	エコ・アース・ファクトリー(株)	身体(肢体)(聴覚)(内部)知的精神難病	就労継続支援B型	20	〒981-3133 泉区泉中央2-6-3 ビルドアンブル201	707-5328	707-5328	H29.5.1
コスモス向陽台デイサービス	コスモスケア(株)	特定なし	共生型生活介護	30	〒981-3102 泉区向陽台5-16-16	346-7830	346-7831	R4.9.1
コラボ・ソキウス	(NPO)ソキウス せんだい	精神	就労継続支援B型	20	〒981-8003 泉区南光台2-14-55	765-8949	765-8949	R2.3.1
ジェネシス 泉中央	(合同)genesis	特定なし	就労継続支援A型	20	〒981-3133 泉区泉中央3-8-5 泉中央STビル4F402号室	725-2563	725-2609	R4.7.1
ジェネシス 泉中央駅前	(合同)genesis	特定なし	就労継続支援A型	20	〒981-3133 泉区泉中央3-9-1 恵泉ビル1F-B	346-7406	346-7408	R6.4.1
就労移行支援事業所 オルタ八乙女	(社福)やまとみらい福祉会	特定なし	就労移行支援	20	〒981-3112 泉区八乙女4-1-1	346-7142	346-7143	H28.5.1
就労定着支援事業所 オルタ八乙女			就労定着支援	-				R1.7.1
オルタ八乙女			自立訓練(生活訓練)	10				R5.8.1
就労継続支援B型事業所 はなさく	(合同)ディライト	知的精神難病	就労継続支援B型	20	〒981-3104 泉区永和台24-1 永和台ショッピングセンター3	344-6918	344-6918	R7.3.1

(泉区つづき)

事業所名	経営(設置)主体	主な対象	事業	定員	所在地	電話番号	FAX	指定年月日
就労継続支援B型 MY GOOD	(株)T・S・S	特定 なし	就労継続支援B型	20	〒981-3135 泉区八乙女中央1-5-20 及川吾番館301	346-9697	346-9697	R6.6.1
就労支援事業所フィ オーレ仙台	(株)リーバ	身体 (聴覚) (内部) 知的 精神 難病	就労継続支援B型	16	〒981-3121 泉区上谷刈3-8-46	375-0055	375-0055	R2.10.1
			就労継続支援B型 (就労支援事業所フィ オーレ仙台 高松出張 所)	25	〒981-0907 青葉区高松2-4-16	725-7822	725-7822	R3.5.1
			就労継続支援B型 (就労支援事業所 フィオーレ仙台 南中山出張所)	19	〒981-3213 泉区南中山2-27-18	344-7227	344-7227	R5.5.1
就労支援施設 ねのわーく	(株)加藤福祉サー ビス	知的	就労継続支援B型	30	〒981-3221 泉区根白石字判在家25-2	725-8238	725-8248	H29.6.1
障害福祉サービス 事業所ほうゆう	(社福)幸生会	知的	生活介護	23	〒981-3217 泉区実沢字館後8-2	348-4531	348-4532	H24.3.1
			就労継続支援B型	17				
ジョブサポートYOU 泉中央	(株)人材サービス YOU	特定 なし	就労継続支援B型	20	〒981-3133 泉区泉中央3-36-1 セントレアカマII 201	739-9807	739-9827	R6.9.1
すていじ仙台	(社福)チャレンジ ドラいふ	知的	生活介護	35	〒981-3203 泉区高森7-1-4	777-3266	777-3267	H23.10.1
すまいる作業所	(NPO)コスモスク ラブ	特定 なし	生活介護	20	〒981-8001 泉区南光台東3-11-35	773-8610	773-8610	H22.4.1
			就労継続支援B型	20				
仙台市泉ひまわりの家	(社福)仙台市社会 福祉協議会(仙台 市)	知的	生活介護	20	〒981-3131 泉区七北田字道13	372-8074	372-8086	H23.4.1
仙台市泉ふれあいの家	(社福)仙台市社会 福祉協議会(仙台 市)	知的	生活介護	20	〒981-3131 泉区七北田字菅間42-1	373-4647	373-4651	H24.4.1
			就労継続支援B型	20				
仙台ローズガーデン	(社福)太陽の丘福 祉会	知的	生活介護	6	〒981-3215 泉区北中山4-26-18	376-1187	376-1193	R4.4.1
			就労継続支援B型	54				H24.4.1
つばめファクトリー	(社福)つばめっこ	知的	就労継続支援B型	14	〒981-3117 泉区市名坂字新道30-7-101	218-2525	218-3222	R6.8.1
つばめファクトリー	(社福)つばめっこ	知的	生活介護	5	〒981-3131 泉区七北田字日野123番地の9	372-0031	739-7236	R6.4.1
南光だi雲母倶楽部	(NPO)雲母倶楽 部	知的 精神	就労継続支援B型	20	〒981-8003 泉区南光台2-9-67	234-1711	234-1711	H19.4.1
日中活動支援施設 こくりの杜	(一社)仙台地域福 祉共創会	特定 なし	生活介護	20	〒981-3117 泉区市名坂字檜町201-1	725-5225	725-5243	H30.3.1
はまなす苑	(社福)なのはな会	知的	生活介護	35	〒981-8007 泉区虹の丘1-10-7	773-5171	773-5172	H19.11.1
バリユー・ラボ	(株)アイ・パート ナース	知的 精神	就労継続支援B型	20	〒981-3104 泉区永和台24-1 オフィス永和台6	346-8270	346-8271	R7.4.1
バルいずみ	(社福)緑仙会 (仙台市)	精神	就労移行支援	6	〒981-3131 泉区七北田字大沢鳥谷ヶ沢8- 11	377-4802	377-3762	H22.4.1
			就労継続支援B型	24				
ファースト 泉中央	(株)リレーション	特定 なし (車椅子の 方は対象 外)	就労継続支援A型	20	〒981-3117 泉区市名坂字東裏101-1 嶺岸商店BLD2階	355-9829	355-9804	R1.10.1
フォレストーナ仙台	(社福)チャレンジ ドラいふ	特定 なし	生活介護	30	〒981-3203 泉区高森7-1-2	341-2571	341-2572	H25.4.1
ふおれすとあゆみ	(NPO)あゆみ	精神	就労継続支援B型	20	〒981-8002 泉区南光台南3-34-6	252-7390	781-8290	H23.4.1

(泉区つづき)

事業所名	経営(設置)主体	主な対象	事業	定員	所在地	電話番号	FAX	指定年月日
ふれあい福祉作業所	(社福)チャレンジ どらいひ	特定 なし	就労継続支援B型	20	〒981-3203 泉区高森7-2 ショッピングガーデン・キャラ ウエイ内	342-7662	342-7663	H30.1.1
manaby 泉中央事業所	エスアンドウィン グス(株)	特定 なし	就労移行支援	20	〒981-3133 泉区泉中央1-7-1 泉中央ビル(スウィング)5階	341-8711	341-8188	H30.7.1
就労定着支援 manaby 泉中央事業所	エスアンドウィン グス(株)	特定 なし	就労定着支援	—	〒981-3133 泉区泉中央1-7-1 泉中央ビル(スウィング)5階	341-8711	341-8188	R6.6.1
manaby CREATORS 泉中央	(株)アツタカム	知的 精神 難病	就労継続支援B型	20	〒981-3133 泉区泉中央1-16-6 泉中央ビル9階	218-7222	218-7223	R5.6.1
みこし	アポクレ(株)	知的 精神	生活介護	20	〒981-8003 泉区南光台4-11-31 エムズビル1-1	343-7107	343-7108	R4.1.1
みどり工房 泉中央	(NPO)みどり会	特定 なし	就労継続支援B型	20	〒981-3133 泉区泉中央3-26-10 ローズボールビル101	771-5026	771-5027	H29.4.1
MIRAI 泉中央	(合同)MIRAI	特定 なし	就労継続支援A型	20	〒981-3133 泉区泉中央1-23-6 トラストセンタービル2階	772-5567	772-5568	R1.7.1
ワークスペースほぼ	(NPO)グループ ゆう	特定 なし	自立訓練(生活訓練)	6	〒981-3213 泉区南中山2-2-3	379-0279	379-0279	H23.10.1
			就労継続支援B型	14				H28.3.1
ワークファレ	(社福)愛泉会	特定 なし	就労継続支援B型	20	〒981-3111 泉区松森字齊兵衛4-3-2F	218-0146	344-9021	H22.4.1
ワインフォレストセツ森	(社福)やまとみら い福祉会	身体 (聴覚) (内部) 知的 精神 難病	就労継続支援B型	20	〒981-3217 泉区実沢字涌上り屋敷1-21	341-9681	341-9682	R5.6.1

※ 多機能型事業所で事業所所在地が2つ以上の区に分かれている場合は、主たる事業所の所在地に掲載しています。

※ 主な対象のうち、身体について細分がある場合は、記載があります。

肢体…肢体不自由、視覚…視覚障害、聴覚…聴覚・言語、内部…内部障害

※ 本表はR7.4.1現在のものとなっています。

(3)指定相談支援事業所

「サービス等利用計画」・「障害児支援利用計画」の作成や、地域生活に移行・定着するための支援を行う事業所です。

事業所名	経営(設置)主体	事業名	所在地	電話番号	FAX	指定年月日
相談支援事業所 マリアーजू仙台	(社福)チャレンジどらいひ	指定計画相談支援	〒980-0014 青葉区本町3-5-22 宮城県管工事会館5階	302-4557	748-6251	H26.4.1
		指定障害児相談支援				
相談支援事業所 こねくと千代	(社福)千代福祉会	指定計画相談支援	〒989-3127 青葉区愛子東3-9-11	302-5902	391-8240	H26.6.1
		指定障害児相談支援				
愛子相談支援事業所 Ma maison	(株)MAYURA	指定計画相談支援	〒989-3127 青葉区愛子東1-1-10	393-8310	393-8311	H26.7.1
相談支援センター ほっ ぶの木	(NPO)ほっぶの森	指定計画相談支援	〒980-0014 青葉区本町1-2-5 第三志ら梅ビル4階	208-8880	797-8802	H26.10.1
		指定障害児相談支援				
		指定地域相談支援				
ばるけ あでらんて	(NPO)アフタースクールばる け	指定計画相談支援	〒981-0952 青葉区中山4-1-32	347-4688	725-6676	H28.4.1
		指定障害児相談支援				
仙台エコー医療療育セ ンター相談支援事業所 ういず・ゆう	(社福)陽光福祉会	指定計画相談支援	〒989-3212 青葉区芋沢字横前1-1	394-7711	394-7714	H28.4.1
		指定障害児相談支援				
相談支援事業所 ワンファミリー	(NPO)ワンファミリー仙台	指定計画相談支援	〒980-0802 青葉区二日町4-26 リパティハイソ二日町102	398-9854	398-9856	H28.12.1

事業所名	経営(設置)主体	事業名	所在地	電話番号	FAX	指定年月日
仙台市障害児・者 相談支援センター	(合同)中川	指定計画相談支援	〒980-0003 青葉区小田原4-2-50-2	256-1931	281-8617	H29.11.1
		指定障害児相談支援				
		指定地域相談支援				
どんまいネット相談 支援センター	(一社)どんまいネットみやぎ	指定計画相談支援	〒980-0014 青葉区本町1-2-5 第三志ら梅ビル4階	090-2973 -1180	797-8802	H30.11.1
		指定障害児相談支援				
		指定地域相談支援				
相談支援事業所 未来	(一社)未来	指定計画相談支援	〒989-3211 青葉区赤坂2-32-16	080-3035- 2225	745-2360	R2.4.1
		指定障害児相談支援				
		指定地域相談支援				
ウィンドミル	アミークス(株)	指定計画相談支援	〒981-0821 青葉区春日町7-19 バルトラックス春日町ビル2階	797-7344	302-5378	R3.4.1
ほっとプラン仙台	ほっとファーム(株)	指定計画相談支援	〒989-3126 青葉区落合2-3-29	070-1144- 8844	281-8588	R3.8.1
		指定障害児相談支援				
愛子相談支援事業所	(一社)礎の杜	指定計画相談支援	〒989-3127 青葉区愛子東5-4-25 第2SDハイツA103	302-6750	302-6750	R6.4.1
		指定地域相談支援				
相談支援事業所ウェル 助	(合同)ウェルボックス	指定計画相談支援	〒981-0904 青葉区旭ヶ丘3-16-21 105・ 409	728-8830	728-8831	R7.3.1
ひばり相談支援セン ター	(株)ひばり	指定計画相談支援	〒989-3202 青葉区中山台2-60-6 ニューワールドM・I・Pビル2F	341-8671	341-8672	R7.3.1
きょうどう舎相談支援 センター	(NPO)生活支援きょうどう舎	指定計画相談支援	〒983-0836 宮城野区幸町3-4-15 サンライフ高嶺T-105	296-6045	296-1966	H26.4.1
		指定障害児相談支援				
		指定地域相談支援				
プランつるがや	(社福)仙台つるがや福祉会	指定計画相談支援	〒983-0824 宮城野区鶴ヶ谷5-15-17	253-6560	251-1613	H26.4.1
		指定障害児相談支援				
安心生活サービス仙台	(有)すずめプランニング	指定計画相談支援	〒983-0826 宮城野区鶴ヶ谷東2-25-27 グリーンハイム101	251-3741	251-4641	H27.11.1
		指定障害児相談支援				
あしすとぴあ	(社福)仙萩の杜	指定計画相談支援	〒983-0035 宮城野区日の出町1-5-30	355-7361	355-2362	H28.8.1
		指定障害児相談支援				
ラ・ビジョン	(NPO)ばざーる太白社会事 業センター	指定計画相談支援	〒983-0852 宮城野区榴岡1-7-15 サニービル1002	292-7160	292-7162	H29.4.1
		指定障害児相談支援				
Tagomaruねくすと	(社福)仙台はげみの会	指定計画相談支援	〒983-0026 宮城野区田子西1-12-3	352-1153	352-5952	H31.2.1
		指定障害児相談支援				
障害者相談支援セン ター ゆあらいふ	(一社)IGUNAL	指定計画相談支援	〒983-0824 宮城野区鶴ヶ谷1-11-8-2	357-0725	357-0726	R3.4.1
		指定障害児相談支援				
		指定地域相談支援				
障害者相談支援セン ターライズみやぎの	(株)ソーシャルライズ	指定計画相談支援	〒983-0047 宮城野区銀杏町13-8	762-5831	352-3557	R4.3.1
		指定障害児相談支援				
		指定地域相談支援				
相談支援事業所 ためきさんち	(合同)みるはあと	指定計画相談支援	〒983-0803 仙台市宮城野区小田原2丁目 2-25 第二飯田コーポ305	090-1499- 7110	299-4867	R4.5.1
		指定障害児相談支援				
		指定地域相談支援				
桑の木相談支援事業所	(NPO)桑の木	指定計画相談支援	〒983-0834 仙台市宮城野区松岡町10番地 の7 大倉ビル2階201号室	745-2145	745-2145	R4.8.1
		指定障害児相談支援				
相談支援事業所 エレファン	(合同)ぶどうばたけ	指定計画相談支援	〒983-0803 宮城野区小田原二丁目2番27 号 第一飯田コーポ202号	080-3335- 1219	794-9986	R6.4.1
		指定障害児相談支援				
相談支援事業所アニ マートVista	(株)マグネッツ	指定計画相談支援	〒983-0005 宮城野区福室2-6-11 アヴァンセビル201	080-6349- 6340	-	R7.1.1

事業所名	経営(設置)主体	事業名	所在地	電話番号	FAX	指定年月日
相談支援事業所 なでしこ	(有)ティー・シー・エム	指定計画相談支援	〒984-0042 若林区大和町4-13-27	355-5133	283-7387	H26.5.1
		指定障害児相談支援				
		指定地域相談支援				
いいね相談支援事業所	(株)ゆめ工房	指定計画相談支援	〒984-0823 若林区遠見塚3-14-12	762-7219	762-7236	R5.12.1
		指定障害児相談支援				
かいごや	(合資)かいごや	指定計画相談支援	〒984-0831 若林区沖野3-30-7	282-1082	343-8078	H26.11.1
		指定障害児相談支援				
		指定地域相談支援				
仙台市自閉症相談センター	特定非営利活動法人 自閉症ピアリングセンター ここねっと	指定計画相談支援	〒984-0824 若林区遠見塚東8番1号 仙台市若林障害者福祉センター 内	294-0452	285-2430	H26.4.1
		指定障害児相談支援				
相談支援事業所 りんぐ	社会福祉法人みずきの郷	指定計画相談支援	〒984-0015 若林区卸町2-12-9	783-8311	789-8319	R7.4.1
相談支援事業所 マリアージュ若林	(社福)チャレンジdraいふ	指定計画相談支援	〒984-0015 若林区卸町東2-5-16 フォレストーナ若林内	302-4557	748-6251	H27.4.1
		指定障害児相談支援				
障害者相談支援事業 所ホライズン	(社福)わたげ福祉会	指定計画相談支援	〒984-0823 若林区遠見塚1-18-48	285-3531	285-7505	H29.8.1
		指定障害児相談支援				
おもいやライフ	(一社)思箭	指定計画相談支援	〒984-0051 若林区新寺1-5-26 レインボー仙台310	352-7046	352-7047	H30.6.1
		指定障害児相談支援				
		指定地域相談支援				
ライフの学校 相談支援 センター 萩の風キャン パス	(社福)ライフの学校	指定計画相談支援	〒984-0838 若林区上飯田字天神1-1	090-2997 -8555	289-1755	R3.9.1
		指定障害児相談支援				
		指定地域相談支援				
コスモス@こねくと	コスモスケア(株)	指定計画相談支援	〒984-0047 若林区木ノ下1-12-28	080-5912- 0352	-	R6.9.1
		指定障害児相談支援				
グッディポッケ	(社福)ぼっけコミュニティネット ワーク	指定計画相談支援	〒982-0222 太白区人來田2-2-1	243-7280	243-7281	H26.4.1
		指定障害児相談支援				
サポートケア 仙台ありのまま舎 難病・障害者相談支援 センター	(社福)ありのまま舎	指定計画相談支援	〒982-8544 太白区西多賀4-19-1	243-1301	243-0322	H26.5.1
		指定障害児相談支援				
		指定地域相談支援				
相談支援事業所 だんでらいおん	(NPO)だんでらいおん	指定計画相談支援	〒981-1101 太白区四郎丸字前89-1	741-2541	393-8839	H26.7.1
		指定地域相談支援				
共生福祉会障害者相談 支援センター	(社福)共生福祉会	指定計画相談支援	〒981-1102 太白区袋原5-12-1	399-8906	306-2515	H26.12.1
		指定障害児相談支援				
独立行政法人 国立病院機構 仙台西多賀病院	(独法)国立病院機構 仙台西多賀病院	指定計画相談支援	〒982-8555 太白区鉤取本町2-11-11	245-2373	243-2530	H26.12.1
		指定障害児相談支援				
仙台太白障害児・者相 談支援センター	(株)中川	指定計画相談支援	太白区茂ヶ崎3-11-10	256-1931	281-8617	H30.12.1
		指定障害児相談支援				
		指定地域相談支援				
Rickey/ハーバー 仙台長町	(株)ミツイ	指定計画相談支援	〒982-0011 太白区長町7-19-39 COMビル101	796-6301	796-6324	R2.4.1
		指定障害児相談支援				
ケアセンターあすと	(有)あすと	指定計画相談支援	〒982-0003 太白区郡山4-15-24-201	308-0777	399-6311	R3.4.1
		指定障害児相談支援				
		指定地域相談支援				
長町南まめいと相談支 援事業所	(NPO)ワーカーズコープ	指定計画相談支援	〒982-0012 太白区長町南3-13-19 パーシモン長町1階	393-8078	393-9431	R3.4.1
		指定障害児相談支援				
		指定地域相談支援				

事業所名	経営(設置)主体	事業名	所在地	電話番号	FAX	指定年月日
相談支援事業所 CATWALK	(株)CATWALK	指定計画相談支援	〒981-1102 太白区袋原字内手10-18	796-6255	796-6255	R4.4.1
		指定障害児相談支援				
相談支援事業所 時のひかり	(NPO)時のひかり	指定計画相談支援	〒982-0011 太白区長町5-9-13-2F	304-5753	226-7198	R5.7.1
		指定障害児相談支援				
		指定地域相談支援				
social workers office そわか	(一社)そわか	指定計画相談支援	〒982-0031 太白区泉崎一丁目32番3号 ロイヤルヒルズ泉崎406号室	080-4403- 7204	-	R5.7.1
		指定障害児相談支援				
		指定地域相談支援				
いぶき地域医療連携室	(株)ナースケア東北	指定計画相談支援	〒982-0037 太白区富沢西5-12-28 PASSIONEIV	796-1840	797-7189	R6.9.1
		指定障害児相談支援				
なずき	(株)なずき	指定計画相談支援	〒981-1104 太白区中田三丁目11番32号 メゾン太田201	352-7971	797-8191	R6.12.1
		指定障害児相談支援				
トータルサポート センターゆう	(NPO)グループゆう	指定計画相談支援	〒981-3213 泉区南中山2-12-3	348-2151	348-2151	H26.3.1
		指定障害児相談支援				
障害者相談支援事業所 ふれんず愛	(社福)愛泉会	指定計画相談支援	〒981-3131 泉区七北田字道27	375-5411	375-5412	H26.4.1
		指定障害児相談支援				
ひだまり介護	(有)ひだまり介護	指定計画相談支援	〒981-3222 泉区住吉台東3-2-4	341-4721	341-4722	H26.8.1
		指定障害児相談支援				
太陽の丘相談支援事業 所	(社福)太陽の丘福祉会	指定計画相談支援	〒981-3215 泉区北中山4-26-18	376-1287	376-1193	H27.4.1
		指定障害児相談支援				
相談支援事業所 はなたば	(NPO)コスモスクラブ	指定計画相談支援	〒981-8001 泉区南光台東3-11-35 2階	375-5514	375-5514	H29.10.1
		指定障害児相談支援				
相談支援事業所 さいぼす仙台	(NPO)アイサポート仙台	指定計画相談支援	〒981-3133 泉区泉中央2-24-1	341-1728	341-1729	R1.6.1
		指定障害児相談支援				
相談支援事業所 ゆめ計画	(合同)あいそら	指定計画相談支援	〒981-3133 泉区泉中央4-19-1 ブリーナ泉中央701	346-8974	346-8978	R1.12.1
		指定障害児相談支援				
		指定地域相談支援				
障害者相談支援事業所 さいん	(社福)幸生会	指定計画相談支援	〒981-3221 泉区根白石字清水屋敷35-1	080-4619- 7435	391-6725	R4.5.1
		指定障害児相談支援				
あいの実オーブ	(社福)あいの実	指定計画相談支援	〒981-3125 泉区北中山4-33-13	785-9492	774-2807	R4.6.1
		指定障害児相談支援				
宮城県医療的ケア児等 相談支援センター ちるふあ	(一社)宮城・仙台障害者相談 支援従事者協会	指定計画相談支援	〒981-3213 泉区南中山3-19-12	346-7835	346-7836	R4.11.1
		指定障害児相談支援				
相談支援事業所 キャンドルハウス	(合同)もも佳	指定計画相談支援	〒981-3203 泉区高森4-2-196	765-0783	765-0783	R5.6.1
		指定障害児相談支援				
		指定地域相談支援				
相談支援事業所 kiraku	一般社団法人あらいや	指定計画相談支援	泉区松森字新田159	090-2997- 7046	-	R7.4.1
		指定障害児相談支援				
		指定地域相談支援				

※ 本表はR7.4.1現在のものとなっています。

※ 本表に掲載している事業所の他に、P15、16【障害者相談支援事業】に記載の各事業所及び仙台市自閉症児者相談センター(ここねっと)も計画相談

※ 仙台市地域生活支援拠点事業の受託に伴い、特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンターが運営する「国見・千代田のより処ひなた

3 障害者福祉センター

障害のある方の各種相談に応じ、日常生活訓練や生活介護等の各種事業を行うとともに、障害者の福祉に関する講習会やボランティアの養成等を通じて、障害のある方の総合的な福祉の増進を図る施設です。

施設名	経営(設置)主体	主な事業	定員	所在地	電話番号	FAX	設置年月日
仙台市宮城野障害者福祉センター	(社福)仙台市障害者福祉協会(仙台市)	自立訓練 (機能訓練)	6	〒983-0835 宮城野区大槻16-2	292-8474	292-8476	H13.10.12
		自立訓練 (生活訓練)	6				
		生活介護	8				
仙台市若林障害者福祉センター	(社福)仙台市障害者福祉協会(仙台市)	自立訓練 (機能訓練)	6	〒984-0824 若林区遠見塚東8-1	294-0450	285-2430	H19.10.23
		自立訓練 (生活訓練)	6				
		生活介護	8				
仙台市太白障害者福祉センター	(社福)仙台市障害者福祉協会(仙台市)	自立訓練 (機能訓練)	6	〒982-0012 太白区長町南1-6-10	308-8801	308-8803	H9.8.20
		自立訓練 (生活訓練)	12				
		生活介護	6				
仙台市泉障害者福祉センター	(社福)仙台市社会福祉協議会(仙台市)	自立訓練 (機能訓練)	15	〒981-3131 泉区七北田字道48-12	372-7848	372-8969	H4.5.16
宮城県障害者福祉センター	(社福)宮城県障がい者福祉協会(宮城県)	日常生活訓練、貸し館事業(宿泊可)、相談・研修・交流事業イベント等	—	〒983-0836 宮城野区幸町4-6-2	291-1585	297-0721	S58.4.1

4 地域生活支援事業等関係の施設

(1) 障害者地域活動推進センター(地域活動支援センター等)

主に在宅の障害のある方に創作的活動又は生産活動の機会の提供等を行う施設です。

施設名	経営(設置)主体	定員	所在地	電話番号	FAX	設置年月日
アクティブ・デイ	(NPO)アクティブ	—	〒983-0014 宮城野区高砂1-122-2	352-5665	352-5665	H20.1.1
クリアリングハウス 仙台	(NPO)雲母倶楽部	—	〒983-0012 宮城野区出花1-3-11 (宮城野雲母倶楽部+らi心 内)	254-6757	254-6757	H18.10.1
ここねっとデイ	(NPO)自閉症ピアリンクセンターここねっと	—	〒984-0063 若林区石名坂57-1	223-1112	797-7034	H19.1.1
きりん	(NPO)アイサポート仙台	—	〒981-3133 泉区泉中央2-24-1 障害者総合支援センター内	341-1728	341-1729	H19.2.1
ほっとスペース歩 歩	(NPO)グループゆう	—	〒981-3213 泉区南中山2-2-3	348-2152	348-2152	H18.10.1

(2) 障害者小規模地域活動センター(地域活動支援センター)

障害のある方が通所し、創作活動や生産活動を通して、作業指導や生活指導、さらには社会参加訓練等の地域的な支援を行う施設です。

施設名	経営(設置)主体	主な対象	定員	所在地	電話番号	FAX	設置年月日
しあわせ会福祉作業所	(NPO)しあわせ会	知的	24	〒982-0834 太白区青山1-16-8	229-7275	229-7779	H14.9.1
しゃくなげ苑	(NPO)秋保福祉会しゃくなげ苑	知的	15	〒982-0243 太白区秋保町長袋字大原175	399-2690	399-2690	H15.4.1
そよかぜ広場	(NPO)そよかぜ広場	知的	10	〒982-0003 太白区郡山3-5-32	248-1198	248-1198	H18.4.1
アロー萌木	(NPO)仙台ダルク・グループ	精神	15	〒980-0001 青葉区中江1-23-4	716-5575	716-5575	H13.3.1
桜ファミリーワーク	(NPO)桜ファミリーワーク	精神	27	〒981-0961 青葉区桜ヶ丘5-18-15	719-8370	719-8370	H10.5.1
しおり	(NPO)仙台ダルク・グループ	精神	10	〒980-0802 青葉区二日町7-32 勾当台ハイツ203	211-1825	211-1825	H16.4.1
仙台ダルク・チエルクイオ作業所	(NPO)仙台ダルク・グループ	精神	15	〒980-0011 青葉区上杉2-1-26	261-5341	261-5340	H12.4.1
つなぎっこ	(社福)みんなの輪	精神	20	〒981-0933 青葉区柏木2-5-37	234-7921	234-7921	H13.4.1
縁むすび	(医療)清山会	精神	15	〒983-0014 宮城野区高砂1-11-2-108	254-0566	254-0566	H17.4.1
創働舎	(NPO)ハートライフせんだい	精神	10	〒983-0833 宮城野区東仙台1丁目23-81	251-3923	251-3923	H12.10.1
AR作業所「どんぐり」	(NPO)宮城県断酒会	精神	17	〒982-0841 太白区向山2-12-3	267-6276	399-6026	H14.4.1
第2わたげ	(NPO)わたげの会	精神	30	〒982-0001 太白区八本松1-12-27	248-7918	248-7918	H15.4.1
アトリエ・ソキウス	(NPO)ソキウスせんだい	精神	20	〒981-8003 泉区南光台4-30-23	301-1252	301-1252	H10.11.20

(3) 福祉ホーム

現に住居を求めている障害のある方が入所して、日常生活に必要な便宜の提供を受けながら独立した生活を送るための施設です。

施設名	経営(設置)主体	主な対象	定員	所在地	電話番号	FAX	設置年月日
泉松ハウス	(株)協	身体	21	〒981-3111 泉区松森字新田1	372-8882	372-8861	H21.12.22
サニースポット泉中央	(株)チャレンジプラットフォーム	特になし	20	〒981-3126 泉区泉中央南10-1	739-7176	739-7178	R3.3.1

5 障害者(児)短期入所(ショートステイ)

介護給付費のうち短期入所の支給決定を受けた身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者(児)、難病患者を介護している家族が、病気や休養などのため家族で介護できなくなった場合、一時的に施設でお預かりします。

※介護保険の対象者は原則として利用できません。

事業所名	所在地	医療 型等	電話番号	FAX
花笑み	青葉区旭ヶ丘1-26-8		706-5860	706-7223
グループホームイノバル仙台青葉	青葉区愛子中央5-8-5		796-0463	796-0467
ウインディ広瀬川	青葉区荒巻字三居沢1-8		715-0761	715-0762
ショートステイハピネス	青葉区荒巻字西雷神6-4		725-7665	725-7622
仙台エコー医療療育センター	青葉区芋沢字横前1-1	◎	394-7711	394-7714
障害者支援施設 ますみ学園	青葉区芋沢字青野木520		394-5110	394-5114
障害者支援施設 清風園	青葉区芋沢字畑前北62		394-5205	394-5204
障害者支援施設 あおば園	青葉区芋沢字沢田1-5		394-3271	394-3270
障害者支援施設 おおぞら学園	青葉区大倉字大原新田16-51		393-2334	393-2335
クオールド小田原	青葉区小田原7-7-34		796-8452	796-8453
ショートステイ望 仙台	青葉区小田原8-12-8	○	256-1931	281-8617
宮城県立拓桃園	青葉区落合4-3-17	◎	391-5111	391-5118
ゆう貝ヶ森	青葉区貝ヶ森5-6-10		341-2257	341-2258
ひかり苑	青葉区上愛子字道上59-4		391-1711	391-1712
せんだんの里ショートステイ	青葉区国見ヶ丘6-149-1		303-7552	303-7572
仙台青葉自立訓練センターさくなみ	青葉区作並字元木2-3		200-2339	745-2320
ウェルネスラボ「滝道」	青葉区滝道1-18		341-6172	341-6272
思いやり	青葉区錦ヶ丘9-29-59		391-1119	391-1120
ひなたぼっこ ※定期利用は受け付けておりません。	青葉区千代田町1-13		343-1340	301-8821
短期入所ふくしあ	青葉区中山2-19-22		341-6704	341-6705
Casa Live Well 錦ヶ丘	青葉区錦ヶ丘9-2-1		796-0266	796-0267
だいち	青葉区支倉町2-35		261-3664	261-3661
せんだんの館ショートステイ	青葉区水の森3-43-10		303-0371	277-0732
短期入所「kibidango吉成」	青葉区吉成1-9-16		090-2958-4110	725-7030
グランシエル安養寺	宮城野区安養寺2-19-19-101号		296-6085	296-6085

事業所名	所在地	医療 型等	電話番号	FAX
短期入所 仙台岩切	宮城野区岩切字畑中12-1		762-6961	762-6964
啓生園	宮城野区幸町4-6-2		385-7860	291-1783
Tagomaruステイ	宮城野区田子西1-12-3		352-5951	352-5952
らく四番館	宮城野区鶴ヶ谷5-15-17		253-6577	251-1613
ワークつるがや	宮城野区鶴ヶ谷5-22-1		395-7966	395-7968
きぼう園	宮城野区二の森14-3		293-1051	295-7194
光ヶ丘スペルマン病院	宮城野区東仙台6-7-1	◎	257-0231	257-0201
見守りケア クレッシェンド	宮城野区東仙台6-13-33		748-5785	748-5784
短期入所りんごの木 東仙台	宮城野区東仙台3-2-27		385-5692	385-5699
小規模多機能ホーム福ちゃんの家	若林区荒井7-4-1	○	352-7613	352-7623
ライフの学校 共生型看護多機能センター 六郷キャンパス	若林区今泉字門暮126-1		090-9257- 7235	352-8362
包括ケアステーション ソエル	若林区上飯田1-16-39	○	369-3726	369-3732
ライフの学校 共生型ショートステイ 萩の風キャンパス	若林区上飯田字天神1-1		289-8555	289-1755
わたげの家	若林区遠見塚1-18-48		285-3531	285-7505
すきっぷ	若林区遠見塚2-16-15		282-4671	282-4672
グルーピングケア仙台	若林区遠見塚3-14-12		762-7211	762-7236
指定短期入所事業所 サポートはぎ	太白区大野田5-23-3		746-6881	746-6882
萩の郷第二福寿苑	太白区鉤取字御堂平38		244-0118	244-6959
萩の郷福寿苑	太白区鉤取字御堂平38		244-0116	244-6746
四十四鉤取	太白区鉤取4-21-17		281-9552	281-9562
独立行政法人国立病院機構 仙台西多賀病院	太白区鉤取本町2-11-11	◎	245-2111	243-2530
特別養護老人ホーム 白東苑	太白区四郎丸字大宮26-3		241-5990	241-5929
ひだまりステイ	太白区西多賀2-7-7		743-6177	743-5582
クオールド中田	太白区中田町字法地北19番地の13		748-6390	748-6391
特定非営利活動法人 生活支援サービス・えぽっく	太白区西中田5-27-22		306-5476	306-5476
仙台ワークキャンパス	太白区袋原5-12-1		741-0998	306-2515
障害福祉グループ仙台短期入所 (みんなのおうち向山短期入所)	太白区向山2-11-48 プリムローズ向山101、102		221-3738	050-6865- 3769
禎祥ワークキャンパス	太白区茂庭人来田東10-3		244-4531	244-4532
難病ホスピスケア太白ありのまま舎	太白区茂庭台2-15-30	○	281-1200	281-1555

事業所名	所在地	医療 型等	電話番号	FAX
ショートステイ あかまんま	太白区八木山緑町7-37		208-5413	208-5414
六星庵	太白区八木山南1-5-15		797-2723	797-2724
障害福祉グループ仙台短期入所 (みんなのおうち八木山短期入所)	太白区八木山弥生町20-19		229-1331	050-6865- 3769
ハートワンショートステイ	太白区西多賀4-10-18		397-6300	379-6305
チャレンジビレッジ	太白区青山2-33-21		080-4057- 3691	224-1139
短期入所「人来田部屋」	太白区日本平7-18		738-7919	738-7929
ショートステイ ゆうゆう泉ヶ丘	泉区泉ヶ丘5-3-36		343-1736	343-1623
サニースポット市名坂短期入所	泉区市名坂字東裏57-2		341-8658	341-8659
ライムライト	泉区上谷刈字長命3-2		342-5661	342-5662
障害者支援施設 仙萩苑	泉区住吉台西2-7-6	○	379-8030	379-8033
障害者支援施設 幸泉学園	泉区七北田字道27		375-2675	375-2676
つばめっこハウス	泉区七北田字日野123-9		372-0031	739-7236
すてっぷ・はうす	泉区南光台3-1-24		779-7341	779-7342
たんたんの家	泉区南光台5-25-43		725-5344	725-5346
まちワクホーム	泉区西田中字萱場中33-3		343-7260	343-7261
あいの実ストロベリー	泉区西田中字松下23	◎	785-9513	774-2807
ショートステイゆう	泉区南中山2-12-3		376-7665	376-7665
宮城県啓佑学園	泉区南中山5-2-1		379-5001	379-5010
宮城県第二啓佑学園	泉区南中山5-2-1		379-5001	379-5010
サニースポット八乙女短期入所	泉区八乙女中央5-18-15		779-5713	779-5714
みんなのはあとほーむ	泉区山の寺1-12-20		707-9823	765-6605
カムカムせんだい	泉区山の寺2-15-14		346-9163	346-9163

※ 医療型等：◎印の医療型短期入所事業所、○印の福祉型強化短期入所事業所、共生型短期入所事業所
(看護師配置)は、医療的ケアの必要な方を受け入れています。

6 グループホーム(共同生活援助事業所)

地域の中にある共同生活住居(グループホーム)での生活を望む障害のある方に対し、主として夜間において、共同生活住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行う事業所です。

※ 所在地について、番地等を記載しておりません。

※ 介護提供種別: 包括＝介護サービス包括型、外部＝外部サービス利用型、日中＝日中サービス支援型

※ 定員内の()は、定員のうちサテライト型住居の定員

事業所名	経営(設置)主体	介護提供種別	主な対象	箇所数	定員	所在地	電話番号	FAX
くにも荘	(社福)みんなの広場	包括	精神	6	27	青葉区三条町	234-1524	727-6460
グループホーム・なのはな	(社福)なのはな会	包括	知的	5	27	青葉区双葉ヶ丘1丁目	272-5215	272-5215
仙台ダルク	(NPO)仙台ダルク・グループ	外部	精神	1	8	青葉区上杉2丁目	261-5341	261-5340
仙台ふきのとう	(社福)仙台市手をつなぐ育成会	包括	知的	10	60	青葉区台原4丁目	388-3477	388-3478
わーぷ	(社福)千代福祉会	包括	知的	18	67	青葉区愛子東3丁目	391-5446	391-8240
グループホームやまてまち	(社福)チャレンジらいふ	包括	特定なし	6	48(1)	青葉区山手町	279-7082	279-7083
みやぎこうでねいとファミリアハウス	(NPO)みやぎこうでねいと	包括	知的精神	8	40	青葉区一番町2丁目	263-0294	268-0509
くにもの杜	(社福)国見会	包括	知的精神	6	44(1)	青葉区国見6丁目	233-0218	728-8333
すまいるハウス	(一社)日本福祉支援協会	包括	身体的知的精神	10	65	青葉区旭ヶ丘3丁目	341-3903	341-3904
グループホームさくら	(株)さくら	包括	知的精神	4	19	青葉区山手町	739-9701	739-9702
ぐれーぷハウス	(NPO)グレイプ Grapes	包括	知的精神難病	4	22	青葉区上杉3丁目	796-2405	796-2406
グループホームワンファミリー	(NPO)ワンファミリー仙台	包括	特定なし	3	17(2)	青葉区二日町	398-9854	398-9856
ハピネスホーム	(株)フューチャーリンク	包括	知的精神難病	4	18	青葉区川平4丁目	725-7665	725-7622
オリーブ	(株)フィリア	外部	知的	2	10	青葉区桜ヶ丘3丁目	725-8957	725-8956
とおん	(NPO)ぴあいんく	包括	身体的知的	1	4	青葉区小松島2丁目	233-3755	233-3755
よろこび舎	いきるよろこび(合同)	包括	特定なし	2	14(1)	青葉区国見3丁目	090-2979-0465	774-2688
フィオーレ仙台	(株)NEXUS	包括	知的精神	6	60	青葉区川平1丁目	725-7366	725-7367
グループホーム恵愛	(一社)恵愛	包括	知的精神	4	22	青葉区荒巻神明町	393-9742	050-1075-1294
LIFE	(株)M&K	包括	聴覚言語内部知的精神	2	35	青葉区本町1丁目	261-0829	226-8839

事業所名	経営(設置)主体	介護提供種別	主な対象	箇所数	定員	所在地	電話番号	FAX
障害者グループホームPLUS+ONE	社会福祉東北(株)	包括	知的精神難病	6	30	青葉区栗生3丁目	796-2182	796-2183
ウェルネスラボ「滝道」	(一社)ウェルネスラボ悠	外部	肢体知的精神難病	3	19	青葉区滝道	341-6172	341-6272
ネクサスホーム	(株)アグリパートナーズ	包括	知的精神	7	54	青葉区双葉ヶ丘1丁目	341-8940	341-8941
四季の家	(合同)デフォージーアイ	包括	特定なし	3	12	青葉区旭ヶ丘2丁目	341-9298	341-9306
だいずグループ	(株)HLO	包括	特定なし	4	26	青葉区西勝山	725-7590	725-7590
kibidango home	(株)kibidango	包括	身体知的難病	3	12	青葉区吉成1丁目	725-7030	725-7030
グループホーム 時のひかり	(特非)時のひかり	包括	知的精神	3	21	青葉区国分町3丁目	799-7301	799-7302
グループホームイノバル仙台青葉	(株)INNOVEL HEALTHCARE	日中	特定なし	1	10	青葉区愛子中央5丁目	796-0463	796-0467
シェアハウスONE	(株)フォールアップ	包括	特定なし	1	7	青葉区堤町3丁目	080-1671-3848	-
ライズライブ愛子東	(株)ソーシャルライズ	包括	知的精神	1	6	青葉区愛子東1丁目	080-4914-8901	022-395-9901
クオールド小田原	QOLD株式会社	日中	知的精神	1	9	青葉区小田原	796-8452	796-8453
スマイリンクサンフラワー	GARDEN NIGACHI(株)	包括	知的精神	1	4	青葉区国見ヶ丘5丁目	080-5483-5553	-
グループホーム望(のぞみ)東照宮	(株)中川	包括	身体知的精神	1	7	青葉区東照宮1丁目	264-1202	264-1225
のぞみホーム	(社福)家庭福祉会	包括	知的	12	63	宮城野区二の森	293-1093	299-2923
わたげ寮	(NPO)わたげの会	外部	精神	1	6	宮城野区柊江	256-3130	285-7505
きょうどう舎グループホーム	(NPO)生活支援きょうどう舎	包括	知的	6	36	宮城野区幸町3丁目	296-6045	296-1966
らくき番館	(社福)仙台つるがや福祉会	包括	知的	4	27	宮城野区鶴ヶ谷5丁目	253-6577	251-1613
ハーモニー	(NPO)シャロームの会	包括	知的精神	2	18(2)	宮城野区西宮城野	293-4345	293-4346
Tagomaruハウス	(社福)仙台はげみの会	日中	特定なし	2	20	宮城野区田子西1丁目	352-5951	352-5952
Heart Home 岩切	株式会社T・S・S	包括	特定なし	3	17	宮城野区岩切	352-3805	217-6781
障害者グループホーム「はぐくみ」	(株)スズヨシ	包括	特定なし	3	24	宮城野区五輪1丁目	762-7577	762-7577
プチメゾン宮城野	(株)ソーシャルライズ	包括	知的精神	1	8(2)	宮城野区宮城野1丁目	253-6648	-
ソーシャルインクルーホーム仙台岩切	ソーシャルインクルー(株)	日中	身体知的精神	2	20	宮城野区岩切字畑中	762-6961	762-6964

事業所名	経営(設置)主体	介護提供種別	主な対象	箇所数	定員	所在地	電話番号	FAX
グランシエル安養寺	シエル(合同)	包括	知的精神	3	17	宮城野区安養寺2丁目	296-6085	296-6085
GOOD HOME ひまわり	(有)The Plough	包括	特定なし	1	10	宮城野区銀杏町3丁目	090-9037-6420	774-1641
グループホーム フェアリーチェ	(合同)FELICE	包括	知的精神	2	17	宮城野区宮城野1丁目	204-0857	204-0857
障がい者グループホームりんごの木 東仙台	(株)アップルファーム	包括	知的精神 難病	3	15	宮城野区東仙台3丁目	385-5692	385-5699
ひこうき雲	(社福)つどいの家	包括	知的	5	24	若林区遠見塚2丁目	282-4671	282-4672
フルハウス	(社福)わたげ福祉会	外部	精神	2	12	若林区遠見塚1丁目	285-3531	285-7505
ぴあ ぴーんず	(社福)仙萩の杜	包括	特定なし	1	7	若林区遠見塚2丁目	355-7361	355-2362
ラフィ若林	(株)絆寿	包括	知的精神	4	23	若林区志波町	766-8154	766-8509
カーサくわのき	(NPO)桑の木	包括	聴覚言語 知的精神	1	7	若林区連坊2丁目	349-8227	222-6767
mahoroba	株式会社まほろカンパニー	包括	知的精神 難病	2	24	若林区連坊2丁目	080-2833-0514	-
グループピングケア仙台	(株)ゆめ工房	包括	身体(視覚) 知的精神	2	20	若林区遠見塚3丁目	762-7211	762-7236
アルコール・リハビリホーム(ARH)	(NPO)宮城県断酒会	包括	精神	1	15	太白区向山2丁目	267-6276	399-6076
春日療養園グループホーム	(医療)吉田報恩会	包括	精神	2	8	太白区中田5丁目	241-4642	241-4642
グループホームだんでらいおん	(NPO)だんでらいおん	包括	精神	4	24	太白区四郎丸字前	741-2541	393-8839
グループホームふくろばら	(社福)ふれあいの森	包括	精神	5	26	太白区袋原6丁目	242-3230	—
リヴィール	(NPO)ハンス・バーガー協会	包括	精神	9	52	太白区柳生7丁目	0223-36-7782	0223-36-7783
グループホームわらしべ舎	(社福)わらしべ舎	包括	知的	4	28	太白区西多賀3丁目	307-6320	743-5582
ホームケア仙台ありのまま舎リビングセンター	(社福)ありのまま舎	包括	身体 難病	1	7	太白区西多賀4丁目	243-1300	243-0322
ぱんぷきん	(NPO)あなたの街の「三河や」さん	包括	精神	4	37(4)	太白区人來田3丁目	308-7282	249-4666
仙台ワークキャンパス	(社福)共生福祉会	包括	身体(肢体)	1	10	太白区袋原5丁目	741-0998	306-2515

事業所名	経営(設置)主体	介護提供種別	主な対象	箇所数	定員	所在地	電話番号	FAX
あゆの風	(合同)あっとほーむ	包括	知的精神	3	19	太白区八木山松波町	393-5634	393-5634
ポッケホーム颯	(社福)ぼっけコミュニティネットワーク	包括	知的	2	19	太白区山田字清太原	724-7682	724-7683
ハートランド	(合同)ハートランド	包括	知的精神	3	15	太白区富沢2丁目	307-3363	307-3363
ライトハウス	(NPO)ライフバウンド	包括	知的精神	2	10	太白区柳生6丁目	799-7028	799-7319
ソレイユホーム	(NPO)フルハウス	包括	知的精神	2	11	太白区袋原字堰場	241-1046	398-7130
六星庵	(NPO)ばぎーる太白社会事業センター	包括	身体(視覚)	2	13	太白区八木山南1丁目	797-2723	797-2724
シェ・ヌー	(有)アリエス・ケア	包括	身体 知的精神	1	15	太白区西多賀3丁目	724-7850	724-7850
大ちゃんハウス	株式会社ユニゾンウェブ	包括	内部 知的精神	3	20	太白区青山2丁目	724-7875	724-7876
障害福祉グループ仙台	(株)Kauri Forest	包括	身体 知的精神	4	23	太白区八木山弥生町	229-1331	050-6865-3769
むすび	(株)EGAO	包括	知的精神	4	20	太白区四郎丸字渡道	796-7901	796-7902
グループホームじばっち	(一社)CR-jiva	包括	身体 知的精神	1	8	太白区青山2丁目	399-6731	399-6732
magokoro home	(株)i village	包括	知的精神	2	11	太白区袋原3丁目	703-2236	220-4538
あいしんHome	(株)愛心ヘルプサービス	包括	身体 知的精神	4	20	太白区茂庭字梨野東	796-9886	796-9887
仙台ワークキャンパス	(社福)共生福祉会	外部	身体(肢体)	1	10	太白区袋原5丁目	741-0998	306-2515
アピアチェーレ	(株)Support each other	包括	知的精神	1	4	太白区山田自由ヶ丘	080-7458-1110	—
障がい者グループ・ケアホームつくしんぼの里	(株)あうら	包括	知的精神	5	52(4)	太白区八木山松波町	393-8664	393-8687
スミールハウス太白	株式会社サンテック	外部	身体 知的精神	1	7	太白区郡山5丁目	246-9006	246-9029
グローバルホーム10	ハッピーホールディングス株式会社	包括	特定なし	2	19	太白区八木山香澄町	797-1948	797-1949
クオールド中田	QOLD株式会社	日中	身体 知的精神	2	20	太白区中田町字法地北	796-8452	796-8453
四十四鉤取	有限会社太陽	日中	身体 知的精神	1	10	太白区鉤取4丁目	281-9552	281-9562
グループホームあゆみ	(NPO)あゆみ	包括	精神	5	22	泉区南光台南3丁目	252-7390	252-7390
グループホーム・ソキウス	(NPO)ソキウスせんだい	包括	精神	3	18	泉区黒松1丁目	343-8386	343-8386

事業所名	経営(設置)主体	介護提供種別	主な対象	箇所数	定員	所在地	電話番号	FAX
障害者共同生活援助 秋	(社福)愛泉会	包括	知的	5	30	泉区七北田字道	374-1631	344-6389
Tたいむ	(有)ナチュラル プランニング サービス	包括	精神	4	23	泉区南光台東2丁目	252-5027	252-5027
共同生活援助事業所 すいせんほーむ	(社福)幸生会	包括	知的	2	11	泉区南中山4丁目	070-5458- 9047	348-4532
グループホームねの	(株)加藤福祉 サービス	包括	知的	7	36	泉区根白石字新坂上	343-7113	343-7151
グループホームとりの こえ	(合同)さぼーと 敬	包括	知的 精神	2	23	泉区長命ヶ丘3丁目	777-5428	343-0312
グループホーム陽だ まりの丘	(NPO)アンソレ イユ	包括	知的 精神	3	17	泉区南光台2丁目	796-0601	796-0601
グループホームメロ ディ	(NPO)コスモス クラブ	包括	知的	2	8	泉区南光台東3丁目	341-5411	341-5411
グループホーム未来	(株)EGAO	包括	知的 精神	4	23	泉区長命ヶ丘3丁目	341-8303	341-8873
共同生活援助グルー プホーム ノコノコ	(合同)B-ダッ シュ	包括	知的 精神	2	8	泉区南光台2丁目	702-2614	702-2614
グループホームゆう ゆう泉ヶ丘	(株)悠優	外部	内部 肢体 知的 精神 難病	1	4	泉区泉ヶ丘5丁目	343-1622	343-1623
わおん泉ビレジ	サンライズ(株)	包括	知的 精神	5	23	泉区館2丁目	080-9634- 7429	342-1792
みんなのはあとほー む	カマダ実業(株)	包括	特定 なし	3	20	泉区山の寺1丁目	373-3992	772-5367
あかりホーム	アポクレ(株)	包括	知的 精神	3	12	泉区南光台南3丁目	343-7107	343-7108
アウル障害福祉グル ープ東北	(株)東北ケアラ ボ	包括	知的 精神	1	5	泉区市名坂	080-7651- 3278	-
茶々 南光台	ぱびこみゆ(株)	包括	身体 知的 精神	3	12	泉区南光台4丁目	344-6526	344-6536
サニースポット八乙女	(株)チャレンジ プラットフォーム	日中	特定 なし	4	40	泉区八乙女中央5丁目	779-5713	779-5714
スカイホーム	(NPO)アクティ ブライフ	包括	知的 精神	1	15 (1)	泉区泉ヶ丘3丁目	341-2885	341-2933
グループホーム エ ン・ジユ	(株)エステー	包括	知的	2	11	泉区南光台東1丁目	349-8818	349-8817
グループホーム憩い ば	(株)Zelkova	包括	知的 精神	3	17	泉区南光台1丁目	342-1553	342-1553
サン・ヒルズ	(社福)太陽の丘 福祉会	包括	知的	1	7	泉区北中山4丁目	376-1187	376-1193
まちワクホーム	中城建設(株)	包括	特定なし	4	20	泉区西田中字萱場中	343-7260	343-7261

事業所名	経営(設置)主体	介護 提供種別	主な対象	箇所 数	定員	所在地	電話番号	FAX
Ponte Home	(株)PONTE	包括	特定なし	2	9	泉区加茂1丁目	707-6430	702-0999
フュージョンホーム	(株)フュージョン ホーム	包括	知的 精神	1	6	泉区歩坂町	725-8229	725-8239
サニースポット市名坂	(株)チャレンジ プラットホーム	日中	特定 なし	3	29	泉区市名坂	341-8658	341-8659
ぱろすぱあ仙台	フライハイト株式 会社	包括	身体 知的 精神	1	6	泉区歩坂町	341-3077	341-3077
la zona 北中山	一般社団法人ス ポーツプロジェクト東北	包括	身体 知的 精神	1	5	泉区北中山2丁目	707-2279	702-4259

7 その他の福祉関係施設

(1) 仙台市福祉プラザ

発表会から研修会、会議等に利用できる一般貸出施設と、各種福祉団体や障害者・休日夜間歯科診療所が入る複合施設であるとともに、福祉の拠点施設として様々な福祉情報を発信し、民間社会福祉活動を支援するための施設です。

※施設の長寿命化を目的とした大規模改修工事のため令和6年11月1日から令和8年10月31日(予定)まで休館します。
(工事期間は変更となる場合があります)

- ① 有料貸施設: ふれあいホール、プラザホール、研修室、大広間、和室、調理実習室、創作室、託児室、録音室、展示ロビー
- ② 福祉図書コーナー

施設名	経営(設置)主体	郵便番号	所在地	電話番号	FAX
仙台市福祉プラザ	仙台市社会福祉協議会・東北共立グループ(仙台市)	980-0011	青葉区上杉1-6-10 EARTH BLUE 仙台勾当台ビル6階	213-6237	213-6467

(2) ボランティアセンター

ボランティア活動の振興と地域福祉の増進を図る活動拠点として様々な事業を行っています。

施設名	経営(設置)主体	郵便番号	所在地	電話番号	FAX
仙台市ボランティアセンター	(社福)仙台市社会福祉協議会	980-0011	青葉区上杉1-6-10 EARTH BLUE 仙台勾当台ビル6階	262-7294	216-0140
みやぎボランティア総合センター	(社福)宮城県社会福祉協議会	981-0914	青葉区堤通雨宮町4-17 (宮城県仙台合同庁舎8階)	739-9843	739-9842

(3) 視覚障害者情報センター

視覚障害のある方に対して点字図書・録音図書などの閲覧・貸出等を行う施設です。

施設名	経営(設置)主体	郵便番号	所在地	電話番号	FAX
宮城県視覚障害者情報センター	宮城県	980-0011	青葉区上杉6-5-1	234-4047	219-1642

(4) 聴覚障害者情報センター

聴覚障害全般に関して総合的・専門的に対応できる相談・情報提供や字幕、手話入りの録画物の制作や貸出、手話通訳者の養成等を行う施設です。

施設名	経営(設置)主体	郵便番号	所在地	電話番号	FAX
宮城県聴覚障害者情報センター	宮城県	980-0011	青葉区上杉3-3-1 (みやぎハートフルセンター1階)	393-5501	393-5502

(5) 仙台市健康増進センター

生活習慣病の予防、高齢者の方の介護予防、障害のある方の健康づくりの3つの事業を中心として、各種教室の開催や健康度測定、支援プランの作成など専門的な健康づくりの支援を行っています。

施設名	経営(設置)主体	郵便番号	所在地	電話番号	FAX
仙台市健康増進センター	仙台市	981-3133	泉区泉中央2-24-1	374-6661	374-6664

(6)社会福祉協議会

法人名	所在地	電話番号	FAX	事業内容
仙台市社会福祉協議会	〒980-0011 青葉区上杉1-6-10 EARTH BLUE 仙台勾当台ビル7階	223-2010	262-1948	(障害福祉サービス事業所) 仙台市泉ひまわりの家 仙台市泉ふれあいの家 (障害者福祉センター) 仙台市泉障害者福祉センター (障害者相談支援事業所) 障害者相談支援事業所ふらっと青葉 障害者相談支援事業所ふらっと泉 (その他) 仙台市権利擁護センター 仙台市成年後見総合センター
仙台市社会福祉協議会 青葉区事務所	〒980-0802 青葉区二日町4-3 (仙台市役所二日町分庁舎1F)	265-5260	265-5262	小地域福祉ネットワーク等の地域福祉 推進事業、各種貸付事業など
仙台市社会福祉協議会 青葉区宮城支部事務所	〒989-3125 青葉区下愛子字観音堂27-1 (宮城社会福祉センター内)	392-7868	392-7736	小地域福祉ネットワーク等の地域福祉 推進事業、各種貸付事業など
仙台市社会福祉協議会 宮城野区事務所	〒983-0841 宮城野区原町3-5-20 (メゾン坂下1F)	256-3650	256-3679	小地域福祉ネットワーク等の地域福祉 推進事業、各種貸付事業など
仙台市社会福祉協議会 若林区事務所	〒984-0811 若林区保春院前丁3-1 (若林区中央市民センター別棟1F)	282-7971	282-7998	小地域福祉ネットワーク等の地域福祉 推進事業、各種貸付事業など
仙台市社会福祉協議会 太白区事務所	〒982-0012 太白区長町南3-1-30 (南部アーチル1F)	248-8188	248-1330	小地域福祉ネットワーク等の地域福祉 推進事業、各種貸付事業など
仙台市社会福祉協議会 泉区事務所	〒981-3131 泉区七北田字道48-12 (泉社会福祉センター内)	372-1581	372-8969	小地域福祉ネットワーク等の地域福祉 推進事業、各種貸付事業など
宮城県社会福祉協議会	〒981-0914 青葉区堤通雨宮町4-17 (宮城県仙台合同庁舎8階)	779-7440	272-6800	県内の地域福祉の推進と社会福祉従 事者の人材養成及び施設経営指導や 市町村社協の連絡調整、県立社会福祉 施設の委託運営など

(7)公益財団法人・一般財団法人・公益社団法人・一般社団法人

法人名	所在地・連絡先	電話番号	FAX	事業内容
日本盲導犬協会 仙台訓練センター	〒989-3163 青葉区茂庭字松倉12-2	226-3910	226-3990	盲導犬育成事業および盲導犬貸与事 業、リハビリテーション訓練事業
宮城県視覚障害者福祉協会	〒983-0836 宮城野区幸町4-6-2 (宮城県障害者福祉センター内)	257-2022	293-9135	視覚障害者援護事業
星陵心臓友の会	〒984-0047 若林区木ノ下1-17-18	296-0584	290-6584	心臓疾患患者援護事業
宮城県手をつなぐ育成会	〒983-0836 宮城野区幸町4-6-2 (宮城県障害者福祉センター内)	292-5226	292-5298	知的障害者援護事業
宮城県聴覚障害者協会	〒983-0836 宮城野区幸町4-6-2 (宮城県障害者福祉センター内)	293-5531	293-5532	聴覚障害者援護事業
宮城県聴覚障害者福祉会	〒983-0836 宮城野区幸町4-6-2 (宮城県障害者福祉センター内)	393-5501	393-5502	聴覚障害者への総合的支援
日本てんかん協会宮城県支 部	〒982-0011 太白区長町5-9-16-901	247-0356	247-0356	てんかんに関する相談
日本筋ジストロフィー協会宮 城県支部	〒980-0811 青葉区一番町4-1-3 LC102 メールアドレス: info@jmda.miyagi.jp	341-0588	341-0588	筋ジストロフィー患者家族支援事業
日本オストミー協会宮城県支 部	〒981-3622 黒川郡大和町もみじヶ丘2-6-6 寺澤忠夫方	080- 5567- 3348	-	オストメイトに対する相談・援護事業

(8)団体

団体名	所在地・連絡先	電話番号	FAX
仙台市障害者福祉協会	〒980-0011 青葉区上杉1-6-10 EARTH BLUE仙台勾当台ビル5階	266-0294	266-0292
仙台市精神保健福祉団体連絡協議会	〒980-0011 青葉区上杉1-6-10 EARTH BLUE仙台勾当台ビル5階	224-9390	224-9390
仙台市知的障害者関係団体連絡協議会	〒984-0065 若林区土樋1-11-2(プラザスクランブルビル2階)	211-5030	211-7071
みやぎ・せんだい中途失聴難聴者協会	〒980-0011 青葉区上杉1-6-10 EARTHBLUE仙台勾当台ビル5階	248-6675	248-6675
みやぎ盲ろう児・者友の会	〒980-0011 青葉区上杉1-6-10 EARTHBLUE仙台勾当台ビル5階 メールアドレス:miyagi.db@gmail.com	080-8701-3134	—
仙台市視覚障害者福祉協会	〒980-0011 青葉区上杉1-6-10 EARTHBLUE仙台勾当台ビル5階	213-5811	213-5811
仙台市聴覚障害者協会	〒980-0011 青葉区上杉1-6-10 EARTHBLUE仙台勾当台ビル5階 メールアドレス:sendai530709@gmail.com	723-4875	723-4875
仙台市ボランティア連絡協議会	〒980-0011 青葉区上杉1-6-10 EARTH BLUE仙台勾当台ビル6階 (仙台市ボランティアセンター内)	262-7294	216-0140
仙台音訳の会	〒980-0011 青葉区上杉1-6-10 EARTHBLUE仙台勾当台ビル5階	213-5811	213-5811
点訳奉仕3・6会	〒980-0011 青葉区上杉1-6-10 EARTHBLUE仙台勾当台ビル5階	213-5811	213-5811
宮城県精神障がい者家族連合会	〒980-0014 青葉区本町3-7-4 (宮城県社会福祉会館(社福)宮城県社会福祉協議会内)	263-1044	263-1044
宮城音訳奉仕会	〒980-0011 青葉区上杉6-5-1(宮城県視覚障害者情報センター内)	234-4047	—
宮城点訳奉仕会	〒980-0011 青葉区上杉6-5-1(宮城県視覚障害者情報センター内)	234-4047	—
宮城県患者・家族団体連絡協議会(MPC)	〒980-0801 青葉区木町通1-4-15(仙台市交通局本局庁舎7F)	796-9130	211-1781
宮城県重症心身障害児(者)を守る会	〒980-0022 青葉区五橋2-4-1(エクセルジオ五橋7F)	261-1050	261-1050
仙台市障害者スポーツ協会	〒983-0039 宮城野区新田東4-1-1(宮城野体育館内)	236-8690	236-8691
宮城県肢体不自由児(者)父母の会連合会	〒983-0836 宮城野区幸町4-6-2(宮城県障害者福祉センター内)	293-2902	291-1588
宮城県喉頭摘出者福祉協会立声会	〒983-0836 宮城野区幸町4-6-2(宮城県障害者福祉センター内)	293-5305	293-5305
宮城県脊髄損傷者協会仙台支部	〒983-0836 宮城野区幸町4-6-2(宮城県障害者福祉センター内)	293-5503	205-1623
宮城県知的障害者福祉協会	〒983-0836 宮城野区幸町4-6-2(宮城県障害者福祉センター内)	293-4005	293-4010

団体名	所在地・連絡先	電話番号	FAX
宮城県障がい者福祉協会	〒983-0836 宮城野区幸町4-6-2(宮城県障害者福祉センター内)	291-1522	291-1588
宮城県障害者スポーツ協会	〒983-0836 宮城野区幸町4-6-2(宮城県障害者福祉センター内)	257-1005	257-1062
宮城県難聴児を持つ親の会	〒984-0046 若林区二軒茶屋1-20 メールアドレス:miyagi.nantyouji@gmail.com	—	—
宮城県自閉症協会	〒984-0816 若林区河原町2-2-3(南材ホーム内)	080-3328-3802	—
仙台ポリオの会	〒981-8001 泉区南光台東3-6-18	375-1756	375-1756
仙台市太白区障害者福祉協会	〒982-0012 太白区长町南1-6-10(太白障害者福祉センター内)	308-8801	308-8803
宮城県心臓病の子どもを守る会	〒981-3133 泉区泉中央2-25-8-601 https://www.instagram.com/miyagiheart/ メールアドレス:miyagi.heart@gmail.com	090-5059-3089	—
宮城県高齢者生活協同組合	〒981-3203 泉区高森3-4-131	343-7655	343-7666
仙台市泉区身体障害者福祉協会	〒981-3131 泉区七北田字道48-12(泉社会福祉センター内)	372-7848	372-8969
宮城県腎臓病患者連絡協議会	〒985-0841 多賀城市鶴ヶ谷1-4-1(宮城県多賀城分庁舎)	355-7537	355-7537

(9)関係官公署・機関等

区分	名称	所在地	電話番号
仙台市	仙台市役所	〒980-8671 青葉区国分町3-7-1	261-1111
	青葉区役所	〒980-8701 青葉区上杉1-5-1	225-7211
	宮城野区役所	〒983-8601 宮城野区五輪2-12-35	291-2111
	若林区役所	〒984-8601 若林区保春院前丁3-1	282-1111
	太白区役所	〒982-8601 太白区長町南3-1-15	247-1111
	泉区役所	〒981-3189 泉区泉中央2-1-1	372-3111
	宮城総合支所	〒989-3125 青葉区下愛子字観音堂5	392-2111
	秋保総合支所	〒982-0243 太白区秋保町長袋字大原45-1	399-2111
税関係	仙台国税局 電話相談センター	国税相談専用ダイヤル	0570-00-5901
	仙台北税務署	〒980-8402 青葉区上杉1-1-1	222-8121
	仙台中税務署	〒984-0015 若林区卸町3-8-5	783-7831
	仙台南税務署	〒982-8551 太白区柳生2-28-2	306-8001
	仙台北県税事務所	〒981-8510 青葉区堤通雨宮町4-17 宮城県仙台合同庁舎3階	275-9117(代)
	仙台中央県税事務所	〒980-0011 青葉区上杉1-2-3 自治会館1階	715-0621(代)
	仙台中央県税事務所 扇町出張所	〒983-0034 宮城野区扇町3-3-10 交通会館1階	232-5702
	仙台南県税事務所	〒982-0011 太白区長町7-22-20	248-2961(代)
年金関係	仙台北年金事務所	〒980-8421 青葉区宮町4-3-21	224-0891(代)
	仙台南年金事務所	〒982-8531 太白区長町南1-3-1	246-5111(代)
	仙台東年金事務所	〒983-8558 宮城野区宮城野3-4-1	257-6111(代)
	街角の年金相談センター仙台	〒980-0803 青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル2階	電話番号なし
警察署	仙台中央警察署	〒980-0022 青葉区五橋1-3-19	222-7171
	仙台南警察署	〒982-0011 太白区長町6-2-7	246-7171
	仙台北警察署	〒981-0913 青葉区昭和町3-13	233-7171
	仙台東警察署	〒983-0041 宮城野区南目館21-1	231-7171
	泉警察署	〒981-3133 泉区泉中央1-2-5	375-7171
	若林警察署	〒984-0030 若林区荒井東1-8-2	390-7171
交通関係	仙台市交通局	〒980-0801 青葉区木町通1-4-15	224-5111
	宮城交通	〒981-3201 泉区泉ヶ丘3-13-20	771-5310
	JR東日本	※JR東日本お問い合わせセンター	P44参照
	宮城県タクシー協会 仙台地区総支部	〒983-0862 宮城野区二十人町301-22	256-0356
医師会	仙台市医師会	〒984-0806 若林区舟丁64-12	227-1531
	仙台歯科医師会	〒980-0803 青葉区国分町1-5-1	225-4748
	宮城県医師会	〒980-8633 青葉区大手町1-5	227-1591
その他	仙台労働基準監督署	〒983-8507 宮城野区鉄砲町1 仙台第四合同庁舎	299-9075
	NTT東日本宮城支店	〒984-8519 若林区五橋3-2-1	P95~96参照
	NHK仙台放送局	〒980-8435 青葉区本町2-20-1	211-1042

さくいん

【 】内は本文における標記又は別名

あ	
ITサポートセンター【みやぎ障害者ITサポートセンター】	66
青い鳥郵便葉書の配付	97
い	
育成医療の支給	70
依存関連の相談	20
遺伝カウンセリング(遺伝相談)	69
移動支援(ヘルパーの利用)	31
医療型障害児入所施設	106
医療の給付など	69
医療費助成【心身障害者医療費助成】	70
う	
ウエルフェア【福祉まつり ウエルフェア】	104
ウエルフェアスポーツ	104
ウエルポートせんだい【障害者総合支援センター】	13
運賃割引【航空運賃割引】	44
運賃割引【JR旅客運賃割引】	44
運賃割引【タクシー運賃割引】	44
運賃割引【バス・地下鉄運賃割引】	42
運賃割引【旅客船運賃割引】	45
運転免許取得費用の助成【自動車運転免許取得費用の助成】	40
運動会【身体障害者家族ぐるみ運動会】	103
運動会【仙精連大運動会】	103
え	
HIV(ヒト免疫不全ウイルス)に関する相談	20
SOSネットワーク	38
NHK放送受信料の免除	94
NTT電話番号案内	95
NTTファクス104(FAXによる番号案内)	95
NTTファクス115(FAXによる電報受付)	96
NTTふれあいファクス	96
お	
オストメイト社会適応訓練	65
音声機能障害のある方の発声教室・指導者養成	65
音訳サービス【視覚障害のある方への点訳・音訳サービス】	54
音訳・点訳【リクエスト音訳・点訳】	54
か	
絵画コンテスト【障害のある方による書道・写真・絵画コンテスト】	104
介護助成【全身性障害者等指名制介護助成】	37
介助員派遣事業【盲ろう者通訳・介助員の派遣】	56
外国人重度障害者等福祉手当	79
ガイドヘルパーの派遣【全身性障害者ガイドヘルパーの派遣】	40
拡大読書器の設置	58
貸付【生活福祉資金の貸付】	83
家庭ごみ処理手数料の減免【ストマ装具・紙おむつ等使用者の家庭ごみ処理手数料の減免】	93

き	
基礎年金【障害基礎年金】	75
機能訓練【自立訓練(機能訓練・生活訓練)】	28
虐待防止・差別解消相談ダイヤル【障害者虐待防止・差別解消相談ダイヤル】	22
共同生活援助(グループホーム)	30
居宅介護(ホームヘルプ)	27
緊急通報システム【重度身体障害者緊急通報システム】	38
く	
車椅子住宅【重度身体障害者世帯向け車椅子住宅】	39
車椅子の短期貸出	36
グループホーム(共同生活援助)	30
け	
計画相談支援の流れ	2
軽自動車税の減免【自動車税(環境性能割・種別割)、軽自動車税(環境性能割・種別割)の減免】	89
携帯電話の障害者割引サービス	97
軽度身体障害者世帯向け住宅【高齢者及び軽度身体障害者世帯向け住宅】	39
健康指導教室【障害のある方の健康指導教室】	65
健康診査【身体障害者健康診査】	72
健康に関する相談【依存関連の相談】	20
健康に関する相談【こころの健康相談】	20
県税事務所	154
県民税	86
減免【市営施設利用料金の減免】	99
減免【市営駐車場等駐車料金の減免】	47
減免【自動車税(環境性能割・種別割)、軽自動車税(環境性能割・種別割)の減免】	89
減免【市民税・県民税の減免】	86
減免【駐輪場定期利用料の減免】	47
こ	
公営住宅等の入居者選考時の優遇措置	39
公益財団法人・一般財団法人・公益社団法人・一般社団法人	151
後期高齢者医療の障害認定(65～74歳)	72
公共職業安定所(ハローワーク仙台)	67
公共料金の減免など	93
航空運賃割引	44
高次脳機能障害者の生活相談・支援	18
更生医療の支給	70
厚生年金【障害厚生年金】	76
交通運賃の割引	42
交通費助成	41
行動援護	27
高齢者及び軽度身体障害者世帯向け住宅	39
国際交流【障害者親善国際交流】	104
こころの絆センター	15
こころの健康相談	20
こころの悩みに関する相談など	14
心の輪を広げる体験作文・障害者週間のポスターコンクール	104
個人事業税の非課税－視力障害者の行う事業－	87
子どもの保健相談など	69
雇用就労	67

さ	
サービスの全体像	1
災害時要援護者情報登録制度	60
在宅酸素療法者酸素濃縮器等利用助成	82
在宅訪問・障害者・休日夜間歯科診療所	72
差別相談員【障害者差別解消相談員】	19
し	
市営施設利用料金の減免	99
市営駐車場等駐車料金の減免	47
市政だより音声版のYouTube配信	56
市政だより点字版・音声版	54
自立訓練	28・119
自立支援医療	70
自立生活援助	31
JR旅客運賃割引	44
(しかく)	
視覚障害者情報センター【宮城県視覚障害者情報センター】	55・150
視覚障害のある方の社会生活教室	65
視覚障害のある方への情報伝達支援	54
視覚障害のある方への生活情報提供	54
視覚障害のある方への点訳・音訳サービス	54
視力障害者の行う事業(個人事業税の非課税)	87
歯科診療所【一般社団法人仙台歯科医師会 在宅訪問・障害者・休日夜間歯科診療所】	72
自家用車燃料費助成券の交付	42
施設【指定相談支援事業所】	135
施設【児童福祉法関連のサービス利用の流れ・提供施設】	106
施設【障害者総合支援法関連のサービスを提供する施設】	118
施設【地域生活支援事業等関係の施設】	139
施設入所支援	29
失語症者向け意思疎通支援者の養成	59
指定発達支援医療機関【重症心身障害児委託病床・進行性筋萎縮症児委託病床】	106
指定難病医療費の助成(医療の給付)	69
自転車の認定【身体障害者使用自転車の認定】	47
(じどう)	
児童委員【民生委員児童委員】	18
自動車運転免許取得費用の助成	40
自動車改造費用の助成【身体障害者自動車改造費用の助成】	40
自動車税(環境性能割・種別割)、軽自動車税(環境性能割・種別割)の減免	89
児童発達支援センター	107
児童福祉法関連のサービス利用の流れ・提供施設	106
児童扶養手当	80
字幕入りビデオ等の貸出	55
市民税・県民税	86
社会生活教室	65
社会福祉協議会	151
写真・絵画コンテスト【障害のある方による書道・写真・絵画コンテスト】	104
社団法人 仙台歯科医師会 在宅訪問・障害者・休日夜間歯科診療所	72

(しゅ)	
就労移行支援	28
就労継続支援	29
就労選択支援	28
就労支援センター【仙台市障害者就労支援センター】	67
就労定着支援	28
宿泊型自立訓練	30・119
手話通訳者・要約筆記者の養成	59
手話通訳者・要約筆記者・要約筆記奉仕員の派遣	55
手話通訳相談員の配置及びタブレット端末の設置	55
重症心身障害児委託病床・進行性筋萎縮症児委託病床 指定医療機関	106
住宅改造費等の助成	39
住宅【高齢者及び軽度身体障害者世帯向け住宅】	39
住宅【重度身体障害者世帯向け車椅子住宅】	39
住宅等の入居者選考時の優遇措置【公営住宅等の入居者選考時の優遇措置】	39
重度障害者等就労支援特別事業(ヘルパーの利用)	32
重度障害者入院時コミュニケーション支援	31
重度身体障害者緊急通報システム	38
重度身体障害者寝具洗濯サービス	38
重度身体障害者世帯向け車椅子住宅	39
重度訪問介護	27
(しよ)	
障害基礎年金	75
障害厚生年金	76
障害児通園施設	107
障害児福祉手当	78
障害者虐待防止・差別解消相談ダイヤル	22
障害者権利擁護センター【宮城県障害者権利擁護センター】	22
障害者控除(所得税)	86
障害者控除(市民税・県民税)	86
障害者控除(相続税)	87
障害者支援施設	118
障害者週間のポスターコンクール	104
障害者就労支援センター【仙台市障害者就労支援センター】	67
障害者小規模地域活動センター(地域活動支援センター)	140
障害者職業センター【宮城障害者職業センター】	67
障害者職業能力開発校【宮城障害者職業能力開発校】	68
障害者親善国際交流	104
障害者スポーツ教室	103
障害者スポーツ大会選手団派遣【全国障害者スポーツ大会選手団派遣】	104
障害者総合支援センター(ウェルポートせんだい)	13
障害者総合支援法関連のサービスを提供する施設	118
障害者相談員	19
障害者地域活動推進センター(地域活動支援センター等)	140

(しよ)	
障害者でんわ相談室	18
障害者の相談支援	15
障害者配食サービス	37
障害者福祉センター	139
障害のある方による書道・写真・絵画コンテスト	104
障害のある方の健康指導教室	65
障害のある方のレクリエーション	103
障害福祉関係法人・団体	152
障害福祉サービス事業所	119
障害福祉サービス等の対象となる難病等376疾患	4
障害福祉サービスの利用者負担等について	3
障害福祉サービスの利用手続き	2
障害福祉サービスの利用	1
少額貯蓄の利子等の非課税	88
ショートステイ【障害者(児)短期入所】	29・141
ショートステイ【日中ショートステイ】	29
小地域福祉ネットワーク活動	38
小児慢性特定疾病医療費の支給(医療の給付)	69
情報伝達支援【視覚障害のある方への情報伝達支援】	54
職業安定所【公共職業安定所】	67
書道・写真・絵画コンテスト【障害のある方による書道・写真・絵画コンテスト】	104
所得税の障害者控除	86
助成【心身障害者医療費助成】	70
助成【全身性障害者等指名制介護助成】	37
助成【自動車運転免許取得費用の助成】	40
助成【住宅改造費等の助成】	39
助成【身体障害者自動車改造費用の助成】	40
(しん)	
寝具洗濯サービス【重度身体障害者寝具洗濯サービス】	38
進行性筋萎縮症児委託病床【重症心身障害児委託病床・進行性筋萎縮症児委託病床】	106
進行性神経難病の方など重度障害者のコミュニケーション相談・支援	18
心身障害者医療費助成	70
心身障害者扶養共済制度	84
心身障害者扶養共済制度掛金の控除・給付金の非課税	88
身体障害者家族ぐるみ運動会	103
身体障害者健康診査	72
身体障害者自動車改造費用の助成	40
身体障害者使用自転車の認定	47
身体障害者障害程度等級表	25
身体障害者手帳	23
身体障害者向け住宅	39
寝台タクシー【リフト付タクシー・寝台タクシー】	53
す	
ストマ装具・紙おむつ等使用者の家庭ごみ処理手数料の減免	93
スポーツ【ウエルフェアスポーツ】	104
スポーツ教室【障害者スポーツ教室】	103
スポーツ大会選手団派遣【全国障害者スポーツ大会選手団派遣】	104
スロープ付路線バスの運行	51

せ	
(せいかつ)	
生活介護	28・118
生活訓練	28・119
生活訓練【中途失聴・難聴の方の生活訓練】	65
生活情報提供【視覚障害のある方への生活情報提供】	54
生活相談・支援【高次脳機能障害者の生活相談・支援】	18
生活福祉資金の貸付	83
生活用具の支給【日常生活用具の支給】	34
(せいしん)	
精神科デイケア	14
精神障害者家族教室	18
精神障害者保健福祉手帳	24
精神障害のある方に対する相談・支援	18
精神障害のある方のボランティア活動支援	65
精神障害のある方のレクリエーション	103
精神通院医療の支給	70
精神保健福祉総合センター(はあとぼーと仙台)	14
精神保健福祉相談(来所相談)	14
成年後見制度利用支援	21
成年後見総合センター【仙台市成年後見総合センター】	21
税の減免・非課税・優遇措置等	86
税務署	154
遷延性意識障害	69
選挙公報の点字版・音声版	63
全国障害者スポーツ大会選手団派遣	104
仙精連大運動会	103
全身性障害者ガイドヘルパーの派遣	40
全身性障害者等指名制介護助成	37
(せんだい)	
仙台歯科医師会 在宅訪問・障害者・休日夜間歯科診療所(仙台歯科福祉プラザ)	72
仙台市権利擁護センター「まもりーぶ仙台」	21
仙台市社会福祉協議会	151
仙台市障害者就労支援センター(はたらポート仙台)	67
仙台市障害者福祉協会	152
仙台市成年後見総合センター	21
仙台市ひきこもり地域支援センター「ほわっと・わたげ」	17
仙台市福祉プラザ	150
「せんだいふれあいガイド」点訳・音訳版の提供	54
先天性血液凝固因子障害	69
先天性代謝異常等検査	69
そ	
相続税の障害者控除	87
相談支援	15
贈与税の特例	88

た	
大活字本の貸出	58
代理記載制度【郵便等による不在者投票における代理記載制度】	63
タクシー運賃割引	44
タクシー【リフト付タクシー・寝台タクシー】	53
タクシー利用券の交付【福祉タクシー利用券の交付】	41
短期入所(ショートステイ)	29・141
ち	
地域活動支援センター	140
地域生活支援事業等関係の施設	139
地下鉄運賃割引【バス・地下鉄運賃割引】	42
地下鉄の無料乗車証(ふれあい乗車証)の交付	41
知的障害のある方の販売業務訓練	65
知的障害のある方の本人活動支援	65
知的障害のある方のレクリエーション	103
駐車禁止除外指定車標章の交付	48
駐車場等駐車料金の減免【市営駐車場等駐車料金の減免】	47
中途失聴・難聴の方の生活訓練	65
駐輪場定期利用料の減免	47
聴覚障害者福祉相談員	19
聴覚障害のある方の社会生活教室	65
つ	
通院介護費用支給	81
通行料金割引【有料道路の通行料金割引】	45
通訳・介助員派遣事業【盲ろう者通訳・介助員の派遣】	55
通訳相談員の配置【手話通訳相談員の配置】	55
て	
手当【外国人重度障害者等福祉手当】	79
手当【児童扶養手当】	80
手当【障害児福祉手当】	78
手当【特別児童扶養手当】	81
手当【特別障害者手当】	78
低廉な郵便サービス	98
デジター図書の貸出【録音図書・デジター図書・マルチメディアデジターの貸出】	58
手帳【身体障害者手帳】	23
手帳【精神障害者保健福祉手帳】	24
手帳【療育手帳】	23
てんかんに関する相談	20
点字市政だより【市政だより点字版・音声版の提供】	54
点字図書の給付	54
点訳・音訳サービス【視覚障害のある方への点訳・音訳サービス】	54
点訳【リクエスト音訳・点訳】	54
点訳・音訳版の提供【「せんだいふれあいガイド」点訳・音訳版の提供】	54
点訳・朗読・手話奉仕員の養成	59
電話相談【こころの悩みに関する相談など】	14
電話番号案内【NTT電話番号案内】	95

と	
等級表【身体障害者障害程度等級表】	25
同居特別障害者控除(所得税、市民税・県民税)	86
同行援護	27
投票所入場券の点字シール貼付	63
特別児童扶養手当	81
特別障害給付金	77
特別障害者控除(所得税、市民税・県民税)	86
特別障害者手当	78
図書等の郵送貸出	58
図書の貸出【デイジー図書・マルチメディアデイジーの貸出】	58
図書の対面朗読サービス	54
な	
ナイトライン	14
難聴児補聴器購入等助成	36
難聴の方の生活訓練【中途失聴・難聴の方の生活訓練】	65
難病患者等補装具等賃借費の助成	34
難病【障害福祉サービス等の対象となる難病等376疾患】	4
難病に関する相談	17
南部発達相談支援センター(南部アーチル)	14
に	
日常生活用具費の支給	34
日中一時支援(日中ショートステイ)	29
入居者選考時の優遇措置【公営住宅等の入居者選考時の優遇措置】	39
ニュー福祉定期貯金	93
ね	
NET(ネット)119緊急通報システム	62
年金【障害基礎年金】	75
年金【障害厚生年金】	76
年金事務所	154
燃料費助成券の交付【自家用車燃料費助成券の交付】	41
は	
ハート・プラスマーク	56
はあとぼーと仙台【精神保健福祉総合センター】	14
はあとライン	14
配食サービス【障害者配食サービス】	37
バス・地下鉄運賃割引	41
バス・地下鉄の無料乗車証の交付【ふれあい乗車証の交付】	41
バスの運行【スロープ付路線バスの運行】	51
はたらポート仙台【仙台市障害者就労支援センター】	67
発声教室・指導者養成【音声機能障害のある方の発声教室・指導者養成】	65
発達障害児・者の相談支援	16
発達相談支援センター【北部アーチル・南部アーチル】	14
ハローワーク仙台【公共職業安定所】	67
販売業務訓練【知的障害のある方の販売業務訓練】	65

ひ	
非課税【市民税・県民税の非課税】	87
非課税【少額貯蓄の利子等の非課税】	88
ひきこもり地域支援センター	17
ビデオ等の貸出【字幕入りビデオ等の貸出】	55
ヒト免疫不全ウイルス(HIV)に関する相談	20
ふ	
FAX119番	62
FAXによる電報受付【NTTファクス115】	96
FAXによる番号案内【NTTファクス104】	95
福祉型障害児入所施設	106
福祉事務所【保健福祉センター・保健所】	13・裏表紙
福祉タクシー利用券の交付	41
福祉避難所	60
福祉ホーム	140
福祉まつり ウェルフェア	104
不在者投票における代理記載制度【郵便等による不在者投票における代理記載制度】	63
不在者投票【郵便等による不在者投票】	63
扶養共済制度【心身障害者扶養共済制度】	84
扶養共済制度掛金の控除・給付金の非課税【心身障害者扶養共済制度掛金の控除・給付金の非課税】	88
ふれあい案内(無料番号案内)	95
ふれあい乗車証(バス・地下鉄の無料乗車証)の交付	41
へ	
ヘルパーの利用【移動支援】	31
ヘルパーの利用【居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護】	27
ほ	
放課後等デイサービス事業所	108
防災メール【杜の都防災メール】	61
放送受信料の免除【NHK放送受信料の免除】	94
訪問入浴サービス	37
北部発達相談支援センター(北部アーチル)	14
保健相談【子どもの保健相談など】	69
保健福祉センター【福祉事務所・保健所】	13・裏表紙
母子・父子家庭医療費助成	71
補助犬に関する相談	22
補助犬の飼料給付	40
補装具費の支給	33
ボランティア活動支援【精神障害のある方のボランティア活動支援】	65
ボランティアセンター	150
「ほわっと・わたげ」【仙台市ひきこもり地域支援センター】	17
ま	
「まもりーぶ仙台」【仙台市権利擁護センター】	21
マル優	88

み	
未熟児養育医療給付	70
宮城県視覚障害者情報センター	55・150
宮城県聴覚障害者情報センター(愛称「みみサポみやぎ」)	55・150
宮城県ゆずりあい駐車場利用制度	49
みやぎ障害者ITサポートセンター	66
宮城障害者職業センター	67
宮城障害者職業能力開発校	68
民生委員児童委員	18
め	
メール119番	62
メール【杜の都防災メール】	61
も	
盲ろう者通訳・介助員の派遣	56
盲ろう者通訳・介助員の養成	59
杜の都おしえてコール【仙台市総合コールセンター「杜の都おしえてコール」】	19
杜の都防災メール	61
もりのみやこのふれあいコンサート	105
ゆ	
郵便等による不在者投票	63
郵便等による不在者投票における代理記載制度	63
郵便葉書の配付【青い鳥郵便葉書の配付】	97
有料道路の通行料金割引	45
ゆずりあい駐車場利用制度【宮城県ゆずりあい駐車場利用制度】	49
よ	
要援護者情報登録制度【災害時要援護者情報登録制度】	60
養成講座	59
要約筆記者・要約筆記奉仕員の派遣【手話通訳者・要約筆記者・要約筆記奉仕員の派遣】	55
り	
リクエスト音訳・点訳	54
リフト付自動車の運行	50
リフト付タクシー・寝台タクシー	53
療育医療給付	70
療育手帳	23
利用者負担について【障害福祉サービスの利用者負担について】	3
療養介護	30
旅客船運賃割引	45
リラックス・パフォーマンス	105
れ	
レクリエーション【障害のある方のレクリエーション】	103
ろ	
朗読サービス【図書の対面朗読サービス】	54
わ	
割引【携帯電話の障害者割引サービス】	97
割引【航空運賃割引】	44
割引【JR旅客運賃割引】	44
割引【タクシー運賃割引】	44
割引【バス・地下鉄運賃割引】	41
割引【有料道路の通行料金割引】	45
割引【旅客船運賃割引】	45